主意たちがたし、尤なるこたへと申上し」

①倭名類聚鈔　○辨色立成

○兼名苑　○漢語鈔

槐記山科道安記、家熙公口授、云、「源順が和名鈔は手柄也、あの時分あれほどの書を會得して、一々に和名を附ることはなるまじきこと也、辨色立成、兼名苑、漢語鈔など云ふもの、一部も遺らぬことこそ念なきことなれと仰なり、何とかしても和朝にては祕せらるゝ故書少なく、紛失燒亡如レ此にやと申上し、さらばとよ、祕せらるゝ計にあらず、これは努々沙汰はならぬことなり、あまり和朝々々になりて來て、定家時代よりして和朝にて萬事みな〳〵すむになり、漢の書はいらぬになりたるから、右の書も強て用ひぬやうになりて亡びたるものなり、正しく列朝の百史だに闕損して見るべからず、類聚國史の全きは一所にもなきやうになりたり、可レ歎哉と仰らる」

○三十六歌仙　○百人一首

槐記山科道安記、家熙公口授、云、「三十六歌仙の歌合は、橘の公任の定められしものなりと仰らる、夫に付入道釋阿とありて、烏帽子に狩衣を著せられたる圖は如何なる故にや、有髮の人を入道と稱して苦しからずとにや、但し分けあることにやと窺ふ、仰に、總じて百人一首、三十六歌仙、ともに繪は何の時何人の附たること慥ならず、近代のことにて分けもなきひがごと多し、釋阿は勿論のこと、法性寺入道前關白太政大臣として、束帶にて笏を持れたる圖なり、貫之は五位ざりの人にて、四品に進まれたることは傳說には見えず、然れども黑き裝束に淺黃のさしぬきを著たり、人丸は天智の時の人也とて、いまだ裝束の定まらぬ時にして、烏帽子にてあの裝束なり、是は◎原本缺文とやらんの夢に見えられたる像なりと云ふ、それぎりの事なり、持統の時にあの樣に六重がさねのあるべき樣なし、然れども今日になつては天下通用になりて、兒童卒僕もその圖を見てその人をしる樣になりて、其繪の上に押さるゝ色紙は、所望次第に書きてやらねばならぬやうになる」云々、

○事蹟合考柏崎永以撰

無題隨筆伊勢貞丈、に事蹟合考を引き、自註云、「柏崎永以貞元作」

○可笑記

無題隨筆伊勢貞丈、に可笑記を引き、自註云、「作者不レ知」

○北越太平記雲庵撰

無題隨筆伊勢貞丈、に北越太平記を引き、自註云、「同廿五冊、作者洛東隱士雲庵、諸書を引き、上杉輝虎景勝の事蹟を記」

○塩嚢鈔釋行譽撰　○塵添塩嚢鈔

無題隨筆伊勢貞丈、云、「塩嚢鈔は觀勝寺行譽作也、增補を塵添と云ふ、此作者は天文元年壬辰二月三日、釋氏某比丘とあり」

○下學集　○增補下學集

無題隨筆伊勢貞丈、云、「下學集作者は、文安元年甲子東麓破衲とあり、增補は寬文己酉年山脇道圓重顯とあり、增補は近代の事物を交せ入て、故實なきこと多し、用がたし」

○節用集

無題隨筆伊勢貞丈、云、「節用集は文龜年中古版あり、植字にて片かな附なり、其後慶長年中版本あり」

○そゞろ物語

近世奇跡考磐瀨醒云、「そゞろ物語は寬永十八年の版本なり」

○醒睡笑安樂庵策傳撰

近世奇跡考磐瀨醒、云、「安樂庵策傳はおとしばなしの上手也、元和九年七十の年、醒睡笑といふ笑話本八冊をつくる、萬治元年上木せり、此人茶道において名高しといへども、落しばなしの上手なる事をしる人まれなり、世に稱する所の安樂庵の舘は此人より出ぬ」

○露がはなし露の五郎兵衞撰

近世奇跡考磐瀨醒、云、「支考が本朝文鑑に、露の五郎兵衞辻談義の說といふ文をのせて云、此者は夷洛に名をしられて、洛陽の佛事祭禮に彼が芝居を張ざることなし、世に云ふ辻ばなしの元祖也云々、延寶天和の時代也、祇園、眞葛が原或は北野に出しといふ、露がはなしといふ草紙五冊あり」

○鹿の卷筆鹿野武左衞門撰

近世奇跡考磐瀨醒、云、「元祿の頃、江戸に座敷仕形ばなしといふこと行はる、長谷川町の鹿野武左衞門といふ者上手なり、鹿の卷筆と云ふ笑話本五冊をあらはす」

○吾妻めぐり

近世奇跡考磐瀨醒、云、「寬永二十年印本、吾妻めぐりといふ草紙二冊あり」

○田舍句合榎本其角撰
○盞集同
○續みなし栗同
○いつを昔同
○萩の露同
○句兄弟同
○裏若葉同
○三上吟同
○たれが家同
○類柑子同
○新三百員同

近世奇跡考（磐瀨醒）云、「寛文元年丑七月十七日生る、榎本は母方の姓と云ふ、本姓は竹下、（一に竹内と云、其爪庵の說也、）父を東順と云ひ、江州堅田人、姑醫を以て某侯に仕へ、辭して後隱者になる、曾て和歌連歌俳諧をたしむ、（由良八郎左衞門正春を師と云ふ、）元祿六年八月廿八日歿す、享年七十二、母は貞享四年四月八日歿す、其角幼年の時、神田お玉ヶ池にすみ、幼名を源助（一に源藏と云ふ又其爪庵の說也、）といひしとぞ、（冠鸞翁說なり、）延寶のはじめ桃青が門に入て俳諧を學びし由、五元集に見ゆ、（十四五歲の時にあたれり、）延寶二十歌仙、田舍の句合等に螺

○みなし栗同
○新山家同
○花つみ同
○雜談集同
○枯尾花同
○若葉合同
○錦繡段同
○蕉尾琴同
○新二百員同
○五元集同

舍或は螺子とあり、初名なるべし、（一蝶すがげの贅に螺舍其角とあれば、後には號にも用ゐしか、）つゞきの原に麒角ともかけり、江戸鹿子、江戸圖鑑等に龜鶴とあるは誤ならん、晉其角と稱せしは、易經に晉其角とあるにもとづけり、寶晉齋は米元章が硯に鐫りたる文字なり、其硯を得て寶晉の二字、寶井晉子と云ふによくかなへりとて、佐玄龍に扁額をかゝしめて庵にかけ則寶晉齋と號せし由五元集に見ゆ、幼年より儒を寬齋先生にまなび、醫を草刈某に學び、醫道の名を順哲と云ふ、（其爪庵說なり、）詩を大巓和尙にまなぶ、書は玄龍に學て後一家の風をなし、畫は一蝶に學びぬ、曾ててれてふれ町（實名堀江町、）木履を商ふ家の裏にすみて、狂而堂と號す、貞享の頃嵐雪、（此時服部彦兵衞、）破笠（此時小川平助と云、）等其角と同居せしよし、破笠自記および古柏筵日記老のたのみ寫本、等に見ゆ、和漢文藻に其角が號雷柱子とあり、うら若葉、類柑子等を見れば、涉川ともいへり、又狂雷堂、六藏庵、善哉庵、文合庵（元祿十年歲旦帳にあり、）等の諸號あり、畫名を蕃子といひしは、折にふれての戲號なるべし、寶永四年丁亥二月晦日歿す、享年四十七、二本榎上行寺に葬る、法名喜覺居士、其角著書目錄、田舍句合、（一、延寶八、）みなし栗、（二、天和三、）盞集、（一、貞享元、）新山家、（一、同

二、）續みなし栗、（二、同四、）花つみ、（三、元祿三、）いつを昔、（一、同年、）雜談集、（二、同四、）萩の露、（一、同六、）枯尾花、（同七、）句兄弟、（三、同年、）若葉合、（一、同九、）裏若葉、（一、同十、）錦繡段、（同年、）三上吟、（同十三、）蕉尾琴、（三、同十四、）たれが家、（一、時代不レ詳、）新二百員、（二、）類柑子、（三、遺稿、寶永四、）五元集、（四、同上、延享四、）新三百員、（一、）以上二十一部」

○水鳥記

近世奇跡考（磐瀨醒）云、「水鳥記二卷あり、樽次の自作、底深と酒合戰の戲書也、原本大師川原にあり、世に流布の印本二本あり、一本は寬文二年京版、一本は江戸版、上木の年號なし、ともに繪入のかながき本なり」

○舞曲扇林（河原崎權之助撰）

近世奇跡考（磐瀨醒）云、「貞享中の印本舞曲扇林二冊、河原崎權之助作」

○弓馬三祕書

本朝軍器考餘（宇治田忠卿、）云、「伊豆國田中住人小林中務少輔覺書一冊、多賀豐後守聞書一冊、源大藏少輔道春家記一冊、合て弓馬三祕書といふなり」

○難經註疏（名古屋玄醫撰）　○丹水隨筆同

丹水子（名古屋玄醫、）序（風竹堂、）云、「吾丹水先生學精術至、撰述之書頗多、予既於二難經註疏後序一表二出之一、而又有下曰二隨筆一者若干卷上、或發二明物理一、或考二證事實一、或記二見聞一、涉二滑稽一、亦暇日筆端之戲也」

○隱顯曾我物語（曾我祐賀撰）

無題隨筆（伊勢貞丈、）云、「隱顯曾我物語と云ふ書五冊あり、康正二丙子年初夏上旬、曾我常陸入道祐賀編誌と序の末にあり、是僞書なり、近世の人の僞作なり、文章の詞古風にあらず、一體の書き樣近世の軍談物の風なり、且又卷一工藤與二伊東一蜘蛛之論と云ふ篇に、工藤庄司景光が方より又金子借用せんことを望むと云ふこと見えたり、亦同卷に自二宗盛一伊藤へ鹿皮就二所望一鹿狩之事と云ふ篇に、米二百俵黃金三百枚を送り給ふと云ふこと見えたり、曾我の時代に錢計り通用にて、大判小判一分判などの金子通用は無レ之、金子通用は慶長以來の事也、然れば金子借用黃金三百枚などと云ふことは、曾我十郎五郎などの代には曾てなき事なり、是にて僞作物なる事を辨へしるべく、文章も康正の比の文體にはあらず、又序文に不レ辨二我家之興廢一而猥鏤梓惑レ世と見えたり、曾我物語は康正の頃にありし物なるべけれども、康正の比曾我物語を版行したること何にも見えず、版行したるは近

世の事也、是人僞之證據也」

○諸鞍日記

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「諸鞍日記、或本の表紙に、本書金澤稱明寺にあり、御用寫下書とあり、享保年中將軍家求め出し給へるなり」

○和漢珍書考或問(鵜飼信興撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「和漢珍書考或問、水戸儒鵜飼信興著」

○舊事大成經

蓐草(桂秋齋)、云、「舊事大成經の書、上野國黒瀧の潮音禪僧也、元肥前の人にて美濃に住す、館林の廣濟寺住職、其後大成經の事にて不首尾に成、上野黒瀧山に轉住の由也、是等が何か聊か古く僞り傳へし物に取そへて、正部二十八卷合て七十二卷として、是古聖德太子の著し給ふ其の舊事本紀也など披露しけるが、仔細有て僞書に極り、公儀より此書を禁止し給ふ、件の大成經いく處ともなく這箇の這の字を用、何々這箇とつかふことは、宋朝以後の俗語也、聖德太子の時代を異邦へあつれば隋にあたる、能思ふべし、七十二卷共に僞撰の證論ありといへども、こゝに略すと」云

○昆陽漫錄(青木敦書撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「昆陽漫錄、青木文藏敦書述」

○和歌物語

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「和歌物語、桂秋齋門人記」

○雪玉集右大臣實隆公撰

和歌物語(桂秋齋門人記)、云、「雪玉集、もとの名は聽雪集と云ふ也、逍遙院殿を敬ひて、雪玉集と後より云ふ也、彼集は三條西逍遙院右大臣實隆公の集なり」

○耳底記

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「耳底記、烏丸光廣問、細川玄旨答」

○(缺ク)書目(多田義俊撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「桂秋齋、初は多田兵部源義俊と云ふ、南嶺子と號す、秋齋が著せる書の中武門の事を書きたるは、多くは妄說なり、神道、官職、歌道、裝束の事書きたるは發明なることもあり、推量附會牽强妄說も交りたる事あり、僞書を引く事もあり、おほつかなき引書もあり、みだりに心をゆるして用られぬ書ども多し、知らぬ人の迷はんこそなげかしけれ」

○錦芥鈔(朝倉景衡撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)、に錦芥鈔を引き、自註云、「朝倉孫右衞門日下部景衡」

○見聞諸家紋帳(繁澤玄雪齋撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「見聞諸家紋帳に、奥書玄雪齋と云ふ人は、安藝毛利家人繁澤氏なり、其時代の故實者也」

○古今沿革考(後藤光生撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「古今沿革考の說は、柏崎永以が說を、其門人後藤光生が書き附たる也、卷尾に享保元年丙申三月日、持明院基輔卿門人柏崎貞元書ニ於壺井氏寓居ニとあり」

○參河後風土記

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「參河後風土記は、二階堂松齋と云ふ者、平岩主計頭の名を假りて作りたる也」

○信長記

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「信長記に僞りたることありと、大久保彥左衞門が參河物語に見えたり」

○節用集

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「節用集、文龜年中の古版あり、(辨疑書目椎字板の部に、眞書本二冊、文龜の本とあり、)南都饅頭屋宗仁作也、此宗仁は林和靖の後なりと本朝書籍目錄にあり、一說、玄惠作虎關作と云ふは非なり」

○異制庭訓

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「異制庭訓、一名遊學往來と云ふ、是も玄惠作也と辨疑書目に見ゆ、虎關の作にあらず」

○和學辨

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「和學辨は篠崎金吾平維章と云ふ儒者の著述なり、其書の論辨はよけれども、此國の古語にはうときか、てにはのちがひたる文のかきやう見えたり」

○鎌倉實記(中根丈右衞門撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「鎌倉實記の書僞書を引たり、和學辨に云、鎌倉實記、卷末に金史別本列將傳と云ふ書を引て、義經の金國へ渡られし事あら〳〵と書きたり、此作者中根丈右衞門と知音なりし故、金史別本の事を問にやりしに、その僞りなること現はれたり」

○多田五代記(多田義俊撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「多田五代記、多田兵部源義俊著之、南嶺子と號す」

○年山打聞(安藤爲章撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)、云、「年山打聞、爲章作、安藤守平なり、

丹波國桑田郡千年山下尾口村に産せし人なり、故に年山と號す、水戸黄門光圀卿是に彰考館の修選のことを賴み給ひし人也」

○海人藻芥

無題隨筆(伊勢貞丈)云、「海人藻芥、中御門宣方卿子惠命院僧正宣守作」

○とりかへばや

無題隨筆(伊勢貞丈)云、「とりかへばや、作者未レ詳、彰考館の御本合冊にて四冊あり、按に、とりかへばやは源氏族(カ)狹衣などより後に作れる草子と見ゆ、宣耀殿(實は男也)權中納言(實は女也)、兄妹をとりかへて作れり」

○大府記(爲房卿撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)云、「大府記、爲房卿日記」

○三足記(長兼卿撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)云、「三足記、長兼卿日記」

○薩戒記(定親卿撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)云、「薩戒記、定親卿日記」

○職原環翠鈔(清三位宣賢卿撰)

無題隨筆(伊勢貞丈)に職原環翠鈔を引き、自註云、「清三位宣賢卿環翠軒と號す」

○拾芥鈔

國學辨疑(吉見幸和)、天七地五辨(松浦守隆)云、「拾芥鈔者、洞院左大臣實熙公所レ撰、而實錄也」

○古語拾遺(齋部廣成撰)

國學辨疑(吉見幸和)、神代文字辨(磯野員純)云、「純按、古語拾遺者、平城天皇大同二年二月十三日、從五位下齋部宿禰廣成蒙二召問一、錄二舊說一所二上聞一之書也、其爲レ人也博聞強記、年高才富、博涉二故實一、洽究二根源一、以レ有レ所レ遺二於國史家牒一、輯錄而以奏レ之、故號二古語拾遺一、與二三史一共行、先賢皆以レ此備二考證一、其爲二實錄一、所レ不レ恥二古今一也」

○新撰姓氏錄

國學辨疑(吉見幸和)、神代文字辨(磯野員純)云、「純按、新撰姓氏錄者、嵯峨天皇弘仁六年七月廿日、中務卿四品萬多親王奉レ敕所レ撰之實錄、而無二可レ疑者一也」

○朝野群載

國學辨疑(吉見幸和)、神代文字辨(磯野員純)云、「純按、朝野群載者、鳥羽院永久四年、三善爲康所レ錄也」

○江家次第

國學辨疑(吉見幸和)、神代文字辨(磯野員純)云、「正二位權中納言大江匡房者、鳥羽院天永二年十一月五日薨、自二其先中納言從三位大江維時一相傳、而和漢之學世名二其家一、著二江家次第二十卷一、朝廷之式無レ不レ據二此書一」

○日本紀纂疏

國學辨疑(吉見幸和)、神代文字辨(磯野員純)云、「純按、日本紀纂疏者、稱光院朝、一條禪閤藤原兼良公所二撰述一也、兼良公者中臣遠神天兒屋命之苗裔、而所レ著之書許多、不レ可二勝計一也、任二攝關一長二百官一而統二理天下衆務一、廣通二和漢之故實一、洽涉二諸道之典墳一」

○兼俱神代諺解

國學辨疑(吉見幸和)、神代文字辨(磯野員純)云、「純按、兼俱者、伊豆卜部平麿之裔、而其先不レ詳、見二三代實錄一、兼俱汚名臭行、人皆所レ知、詳見二中御門宣胤卿記一、延佳所レ著兼俱謀討記、延經辨卜鈔、道春神社考、其他飛神明記、折中俗解、村村載筆、本朝蒙求等、今不レ及二盡記一、常以二僞妄譎詐一爲レ先、則其所レ言之不レ正、皆爲二虛妄寓言一明矣」

○日本紀問答

國學辨疑(吉見幸和)、神代文字辨(磯野員純)云、「純按、日本紀問答者、不レ知二何人之作一、記二其書尾一曰、右之一卷、吉田家秘事、而嫡子一人雖二代々傳一レ之、其方依二執心一免レ之、嫡孫一人以二牛王誓紙一可二傳授一、其父雖レ爲二眞實子息一不レ可レ有二他見一也、賀茂縣主保可、然則吉田家秘奧之書歟、以レ此爲二秘奧一、則其家說可レ知焉、凡日本紀問答之爲レ書也、妖妄附會之說不レ可二勝計一」云々、

○神學類編百卷(眞野時繩撰)

○本朝原學(松下見林撰)

國學辨疑(吉見幸和)、神代文字辨(磯野員純)云、「純按、眞野時繩者、尾張國海部郡津島天王社之神主氷室家之下神官七人之內、而元祿年中之人也、編二集神學類編百卷一、其他梓行之書許多、有二博學之名一、見林所レ撰之本朝學原一卷、時繩添二之假名鈔一加レ序」

○和漢問答(友部安崇撰)

國學辨疑(吉見幸和)、神代文字辨(磯野員純)云、「純按、和漢問答及野中清水者、武藏國江府舌耕之士友部安崇之作、而元文年中之人也、所二引用一之書、皆非二實錄一、故其說至而淺陋、不レ足レ證焉」

○神代口訣忌部正通(撰)

國學辨疑(吉見幸和)、神代文字辨(磯野員純)云、「忌部正通者、其傳不レ詳、著二神代紀二卷註釋一、號二神代口訣一也、閱二其

書、察レ爲二其人一、其學不レ正、信二佛書及僞書一、不レ覺二其欺妄一、則其說不レ可レ信、其書題號二口訣一者、類下稱二眞言家之祕密口傳一者上、況其全篇文章之拙、但忌部氏之糟粕、而與二廣成古語拾遺一同年而不レ可レ語也」

○日御崎社記

國學辨疑吉見幸和、神代文字辨磯野員純、云、「日御崎社記、何人之作哉、顧宗因所レ著神社啓蒙引書中有二日御崎社記一、爲二日吉神道記一、天神緣起等一列之書一、此書亦其社人等所レ記歟、其妄撰何足二支證一哉」

○和字傳來考跡部光海翁撰

國學辨疑吉見幸和、神代文字辨磯野員純、云、「光海翁書二置和字傳來考一云々、按、光海翁者傳二玉本正英一、而信二五部書一、所レ著之書許多、在二先生之家一、粗得レ閱レ之、大概貴二奧祕口訣一、而從二附會之說一者不レ少」

○墟嚢鈔十卷釋良胤撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋良胤、號二大圓一、光祿大夫源賴政之裔、丹州三重鄉人也、建曆二年十二月生、正應四年五月二十六日寂、壽齡八十一、法臘六十六、著二墟嚢鈔十卷一、今行二於世一矣」

○問答鈔一卷、釋顯意撰　○古今揩定記三十卷同、

○回帖疏疑端三卷、同　○淨土宗要三卷、同

○一乘海義一卷、同　○二道血脈圖一卷、同

○研覈章一卷、同　○五方便一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋顯意、字道敎、俗姓平民、薩州島津人、曆仁二年生、年逾三十、住二嵯峨釋迦院一、移二竹林寺一、末學推門、嘗謂レ徒曰、善導疏釋、振古講者多陳、已見二翻失一眞義一、於レ是著二古今揩定記三十卷一、略標二綱紐一、屬レ辭明晰焉、弘安九年春、於二龜山上皇仙院一、與二顯空法師一論二淨土三心之義一、述二問答鈔一卷一、平居著述有二回帖疏疑端一、淨土宗要各三卷一、一乘海義、二道血脈圖一、研覈章、五方便各一卷一、嘉元二年五月十九日寂、壽六十七」

○十住心論章稿釋賴瑜撰　○卽身義顯得鈔同

○開藏鈔二卷、同　○野道鈔同

○指心鈔同　○野金同

○野胎同　○護摩鈔同

○大乘義首卷同　○八識義鈔同

○千住心論愚草三十八卷、同　○菩提心論愚草同

○阿字祕釋二卷、同　○祕鈔問答十六卷、同

○寶鑰論義草同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋賴瑜、字俊寄、世姓源氏、紀州那賀郡人、上二高野山一、隸二名傳法院一、從二事義字一、康元初寓二仁和寺一、受二廣澤之流義一、正嘉元年歸二高野山一、著二十信心論草稿幷卽身義顯得鈔一、夢僧閱レ鈔曰、須レ作二文殊疏一、由レ是述二祕鍵鈔一名二開藏鈔一、蓋祕鍵是顯二文殊之摩地一故也、文應改元寓二木旛觀音院一、謁二侍眞空一、受二祕密口訣一、承二具支灌頂一、傍質二諸宗章疏一、因屆二醍醐報恩院一、隨二憲深僧正一、受二十八契印口訣一、金胎兩界法記一、其所レ聞述二野道鈔一、指心鈔、野金、野胎、護摩鈔一、深公覽レ之、賞著二跋語一、又居二木旛南院一、作二大乘義首卷及八識義鈔一、筆削勞レ神、患二健忘疾一、夢有レ人示以二呪印一、曰、每持レ此則不レ忘也、如レ敎卽瘳、文永八年在二傳法院一、錄二十住心論愚草三十八卷一、明年筆二記菩提心論愚草一、弘安四年辛巳撰二阿字祕釋兩卷一、夢見二文殊一、問二臨滅要一、大士曰、不遇所レ撰阿字祕釋、凌レ空而去、少歸、文殊多二感靈一、正應永仁間在二根山中性院一、撰二祕鈔問答十六卷一、寶鑰論議草一、嘉元元年集二釋論愚草十二卷一、翌歲正月朔日溘然而化、享年七十有九、坐臘若干歲、所レ著疏鈔一百餘品、四百五十餘卷矣、天文初追二贈僧正一焉」

○金胎曼荼羅鈔四卷、釋信日撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋信日、紀州名草郡神宮人、父世神官、母泉州大鳥官吏女、與正菩薩之外甥也、歲二十五住二大樂院一、德治二年二月二十四日泊然而化、作二金胎曼荼羅鈔四卷一、其餘鈔記若干卷、爲二宗學者所レ寵在レ焉」

○釋譯論私記二卷、釋信堅撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋信堅、信日之同母弟也、嘉元初、龜山上皇召レ宮、講二釋摩訶衍論一、昔弘法大師奏、以二此論一爲二密敎所依一、堅抑レ顯揚レ密、義辨婉麗、皇心有レ簡、時維冬月、寒威逼レ殿、則裂二御袖一手賜蒙レ頭、其經篋表題二祕密藏一、背書二六大無礙偈一、奎染以賜レ寵、復敕錄二所レ講之義一、堅編二釋譯論私記二卷一、備二御覽一焉、述作猶多、爲二密學者所一レ樞要一矣、堅亦八傑之一也」

○戒壇院緣起二十卷、釋聖然撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋聖然、字道明、從二中道守公一入二眞言院一、剃染受レ業、正和元年八月十五日化、嘗著二戒壇院緣起二十卷一矣」

○探玄記洞幽鈔一百二十卷、釋凝然撰

○華嚴五教賢聖鈔六十卷、同
○五教章通略記五十二卷、同
○二種生義三卷、同
○梵網香象疏日珠鈔八十卷、同
○孔目章發悟記二十三卷、同
○十重唯識帝鑑記七卷、同
○律宗華嚴取眞心章二十卷、同
○太子法華疏慧光記九十卷、同
○太子勝鬘疏詳玄記八十卷、同
○太子維摩疏庵羅記四十卷、同
○四分律本定賓疏贊宗記二十卷、同
○律宗瓊鑑章六十卷、同　○南山義章三十卷、同
○淨土敎海章四十卷、同　○淨土音義記二十卷、同
○十住心論義批二十卷、同
○十住心論鈔十七卷、同　○佛法傳通章十八卷、同
○諸宗傳通錄六十卷、同
○三國佛法傳通緣起三卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋凝然、號二示觀一、豫州高橋郡人、仁治元年春三月生二于藤氏一、然管二寺院一二十八、所レ寄レ懷著述、卷帙充レ棟、後宇多上皇巡二幸南都一、登二授戒堂一、就レ然受二菩薩戒一、其後召レ宮講二五敎章一、賜二國師號一、元亨元年九月五日、唱二滅於戒壇院一、報齡八十二、僧臘六十三、皇情宸悼、卿庶擧哀、然多才宏記、華嚴天台眞言三論、法相俱舍成實律淨土、及國史神書音樂科條、莫レ不二該綜一、悉有二疏鈔一、探玄記洞幽鈔一百二十卷、華嚴五敎賢聖鈔六十卷、五敎章通略記五十二卷、二種生義三卷、梵網香象疏日珠鈔八十卷、孔目章發悟記二十三卷、十重唯識帝鑑記七卷、律宗華嚴取眞心章二十卷、太子法華疏慧光記九十卷、太子勝鬘疏詳玄記八十卷、太子維摩疏庵羅記四十卷、四分律本定賓疏贊宗記二十卷、律宗瓊鑑章六十卷、南山義章三十卷、淨土敎海章四十卷、淨土音義記二十卷、十住心論義批二十卷、十住心論鈔十七卷、佛法傳通章十八卷、諸宗傳通錄六十卷、三國佛法傳通緣起三卷、其餘難二具記一、一代撰述凡有二一千一百餘卷一、贊曰、然師在レ東、大日上足禪爾徒客問曰、見二師下レ筆、書不レ用レ稿、文不レ加レ點、鉅篇魁冊、不レ日而成、凡有二撰述一、已來鮮レ有二如レ此盛一、不レ知レ勞二心思一否、然曰、吾不レ經レ意也、猶二草和一レ章、何勞之有、爾歎曰、富哉著述、古今罕レ疇焉、余與二戒壇院主一面熟情親、藏架袂隨レ意汎覽、永祿兵火

半秦灰矣、今在二府庫一者纔存二十一一、而又多厄レ蠹、逸飜二覆殘編一、細觀二顚末一、實間出英才也、吁世無二博雅君子一、不レ知レ有二高德一、悲夫」

○愚按訣釋親玄撰　○灌頂記同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「親玄、大相國通忠藤公子、敕任二僧正一、元亨二年二月十七日化、年七十四、玄著二愚按訣、灌頂記一」

○顯密論談鈔釋宥海撰　○肝心要義鈔同
○心觀明了鈔同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋宥海博識二顯密一、住二泉福一、著二顯密論談鈔、肝心要義鈔、心觀明了鈔等數十卷一」

○勸劣向勝不退門廣短冊釋順繼撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋順繼、字勝圓、學二于賴瑜一、有二博密名一、嘉元初年冬、瑜召レ繼曰、吾欲レ作二十題論科註一、未レ暇レ命レ筆、今疾不レ起矣、續二我志一者、非レ子不レ能、庶作二註疏一以惠二後世之賢義者一、子其念哉、繼受二顧囑一、明年九月註成、題曰二勸劣向勝不退門廣短冊一、時年四十五、其所二述作一法事文章數十篇、門流傳存焉」

○猪熊鈔釋照源撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋照源、字明導、源僕射有房子、住二大原來迎院一、後隨二檀請一移二京之金剛院一、改額二廬山一、天子屢召宣、問二吾敎一、賜二如法衣一、在二猪熊亭一講二三大部一、學者筆記成二一百卷一、名二猪熊鈔一、或曰二廬談一、今行二于世一矣」

○觀心發源頌釋賴申撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋賴申、字宗佐、越前瀧谷寺住侶也、十八從二濃州實相院宗印一受二瑜伽法一、州有二宗珍僧都者一、住二松山寺一、一時俊傑、皆受二宗訣一、申隨九白、承二顯密法一、繼二補實相說密諭導一、著二觀心發源頌焉一」

○無量壽經鈔七卷、釋道光撰　○語燈錄七卷、同
○淨土詮註鈔二卷、同　○大綱鈔四卷、同
○永觀律師十因記二卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「道光、字了慧、嘗入二支那一、謁二時名匠一、朝廷敕賜二廣濟之號一、永仁正安間著二無量壽經鈔、語燈錄各七卷、淨土詮註鈔二卷、大綱鈔四卷、永觀律師十因記二卷一、共行二于世一、遷化年月日舊記失レ之、贊曰、余見二記傳之書一、古書虛少實多矣、中古以來虛多實少矣、至二於今時一、附會牽強僞書贋本、梓印紛然、語燈七卷、皆實錄也、乃知二光之名不レ實焉一」

○傳通記見聞十五卷、釋耳曉撰　○述聞鈔一卷、同
○口傳鈔一卷、同　○決疑鈔同
○見聞論記同

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋良曉、字寂慧、相州白旗縣人、弘安二年爲二光明之第二世一、正慶元年三月朔日恬然氣絕、俗齡八十一、法臘六十有餘矣、曉著二傳通記見聞十五卷一、述聞鈔、口傳鈔各一卷、決疑鈔、見聞論記鈔等數十卷一、共行二于世一」

○華嚴五十三略頌一卷、釋道玄撰
○新舊會品鈔一卷、同

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋道玄、號二貞覺一、寓二居東大一、高踏終レ世、作二華嚴五十三略頌、新舊會品鈔各一卷一、俗呼二華嚴老僧一、又稱二貞覺大亭一矣」

○歸命本願鈔釋證賢撰　○西要鈔同
○往生全要訣同

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋證賢、字向阿、本姓源氏、藝州刺史武田時綱之子、官至二光祿大夫一、入二園城寺一剃染出家、洛陽富家崇レ賢、延招建二淨華院一、爲二第一世一、嘗謂、修二淨業一者異論瓜割、門戶區別、法然所レ云豈如レ此耶、宿二眞如堂一、夢聞下彌陀釋迦化爲二二僧一演中說淨土奧義一、宿二嵯峨清涼寺一、重感二應佛勝相一、於レ是宿疑氷解、因錄二所見一、編二輯歸命本願鈔、西要鈔一、又撰二往生至要訣記一、法然以來授受之旨、授二其徒玄心一、賢梵學外善詠二和歌一、載在二新撰千載集一、貞和元年六月二日坐寂、年八十二、臘若干歲」

○眞言傳七卷、釋榮海撰

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋榮海、大舍人藤俊業子、母大江氏、初住二慈尊領隨心院一、移二高雄神護寺一、敕任二僧正一、貞和元年春正月補二東寺長者一、贊曰、海公著二眞言傳七卷一、上自二傳來八家一至二諸師士庶一、面授之審也、身行之練也、有二靈感一者靡レ不二載敍一也、余多採レ之、獨憾二公之德蹟不レ存而已一」

○教理鈔釋湛睿撰　○纂釋三十二卷、同

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋湛睿、字本如、不レ知二生緣姓譜一、元應初受檀、請住二鎌倉稱名寺一、元亨二年著二教理鈔一、建武元年撰二纂釋三十二卷一、翼解華嚴大疏一、以二某年一卒二於所住一焉」

○妙印鈔八十卷、釋宥範撰

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋宥範、不レ詳レ氏、讚州櫛梨縣人、永仁二年上二高野山一、值レ有二事故一、不レ得二留寓一、卽抵二下野一、謁二鷄足寺學頭賴尊一、受二三寶院法流一、面二謁同州衣寺妙祥一、請聽二大日經疏一、祥曰、我昔應二泉涌寺願行上人之招一、將レ講二此疏於東寺一、偶値二其寂一、無レ意レ講久、奧州如法寺有二道性法印一、是信日之神足、當二往求一焉、祥公拒レ請、俄還二下野一、行路飢饉、往反甚窘、祥感二至懇一、始開二講筵一、一年畢レ軸、正安元年祥開二疏於武之廣田寺一、翌歲春又應二豆州密嚴院之請一、講二於走湯山一、範皆預聽、凡從二祥公一前後九白、毘盧印文大率入レ手、祥公謂曰、此疏無レ鈔、學者病、諸公爲レ記レ之、範勤レ所レ聞編二三十卷一、祥公命レ題名二妙印鈔一、嘉元三年、祥應二平帥之請一赴二鎌倉府一、範回覲二本師覺道一、道自移二常福院一、命住二無量寺院一、範好二靜修閑逸一、寺側初妙、祥曰、公他日還過二安祥寺一、傳二慧運流一、範憶二其言一、延慶二年如二江州安祥一、謁二寺主光譽一、譽者成慧僧正之高弟、名稱鳴レ世、範徂來十八年、盡得二家祕一、嘉曆末再治二妙印鈔一、成二八十卷一、觀應三年七月朔日奄然唱化、壽八十三、應安四年春、敕贈二僧正一、弟子宥源草二其行狀一焉」

○五敎章要文集三十二卷、釋俊才撰

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋俊才、號二十達一、後醍醐帝受二菩薩戒一、賜二國師號一、後住二鎌倉稱名一、文和二年十月二日謝世、壽九十有五、臘七十有六、著二五敎章要文集三十二卷一、

○五敎章鈔五卷、釋盛譽撰

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋盛譽、字明智、初住二久米多寺一、遷二戒壇院一、皇二張羯摩一闡二示華嚴一、兼授二密乘一、世稱二良匠一也、康安二年正月二十一日化二於所レ住、著二五敎章鈔五卷一」

○神風和記三卷、釋慈遍撰

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋慈遍、京師人、吉田卜部兼顯子、兼好弟也、弱登二叡峯一、剃髮稟レ戒、近二事碩匠一、學二天台敎一、又以二世業一精二博神書一、後醍醐帝召問二佛法神道一、常在二南朝一、任二大僧正一、編二著神風和記三卷一、世人玩レ之、不レ詳二其卒一矣」

○腐纔集

無題隨筆伊勢貞丈云、「腐纔集はイカイシ柳之作」

○武家系圖堀正意撰

諸家人物志葛城輝敎云、「堀杏庵正意、字敬夫、初藝濬、後尾陽仕、武家系圖撰」

○本朝通鑑

諸家人物志葛城輝敎、云、「人見友元、字宜卿、名節、號二竹洞一、道生姓、春齋本朝通鑑編時預レ修、號二野義卿一、」

○經邦典例新井君美撰

近閒寓筆吉田篁墩、云、「亡友土肥君澤德甫、嘗誦二其先人新川翁元成一口語一、語レ余云、源白石先生生平著述三百部、余疑二其夥甚一、德甫云、先大夫爲二白石親炙門人一、每二一書成一任二校訂一、或代手書、見在二目睹一、不レ容レ疑矣、蓋白石家後年不レ戒レ火、其手澤遺書經邦典例類炙焚亡、世既無二副本一、此書從レ是絕矣、錦城田元貞公幹、敎二授其曾孫世一、子敎、家猶覩二其家所レ遺先生親稿祕本數種一、世未レ及二經見一、及世之所二俱傳一者、併爲二目錄一卷一、今鈔共目二于玆一、與二好書之士一共レ之云々、右據二田目一、通計八十餘種、較二君澤之言一、猶不レ足二於三之一一、知佚亡者居多、特可レ借也、」

○斥非太宰純撰

過庭綺談原雙桂、云、「太宰春臺斥非をあらはして、專ら稱呼の法、題署の法等のことを說きおきたれども、既に其身の著して世に刊行する所の卷は、自の題署に、春臺先生門人稻垣長章稱明、原尙賢子才同校と書きて、春臺の姓を不レ書、是左樣にはせぬことなり、縱ひ其門人の編集たりとも、卷首の題署に其師の姓を省くべからず、極めて太宰先生著とか春臺太宰先生とか書くこと也、まして況や斥非は太宰存世の內、自身世話をして版行させし書なり、又其序中にも春臺先生とばかり書きて、姓を書く所一所もなし、是太宰稱呼のことに暗き也、自身に號に姓を附け書すことはせぬことなれども、門人より稱して卷首に題署するに、姓を省くこと曾以てなきこと也、是ほどの事は、昔より渡り來る所の書籍にちと氣を附てもしれる事なるに總體物門の徒は加樣のことに一切滅法多し、太宰氏は物門の中にても加樣のことに少しは氣を附けし人なれども、右の類のこと甚多し、徂徠南郭なほさらに甚麤也、」

○吾妻鑑

我宿草太田持資、云、「吾妻鑑は詮なき事多く記し、書なりとて、いつの頃よりか何者が省きけむ、今の世に流布せるは略せること多し、詮なき事をはぶくとて要說を除き、常に異ならぬ事を要書とせることそつたなければ、上杉につたへたる東鑑こそ、昔のまゝの書なれども、これさへ此ごろは闕卷あり、末の世にいかゞ成ゆきけんもしらず」云々、

○◎缺々書目楠正成、藤房同撰

我宿草太田持資、云、「世にをしき事あり、楠正成と藤房と相議して、朝廷の政のそむけるを諫んとて、本朝の事を正成が書し、異邦の事をば藤房書し給ひて二卷にし給ひたる書、上杉家に傳はりしが、いかなる者か盜みけん、今はなし、」

○徒然草

我宿草太田持資、云、「そのかみ高の師直が家人、蹲踞して隱遁の儀法を論じ、一卷の書となし、徒然草となづけり、頃日の霖雨の凌に是を見るに、其意徽にして君子の度にはあらねども、其志の發るところまた優美なり、しかれども其敎はまたひがめり、」

○文德實錄　○類聚國史

○菅家家集

菅家寔錄松本愚山、菅公年譜云、「戊戌元慶二年、文德實錄成、代二藤原基經一作レ序、壬子寬平四年、奉レ敕修二類聚國史二百卷一、庚申昌泰三年、獻二家集二十八卷一、」

○菅家集　○類聚國史

○三代實錄　○新撰萬葉集

○法明鈔　○菅家日記

○治要策苑　○菅家御集

○菅家文草　○菅家後草

菅家寔錄松本愚山、云、「昌泰三年八月、菅家の集合せて二十八卷を奏覽あり、日本史に延喜中とあるは、非なり、それが中、公の祖父清公卿の集六卷、父是善卿の集十卷、今の菅家文草あはせて二十八卷なり、これは豫てより其仰ごとありしによりて、こゝに至りて淸書ありしとなり、帝是をつねに愛し給ひ、座右におかせらる、御製の詩を下し賜はる、其結句に更有二菅家一勝二白樣一、從レ玆拋却匣塵深と遊ばし、又其御自註に平生所レ愛白氏文集七十卷是なり、今以菅家亦不レ開レ帙と遊ばす、公又此次韵の詩を奉らせらる、其詩に曰、反哺寒烏自二故林一、只遺二風月一不レ遺レ金、且成四七箱中卷、何幸再三陛下吟、犬馬微情又手表、冰霜御製遍身侵、恩覃二父祖一無二涯岸一、誰道二秋來海水深一、おほよそ公の詩文多く亡び失せにしかば、加賀介平有直がうつし留めしを乞て編集し給へり、さらば今の文草にまことに其遺漏せるもの多かるべきなり、又これよりさき寬平四年五月十日、類聚國史二百卷、別に目錄二卷、帝王系圖三卷あ

るを奏進あり、又三代實錄を諸儒とともに編修し給へり、三代とは清和陽成光孝の帝を申すなり、其外新撰萬葉集、法明鈔、菅家日記等あり、又治要策苑十卷あれども、これは未だ撰集をはり給はず、其序のみは文草にのせたり、又菅家御集一卷、これは平生の倭歌を集めたるなり、また文草奏覽以後の詩作を集めたるを、菅家後草と云ひて一卷あり、按ずるに、類聚國史は今の世に傳はりたれども、殘缺おほし、たゞ新撰萬葉、菅家文草、後草ばかりは全く存せり、法明鈔幷日記などいへるものは、仁和寺書目錄にはのせたれど、惜かな亡失せり」

○老子是正伊藤長堅撰　○五經註同

金溪雜話南川維遷書入湯淺元禎云、「蘭嵎は殊の外に奇を好む癖ありと承りたり、老子是正と云ふ書をかゝれたるを見申すに、老聃と云ふ人はなきことにて、莊子の寓言にて老子と云ふ人をこしらへたる物なりと云ふこと、證據をいはゞ、論せられたるを見るに、奇を好む癖ありと人の申すも虛說にも存せられず、又蘭嵎五經を悉く註を作られたるよし」

○韵鏡古義標註河野齋宮撰

○磨光韵鏡了蓮寺無相撰

金溪雜話南川維遷云、「予弱冠の比京師に遊學して、河野齋宮、了蓮寺無相上人、この二士に隨て粗音韵の說を聞けり、齋宮は韵鏡の古義標註、その外に切紙の祕訣二十餘條あり、無相は磨光韵鏡を著し、外にも著作の書數部、多く世に行れ、夷かに二士の云ふ處を見るに、是また音韵に泥める僻あり、大方の學者取ざることまゝ見えたり、然ども宥朔が開奩を初とし、從前の五十餘部は、末書に比すれば實に傑出なり、好む處あるにはあらず」

○重修韵鏡瑞蓮寺撰

金溪雜話南川維遷云、「無相の門人に瑞蓮寺といへる願家の僧あり、重修韵鏡を作る、實に青藍の功あり、不幸にして死す、既に梓に行はんとして止みぬ」

○新安手簡　○折たく柴
○經邦禮典　○南倭志
○鬼神論　○潛翰譜
○讀史餘論

金溪雜話南川維遷書入湯淺元禎云、「白石文昭廟の寵遇厚く、種々の書を著し獻上候由、日々侍講の事等、具に新安

手簡に見え申候、新安手簡と申候は二冊有レ之、新は新井、安は水戸の安澹泊にて、問答書狀を水戸にて書あつめられ候物、外には絕てなく、田安公の文學黑澤左仲と申候人方に有レ之候、禎が豚犬兒明善、東役の時より借得寫申候、種々の文御座候、此內に奧に相見え申候白石文折たく柴と申候書、二冊著述御座候由、後鳥羽帝のおもひ出る折たく柴のゆふけぶりむせぶもうれしわすれがたみにと申候御製にて名をつけられ候由、此二冊は文廟へ申上られ候事共を詳に書きたる物ゆゑ、外へかたく出しがたき由、紀州樣達ての御緣有レ之、京都に御逗留の內、衣冠裝束の事御尋合も御座候て、日本古一統冠服に被レ成候御定も大抵出來たち候內に、文昭廟賓天にて、其法制未レ被二仰出一候、日本の遺憾とも申すべく候、白石の作の內藩翰譜二十冊は、文廟の仰にて撰述候書、是は未だ櫻田に御座なされ候內の事、諸侯の御先祖の事蹟書きしるされ候、讀史餘論は三冊にて三百丁も御座有べく候、古清和帝の比より、藤原氏の權強く天子蔑如、其後うつりかはり、鎌倉室町と武家の代にうつり替りしこと、御前に侍座して論せられし事の心覺の書にて御座候、すぐれて珍書、日本公家の世の盛衰、武家にうつり代々有レ之候得共、萬石以下には其例無レ之候得共、破格にて被レ下候由、其御太刀誠に家の寶に候由とり出し、明善に見せられ候由、火災に罹候書の內、南倭志、鬼神論などは手前に寫しとりおき候、却て傳次郎殿へかし申候、右之通至て懇意に明善を傳次郎おぼしめされ候、然し折たく柴は出しがたき由にて候き、經邦禮典少し宛手がかり有レ之候へども、とかく得求めず不レ申、數十卷有レ之候、專經世の書にて、御制度御改の事書き記し論せられ候由に御座候、近衞樣文昭廟の御緣有レ之、京都に御逗留の內、衣冠裝束の事御尋合も御座候て、日本古一統冠服に被レ成候御定も大抵出來たち候內に、文昭廟賓天にて、其法制未レ被二仰出一候、日本の遺憾とも申すべく候、白石の作の內藩翰譜二十冊は、文廟の仰にて撰述候書、是は未だ櫻田に御座なされ候內の事、諸侯の御先祖の事蹟書きしるされ候、讀史餘論は三冊にて三百丁も御座有べく候、古清和帝の比より、藤原氏の權強く天子蔑如、其後うつりかはり、鎌倉室町と武家の代にうつり替りしこと、御前に侍座して論せられし事の心覺の書にて御座候、すぐれて珍書、日本公家の世の盛衰、武家にうつり

しこと詳に見え申候、此一部にて大かた日本綱領を得たる書に御座候」

○古史通新井君美撰　○藩翰譜同
○讀史餘論同　○東雅同
○本朝軍器考同　○懸斷錄宮撰

金溪雜話南川維遷、書入湯淺元禎、云、「錦里門人達の才學すぐれ候衆中あつまりし時、人々の志を聞申度とのことに付、白石と榊原玄輔と兩人すゝみ出で、日本有用の學問を仕度と答にて御座候由、白石は古史通、藩翰譜、讀史餘論、東雅、軍器考等皆有用の書と被レ存候、榊原法律の學問に骨折申され、紀州は法律のはやりし國故、紀州に被二召出一候也、就二右之通一、有德廟も紀州にて法律の事具に御存被レ成候故、江戸に御卽位の後も御吟味、右の物子弟叔達も、專法律家の事吟味有レ之候也、有德廟三奉行に被レ命懸斷錄御あませ被レ成候も、律學御吟味故とうけたまはり候」

○集誼和書熊澤了介撰　○集誼外書同
○大學或問同

金溪雜話南川維遷、云、「熊澤次郎八は藤樹の高弟の弟子也、學問は象山陽明の心法にて、孤峻なる學風なれども、全體度量豁大なるを以て、心法のみにも繫縛せられず、且經濟地理に錬達せること、拘々たる儒生のおよぶ處にあらず、集誼和書、集誼外書等を見て知べし、予又大學衍義湯淺元禎書入云、「禎が方に寫おきたるは大學衍義にあらず、大學或問と題し有レ之、熊澤の書として外に有レ之候も、多く實物見申候、」といふ書を見たり、大學の內の治國平天下の別卷にて、只治法のみを說けり、經濟に志あるものは見るべき書なり、元來孤峻なる心學より出たる學風ゆゑ、政事にもけやけきことありしと見ゆ、一二の非を執してその餘の功を廢すべからず」

○大東世語服部元喬撰

金溪雜話南川維遷、書入湯淺元禎、云、「南郭は十四の時、元祿丙子東都に至り、十七歲の時美濃守殿に仕へ、最初繪の事と和歌を以て仕へられしとなり、大東世語も其比專日本の書をよみたるを書き出しおきたる、後に刪定して書をなしたりき、日本の古へ北藤氏の盛なりし時の詞つき、音の時門地を貴びたるに似て、しかりたるやらんほめたるやらんしれがたき、よく似たり、それを書きたるゆゑ、史漢などの文字とは立はがひたるなりと論じき」

○圓珠經

金溪雜話南川維遷、書入不レ著二姓名一、云、「平家物語に論語を圓珠經といふ、また今足利學校にも圓珠經と題し、論語一部あり、圓珠の意は皇侃義疏にありと見ゆ、此書いへる徂徠の說といふはいぶかし」

○度量考荻生雙松撰

金溪雜話南川維遷、書入湯淺元禎、云、「物子は算用は只八算を覺られたるのみなるに、度量考を作らるゝ時、紙のはしに筆にて數とりを書附てみて、殊の外に骨ををられたる由、其比京の中根丈右衞門東都に來りたるに見せてあたらせられたると也、然れども其中にたがひたるとなん、春臺は極めて算の上手にて、改て字をも直されたり、禎が所藏の本は春臺の本にて校合したりき」、又同書書入市河世寧、云、「川越の學者秋元侯藩士河津善藏と云ひしもの、徂徠度量考の誤りを正せし由、その名字ともに忘れたり」

○惺窩文集

金溪雜話南川維遷、云、「吾國慶長元和の頃は、兵戈うち續き學問の道大に衰へ、漸々五山の僧徒のみ文字を弄びしことなれども、その傑出と稱せられたる僧の學問も、今より見れば一向取にたらず、その頃惺窩先生かの群輩にすぐれ給ひたり、今その文集を見るに、當時の學者に比すれば甚醞藉有て、古雅優長なること多く見ゆれども、和語和習多くして經國の業とするにたらず」

○靖獻遺言

金溪雜話南川維遷、云、「垂加流の神道者、別して淺見安正などは王室の衰るを憤り、靖獻遺言等の書をあらはして竊にその意を寓す、その論或は過當激切なることありといへども、それはかの家の例の主角にして、主とする處の意はあしきにあらず」云々、

○論語玉振錄谷左仲撰

金溪雜話南川維遷、云、「香川太冲は學醫にて治療を能せり、然れども多くは痼疾沈痾を見せて治を求るゆゑ、和緩が術にてもいかんともしがたし、谷左仲は詩集幷論語の玉振錄などを著せり、爾雅の癖ありて、字訓を專にせると見ゆ、文章に拙し、もと東涯の門人にて、阿州の產なり」

群書備考卷之十四

○非物論 五井純禎撰

金溪雜話 南川維遷、書入市河世寧、云、「非物論百卷といへるはいぶかし、近頃大坂の井子慶の門下より此書を請得て渉獵せしに、只上下二卷ありて、論語徵を非せる也、五井の學術手強きこととおもはる、中にも論語の註者、博來の本には姓名ともしるせり、朱子の氏を稱し、汲古閣本の姓ばかり記せるを徂徠非りたるに、五井の說に、何晏註は秦本なり、朱子のは私書なり、姓名書法異同あるゆゑなりなど云はれしは、ことに面白くおもはる」、又同書書入 不レ署姓名、云、「五井非物をあらはして、人に觀することなし、深く祕して篋に入おきたるを、盜人入りて、黃金なるやと思ひとりて出、此名わすれ候、橋の上にてひらきたるに、思の外書物なりしゆゑ、水へ打入て去りぬ、これによりて其書世に傳はらずと云ふ說あり、虛實をしらず」

○寶疑篇 五井純禎撰　○鎖語同

金溪雜話 南川維遷、書入 岡山純如、云、「五井藤九郎、名は純禎、號二蘭州一、父を嘉助と云ふ、父子ともに儒なり、蘭州晚年大坂尼ヶ崎町の懷德堂に居る、あらはす所の寶疑篇、鎖語のみ出行はる」

○白石詩草

金溪雜話 南川維遷、云、「朝鮮にて白石詩草を、吾國にて五十年前錦繡段、三體詩教るごとく、鄕里の兒童におしふとなん、たとひ韓人に問ふとも實を答ふまじければ、實否さだめがたし、昔朝鮮にて庭訓往來、童子教を兒輩におしへたることは、東涯の盡簪錄に見えたり、しかればこの說虛談にあらじ」

○唐話纂要 岡島援之撰　○唐譯便覽同

○雅俗合類同

金溪雜話 南川維遷、云、「岡島冠山は、本は長崎の舌人にて、徂徠の唐音もこの人に習へりときこゆ、唐話纂要、唐譯便覽、雅俗合類等の書をあらはす、俗語に唐音を附け、譯語をそへたるものなり」

○秉燭譚 伊藤長胤撰

金溪雜話 南川維遷、云「東涯の秉燭譚の序、原稿は假字の文に助語を加へて、助字の用法を示したるものなりと聞けり、奇しきことなり、今の刊行、後に書き改めし

と見ゆ」

○經脈發揮 饗庭東庵撰

金溪雜話 南川維遷、云、「饗庭東庵、經脈發揮の作者」

○老子國字解 金蘭齋撰

金溪雜話 南川維遷、云、「吾國にて眞に老莊を好めるものは甚寡し、學者たるものは皆老莊を讀めども、眞に好めるにあらず、五十年前金蘭齋と云ふ人あり、この人は實に老莊者にして、心も境も老莊に合へりとなん、近比老子の國字解を刻む、蘭齋の解なり、國字なれども一家の見識あり、他の書の俚言鈔、諺解の如きにはあらず、その比の書生の戲言にも、杜撰蘭齋暗魯論といへりとぞ、老莊に僻せること知ぬべし」

○孔方圖鑑 中谷顧山撰

和漢古今泉貨鑑 不レ署姓名、云、「孔方圖鑑の作者中谷顧山は、予が朋友にて能知れり、もと繪をなすの心なき人、故に孔方鑑の人物氣形、甚不埒にして、本錢とは雲泥の相違なり」

○唐音俗話問答 岡島璞撰　○同附錄同

字海便覽 岡島璞、奧書云、「近又刻二唐音俗話問答五本幷附錄二本一、是亦冠山先生所レ著也、今特預告二四方一云」

○復古周官十三卷、齋藤高壽撰

鄕遂非田 岡說 齋藤高壽、自序云、「予生而二十有四、始志二于學一、循二仲尼之敎一而先修二詩書一、既而及二尙書之周官篇一、故將下修二周禮一以正中其義上、於レ是乎旁求二其說一、以得二愈庭椿復古之篇之說一、而正二其義一、定二其錯簡一、以著二復古周官十三卷一」

○空華集 釋周信撰　○空華遺稿同

煙草詩附錄童子門 木下元高、云、「僧周信義堂、詩集空華集、又空華遺稿」

○室町殿日記 猶村長高撰

武器考證 伊勢貞丈、云、「室町殿日記、假字の日記也、猶村市右衞門尉長高記、天文より永祿までの日記也」

○應仁別記

武器考證 伊勢貞丈、云、「應仁別記、作者未レ詳、義政公の代を當御代と記したり、東山殿時代の人の作なり」

○續古事談

武器考證 伊勢貞丈、云、「續古事談、作者未レ詳、六冊あり、建保七年卯月下の三日記レ之とあり」

○湘山星移集

武器考證 伊勢貞丈、云、「湘山星移集、一名永享記と云ふ、記

者未レ詳、其時代の人記レ之、永享嘉吉寛正文明の比の記、鎌倉の亂等を記す」、

○梅花無盡藏

武器考證(伊勢貞丈)、云、「梅花無盡藏、詩人漆桶萬里居士の集也、寛正文明長享延德文龜年間の人也」、

○三光院內府記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「三光院內府記、三條西內大臣實枝公の記也」、

○續世繼物語

武器考證(伊勢貞丈)、云、「續世繼物語、一名今鏡と云ふ、增鏡に、何がしのおとゞのかき給へると聞侍りし今鏡に、後一條より高倉院までありしなめり」云々、

○水鏡

武器考證(伊勢貞丈)、云、「水鏡、作者未レ詳」、

○保元物語公喩僧正撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「保元物語、大和國多武峯公喩僧正作、旅宿問答等に見えたり」、

○平治物語

武器考證(伊勢貞丈)、云、「平治物語、保元物語同作」、

○體源鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「體源鈔、樂人豐原家の祕書」、

○鎌倉大雙紙

武器考證(伊勢貞丈)、云、「鎌倉大雙紙、作者未レ詳、一名太平後記」、

○鴉鷺合戰物語

武器考證(伊勢貞丈)、云、「鴉鷺合戰物語、一條禪閤兼良公御作と云ふ、慶安二年梓行」、

○新撰類聚往來丹峯和尙撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「新撰類聚往來、卷尾に正覺國師第四佛陀院丹峯和尙撰焉とありて年號なし、正覺國師は夢窗國師の事也、夢窗語錄年譜に見えたり、佛陀院絕て今はなし、丹峯が時代詳ならず、文龜永正の比などにてもあるか、往來に載する所の名物、其比より以來稱する所の名物間々見えたり」、

○玉葉

武器考證(伊勢貞丈)、云、「玉葉、月輪禪閤兼實公自筆御記、又號二玉海一、桃花藥葉之二條家相傳寫本、號二玉海一」、

○江家次第

武器考證(伊勢貞丈)、云、「江家次第、正三位權中納言大江匡房記、堀河院鳥羽院御宇之人」、

○大和物語

武器考證(伊勢貞丈)、云、「大和物語、花山院御作」、

○薩戒記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「薩戒記、親綱記」、

○配並記伊勢貞順撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「配並記、伊勢六郎左衞門尉平貞順記、天文永祿比の人」、

○岡本記岡本綠侍撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「岡本記、岡本美濃守緣侍記也、天文三十年記レ之」、

○好玄記齋藤好玄撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「好玄記、大坪道禪門人齋藤左兵衞尉好玄記、天文十八年の書」、

○將軍義滿公元服記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「將軍義滿公元服記、應安元年四月十五日元服、松田左衞門尉貞秀寫」、

○將軍義敎公元服記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「將軍義敎公元服記、正長二年三月九日元服、伊勢伊勢守平貞國書」、

○建保職人歌合

武器考證(伊勢貞丈)、云、「建保職人歌合、建保二年歌合也、歌人判者共未レ詳」、

○出陣聞書小笠原持長撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「出陣聞書、應永二十九年小笠原備前守持長記」、

○二水記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「二水記、鷲尾中納言隆康卿記」、

○人車記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「人車記、兵部卿入道信範卿記」、

○馬具寸法記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「馬具寸法記、貞丈家記也、伊勢兵庫頭貞爲自筆本也、貞爲は天正の比の人也」、

○拾遺集

武器考證(伊勢貞丈)、云、「拾遺集、花山法皇御自撰、或云、長能道濟撰、或云、公任卿撰、未レ詳」、

○悅目鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「悅目鈔、藤原基俊作」、

○江北記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「江北記、佐々木京極家記也」、

○東山殿年中行事大館尙氏撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「東山殿年中行事、大館伊豫守源尙氏記」、

○三中口傳

武器考證(伊勢貞丈)、云、「三中口傳、一云中山三條口傳鈔、記者不レ詳、大永五年從一位尹房公の跋あり」、

○十訓鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「十訓鈔、菅原爲長作、建長四年十月成」、

○今昔物語

武器考證(伊勢貞丈)、云、「今昔物語、宇治大納言隆國卿作、宇治拾遺の前編也」、

○畠山記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「畠山記、記者未レ詳」、

○太平記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「太平記、獨清軒玄惠法印以下數人作」、

○世俗淺深祕鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「世俗淺深祕鈔、或云二花山院御製一者非也、或云二衣笠內大臣家良公記一、亦非也、菩提院禪閤基房公記也、見二于後深心院關白道嗣公記一」、

○高忠聞書 多賀高忠撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「高忠聞書、多賀豐後守中原高忠記也、寬正五年記レ之、是を世に美人草と號す、小笠原持長、持清、與元等の傳也」、

○曾我物語

武器考證(伊勢貞丈)、云、「曾我物語、比叡山僧作、名未レ詳」、

○物具鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「物具鈔、花山院亞相忠定卿記」、

○裝束圖式

武器考證(伊勢貞丈)、云、「裝束圖式、作者未レ詳、元龜二年寫」、

○異本明德記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「異本明德記、作者未レ詳」、

○小島のすさび

武器考證(伊勢貞丈)、云、「小島のすさび、二條良基公作」、

○吉部祕訓鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「吉部祕訓鈔、經房卿記」、

○浪合記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「浪合記、記者未レ詳、應永四年より永享八年までの記也」、

○船上記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「船上記、記者未レ詳、後醍醐天皇伯耆國名和長年が館に入御、船上山に籠り給ふ時の日記也」、

○長祿記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「長祿記、記者未レ詳」、

○文正記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「文正記、記者未レ詳」、

○萬松院殿穴太記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「萬松院殿穴太記、記者未レ詳」、

○後照念院殿裝束鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「後照念院殿裝束鈔、關白冬平公御記也、延慶元攝政、同三太政大臣、同四關白、正和四又關白、元亨三又太政大臣、正中元關白、以上三度關白也」、

○桃花藥葉

武器考證(伊勢貞丈)、云、「桃花藥葉、後成恩寺兼良公御記」、

○名目鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「名目鈔、東山左府實熙公記」、

○次將裝束鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「次將裝束鈔、定家卿記」、

○禁祕鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「禁祕鈔、順德院御記」、

○諸鞍日記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「諸鞍日記、記者未レ詳」、

○高館草子

武器考證(伊勢貞丈)、云、「高館草子、舞曲譜也、作者未レ詳」、

○古今著聞集

武器考證(伊勢貞丈)、云、「古今著聞集、建長六年橘南袁記」、

○陸奧話記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「陸奧話記、前九年合戰の記也、作者未レ詳」、

○奧州後三年記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「奧州後三年記、作者未レ詳」、

○義貞記 新田義貞撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「義貞記、或義貞軍記と云ふ、軍の字加るは非也、新田義貞朝臣の所レ記也」、

○梅松論

武器考證(伊勢貞丈)、云、「梅松論、作者未レ詳」、

○江次第鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「江次第鈔、一條兼良公御作」、

○宴曲集　○同鈔
○同眞曲鈔　○同究百集
○同拾菓集　○別紙追加曲
○別紙玉林苑

武器考證(伊勢貞丈)、云、「宴曲集、同鈔、同眞曲鈔、同究百集、正安三年沙彌明空集レ之、同拾菓集、別紙追加曲、同玉林苑、文保三年集レ之、皆うたひもの也」、

○詞不可疑

武器考證(伊勢貞丈)、云、「詞不可疑、鎌倉時代古書、記者未レ詳、

○氏滿軍記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「氏滿軍記、記者未レ詳」、

○太子傳

武器考證(伊勢貞丈)、云、「太子傳、平氏撰、未レ知二平氏何人一也、其書古作也、然淫佛之徒所レ記、妄誕誣言、不レ可二盡信一者也」、

○室町記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「按、此書中伊勢氏之人名、皆氏を記さず、然れば伊勢氏の記する所也、伊勢七郎左衞門尉平貞彌記レ之と思はる」、

○室町記　○室町殿日記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「室町記、一名花營三代記、記者未レ詳、實錄也、六卷あり、義滿公より義量公に至る、信ずべき書也、別に室町殿日記と云ふ書あり、是も眞字にて記す、是は僞書也」、

○御内書引附

武器考證(伊勢貞丈)、云、「御内書引附、天文二三廿四、伊勢伊勢守貞忠調進、按、伊勢伊勢守平貞助天文二年七月所レ記也」、

○倭國軍記卜部兼倶撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「倭國軍記、寶德二年卜部兼倶作、進二于義政將軍一」、

○堀河院太郎百首

武器考證(伊勢貞丈)、云、「堀河院太郎百首、堀河院御代歌人十五人」、

○異本曾我物語

武器考證(伊勢貞丈)、云、「異本曾我物語、記者不レ知、卷尾に天正十五年五月上旬清雲書とあり、大體印本に同うして小異あり」、

○雅亮裝束鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「雅亮裝束鈔、雅亮治承年中に前伊賀守也、山槐記に見ゆ」、

○犬追物益鏡小笠原元長撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「犬追物益鏡、寛正四年癸未四月十日、小笠原兵部少輔元長記」、

○達幸故實鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「達幸故實鈔、今世第三の卷ばかり存せり、餘卷亡て不レ傳也、達幸は中山内大臣忠親卿の別號歟」、

○節用集　○林逸鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「節用集、饅頭屋宗二所レ作也、宗二永正天文比之人、氏號鹽瀨、林和靖之後胤也、好二和歌一、三條西内府實隆公之門弟也、著二源氏物語之註林逸鈔五十四卷一焉、節用集慶長二年刻版」、

○沙石集

武器考證(伊勢貞丈)、云、「沙石集、梶原景時が孫無住法師作、弘安二年より書き始め、其後打置て同六年に書き終と云ふ」、

○結城合戰物語

武器考證(伊勢貞丈)、云、「結城合戰物語、記者未レ詳」、

○後鳥羽院宸記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「後鳥羽院宸記、後鳥羽院宸筆、院中之日記也、順德院御代建保四年四月一日より卅日までの日記一卌、今存せり、昔は數卷ありしにや」、

○新儀式

武器考證(伊勢貞丈)、云、「新儀式、全篇六卷と云ふ、闕失て今唯第四の卷一卌殘れり、書中に古例を擧げたる年號を以て推し考れば、應和より以後の例無レ之、冷泉天皇は在位僅に二年也、然れば圓融天皇の御宇の式ならむ」、

○豐臣秀吉家譜林道春撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「豐臣秀吉家譜、林道春奉レ命撰」、

○大内問答

武器考證(伊勢貞丈)、云、「大内問答、永正六年九月、大内左京大夫義興問、伊勢伊勢守貞隆答、貞丈家傳書也」、

○武雜記伊勢貞孝撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「武雜記、伊勢伊勢守平貞孝記也、貞孝天文永祿比政所職、貞丈家傳書也」、

○布衣記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「布衣記、伏見院永仁三年、北面齋

藤越前守等廿一人參會、連署して定る書也」、

○年中行事歌合

武器考證(伊勢貞丈)云、「年中行事歌合、貞治二年十二月廿日行レ之、註二條關白良基公書レ之」、

○職人盡歌合

武器考證(伊勢貞丈)云、「職人盡歌合、題月、戀、歌詞廿露寺親長卿、繪土佐光信」、

○大雙紙

武器考證(伊勢貞丈)云、「大雙紙、小笠原家記也、追考、一本には外題佐々木大雙紙とあり、佐々木を正とすべし」、

○宗五記

武器考證(伊勢貞丈)云、「宗五記、伊勢下總守平貞賴記也、貞賴入道號二宗五一、大永八年の記也、宗五一冊とも宗五大雙紙とも云ふ、本名條々聞書」、

○貞親教訓書

武器考證(伊勢貞丈)云、「貞親教訓書、伊勢伊勢守平貞親記、長祿元年の書、貞丈家傳書也」、

○日置流法要錄鈔

武器考證(伊勢貞丈)云、「日置流法要錄鈔、文安年中記」、

○長秋記

武器考證(伊勢貞丈)云、「長秋記、皇后宮權大夫師時記」、

○扶桑略記

武器考證(伊勢貞丈)云、「扶桑略記、阿閣梨皇圓作」、

○古事談

武器考證(伊勢貞丈)云、「古事談、作者未レ詳」、

○承久記

武器考證(伊勢貞丈)云、「承久記、作者未レ詳、其比の人記レ之」、

○明德記

武器考證(伊勢貞丈)云、「明德記、作者未レ詳、其時の人記レ之」、

○應仁記

武器考證(伊勢貞丈)云、「應仁記、作者未レ詳、其時代の人記レ之」、

○百鍊鈔

武器考證(伊勢貞丈)云、「百鍊鈔、作者不レ詳、卷之四自二冷泉院安和一至三後深草院正元一、全十七卷、一二三卷闕失」、

○相國寺塔供養記

武器考證(伊勢貞丈)云、「相國寺塔供養記、一條關白經嗣公御作、應永六年九月十五日供養也、相國寺堂供養記と

は別也」、

○思のまゝの日記

武器考證(伊勢貞丈)云、「思のまゝの日記、二條關白良基公御作、貞治六年記」、

○奇異雜談

武器考證(伊勢貞丈)云、「奇異雜談、室町殿之比、江州佐々木家臣中村豐前守家記也」、

○北山行幸記

武器考證(伊勢貞丈)云、「北山行幸記、一條關白經嗣公御作、應永十五年之記」、

○吉野拾遺

武器考證(伊勢貞丈)云、「吉野拾遺、作者は松翁とあり、兼好法師が童命松丸、後に松翁と號す、是にはあらず、一說に忠房卿作と云ふ、又親房卿作と云ふ、共に非也、作者詳ならず」、

○了俊大雙紙

武器考證(伊勢貞丈)云、「了俊大雙紙、今川貞世記、外題は今川了俊大雙紙幷家記鈔とあり、奥に天正十九年二月九日今川左馬助と記せり、今川氏眞の子範以なり」、

○田村草子

武器考證(伊勢貞丈)云、「田村草子、作者不レ詳、古き物語なり」、

○赤松物語

武器考證(伊勢貞丈)云、「赤松物語、記者不レ詳、發端に當將軍普廣院殿とあり、當とあるは其時代の人、公方薨後に記したると見ゆ」、

○萬葉集仙覺鈔

武器考證(伊勢貞丈)云、「萬葉集仙覺鈔、律師作、文永六年に作る」、

○和歌題林愚鈔

武器考證(伊勢貞丈)云、「和歌題林愚鈔、玄仲作」、

○萬躰方之次第小笠原貞宗撰

武器考證(伊勢貞丈)云、「萬躰方之次第、小笠原信濃守貞宗作」、

○三箇重事鈔

武器考證(伊勢貞丈)云、「三箇重事鈔、後成恩寺兼良公の宗祇法師へ傳授の書也」、

○尚清流鏑馬日記

武器考證(伊勢貞丈)云、「尚清流鏑馬日記、小笠原民部少輔源尚清之記、文龜二年卒」、

○貞順記

武器考證伊勢貞丈云、「貞順記、伊勢六郎左衞門尉平貞順記、大永より永祿比の人、此書は天文十八年に記す」、

○文德實錄

武器考證伊勢貞丈云、「文德實錄、都良香撰、或昭宣公撰」、未レ詳、

○永昌記

武器考證伊勢貞丈云、「永昌記、一名宰記、參議爲隆記」、

○上堅鈔 上原堅家撰

武器考證伊勢貞丈云、「上堅鈔、上原豐前守堅家記」、

○大橋歷代記

武器考證伊勢貞丈云、「大橋歷代記、浪合記之異本也、桃井孫太郎義繁傳五十卷之內とあり、永享二年記す」、

○今川了俊道行ぶり

武器考證伊勢貞丈云、「今川了俊道行ぶり、筑紫道之記也」、

○新編鎌倉志 河井恆久撰

武器考證伊勢貞丈云、「新編鎌倉志、水戶侯儒臣河井恆久述、貞享元年成」、

○洞風鈔

武器考證伊勢貞丈云、「洞風鈔、鷹の故實書也、記者未レ詳、文明四年壬辰正月所レ記也、書中に祖父卿申されしと云ふ語あるを見れば、公家の人の所記なるべし」、

○藻鹽草

武器考證伊勢貞丈云、「藻鹽草、連歌師宗砌作」、

○武家儀式

武器考證伊勢貞丈云、「武家儀式、室町將軍家引附、記者未レ詳」、

○太閤記 小瀨道喜撰

武器考證伊勢貞丈云「太閤記、小瀨甫庵作」、

○親長記

武器考證伊勢貞丈云、「親長記、甘露寺親長卿記」、

○槐林記

武器考證伊勢貞丈云、「槐林記、後德大寺實定公記」、

○愚昧記

武器考證伊勢貞丈云、「愚昧記、三條實房公記」、

○兼實公記

武器考證伊勢貞丈云、「兼實公記、九條殿記」、

○本間流聞書

武器考證伊勢貞丈云、「本間流聞書、記者未レ詳、古書也」、

○秀鄉草子

武器考證伊勢貞丈云、「秀鄉草子、秀鄉卷物、事書甘露寺定成筆記」、

○園太曆

武器考證伊勢貞丈云、「園太曆、中園相國公賢公之記」、

○弓馬故實

武器考證伊勢貞丈云、「弓馬故實、伊勢六郎左衞門尉平貞順之記、天文永祿比人」、

○奉公覺悟記

武器考證伊勢貞丈云、「奉公覺悟記、貞丈家傳、室町殿時代之書」、

○犬追物方聞書 伊勢貞賴撰

武器考證伊勢貞丈云、「犬追物方聞書、伊勢下總守平貞賴宗五人道記、永正文永の比」、

○法量物

武器考證伊勢貞丈云、「法量物、小笠原家古傳書」、

○西行記畫卷物

武器考證伊勢貞丈云、「西行記畫卷物、相保畫、詞作者未レ詳、二卷あり、一本明應五年丙辰卷物修復の奧書有レ之」、

○如百本平家物語

武器考證伊勢貞丈云、「如百本平家物語、如百時代未レ詳」、

○世鏡鈔

武器考證伊勢貞丈云、「世鏡鈔、作者未レ詳、東山義政公の跋あり」、

○大內義隆記

武器考證伊勢貞丈云、「大內義隆記、奧書云、天文廿年冬霜月中旬、於二周防國山口龍福寺一書レ之」、

○三玉集

武器考證伊勢貞丈云、「三玉集、作者定家卿」、

○精進魚類物語

武器考證伊勢貞丈云、「精進魚類物語、作者一條兼良公」、

○神明鏡

武器考證伊勢貞丈云、「神明鏡、奧書、天文九年臘月十五日、於二松庵一書レ之、天文中に記したる記也」、

○平家劒卷

武器考證伊勢貞丈云、「平家劒卷、作者未レ詳」、

○安元御賀記

武器考證伊勢貞丈云、「安元御賀記、藤原隆房作」、

○廻國雜記

武器考證伊勢貞丈云、「廻國雜記、聖護院道興准后作」、

○龜山殿行幸記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「龜山殿行幸記、雅言卿記」、

○八幡宮行幸記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「八幡行幸記、葉室大納言賴親卿記」、

○本朝世記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「本朝世記、信世作」、

○筑波集

武器考證(伊勢貞丈)、云、「筑波集、元弘建武記」、

○神功皇后緣起繪詞

武器考證(伊勢貞丈)、云、「神功皇后緣起繪詞、永享五年孟夏廿一日義政公奧書」、

○應永記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「應永記、記者不レ詳」、

○和歌題林鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「和歌題林鈔、一條禪閤兼良公御作」、

○尺素往來

武器考證(伊勢貞丈)、云、「尺素往來、一條禪閤兼良公御作」、

○拾芥鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「拾芥鈔、東山左府實熙公記」、

○飾鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「飾鈔、土御門大納言通方卿記、後鳥羽土御門順德後堀河帝の比」、

○義經記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「義經記、作者未レ詳」、

○鎌倉年中行事

武器考證(伊勢貞丈)、云、「鎌倉年中行事、享德三年の記也、二階堂上野介季長子息」、

○鎌田草子

武器考證(伊勢貞丈)、云、「鎌田草子、舞曲譜也、作者未レ詳」、

○志太草子

武器考證(伊勢貞丈)、云、「志太草子、作者未レ詳、作り物語也」、

○南朝紀傳

武器考證(伊勢貞丈)、云、「南朝紀傳、作者未レ詳」、

○建武二年記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「建武二年記、作者未レ詳」、

○西宮記

○西宮鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「西宮記、西宮左大臣高明公記、朱雀村上冷泉帝の比、異本あり」、又云、「羽倉在滿云、西宮記と西宮鈔と別也、西宮鈔は公事臨時等の次第を記す、西宮記は日記也と、貞丈按、古書に引く所、或は記と云ひ或は鈔と云ふ、一書也、今此段は他書に引けるを取て記す、追て正すべし」、

○台記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「台記、宇治左大臣賴長公記」、

○笠懸道春聞書

武器考證(伊勢貞丈)、云、「笠懸道春聞書、永正九年源大藏少輔入道道春聞書也」、

○玉藥

武器考證(伊勢貞丈)、云、「玉藥、光明峯寺關白道家公記」、

○康富日記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「康富日記、大外記中原康富記、康富記同」、

○光源院殿記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「光源院殿記、記者未レ詳」、

○左經記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「左經記、參議源經賴記」、

○嚴島御幸道記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「嚴島御幸道記、治承四年土御門通親卿作、今久我の祖也」、

○無名裝束鈔

武器考證(伊勢貞丈)、云、「無名裝束鈔、作者未レ詳、題號裝束とばかりあり、故に無名裝束鈔と稱す、古書也」、

○相國寺堂供養記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「相國寺堂供養記、明德三年の記、將軍義滿公代」、

○小笠原弓之記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「小笠原弓之記、卷尾に小笠原光清書同前とあり」、

○雜々拾遺六卷

武器考證(伊勢貞丈)、云、「雜々拾遺、藤原行定作、天正慶長比の人歟、六卷あり」、

○軍陣聞書多賀豐後守高忍撰

武器考證(伊勢貞丈)、云、「軍陣聞書、多賀豐後守高忍記、永正八年小八木若狹守忠勝寫」、

○親元日記

武器考證(伊勢貞丈)、云、「親元日記、蜷川新右衞門少尉宮道親元、寬正六年の日記也」、

○弓馬聞書

武器考證(伊勢貞丈)、云、「弓馬聞書、堤右京亮右宗記、文龜元年記」、

○內裏式

武器考證(伊勢貞丈)云、「内裏式、弘仁十二年右大臣藤原冬嗣公以下七人奉レ敕撰、天長十年右大臣清原夏野公以下四人奉レ敕再修」、

○東鑑

武器考證(伊勢貞丈)云、「東鑑、記者未レ詳」、

○萬葉集

武器考證(伊勢貞丈)云、「萬落集、一說家持撰、一說諸兄撰」、

○北條五代記(三浦茂正撰)

武器考證(伊勢貞丈)云、「北條五代記、三浦五郎右衞門尉茂正入道淨雲作」、

○信長記

武器考證(伊勢貞丈)云、「信長記、此書僞多し、悉くは信じがたし」、

○寐覺記

武器考證(伊勢貞丈)云、「寐覺記、一條禪閤兼良公作」、

○隨兵日記

武器考證(伊勢貞丈)云、「隨兵日記、小笠原元長之記也」、

○諸書當用鈔

武器考證(伊勢貞丈)云、「諸書當用鈔、伊勢國司北畠家にて書きたるもの也」、

○雲霞集

武器考證(伊勢貞丈)云、「雲霞集、大坪左京亮入道道禪作」、

○法曹至要鈔

武器考證(伊勢貞丈)云、「法曹至要鈔、坂上兼明作」、

○新千載集

武器考證(伊勢貞丈)云、「新千載集、後光嚴院在位延文四年四月廿八日、前大納言爲定撰」、

○三好成立記

武器考證(伊勢貞丈)云、「三好成立記、記者不レ知」、

○西三條裝束鈔

武器考證(伊勢貞丈)云、「西三條裝束鈔、西三條內大臣實隆之作」、

○侍中群要

武器考證(伊勢貞丈)云、「侍中群要、橘廣相作と云ふ說不レ用レ之、作者詳ならず」、

○兵範記

武器考證(伊勢貞丈)云、「兵範記、兵部卿平信範記」、

○海人藻芥

武器考證(伊勢貞丈)云、「海人藻芥、惠命院權僧正宣守之記應永廿七年書レ之」、

○東齋隨筆

武器考證(伊勢貞丈)云、「東齋隨筆、後成恩寺兼良公御作」、

○年中行事祕鈔

武器考證(伊勢貞丈)云、「年中行事祕鈔、師遠記、建武元年藤長元卿の奥書あり」、

○山槐記

武器考證(伊勢貞丈)云、「山槐記、中山內大臣藤原忠親公記、一名達幸記、又名二貴嶺記一」、

○伯耆卷

武器考證(伊勢貞丈)云、「伯耆卷、後醍醐天皇伯耆國奈和の庄へ行幸の日記也」、

○鹿苑院殿嚴島詣記

武器考證(伊勢貞丈)云、「鹿苑院殿嚴島詣記、康應元年今川貞世記」、

○酒呑童子物語

武器考證(伊勢貞丈)云、「酒呑童子物語、詞上卷近衞關白稙家公、中卷法務大僧正公助、下卷靑蓮院尊鎭親王、畫狩野大炊助藤原元信」、

○愚管鈔

武器考證(伊勢貞丈)云、「愚管鈔、大僧正慈鎭作」、

○西行談鈔

武器考證(伊勢貞丈)云、「西行談鈔、西行生人和歌弟子蓮阿之記也、蓮阿俗名尾崎次郎滿良」、

○大槐祕鈔

武器考證(伊勢貞丈)云、「大槐祕鈔、九條大相國伊通公意見、進二于二條院一」、

○義輝公御元服記

武器考證(伊勢貞丈)云、「義輝公御元服記、天文十五年田中賴長記レ之」、

○四書註者考(那波道圓撰)

武器考證(伊勢貞丈)云、「四書註者考、那波道圓撰、同」、

○人君明暗圖說

武器考證(伊勢貞丈)云、「人君明暗圖說同」、

○老杜叢話二卷、同

○活所備忘錄三十卷、同

○帝王曆數圖一卷、同

○活所文集同

活所遺稿(那波道圓)、祐先生行狀(奥田舒雲)、云、「先生姓那波氏、諱方、字道圓、號二活所一、後改二姓祐一、名祖、播州姬路人、元和癸亥秋應二加藤氏(肥後太守加藤忠廣也)之招一、從二事肥州一、後以二不遇一致仕歸レ洛、居二銅駝坊閑栖一、益自刻苦務二記覽一、講二春秋、胡傳、四書、集註、通鑑、綱目等書一、且令二二三子編二四書註者考一、自作レ敍、欲二其便一於檢閱一也、寬永乙亥秋遊二仕紀邸一、邸君一日問二君臣之道如何一、先生輒著二人君明暗圖說一對レ焉、辛巳夏先生講二杜律七言一、

告二學者一曰、若誦二其詩一、不レ知二其評一可乎、因レ命輯二錄出來一、五十石加增、四百石に罷成、正德四午年十月廿四日、常憲院殿贈大相國公御實記出來に付百石加增、都合五百石に罷成、享和十三申年二月廿日、茂卿著述之度量考差上候樣被二仰出一候旨、大島雲平を以荻生惣七郎觀へ被二仰渡一、同四月朔日度量考二本獻上仕候、其後又茂卿著述之鈐錄奉レ入二上覽一候樣被二仰出一候旨、土岐左兵衞を以成島道筑へ被二仰渡一、奉レ入二上覽一候處、殊之外御氣色之御事、漢土之事は格別、和國之事是程に 歷覽仕候事不二大方一儀との御事、御沙汰有レ之趣被二仰渡一候、同十八丑年六月廿二日、先年獻上之度量考此度版行被二仰附一候間、序文可レ認之旨、大島雲平を以荻生惣七郎觀へ被二仰渡一、同廿八日序文差上候、此節茂卿遺書書附差上候樣觀へ被二仰附一、同七月六日後序幷茂卿遺書書附差上申候、同廿卯年十月十七日、茂卿著述之樂律考差上候樣、大島近江守惣七郎觀へ被二申渡一、同月廿三日樂律考獻上仕候」、

○大祓後釋存疑 永井精古撰

槻の落葉信濃下向病床漫筆 荒木田久老、云、「予が門人阿波の國の永井精古、大祓後釋存疑といふを著して、宣

○俯仰審問 覺州撰

金峨山人病間長語云、「沙界の覺州は、僧鳳潭の徒なり、俯仰審問を著して天經或問を斥れり」、

○彗星圖大場景則撰

金峨山人病間長語云、摘要「余が天象のことを學びし雷淵子大場景則と云へる人云々、德廟の時に、雷淵子に命せられて緯象の事を論せられしに、其あらはす所の觀察の書及び彗星圖を獻じたれども云々、雷淵子の天象におけるは、妙理に達したること、古今その比なしと云ふべし、たゞその人となり骯髒なる故に、世に遇せられずして名なし、實におしむべきことなり」、

○救序護法常應錄物茂卿撰

○常憲院殿贈大相國公御實記同

○度量考同 ○鈐錄同

○樂律考同

長が師說を破して却てひが言せるは甚しき罪なりとて、いたく憤りて、何くれと論じて見せにおこせし」、

○清濁考

槻の落葉信濃下向病床漫筆 荒木田久老、云、「ことしきさらぎ歸りてありし折、京師の人病床に訪來りていひけるは、遠江の人著せる清濁考近頃印行なれり、見給へりしや、御評いかゞといへり、答、彼書はさきに京師に遊べるをり、城戶手楯が手より便りてよみたり、專宣長が古事記傳にいへりし所を主張して、古書を拔出たるものにて、めづらしげもなき書なり、宣長の說に協へるを正とし、その說違へるは古書といへども不正とせり、古へを誣るの甚しきにあらずや、彼清濁考は無益の贅言とおもへれど、その勤たる所は可レ賞也といへり、實に勤たる所は可レ賞れど、その無益の事に力を盡せるはいと〳〵をしむべし、宣長が廓を出て他事にをしまで力を用ひば、先輩のおもひ明らめぬめでたき考も出來なんものをといへば、京師人も可レ惜可レ惜とて去れり」、

○古言清濁論辨 荒木田久老撰

槻の落葉信濃下向病床漫筆 荒木田久老、云、「己既に古言清濁論辨一冊を著して、門人御園常言朝臣に附託しおけり、己が論は古書のみに證せるを、常言朝臣のいへるは、音便にくづれたる後の物語ぶみまでも、詞には平言音便多けれど、歌には音便なく濁音なき證もあまたあれば、後の言まで書加へなんとあれば、さるべき事也、猶よく考て書加へ給ひてよとて、託しおけるなり」、

○日本紀歌の解槻の落葉 荒木田久老撰

槻の落葉信濃下向病床漫筆 荒木田久老、云、「四とせ五とせ以前、京師にて日本紀歌の解槻の落葉を書きおけり」、

○朱氏談綺 ○井々堂稿 小野傳撰

澹泊齋文集 安積覺 云、「野懋齋碑陰、君諱傳、字子傳、一字道設、稱二亦左衞門一、京師人、本藤田氏、考諱壹、號二卜幽軒一、仕二水戶威公暨西山公一、以二儒術一顯、無レ嗣、以二君謹飭一、取而子二養之一、故冒二小野姓一、父子相繼與修二彰考館史書一、寬文八年考告レ老、西山公命レ襲二其祿一、元祿九年九月二十三日感レ疾不レ起、享年五十九、臨レ歿醫問二交道一、力レ疾起、謝二神恩一、不レ亂二後事一、不レ用二浮屠法一、其月葬二相州鎌倉扇谷之先塋一、君數從二明徵君朱先生一游、質二經義一、考二制度一、商二確文字一、不レ得二其要一不レ輟、

徵君稱二其純篤一、期以二老成一、哀二其所一レ嘗聞一、曰二朱氏談綺一、所レ著詩文曰二井々堂稿一、自稱二懋齋一、以レ愛レ竹亦號二竹墩一」

○六物輯釋佐々宗淳撰

澹泊齋文集安積覺云、「十竹居士佐子碑陰君姓良岑、出レ自二大納言安世一、考直尙、逮レ事二加藤肥後守忠廣一、封除事二生駒壹岐守高俊一、封又除、織田出雲守高長客二遇之一、居二蒐田一、號二義齋一、有二七子一、君於二倫澤一爲レ五、妣大木氏、寬永十七年義齋去二讚岐一、五月五日泊舟二一小島一而生レ君、小字島介、年十五、投二妙心寺一爲レ僧、名二祖淳一、參二黃檗元禪師一、更超挌去而隱二多武峯一、持律精苦、講二究敎相一、著二六物輯釋一、行二於世一、一日讀二梵網經一至下殺二父母兄弟一、亦不上得二報讎一、慨曰、是豈人理哉、我世業二武儻一、不幸有レ讎、忍不二之報一乎、又讀下論語子路問二鬼神一章上、忽然有レ省二死生之理一、遂著二立志論一、毀二衣鉢一、養レ髮、更二名宗淳一、字子朴、稱二介三郎一、杖レ劒遊二江戶一、水戶義公聞而壯レ之、辟二藩府一居二近侍一、總二裁彰考館編修事一、奉二使四方一求二遺書一、所得最多、及二義公致仕一、參議公擢爲二小姓頭一、使レ侍二西山一、眷遇益隆、以レ疾終二於元祿十一年六月三日一、年五十九、君晚年號二十竹先生一、自著レ傳」

○省庵文集安東守約撰

澹泊齋文集安積覺云、「與二山崎垂一書去年秋竹間子致レ書、使レ序二省庵文集一、諭以二同門之舊僕一、以爲非二大手筆一不レ能二擔當一、顧僕菲才不文、庸詎塞レ責、沈吟再四、謀二於同僚一、皆勸二奉敎一、是以回書訐諾、而不レ意竹間子宿痾纏綿、遽赴二修文之召一、披二台兄三月初一書一、驚訝悼惜、悲不二自勝一、然書中謂、易簀之際、回書適到、聞二僕允諾一頗有二喜色一、且遺命諄々、使下借二文恭文集一、以搜中校往復之書牘上、想其庶羸困憊、危在二旦夕一、而繾々以レ此爲レ念、非二至性血誠一、何能如レ此、而僕亦竊有レ感二於掛劒之義一、故不レ揣二謝陋一、勉強成レ之、今錄レ稿奉寄、唯冀留レ意裁削、使レ合二繩墨一、則爲二幸甚一、其中有二不レ安者一、一一開二示於左一、省庵老成醇儒、不二唯九州之地一、至二於東海之濱一、亦聞レ名而欽慕、以張二霞池之才學一、猶推二其名德一、稱二先生一、況在二僕後進一、宜レ稱二先生一者、然壓二於文恭先生一、不レ得レ稱、故擧二其號一、於レ心爲レ歉、凡序レ之爲レ體、抽二繹其緒一、發二揮旨趣一、辭達而已矣、不二必湊二砌事實一、堆疊操レ行、而省庵百行修飭、其留二住先生於二崎港一一事、尤彰灼在二人耳目一、其間多少窒礙、多

調停、悉レ心經營、遂成二搢紳美譚一、而悠々之徒或以二省庵一爲二好名一、以二先生爲一レ悅二其賬一窮、則豈不下與二契合之分一相戾上哉、近有二芝山會稿一行二于世一、粗載二先生事一、繆妄之甚、不レ足レ較、而不レ知者恐爲レ所レ惑、故歷二舉先生事迹一、以及二師弟相與有レ成之美一、冀俾二觀者知一二其顚末一、不レ爲二浮言所一レ撓也、古人文集多附二行狀年譜一、其懿德茂行、可二以就見一、而省庵卑謙敎篤、遺訓一篇、其見卓二越前古一、使二人歎服不一レ已、則不レ得レ不下於二序中一述上、素履之梗概一而筆力不レ逮、遂多二冗語累句一、不レ能二簡潔一、恐非二序之正體一、若不レ痛二下筆削一、則不レ中レ用也、希將二此意一轉二達諸門人一、芟二繁剪一蕪、務使二剴切俊爽一、則僕意願足矣、弟與二竹間子一別千年、東西契濶、未レ罄二平生所一レ懷、而奄忽下世、然諸既徵、不レ經二點定一、是則終身之憾也、僕少而孤、不レ聞二過庭之訓一、其事二先生一、僅在二總丱之時一、前後不レ滿二三年一、而以レ養レ病歸レ鄉、既長往二來江府一、則拘二牽事務一、不二復得一レ侍二絳帳一、是以學業荒疎、非下如二三省剛伯弘濟輩一親炙講肄上、積レ年累レ日之比上也、序中所謂一無レ所レ聞者、固非二謙辭一、其後三省剛伯各歸而事二其主一、弘濟不幸凋謝、其親授二句讀一者、唯僕一人存焉耳、故光君義公命僕撰二先生碑銘墓誌一、校二讐文集一、而承レ之負レ重、不レ勝二其任一、惴々焉累二先生之盛德一是懼、鎭西關東千里遼邈、恐台兄不レ聞二其詳概一、以二同門一觀レ之、誤爲二河汾之程仇一、則不レ幾二名實相乖一乎、故僕自敍、剌々不レ能レ休、省庵以二丙申歲一自二京師一游學、而還規模既有レ定、僕方以二其年一生、而省庵精進勇往、薰二陶先生之門一、亦有レ年矣、非二夫三子者之所一レ能及一、況於レ僕哉、所謂齒德胡越者、實非二矯飾一、而得レ託二空言一、以與二斯文一者、豈非レ幸歟、聞竹間兄令嗣齒及二志學一、三世通問、實所二感愴一、而庭淑之懿範、外家之敎養、他日有下能成立而繼二乃祖乃父之芳躅一者上、不下待二著龜一而知上也、書不レ盡レ意、統容炤亮」

○永和大嘗會記

昆陽漫錄青木敦書云、「永和大嘗會記、一名御禊記」

○血脈類聚集記

昆陽漫錄青木敦書云、「武州金澤の龍源寺に藏むる血脈類聚集記十三卷、文明中に寫せしものにして、血脈のことなれば世の用にはならざれども、その中の承元二年五月十五日とある」云々、

○三重韻

昆陽漫錄(青木敦書)云、「三重韻に虎關の序あれども虎關の時は聚分韻略と名づけて、韻を三段に重ねず、天野氏の藏る所の古版の聚分韻略を見れば、十二門を立て五卷となし、虎關自筆の序、寧一山自筆の跋あり、同人の藏る享祿庚寅の年刊する聚分韻略、三重韻の如く韻を重ねて、跋に作者宥園、筆者秀篤とあり、是簡便にとりて、宥園始めて聚分韻略の韻を三段に重ねたるによりて、作者宥園と記したると見えたり、同人の藏る朝鮮本の韻略と云ふ一冊の書を見れば、三重韻の如く韻を重ねて十二門を立つ、宥園韻略によりて聚分韻略の韻を重ねたりと見えたり」、

○蕃薯考(青木敦書撰)

昆陽漫錄(青木敦書)云、「敦書民間にありし時、蕃薯は甘藷とも云、飢年第一の助ゆゑ、諸書を集めて一卷となす、享保十九年敦書に命じて養生所の瑤地に作り試みしむ、敦書元來近年關東島々困窮して飢人有りと聞くによりて、思へば罪人を島々へ流さるゝは、罪人の天年を終しめられんためなるに、却て飢れば上の御恵みに違ひ、甚だ不便なること故、蕃薯を考へ集めしなれば、關東島々へ渡し度と申上げれば、關東島々へ渡さる、敦書身に餘り難レ有ことなり、其後島々にて作り習ひたるや否や、絶てしらざりしに、寶曆六年都人神津島へ漂泊しけるに、島人蕃薯を與へて食はしむ、漂泊人この島にいかゞして蕃藷ありと問ければ、島人答て云、享保年中上より蕃薯の種を渡し下されども、貯へあしくして種くさりしに、其頃薩州の人島にありて蕃藷を作り、貯へ樣を委しく敎しにより、糒を出し作り習ひ、大さ椀に入ざる程に出來る、神津島は至りて小く、食物すくなく飢人ありしが、蕃藷を作てより食物とぼしからずして、飢におよぶことなく、人も次第に多くなるにより、上の御恵の難レ有あまり、小祠を立て蕃藷を祀ると云ふ、これ今年夏間聞くところなり、誠に一人にても飢人を救ふは廣大のことにて、有德廟の御仁政深く仰ぎ奉るべきなり、扨八丈島にては蕃藷を少く作り、その外の島々は作らざるにや、いまだ聞ず、作り習ひ度ことなり、(是寶曆九年聞くところなり、)」

○曆林問答

昆陽漫錄(青木敦書)云、「曆林問答の寫本を藏むる人あれども、序なし、近頃版本の曆林問答を見れば、作者在方の序ありて、應永甲午孟春日、平議大夫司曆賀茂在方書すとあり、在方占ひの名人ゆゑ、今も占者あり、まさまさと云ふとかや」、

○救正醫鑑(二十二卷、田代宗敬撰)

自娛集(貝原篤信)、「醫林堂記」、自得齋田代宗敬子、其先稱二三喜一、爲二世之良醫一、自二三喜一至レ今凡六代、世業レ醫、夫醫貴二世傳一、故曰、醫不二三世一不レ服二其藥一、宗敬子所レ著救正醫鑑二十二卷、其餘所二編錄一亦多矣、可レ謂レ有レ功二于此術一也、嘗創二造醫林堂一、安二置於醫祖之像一、祭祀以レ時尊二奉之一、是追レ遠重レ本之志可レ謂レ厚也」、

○舊事紀　○同僞書考

○同剝僞

大和事始正誤(伊勢貞春)云、「舊事紀を僞書也と云ふ事は、太宰純が辨道書に始て書きたり、其後桂秋齋が舊事紀僞書考出で、其後吾祖父貞丈が舊事紀剝僞を著せり、舊事紀の僞書たる明證多し、一兩紙に書き盡すべきにあらず、秋齋および貞丈が論辨を以て其僞書なる事を知べし、賀茂眞淵が祝詞考にも僞書なりと云へり」、又云、「舊事紀は日本紀、古事記、古語拾遺を交へ合せて作りたる書なり、外にも何の書か交りたる事少あり」、

○歷運記

大和事始正誤(伊勢貞春)、書入云、「貞丈云、歷運記は弘仁式に副たる書なり、延喜式は弘仁式と貞觀式を合て撰ばれたる故、歷運記をも延喜式に副へられたる也」、

○大日本史

澹泊齋文集(安積覺)、云、「(帝號議、乙酉)、本紀神武至二仁明一、皆併二書追謚於御名之上一、曰二神武神日本磐余彦天皇一、綏靖神淳名川耳天皇一、蓋上世遼邈、名諱不レ詳、如二神武諱彦火々出見尊一絕無、而僅有下以二舍人親王博洽一猶不上得レ知、故至二仁賢紀一書曰、億計天皇、諱大脚、字島郎、註曰、自餘天皇不レ言二諱字一、至レ此獨書者、據二舊本一耳、然其御名稱號之類、而非二諱字之謂一也、及二神武元年登二極於橿原宮一、號曰二神日本磐余彦火々出見天皇一、則是加二神日本磐余五字於彦火々出見上一、稱二其功德一、判然可レ見、綏靖以下名稱混合、不レ可二得而知一、如下懿德稱二大日本彦耜友天皇一、孝安稱二日本足彦國押人天皇一之類上是也、名諱既不レ可レ知、上レ謚又非二當時之事一、則不レ如下一從二舊史一書上之、然冠二追謚於其上一、則竊謂、不レ可レ書二神武天皇諱彦火々出見一則可矣、綏靖以下不レ得レ書レ諱、故連二書追謚一以掩二其曲一、非レ僭則誣、不

可謂公行之書、按、魏書道武天興元年、追尊拓跋毛以下二十七代、爲某帝、書曰、聖武皇帝諱詰汾、神元皇帝諱力微、今書綏靖神渟名川耳天皇、則猶書聖武詰汾皇帝、神元力微皇帝、（書詰汾皇帝力微皇帝、則有、如子詰汾皇帝無婦家、力微皇帝無舅家、是也、書諡其上、則無、）史家無此書法也、本館往年之議、以爲不冠追諡、則不知爲其帝、故連書、及壬午再議、每紀末書曰、追諡曰某天皇、則與開卷揭某天皇本紀者相應、而至次紀書某帝子某帝幾年、（如子綏靖紀書丙神武帝第五子也、神武帝二十二年立爲乙皇太子甲下倣之、）承前接上、無復不可差別之、累則追諡不當冠、毅然去之而不疑、一從舊史之文可也、續日本紀文武、聖武、光仁三帝、皆書當時所上之諡、（元明書日本根子天津御代豐國成以天皇、元正書日本根子高瑞淨足姬天皇、亦追尊之號也、然無上諡之文、蓋闕文、）所謂諡者尊號之比、而非諡法所議、然因循舊典書之可也、但聖武書天璽國押開豐櫻彥天皇則不可、宜據廢帝追尊之文、（天平寶字二年、）書勝寶感神聖武皇帝、寶字稱德孝謙皇帝、亦廢帝所上尊號也、曰父曰子、尊無等差、而一書其諡、一書尊號、亦無義例、（續日本紀如此、）況當時記事、既有聖武皇帝之文、（續日本紀、天平神護二年四月有一男子、自稱聖武帝之皇子、）本館修撰、何憚何嫌而不敢書乎、追尊草壁皇子、亦同日之敕也、聖武不可書追尊、則草壁亦不得書岡宮天皇、是不可不議也、然則書某諡天皇諱某、當起於何世、曰起於桓武、其義何據、據類聚國史也、續日本紀書桓武曰今皇帝、當時敕撰之書、固當如此、日本後紀、雖不可得見、散在類聚國史者、可以類推、淳和桓武之皇子也、而皇太子上表、有桓武聖帝之文、（帝王部、天長二年十一月、皇太子諱正良言、自桓武聖帝記於當今、自餘薨卒部、天長年中書桓武天皇寵之、書桓武天皇之時、類例不一、）平城當時天子也、而書平城天皇崩、（帝王部諒闇條、天長元年秋七月甲寅、平城天皇崩、互見太上天皇條、）蓋平城宮名而非諡、猶稱嵯峨淳和、而宮名與諡並行而稱者、蓋自日本後紀始、（續日本後紀、仁明崩下曰、善書誌學淳和天皇之草書、其稱宮名、亦猶日本後紀書平城天皇、）至續日本後紀、則揭仁明天皇、而書天皇諱正良、文德實錄直書文德天皇諱道康、據之則桓武以後書諡與諱、斷無可疑、釋日本紀、以爲神武等諡淡海三船奉敕撰、蓋在光仁桓武之朝、則神武至元正、皆得書追諡曰某天皇、聖武孝謙廢帝不在此例、光仁嫌於追諡、然日本紀、續日本紀兩部正史、看爲一例、書之猶可也、桓武以後決不得書追諡、故曰、斷自桓武可也、今桓武紀書桓武日本根子皇統彌照天皇諱山部王、平城紀書平城日本根子天排國高彥天皇諱安殿、而嵯峨無諡號、則書嵯峨天皇

諱神野、至淳和仁明、又書諡號、如桓武平城二紀、義例不一書法、厖錯、且如仁明諡號日本根子天璽豐聰慧天皇、續日本後紀所不載、僅見一代要記、歷代皇紀、紹運錄、不依正史爲斷、而據稗叢書之亦未見、其可也、管見如此、當書桓武天皇諱山部王、而書所上諡號於崩葬之下、平城以後皆倣此例、如仁明諡號、則引三書註於崩下、（非疑三書所載而正史不載者、必當有故曰、註之、）庶幾去就適宜、而體裁近正矣、蓋御名至重奉諡、至大書法所由起、義例所由出、不可不謹嚴也、故議、

○石田軍記

澹泊齋文集（安積覺、）云、「石田軍記辨、山混齋跋石田軍記辨、其紕繆當矣、無稽之言、傅會之說、固不足論、然其間有大害時事者、姑舉其一二、慶長五年秋細川忠興與幽齋謀、招妹夫一色式部於田邊城、手刃之、此妄也、五年六月大旆赴東關、忠興從而軍于小山、未嘗在田邊城、若云六月以前有此事、則是時石田三成退居佐和山城、姦謀未發、式部何由得知之乎、縱知之、忠興豈得妄殺之、縱殺之、增田長盛、長束正家之徒、在大坂而握生殺之權、豈不能以專殺之罪罪之乎、夫忠興之深謀遠慮、建大議濟大事、皆在善伐其謀、彼未形而我形之、忠興不爲也、此必無之事、而諸書所不載也、伏見城陷、內藤家長死生不明白、故東照公震怒、此又妄也、家長守西丸、率其子小一郎力戰而死、忠勇壯烈、不在鳥居元忠、松平家忠、松平近正之下、其子若孫雖以汗馬之功興隆門戶、而其實酬家長之忠也、據當時記載、家長殘兵斂父子屍、不待按檢而火葬于園城寺、故蒙一時之疑、此乃部下之過、而謂家長不決烈乎、至可兒才藏事則益妄矣、曰、福島正則怒才藏違軍令、斬敵兵湯原源五郎而黜之、才藏屏居營中、伺諸軍出潛出營、與敵兵鬪、自九月朔至十四日、每日獲甲騎首、然其功無由達、故棄首而歸、及十五日、公軍於關原、布陣未戰、先撿諸將所獲首級、正則出湯原首、召才藏詰之、對曰、臣蒙譴責不得列軍伍、竊從諸軍之後、有所斬獲、唯恐人知、故每獲首納竹葉于耳鼻、棄之還營、想壯士輩拾得之耳、正則檢之、果得二竅有竹葉者十八級、公大感賞曰、自今當稱篠才藏、時人羨之、按、八月廿三日、正則與池田輝政拔岐阜城、黑田長政、藤堂高虎

等諸將戰二于鄉戶一、是夜正則與二諸將一屯二赤坂一、至二九月十四日一、以俟二大旆之至一、正則未二嘗出一レ軍、才藏何由得二許多甲騎首一乎、且如二才藏之言一、所謂拾二棄首一者也、奪レ首爲レ恥、況拾レ之乎、夫堂々正則之陣、孰敢貪レ之以爲二己功一乎、是欲レ稱二才藏之功一、而損二正則之士風一也、才藏固壯士、末森之戰既以レ勇著、正則聞二其名一、引爲二重臣一、及レ攻二岐阜城一、與二福島丹波、長尾隼人一俱有二戰功一、蓋納二竹葉于耳鼻一、異日之談、載在二口碑一、而記者傳會、以爲二此時一、眞好事之過也、或云、才藏以レ竹爲レ幟、故有二此稱一、此說近レ是矣、凡傳記小說駭二人耳目一者、多不レ足レ信、溫公修二通鑑一、不レ取二五代史闕文一、其如下昭宗使二梁祖結一鞋絲一、武皇以二三矢一附中莊宗上皆奇特可レ喜之事、而溫公力辨レ之、夫王元之名臣也、五代去レ宋至近、而猶有二譏議一、況如レ此書、固無レ可レ採、宜二其剖棄不一レ行二于世一也、然間亦有二藏レ之者一、余恐レ爲レ所レ惑、故原二混齋之意一而廣、」

○入學紀綱 仲村欽撰

講學筆記 仲村欽、後敍露本高篤、云、「嘗聞二諸吾先生一、曰、惕翁學術之綱要、在二所レ著入學紀綱及講學筆記一矣、夫入學紀綱、既印而行二于世一也、講學筆記未二刊行一焉」云々、

○痰狗傷考一卷、原昌克撰　○直指篇同

○醫事小言七卷、同　○經穴彙解八卷、同

○痘瘡策同　○脚氣篇同

○叢記同　○藥語同

○西遊雜記同　○百金錄同

○解毒奇效方同　○寄奇方記同

叢桂偶記 原昌克、簫褚記 大谷恭、云、「南陽先生著述、前有二痰狗傷考一、直指篇、未レ行二于世一者、醫事小言、經穴彙解、痘瘡策、脚氣篇、叢記、藥語、西遊雜記、百金錄、解毒奇效方、寄奇方記等之書、先生之門、迎請如レ市、不レ暇二再閱一、」

○大和俗訓 貝原篤信撰　○童子訓同

五常訓 貝原篤信、序 竹田定直、云、「益軒先生自善二其身一、推以及レ人、其志在二於愛一、斯人以報二答天地生育之洪恩一、晚年所レ著尤多、專以二導レ俗喻一レ愚爲レ務、如二俗訓、童子訓等書一、平易切實、未二嘗巧文麗辭爲一レ工、且書以二假字一、令下夫不レ識二漢字一者、亦能讀レ之易中通曉上矣、」

○朱氏談綺　○舜水文集

澹泊齋文集 安積覺、云、「與二村篁溪、泉竹軒一書、嚮所レ諭朱氏談綺序、頃間總得二構成一具一レ稿呈覽、冀兩兄從頭看破、一字不二輕

放過一、冗者刪レ之、窒者闢レ之、做成二一篇文字一、幸莫レ甚焉、蓋此書一部、三樣湊合、而成二頭腦一頗多、能レ文者作レ之、定不レ費レ力、如レ僕者、爲レ之瑣屑特甚、不二清楚一不二典雅一、形格勢局、情文不レ得二流暢一、故懇祈二兩兄留意裁定一、凡作レ序者、抽二其端緒一、贊二其體製一、務欲レ使下人景二嚮其書一而播中傳于世上也、僕謂、此書殊不レ足レ觀、無レ可二稱贊一、而必欲レ使二人刊行一者、先君景慕先生之懿德一、而廣惠二幼學之恢量一也、不レ作レ序則已、苟作レ之、不レ得レ不レ如レ此、直截說出、本欲レ不レ煩二詞多布置數行半紙便了一、但恐不レ知者見レ之、以爲下先生所レ蘊如レ此其淺、其徒所レ聞如レ此其卑上、則無レ埠二于先生一而有レ玷二于先君一也、故從二節操上一說出、略及二濟世有用之文章一、此與二張皇表襮一者大逕庭、而又有レ說焉、往年在二江府一、偶閱二芝山會稿一、其寄二鵝眞昌一書、載二獨立之言一、曰、元賛之瑜非二面知一、然曲得レ傳二聞其實一也、賛是市井之販夫、瑜是南京之漆工、彼儔奚暇爲レ學、又奚作二詞章一乎、此語猶謂不レ審二信否一、其謝二林上珍何倩甫一書曰、陳在レ洛而曩相會、朱在レ此而邇二面晤一、潛察二厥言行一、學術疑弗二端誠純粹一、多二猥俚之態一、乏二彦士之姿一、僕讀至レ此、不レ勝二捧腹一、其以二元賛一並稱、可レ謂二不倫之甚一、況又極レ口譏詆、何物云麼、敢作二如レ此鬼怪一、此輩簸弄脣吻、原不レ足二計較一、然使二先君見レ之、必有二一元當一處置一、惜乎其不レ及也、今試以二一事一辨レ之、所レ引獨立之言、非レ誣則妄、獨立與二先生一相知已久、何得二言非一面知一、其跋二安南供役紀事一、眞蹟見在、稱二先生之持レ操不二一而足一、至レ云二言奪氣爭一、錚々鐵石、今古上下、無二其事一無二其人一、凜々大節、可レ稱二今古第一一、義幟此語、何與二前言一相戾也、獨立雖二披剃易行之徒一、而其反覆未二必如レ此已甚一、故曰、非レ誣則妄、然會稿行レ世已久、見者貴レ目賤レ耳、不レ知世間自有二一等大學問大文章一、而悠々之譚不レ可二窮殫一、則不レ得レ不二於序中述一節義一、文章之梗概一、此僕所二以眷眷于斯一、而其實在レ欲レ校二定文集一也、春夏以來屢陳二鄙意一、兩兄既以爲レ可、而館事督促、絡繹旁午、故來之二高閣一、而其成レ編、固兩兄之所レ知也、特其間有二刪補一、未二能盡一訛繆一、未レ能レ正者耳、不レ過二費半年數月工夫一、大得レ就レ緒、顧僕菲才薄植、雖二暫廢二格編削之局一、無所レ損二於館事一、而大有レ益二于文集一矣、自レ遭二震火之變一以來、祠宇焚蕩、祭奠曠廢、每二念及レ此、悵快彌レ日、霄壤之間、能留二先生一片精神一者、唯有二文章一

存焉耳、係二名先生之門一人一、可レ以擔二當此事一者、亦唯僕一人存焉耳、久患二耳疾一、老境浸逼、一旦溘先二朝露一、則孰能繼而修二釐之一哉、及レ今訂補繕寫而藏レ之、使三有レ時而鋟梓一、毫無二淹滯之患一、則僕平日志願畢矣、今館職諸兄、勵精課レ程、筆削修擧、鱗次成レ編、今歲所レ成文武列傳、可レ敵二往時三兩年之功一、如レ此則修撰之竣、亦可二指而定一、紀傳完備、館僚解散、則欲レ擧二文集之再校一、憂々乎其難哉、且世之娟二疾善良一、譖語奇詆者、豈特一芝山而已哉、久則邪正雜糅、皂白莫レ辨、何澹之疏、雖レ無レ損二於考一、亭而廣微之冊、將レ有レ累二乎東林一、是不レ可レ不レ深二長慮一也、願兩兄體而悉レ之、稟二明左右一、使二僕得一肆二力于文集一、則莫大之幸、蔑以加レ焉、寒甚、善健飯否、希保嗇」

○增補追加家忠日記

澹泊齋文集安積覺云、「書二增補追加家忠日記後一」中島之敗二鳶巢一之捷、伏見之居守好景、伊忠、家忠三世相繼死レ事、忠勇壯烈、如レ出二一轍一、而家忠之子忠一、亦慕二父祖之風一、奮二死于難波之役一、何深溝之多二忠義一耶、鵞峯先生本光寺碑、以二康保裔三世殉難一擬レ之、其知言哉、岩津之子孫、皆鷹揚龍驤、而此特其翹楚者、宜二其咋之第一上一、而世居二方面之任一也、初伊忠之赴二鳶巢一、家忠固請從レ之、而伊忠不レ可レ醵レ酒、而別敎以二他日能報一邦家一、義氣凜然、如レ見二其面一、壯烈不レ減二克用之三垂岡一、而忠勇亞二於正成之櫻井宿一、不レ意西平有子之美、復見二於當時一矣、余特欽下家忠當二疆場騷繹之日一、而能留レ意註記上、霸府基業、班々可レ見、方其在二小田原營一、能以レ靜制レ動、有二古良將之風一、及二伏見城陷一、左右指麾、挺レ身大呼而出戰、西兵爲レ之披靡、義烈垂二于不朽一、果能不レ忝二所生一、而有レ光二于前烈一矣、忠冬之增補、雖二頗有一汎濫之譏一、而續二成祖先之懿範一、其志可レ尚焉、友人佐鄉成精二于譜牒一、能諳二近世之事迹一、而得二是書一、謄二寫之一、竣二其功一、僅二旬一、余喜二其勤一而就閱レ之、重有レ感二於家忠之世秉一忠貞一也、於レ是乎書」

○大日本史

澹泊齋文集安積覺云、「帝號義例、三項、古昔天皇之謚、未レ審レ起二何時一、釋日本紀引二私記一曰、神武等謚、淡海三船奉レ敕所レ撰、今考二諸書一、續日本紀成二於延曆十六年一、而載二神功應神仁德敏達孝德天智天武等謚一、古語拾遺成二於大同二年一、而書二神武天皇一、姓氏錄成二於弘仁六年一、亦皆書レ謚、親長記以爲下自二神武一至二文武一四十二帝謚

淡海公不比等所レ撰也、無稽之說、不レ足レ取焉、據二釋日本紀一、則追二謚諸帝一、蓋在二光仁桓武之朝一、不レ然則廢帝時也、天平寶字二年追二謚聖武及草壁皇子一、憲章典故、摸二倣唐制一、草二百寮名號一、則追謚疑在二此時一、雖二今不レ可レ考定一、自二神武一至二元正一紀首、皆冠二其追謚一、崩下書二謚某天皇一、△皇朝上謚、始見二續日本紀一、大寶三年謚二持統一曰二大倭根子高天原廣野姬天皇一、謚二文武一曰二倭根子天之眞宗豐祖父天皇一、至二聖武一則曰、天皇出家歸レ佛、故不レ奉レ謚、天平寶字二年追尊曰二勝寶感神聖武皇帝一、謚稱二天璽國押開豐櫻彦尊一、所謂謚者徽號之謂、而非二謚法所レ議也一、元明遺詔、謚號稱二某國某郡某朝廷馭宇天皇一、傳二示後世一、蓋遵二古制一稱二揚功德一、此之謂レ謚、其義可レ見、然元明元正二帝、續日本紀無二上レ謚之文書一、元明曰二日本根子天津御代豐國成姬一、元正曰二日本根子高瑞淨足姬一、至二光仁一書レ謚曰二天宗高紹天皇一、考二前後例一、如二元明元正二帝一、亦當時以二徽號一爲レ謚、而無二明文一者史之闕文也、續日本後紀、桓武曰二日本根子皇統彌照天皇一、淳和曰二日本根子天高譲彌遠尊一、類聚國史、平城曰二日本根子天排國高彦尊一、雖二上レ謚之文一闕不レ可レ見、據下嵯峨以レ有二遺詔一、不レ奉レ謚之文上、則桓武平城淳和三帝、以二徽號一爲レ謚可レ知矣、故今斷爲レ謚、但平城嵯峨淳和三帝稱レ以二宮號一、故不レ書二追謚一、如二仁明文德清和光孝一、則當時所レ上レ謚也、故今皆從二其實一書レ之、上世帝諱不レ可二考定一、日本紀、神武書二神日本磐余彦天皇諱彦火火出見尊一、仁賢書二億計天皇諱大脚字島郎一、註曰、自餘天皇不レ言二諱字一、而至レ此獨書者、據二舊本一耳、終二日本紀一書レ諱者不レ過二二帝一耳、綏靖以下書二某天皇一者、決非レ諱矣、有下連二書徽號一者上、有二單書一名者一、如二懿德一書二大日本彦耜友天皇一、孝靈書二大日本彦太瓊天皇一之類、連書徽號一也、如下成務書二稚足彦天皇一、應神書二譽田別天皇一之類上、單書名也、名レ卽諱也、今何不レ書二諱某一名而非レ名、當時之稱也、神皇正統記、至二仁明一書二諱正良一、曰、先レ是名諱未レ正、多用二乳母等姓一爲レ名、至レ此名諱始正、蓋據下文德實錄、先朝之制、每二皇子生一、以二乳母姓一爲二之名一之文上也、夫以二舍人親王、源親房之博洽一、獨不レ能レ考二究之一、千載之下豈能知二其果爲二名諱一哉、徽號既不レ可レ折、名諱又不レ可レ辨、則冠レ謚之下、不レ得レ書二諱某一、故除二神武仁賢一外、卽位下皆書レ是、爲二某天皇一、其義何居二據日本紀一也、繼體紀

曰、元妃日子媛生二一子一、皆有二天下一、其一曰二勾大兄皇子一、是爲二廣國排武金日尊一、其二曰二檜隈高田皇子一、是爲二武小廣國排眉尊一、欽明紀曰、堅鹽媛生二大兄皇子一、是爲二橘豐日尊一、勾大兄名也、檜隈高田稱號也、所謂名而非レ名、亦可二以見一、如二其廣國排武金日尊一、皆徽號也、神武元年書、卽二位於橿原宮一、號曰二神日本磐余彦火々出見天皇一、推レ類可レ見、唯如下淸寧稱二白髮皇子一、顯宗稱二弘計王一、推古稱中額田部皇女上亦皆從二其實一而書、初稱二某皇子一、某王、某皇女一、如二天武持統文武元明一、據二本書一書二小名某一、元正以下考二索本書一、皆書二諱某一、考據註二於各紀一、今不二一々援引一、△將軍傳義例、賴朝開二霸府一、兵馬之權移二于關東一、天下大勢至レ此一變、故鎌倉將軍傳、別成二一家一、上準二擬世家一載記、下依二倣藩鎭列傳一、賞罰黜陟、號令法制、逐レ年係レ月而書、姑擧二其目一、則天變地妖載二于帝紀一、故不レ書、專係二帥府一者書、將軍除拜、自二敍爵五位一進至二顯要一皆書、問註所執事、評定衆、六波羅進退皆書、以レ某爲二某國守護一、及有レ故而罷書、元老重臣之死書、如下將軍詣二鶴岡一、將士獻二垸飯一、及覽中流鏑馬上恆例不レ書、有レ故則書、遊觀登覽騎射田獵不レ書、其大者書、其餘取舍、可二以類推一、如二賴家之蹴鞠、實朝之倭歌一、觸レ類而書、以著二其實一、賴經、賴嗣雖レ逼二于北條氏一、徒擁二虛器一、而命令所レ出、藉以行レ之、據レ事直書、時勢自見、下至二宗尊、惟康、久明、守邦四親王一、皆一例也」

群書備考卷之十五

○篁溪文集中村顧言撰　○連珠章同

澹泊齋文集安積覺云、「村篁溪碑銘、篁溪諱顧言、字伯行、稱二春帆一、更二新八郎一、篁溪其自號也、其姓源、其氏中村、世居二近江一、大父良忠稱二小七郎一、學レ醫號二敎意一、東照宮在二京師一、屢謁見、考諱正勝、號二養軒敎圓一、敎二授子弟一、世以二善良一稱、妣奈佐氏、生二一子一、卽篁溪也、幼穎敏有二成人之度一、寬文中、養軒君挈レ家東遷、遂爲二武江人一、君謂二篁溪一曰、吾千里移レ家者、欲二汝擇レ仕也、鵝峯林先生有二舊好一、汝師二事之一、學優則仕、汝其勉レ諸、篁溪出就レ學、斷薺劃粥、研精覃思、鵝峯先生器二重之一、最受二知于梅洞先生一、先生歿、又從二學于整宇先生一祭酒公、業進行修、以薦仕我水戶侯源義公、日侍二顧問一、燕見二其全書一而還レ之、不二數月一栗子罹レ疾不レ起、後嗣未レ定、僕懼二其散軼一、託二親故一而取レ之、藏二諸匱一者有レ年矣、其書略倣二本紀之體一、至レ敍二室町將軍一則兼二編年之體一、凡臣下事迹、小而驕縱不法、大而畔亂弒逆、皆備書レ之、註二其所一レ出、曰、參據、逃二其緒餘一、曰、支註、事

有ニ可レ議者一、輒著レ評以斷レ之、剴切透徹、皆中ニ事機一、其志將レ欲下帝紀至ニ後奈良正親町朝一將軍至ニ義輝義昭一、以究中室町之盛衰上、而欲下衍至ニ後陽成朝一、以敍中信長秀吉之興廢上、亦未レ可レ知也、不幸遜世、書未レ及レ成、其纔成者亦未レ及ニ脫稿一、蠅頭細字、點竄塗抹、其矻々苦心、即レ此可レ見矣、當時觀瀾宅兄相與檢討商確、屢言、其晝則登レ館、夜則焚レ膏、反覆辨論、不レ得ニ其要一則不レ輟、宅兄頗困頓、而栗子披閱自若也、聞者多謂、栗子資稟薄弱、何能堪レ之、戕ニ賊天年一、未ニ必此書不一レ爲レ累也、僕謂、不レ然、修短命也、禍福豈反故紙之所ニ能爲一哉、趙方有レ言、未レ死二一日一、當レ立二一日紀綱一、栗子未ニ嘗轉一レ職、莅ニ事區々之心一、竊欲下表ニ章皇統之原一、委ニ抉摘人臣之幽隱一、以備中將來之鑑戒上、是亦彰考館中一日紀綱也、其可レ少耶、元順帝使レ修ニ宋遼金三史一、遼史成而宋金二史未レ成、總裁官揭傒斯留ニ宿史館一、朝夕不ニ敢休一、因得ニ寒疾一而卒、已而二史成、傒斯不レ及レ見レ之、栗子之亡不レ類レ此乎、可レ謂レ勤矣、今者適中修ニ舉續編之緊一、此誠栗子宿志得ニ伸レ之秋一也、故致ニ原稿于兩兄一、以靳蒐獵、如ニ其後小松本紀、義滿基氏等傳一、則本館集而大成、無レ所レ藉ニ乎私撰之書一、然劉道原十國紀、井頗能稗益、溫公之考異、庶以ニ五行一俱下之日、暇日看過、裁決取舍、亦無ニ不可一也、如ニ稱光院、後花園紀、義持義敎義政等傳一、今新所ニ編纂一、君臣淑慝、文武成敗、參互考覈、未ニ必不一レ有ニ小補一也、希兩兄加レ意繕閱、仍使ニ書史謄ニ寫一本一、原稿略加ニ裝潢一、附ニ與後嗣一、藏爲ニ手澤一、寫本支ニ于館架一、以資ニ紬繹一、概ニ括評斷一、附爲ニ論贊一、則貢ニ幽壤一而旌ニ忠魂一、栗子忻ニ々然于地下一矣、至ニ于山名持豐、細川勝元兩軍相持一、則群雄割據、各樹ニ其黨一、震レ主脅レ上、不ニ後知一レ有ニ天子將軍一、海內之勢自レ此而大變矣、蓋冀北山東、覬覦凌軋、而炎劉灰冷、成德魏博跋扈輒張、而李唐潰爛、此尤不レ可レ不レ著レ力也、凡續レ之者正之副也、前レ之不レ能レ了、後之不レ容レ已者、皆於續焉、發レ之李巽岩作ニ續通鑑長編一、以繼ニ涑水之書一是也、郝伯常拘ニ於忠勇軍一、著ニ續後漢書一、自序曰、奪ニ照烈之幽光一、揭ニ孔明之盛心一、祛ニ操不之鬼域一、破ニ懿昭之城府一、明道術闢ニ異端一、辨ニ姦邪一、表ニ風節一、甄ニ義烈一、核ニ正僞一、推ニ本六經之初苴一、補ニ二史之後一、僕雖レ不レ讀ニ其書一、每レ誦ニ此序一、未ニ嘗不下歎ニ其言之精而確一也、豈兩兄亦有レ意ニ于斯一乎、冀參酌而裁ニ定之一、統新鑒涵」

○大日本史

澹泊齋文集（宋濂）云、「帝大友紀議、夫有ニ英明之人一、能立ニ不朽之事一、卓識偉論、洵出ニ衆人之上一、然非レ備ニ大公至正之義一、則不レ足下以服ニ衆人之心一而破中萬世之惑上也、本邦上古之事、舍ニ舊事紀、古事記、日本紀一、無ニ足レ爲レ徵者一、而日本紀又其尤也、然神功皇后未ニ嘗踐レ位、列ニ之帝紀一、帝大友儲貳承レ統、黜而不レ書、編年記事既不レ足ニ以考一、信崇虛抑レ實、又不レ可ニ以爲レ訓、今所ニ修撰一、綜ニ覈名實一、抑レ彼揚レ此、出ニ於上公之明斷一、遂成ニ千古之定論一、不ニ亦偉一哉、蓋壬申之亂、頗與ニ靖難之師一相類、帝大友之舉措、未ニ必下ニ於允炆一、而天武之勇略、亦未ニ必過ニ於成祖一、特以ニ將相無レ人、頓殉ニ社稷一、禍亦酷矣、舍人親王之作ニ天武紀一、譬如下當ニ宣宗廟一修ニ兩朝實錄一、當レ事隱諱上、固其宜也、然而曲筆過多、前後錯亂、帝大友事迹、尤爲レ難レ明、參ニ之懷風藻、水鏡二書一、然後水嗣之重、繼統之正、粲然可レ見矣、故今據ニ此二書一、書曰、立爲ニ皇太子一、曰卽ニ天皇位一、其正大明白、凜乎不レ可レ犯、天武簒ニ奪於焉一畢、見ニ亂臣賊子可ニ以寒心一破膽一矣、然其爲ニ皇太子一也、就ニ二書一而究レ之、則不レ能レ無ニ異同一也、懷風藻曰、年二十三立爲ニ皇太子一、據レ之則實天智帝三年也、日本紀天智紀曰、十年正月拜ニ太政大臣一、所謂十年卽四年也、三年已定ニ儲位一、不レ應ニ明年又有ニ此命一、懷風藻以爲ニ年甫弱冠拜ニ太政大臣一、既曰ニ弱冠一、應レ在ニ二十左右一、天智元年、大友年二十一、然則元年爲ニ太政大臣一乎、此與ニ日本紀一大異者也、如以ニ親王所レ書、全爲レ可レ疑、則是日蘇我赤兄、中臣金爲ニ左右大臣一、及置ニ御史大夫三人一、亦併不レ可レ信乎、水鏡所レ載、其爲ニ太政大臣一則同ニ於日本紀一、而爲ニ皇太子一則異ニ於懷風藻一、曰、十年九月帝疾病、十月立ニ大友皇子一爲ニ皇太子一、是時天武已遁ニ于吉野一、揆ニ之時勢一、其或然也、故其爲ニ太政大臣一、不レ如下從ニ日本紀書ニ於四年正月一、其爲ニ皇太子一、從丙水鏡書上於十月甲、庶レ無ニ扞格之累一、而於ニ當時事勢一、亦爲ニ允愜一矣、然則何謂ニ曲筆一、曰、其稱ニ天武一無ニ一定法一、曰太皇弟、曰東宮、天皇弟、曰皇太子、至ニ天武紀一書曰、天命開別天皇、元年立爲ニ東宮一、其果皇太子耶、不レ宜レ稱ニ天皇弟一、其爲ニ皇太弟一耶、亦不レ宜レ稱ニ皇太子一、蓋天皇弟者一時權立之名、而皇太子又不レ得ニ其實一、紛紜錯謬、故爲ニ其說一、然舊史所レ載、難ニ遽刪除一、今修ニ天智紀一、宜下書曰丙元年立ニ大海人皇子一爲ニ東宮一中、其義何、居ニ

據天武紀也、神武以降無書東宮者、此書東宮變例也、蓋作史者、據事直書、其得失從可見焉、此歐陽子作梁本紀大旨也、[illegible]夫改太皇弟爲皇太子、則代親王而冊授也、於名雖當、於義甚乖、既失事實、亦無明據、故元年特書立爲東宮、前後一以大海人皇子稱之、蓋書法貴嚴、有常有變、卽其所變而義自見此、朱紫陽修綱目之微意也、至於天智崩後、詔敕所出、機務所決、則雖以親王之筆亦不能掩、野總裁考證、備得其要、又非後生晚輩所敢企及也、謹議、又云、「神功皇后論、西山公命修史諸臣、論神功皇后事實、臣覺謹摭其緒餘、著論曰、統者所以正皇極、剗僭僞也、統之所在、不係大小彊弱、唯以正爲貴、雖不幸罹厄運、祚衰邦瘁、而發號施令、莫敢不從者、以統人心也、譬如天日之照臨、雖雲霧陰曀不覩其光、而運于上者固自若也、故皇朝謂之天日嗣、歷世相承、無有紫色蠅聲之廁其間者、然而無統之、世間亦有之、顯宗仁賢推讓之間、飯豐青皇女臨朝稱制、至明年顯宗卽位、武烈崩無嗣、大連大伴金村迎繼體于越前而立之、齊明朝、天智爲儲貳、及齊明崩、殯七年、以皇太子令天下、襄事方卽位、當此數朝、帝位間曠、或朞年、或踰月、或數年、而人心悅服、不敢動搖者、一則以讓、一則以賢、一則以孝、名分定、似無統而實有統也、至于仲哀應神繼纘之間、神功稱制、攝行萬機、則悠久間曠、殆七十年、古今相沿、恬不知怪、其故何耶、託之神而文其事也、仲哀之崩、固不能無疑、日本紀書曰身痛、而分載其說于下、前後繫以神語、若曰有祟、夫神勸帝、使興無名之師伐無罪之邦、以要重幣、帝不聽而殛之、非貪則暴、何以爲神、其非爲祟昭々可見、參之舊事紀古事記、蹤緒晦僻、愈不能無疑、然無事可徵、無言可折、議者或以弑逆之罪歸之皇后武內、縱無稽之談、以犯臣子之所不當言、豈其理耶、議者或以中矢爲實錄、身痛爲傷痍、蓋得其要矣、至于皇后之擧措、則又不能無疑、凡人之生也、十月爲期、過期而免、今世猶有、矧唐堯漢昭既有其比、應神在孕十三月、此不足怪、而皇后當產月、祝延其期、則可怪也、應神既生、何不速使正位宸極丕承皇統乎、植遺腹、朝委裘而天下不亂、況母后臨朝、大臣輔佐者乎、立爲皇太子、則益繆矣、使之冊立大行天

皇之樞前、則實仲哀之儲貳也、仲哀既葬矣、陵上既乾矣、四歲而冊立、是誰儲貳乎、釋翬翟而衣袞龍、皇后雖不欲僭、其可得乎、舍人親王以攝政紀元、而不予閏位、其見亦偉矣、當時淳朴、未有文字、攝政之義則有、攝政之名則無矣、皇后僭位不亦明乎、幸應神保壽、待六十餘年、皇后昇遐之日始得承統、設使不幸先皇后而崩殂、則赫々大業何所屬望、當此之時、似有統而實無統、岌々乎其殆哉、議者又以麛坂忍熊二皇子構兵爲抗嫡母戕同氣、不免反者之名、臣竊爲二皇子悲焉、其曰吾豈以兄從弟者文也、如其心未可知也、使之發于可發之時、則師出有名、事或有成、惜乎失事機而陷于不義也、今修史者、書反書討書伏誅、則毋乃寃乎、書擧兵書擊書敗死、則庶乎其可也、嗚呼皇后毋臨宇內、總攬乾綱、既非顯宗仁賢之遜讓、又非繼體天智之賢孝、而悠久間曠、遷延歲月、藉口胎中天皇殺伐二皇子、遂使仲哀之統幾絕而復存、自非我公英邁卓識、涇渭正閏、而綜覈名實、則舍人親王之特筆亦堙鬱而不振矣、若皇后之威武桀驁、武內之專權怙寵、則諸臣之議備矣、臣亦區々、敢以統所歸爲重、又云、「謝平玄中書、嚮辱貺壽序、薰沐莊誦、如獲拱璧、命意之高、立言之大、夐出人意之表、不可以尋常祝釐之語求之、信乎徂徠先生之門多文人崛起者、藉湜輩不可一二數也、但僕蒲柳凋零、犬馬齒衰、徒糜歲俸、惴々焉、唯一日失墜是懼、不意蒙長者之推奬、忝張老之善禱、縱欲夸耀鄉里、揆之中心能無愧乎、至於稱贊日本史、則借鄙人之壽以彰義公之美、古人亦有借彼言此者、此文章家機杼之巧、而大兄斡旋鎔鑄之妙、踔屬發閱、筆下風生、孰不忘食而樂聞乎、蓋日本史之成、用力寖大、而文獻不足徵、古記實脈、皆編年之書、而紀傳刱體以效遷固之史、戛々乎其難哉、千載之下其可徵者、無踰舍人氏之史、誠如所諭、而舍人氏之史取材於三史六朝、頗有筆力、雖不純乎史體、亦非後世紀載者之所能及、續日本紀以下則日曆、起居註之體、而冗蕪輭弱皆不足觀、然如其事實則舍此無可外求、中古兵燹簡牘殘滅、日本後紀既不可得、其散在類聚國史者、厪如黑子之著面、本朝世記寥寥無聞、可以取信者、水鏡大鏡榮花物語之類已、譯而成文、亦頗難矣、唯有王臣之家乘日錄、可補舊

記之闕略、而周旋規矩之小節、什居八九、披沙揀金蒐材構屋、抑又難矣、義公立法甚嚴、不許聘文弄辭、務使核實、每戒史臣曰、撰皇朝之史、固非汝輩所能及、後世必有良史者、出而修之、吾備其稿耳、寧繁勿失簡、寧質勿過文、故每事參覈諸書、標其所出、畦畛溝洫、各有所局而不能踰越、雖有其鶻服鷹睛者、不得縱凌霄之翮、亦猶圖鬼魅者易工、畫狗馬者頗難也、然義公之立論、亦有卓然不可沒者、紀律正名、內南外北朝、又如所論、雖然御紫極而當丹扆、莫非後嵯峨上皇之裔、義公豈得以私心輕重之哉、一以明德三年神器所歸爲斷、而興替盛衰之間、必三復致意焉、其餘列神功皇后於后妃傳、揭大友皇子於帝紀、皆世人之所駭異者、此非義公之刱而推、原舍人氏之史也、舍人氏編年而書、苟不係於紀、則應神天皇六十年間事實、皆湮沒而無聞焉、故書攝政元年、而刑賞黜陟臚列無遺、既云攝政、則非踐祚明矣、若大友皇子之纂統、則懷風藻水鏡皆有明文、而舍人氏既書近江朝廷、其書天武之篡奪、曲筆回護、雖子爲父隱理所當然、而不自覺其往々逗出、此皆天理人心之公、不可掩匿者也、後人不能究其旨、以大友爲叛臣、而列於將門純友之類、不亦悖乎、義公憤其憒々、故特書而正之、亦欲扶綱常正名分也、降及中世、外戚竊朝權、宮壼亂倫理、三綱淪而九法斁、姦邪進而志讜逐、遂致陪臣敢擅廢立、島夷指斥乘輿、開闢以來所未嘗有、其變亦大矣、究其端緒、必有所從來、而據事直書、美惡自見、此皆日本史之大較、而卽其書可見其義者也、藏之金匱之底、而不下州閭者、豈義公之志哉、勢有所不可也、數百年間汙隆升降、然瞭眎諸掌上者、亦必有其日矣、踰七之老、朝不保夕、而日本史之壽、則不可限量後世、豈無良史者采而擇之、筆者筆削者、削以爲昭代之龜鑑、而成義公之志者哉、序中所謂亂臣落膽、悛覬覦之心、賊子跼蹐不王之迹掃地焉者、至此方可庶幾也、僕與諸子同修日本史、歲月既久、雖無尺之長、而熟知義公之志矣、夫貴藩之望義公、在大父行、而下之事上、猶一家也、何日把臂以罄所懷、今因銘戢祝規不惜、爲大兄傾倒、略敍顚末、以冀日本史之壽與天壤不敞也、秋涼希自珍」又云、「答平玄中書、曩者奉書、謝貺壽序、

併及本藩修史之事、足下以爲、異同之史往々皆一人之所修、而稱成一家之言、日本史獨歷多士之手、假以歲月之久、寡固不可以敵衆邪、班馬諸史未嘗不報然於地下也、揄揚稱贊之至、豈僕一人所能專對哉、夫抵史以成於一人之手爲貴、唐書成於宋歐二子之手、而永叔不喜景文之奇澀、故退而修五代史、則其疏通暢達、後人以爲勝於新書、元人修宋遼金三史、雖丞相脫々總裁之、而編修成於諸子之手、虞集褐係斯輩、備良史之才、博綜衆史、馳聘古今、識者猶病其出於多乎、而體裁不能統一、況本藩史臣、學識不能及伯生曼碩之徒、措辭之難、掇事之不易、率如前書所陳、則其果可傳于不朽邪、抑招識者之譏邪、皆不可知、但義公至志之大、不自滿、假而待後世良史之筆者、炳焉不可磨也」

○職原鈔

澹泊齋文集安積覺云、「二宮考上、源親房卿之作是書也、在關城、戰爭之時、無書可徵、而諳練强記、淹貫古今、譬猶致堂之著、管見一二紕繆、愈見其該博」

○水城實錄

水府系纂佐野御成、序安積覺、云、「元祿己卯歲、中山內記信敏始謁西山義公、面諭曰、府下士人子孫世祿、逮事威公、有自伏見駿府從者、有自萬千代君傳者、有威公及寡人時新仕者、我有一書、名曰水城實錄、藏在彰考館、雖不悉備、而足粗知要領」云々、

○西山隨筆

西山遺事安積覺、自序云、「曩時義公致仕、在西山日、召儒臣備顧問、商較古今品藻人物、又招方外之流以資山居之燕間、譚論之餘、往々正流俗之繆誤、多所發明、下至事物瑣微、亦有所論列、侍臣以國字筆記、題曰西山隨筆」

○湖亭涉筆

澹泊齋文集安積覺、云、「答百拙和尚書、多年熟讀通鑑、開發蒙昧、受惠實多、隨意筆記、以備遺忘、積久成冊、題曰湖亭涉筆、他日淨書功訖、或當奉覽、所擧溫公數事、皆關係通鑑、瑣屑事件、而其餘不敢論列、此僕崇信溫公之本意也」

○譯文筌蹄

澹泊齋文集安積覺、云、「復荻徂徠書、足下所著之書必多、僕未嘗得見爲憾、近從學子、借觀讓園隨筆、譯文筌蹄、此皆足下之緒餘、不足揄揚大家風」

○大同類聚方

溫古隨筆小野竹叢云、「我國古醫藥の書あり、大同類聚方百卷、中葉泯れて僅に四五卷殘れり、日本紀略云、大同三年五月甲申、御門佐安倍眞直、侍醫出雲廣貞等、撰二大同類聚方一百卷一奉進とあり」、

○伊勢物語

溫古隨筆小野竹叢云、「伊勢物語をひがごとの物語といふ一說あり、伊勢とはひがごとといふ事也、此說よし、清輔袋草紙に、爲レ構二僻事一之由、號二伊勢物語一と、諺に伊勢をひ〳〵といふ故也とあり、堀河百首、美作池を、忠房、いせならばひがごととはやおもはましやまとなるてふみまさかの池、或云、平家物語に、伊勢平氏は酢瓶なりとはやせしは、平忠盛昇殿をゆるされたるはひがごとなりと嘲弄せし歌也、酢を貯へたる瓶を、酒を入候瓶子になされたるはといふ詞なり、忠盛の妙を酢瓶になぞらへ、平氏を瓶子に通はし、忠盛領地の伊勢をにせたるひがごとに諷して、うたひしとなり」、又云、「伊勢物語の繪は、慶長十三年五月中院中納言通勝卿印行の時、圖畫を入給ふよし奧書に見えたれば、往古よりの繪にはあらざるべし」、

○保建大記

溫古隨筆小野竹叢云、「或人保建大記をあらはす、麟經の法に習て、一字を以て褒貶す、蓋其言不二的當一、曰、長田忠宗誅二源義朝一と、世俗長田を以て主を弑すといふものは非也、義朝は朝敵なり、ゆゑに誅の字を以てその人を討する意なりと、平治物語の全文を熟讀すれば、長田重代の主を弑せしこと明也、何爲レ非二主君一哉、たとへ主君にもせよ、朝敵を誅するを公也といはば、忠致なんぞ軍勢を以て一戰の上に誅せずして、僞妄をかまへ、主と婿を殺せるや、忠致が所レ行士の道にあらず、又天子院號の事を評するもの當らず、院は殿閣の謂にして寺院の義にあらず、世俗の古の事を評する也、却てあたらぬ事のみ多し」、

○嘉文亂記 ※ ○長濟草

溫古隨筆小野竹叢云、「多々良玄信と云ふ盲人あり、諸家系圖を記憶して、望にまかせ妄作せり、此時二山彌三郎義長といふものあり、初は陽明の說をとき、後程朱の說に歸したり、玄信より〳〵義長に行く、諸家の事など物語しけるに、義長が妻は垂水某が女にてありけるが、垂水氏は伊勢の國司に仕へたる者とは申傳へたれど、書傳へる物もなければ、いか計の采地をはみたるにや、考べき處もなしと、いと本意なげにかたりしに、玄信申けるは、中葉伊勢に垂水河內守廣信といふ人ありて、朱經の四書を信じて萬里小路藤房卿に奉る、後嘉文亂記を述作す、其事跡長濟草と云ふ書に詳に候、記憶し侍れば讀て聞しまいらせんとて、書に向てよむがごとく、少の滯もなく全篇よみ侍れば、義長感にたへ、今一度讀給へ手書し侍らんと、玄信諾して讀むを、一字の誤もなく手書して稱美甚しく、祕して人にも見せざりし、中略、垂水河內守廣信といふ人、實錄雜記にも曾てなき人にして、玄信は長濟草を實記とみて、諸書に記して天下に行ふ、おもふに一人傳レ虛則天下皆傳レ虛者、蓋此謂歟、玄信或は佐佐木感信ともいふ、幾度も名を變せしものなりと、日夏繁高の話なり」、

○古語拾遺

溫古隨筆小野竹叢云、「近頃古語拾遺の句解を見侍りしに、松下見林の序あり、曰、古語拾遺は忌部廣成奉レ敕撰と、今按に、此書は敕撰にあらず、古は忌部中臣の兩氏相並んで神事に預りしに、中頃より中臣のみ榮えて忌部衰へたり、依レ之廣成自己の家の筋目を書きたて、朝廷へ上し訴狀也、されども朝廷御取上なく、廣成が愁訴徒になりぬ、西峯ほどの人も思誤候事あり」、

○太平記

溫古隨筆小野竹叢云、「或人の說に、太平記もと三十九卷なり、後に橫川僧正天堺坊能憐改て四十卷とすと云云、此說據なきにしもあらず、今按に、太平記第二十二卷の文章を見れば、一卷を兩卷としたる物なり」、

○撰集鈔

溫古隨筆小野竹叢云、「西行が撰集鈔、元は三卷なり、九卷あるは後人增補せるもの也」、

○采覽巷談小野竹叢撰 ○俗說辨非澤長秀撰

溫古隨筆小野竹叢云、「街談巷說とても悉棄つべきにあらず、正史實錄に脫漏せること何ほどもあるべし、其中古迹の存するあり、古老の口碑に殘れるあり、余別に采覽巷談五冊をあらはし置けり、蟠龍子が俗說辨のごときは、理儒者流の淺見にして用ゆるにたらず」、

○萬葉集

溫古隨筆小野竹叢云、「萬葉集は聖武帝御宇撰集なり、皇

代紀曰、天平元年正月十四日奏二諸歌一云々、但天平勝寶八年等の歌、載二此集一則有二補遺一歟、萬葉者、文選云、招二世貽一固二萬葉一」云々、

○日本書紀

和歌紀聞篇信、云、「日本紀は歌書にあらざれども、神代以來の歌をのせ侍れば、是を歌書の初とすべし」、

○古今集

和歌紀聞篇信、云、「古今集、花實そなはり文質彬々として萬世の則となり、和歌の道これより大におこれり、其後歷代の撰集多く、作者乏しからずといへども、萬葉古今におよぶべからず」、

○新撰萬葉集

和歌紀聞篇信、云、「新撰萬葉集、菅丞相撰、古歌三百首、每二詠詩一首一準二其歌意一、詩亦三百首、有レ序、是菅公自序歟、序中云、上下兩軸總三百首、于レ時寬平五載秋九月廿五日、（拾遺集第一春部に、菅家萬葉集の中といふ題にて歌を一首のせ侍る、）」

○新古今集

和歌紀聞篇信、云、「新古今假名字序、後京極良經撰す、眞字序は中納言親經卿、依二良經之所一レ命而作レ之」、

○吏部史生秋篠月清集（後京極良經撰）

和歌紀聞篇信、云、「後京極良經の集、六家集の內にあり、吏部史生秋篠月清集と號す、月清は良經の別號なり、二卷あり、其內雜部に、五行を各一首、四方中を各一首、五色を各一首よみたり」、

○堀河院百首

和歌紀聞篇信、云、「堀河院百首、一代に前後兩度あり、前を太郎百首と稱し、後を次郎百首と稱す」、

○大名寄　○松葉集

和歌紀聞篇信、云、「歌枕をあつめたる書は、大名寄と松葉集を用ふべし、大名寄にのせたる事を松葉集にあつめたり」、

○拾玉集

和歌紀聞篇信、云、「拾玉は慈鎭和尙の集なり」、

○現存集

和歌紀聞篇信、云、「現存集、敦頼が所レ著、古き歌集なり、八雲御鈔にあり、また拾遺現存集あり」、

○清岩茶話

和歌紀聞篇信、云、「清岩茶話、徹書記が話を蜷川新右衞門かけるよし、跋に見えたり、歌話なり、二冊」、

○俊祕鈔

和歌紀聞篇信、云、「俊祕鈔また俊頼無名鈔と名づく、二卷あり、古歌を多く書きて其意をとけり、故事ある歌を多くのせて、その故事をしるせり、頗好書なるべし」、

○徒然草

和歌紀聞篇信、云、「徒然草三ヶ祕事の說、松永貞德よりいひ出せり、放免の附物祭禮の時禁色をゆるされ、大臣の服にても著るを云、放免ははなちゆるすなり、つけものは著物也、衣服を云ふ、衣服をきるをつくるといふ事、他書にも出たり、△布のもかう、居家のまはりに高くかくる物を云、今商家などのいちぐらにかくる布のごとし、△白うるりといふ事、我もしらず、□□は此人に似たるべしとあれば、その物のあるにあざる事分明なり、是また傳授とする也、されど古人のいはざること近俗の說なれば、歌道に取用ゆべきにあらず」、

○菟玖波集

和歌紀聞篇信、云、「菟玖波集、（上下二卷、）天子及諸官家の連歌をあつめたる書なり、二條良基公撰せられしよし、良基公の眞名序假名序あり、後嵯峨院の御句卷頭にあり、後鳥羽院の御句もあり、常の連歌のごとく長くつゞきたるにはあらず、二句づつあり、上代の連歌のごとく、日本武尊のにひばりつくばをすぎて幾夜かねつると吟じ給ひしに、御前なる童のつけ句せしを、連歌のはじめにしたるよし序にかけり、その故につくば集となづくるなり」、

○名所方角鈔

和歌紀聞篇信、云、「今世に印行の名所方角鈔、本號は指南鈔といふ、宗祇が作といへり、左にあらず」、

○紫明鈔　○河海鈔

和歌紀聞篇信、云、「藤原俊道の三源一覽序曰、四辻のおとゞの御鈔は、多くは素舜が紫明を引うつされ、素舜が鈔は又そのかみのもろ〳〵の說を合せのせたり、（源氏註の事、素舜は河內守光行が子、河內本の註を作り、是を素明といふ、四辻左大臣善成卿河海鈔を作らる、）」

○新敕撰

和歌紀聞篇信、云、「新敕撰は、定家卿一人承りてえらまれける、花實を兼たる集なりといふ」、

○土佐日記

和歌紀聞篇信、云、「慈照院に貫之自筆の土佐日記あり、世あがりたる手跡にて、更によみがたし」、

○愚問賢註

和歌紀聞篤信、云、「頓阿、後善光園攝政良基公と問答して、近代歌の體あしく異風になるを正風體に改て、後世の龜鑑とすべしとおもへり、其問答を愚問賢註と名づく」

○菟玖波集　○新玉葉集

竹林鈔宗祇、序二條良基、云、「夫連歌は日本武のみことのつくばの詞にはじまりて、花山つりの殘れるをひろふ、和歌集に入られしよりこのかた、基俊、俊成も此道をもてあそび、定家、家隆もかの風をしたふによりて、あしはらの世々につたはりて、柳の絲のより〳〵に絕ずぞ有ける、しかはあれどやまと歌の一體として、敕撰の歌集にあみなされたることは、其あとなかりしを、近き世に何がしのおとゞの菟玖波集をえらばれて、おほやけごとになずらふるみことのりを下されしによりて、敕撰の和歌にかたをならべ、天が下のもてあそび物とはなれりける、かゝりければ松あかなる翁かうばしき說をしたひ、殘れる言の葉をひろひて、一萬句をえらび廿卷となして、新玉葉集と名づけ、つくばのあとにまかせて綸命を申うくべきばかりになして、しばらく桃の花の坊の文庫にをさめおきし折節、はからざるに應仁の大なるみだれ出來て、蓬がやどはやけ野の原となりぬるのみならず、そのあたりの白波立こぞりて、七百合計のしみのすみかをひきちらし、おほちをほぐとなせるとぞ聞えし、かかりければ新玉の光もいつか消うせけむ、淺茅が原の露のみぞ深かりける」

○秀歌大概

和歌紀聞篤信、云、「秀歌大概の內、百人一首に載る所をのぞきて、殘る所七十三首有〻之」

○萬葉集

和歌紀聞篤信、云、「萬葉集は敕撰歌集のはじめ也、上代の風なれば、意質に詞古雅にして華飾なく、艷麗をむねとせず、これ和歌の本意なるべし、且又眞字づかひ假字づかひ等、皆法則にかなへり、萬葉の歌淳朴に過たるも多かれど、夫は上代の風なればさもあるべし、見る人その內において用捨すべし」又云、「萬葉集二十卷、歌數、八雲御鈔曰、四千三百十五首、長歌二百五十首、此內也、但萬葉有二兩說一、與五十首或は無〻之一、袋草子曰、四千三百十三首、此內長歌二百五十九首、但諸本の歌數不〻同、難二決定一」又云「此集、ならのみかどの御時、左大臣橘諸兄公敕をうけ給りて撰び給へり、其後家持卿つぎて撰びをはれり、これ俊成卿の古來風體、定家卿の鈔、清輔の袋草子、仙覺、由阿等の諸鈔の義なり、ならのみかどは文武天皇或は聖武天皇を申、兩說決しがたき中に、古今集にて宗匠の家口いづれも文武天皇と決せり、但此集の諸鈔によりて聖武天皇といふ說、正しきに似たり」又云、「此集撰者、諸兄公と家持卿とに決すべし、左大臣橘諸兄公は敏達天皇より六世、贈從二位美奴王の子、始は葛城王といへり、和銅元年十一月廿五日の御宴に、聖武天皇忠誠の至りを譽て、浮盃の橘を給ふ、敕曰、橘者菓子長、上人所〻好、柯凌二霜雪一而繁茂、葉經二寒暑一而不〻凋、與二珠玉一共競〻光、交二金銀一以輸〻美、是以汝姓者賜二橘宿禰一也、此時有二御製一、入二此集一略〻之、如〻此敕ありて終に天平八年十一月丙戌、從三位葛城王上表して、壬辰橘宿禰を給ふ、同十五年五月授二從一位一、拜二左大臣一、井出左大臣是也、天平勝寶元年三月橘諸兄公を正一位に敍すよし、續日本紀に委しく、天平寶字元年正月六日に薨、中納言大伴宿禰家持は大納言安麿の孫、大納言旅人の子、延曆二年七月十九日中納言に任じ、三年三月持節征東將軍に任ず、同四年八月四日逝す」又云、「天曆のみかどの御時、廣幡の女御のすゝめ申させ給ひけるによりて、源順、大中臣能宣、清原元輔、坂上望城、紀時文謂二之梨壺五人一にみことのりして、昭陽舍梨壺、において萬葉集に訓點を加へしめ給ふ、これは古點といへり、其後法性寺關白道長公上東門院彰子、道長公女、にまいらせられむとて、漢字の外に假名字のうた別にかかしめ給ふ、藤原良經書之、その外に大江佐國、藤原孝言、權中納言匡房、源國信、源師賴、藤原基俊等各點を加へらる、これを次點といへり、又權律師仙覺點をくはふるを新點といふ」

○宗祇鈔五卷　○萬葉難義

和歌紀聞云、「篤信、萬葉仙覺が鈔あり、又宗祇鈔五卷あり、其義を祖述して又萬葉難義一名萬葉見安、といふ物あり」

○和歌叢

和歌紀紀聞篤信、云、「和歌叢いづれも僞書にあらず、他言に引きたるにもよくあめり、武者小路殿說、」

○古今祕鈔

和歌紀聞篤信、云、「古今祕鈔といふ書あり、甚祕事と

いふ、序一卷、はつ花の卷二卷、これは歌を註したる也、古今傳授の卷一卷、三木三鳥等の祕訣をかく、凡四卷、甚訛謬鄙拙なり、見るにたらず」、

○三十六歌仙

和歌紀聞篇信、云、「和歌仙三十六人の數の事、三十六人にかぎらるゝは何ぞ、これは伊弉諾尊伊弉册尊のあなうれしにえや、うましをとこにあひぬ、あなうれしにえや、うましをとめにあひぬ、此男神女神の唱へ給ひし文字の數三十六になぞらへられし也、是又其祕の說なり、わかちて十八人相とせしは後代の事なり」、

○宗祇祕中鈔

和歌紀聞篇信、云、「宗祇祕中鈔、此書あやまり多く信用しがたし、僞作なるべし」、

○性靈集

草山續集云、「答二泰(順)一書、偶讀二顏氏家訓一、其文章篇曰、至二於陶一治性靈一、從容諷諫、入二其滋味一、亦樂事也、彼性靈集之題、蓋取二于此一乎、南山之文字、間出二于顏氏一者有レ之矣、足レ可レ證焉、先日譚及二此事一、因告二示之一云」、

○八代金玉鈔 釋日政撰

草山續集云、「復(卽)知書、八代金玉鈔墜レ手、是予少年之日、漫所二鈔錄一、只怕レ多二舛誤一耳」、

○大日經疏勘註二十七卷、釋景寶撰

○釋摩訶衍論勘註二十四卷、同

○二教論鈔十三卷、同　○卽身義東聞記十卷、同

○悉曇字義鈔十卷、同　○心經祕鍵鈔六卷、同

○菩提心論鈔六卷、同　○祕藏要門五卷、同

○玉印鈔五卷、同　○東寶記三卷、同

○門心鈔三卷、同　○十住心論鈔同

○金剛頂經開題鈔同　○理趣經略鈔同

○眞言本母集三十四卷、釋賴寶撰

○眞言名目同　○體大東門記同

○釋祕要鈔十二卷、釋元寶撰

○覺母集七卷、同　○寶冊鈔祕要鈔五卷、同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋景寶、不レ詳二其本貫一、或曰、源姓、但州人也、稱投二東寺一、稟二寶嚴院賴寶法印一、寶不レ任二僧綱一、專二意著述一、大日經疏勘註二十七卷、釋摩訶衍論勘註二十四卷、二教論鈔十三卷、卽身義東聞記、悉曇字義鈔各十卷、心經祕鍵鈔、菩提心論鈔各六卷、祕藏要門、玉印鈔各五卷、東寶記、門心鈔各三卷、十住心論鈔、金剛頂經開題鈔、理趣經略鈔等、都有二一百餘卷一、其師賴寶著二眞言本母集三十四卷(或曰二東寶一)、眞言名目、體大東門記一、弟子元寶撰二釋祕要鈔十二卷、覺母集七卷、寶冊鈔祕要鈔五卷一、世謂二東寺三寶一、古稱下吐二珠玉於前一換中金聲於後上者歟」、

○淨土十勝論十卷、釋澄圓撰　○松風論三卷、同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋澄圓、諱旭、宋國人、後醍醐朝航レ海而來、崇二濟北虎關禪師一、頗語二函丈一、談二雜和一、宋時獻二菜果一、書信遞通二關師一、答書稱句有レ云、伏惟白蓮和尙宋地偉才、日域先導、開二法都城之內一、馳二譽緇素之間一、旭後遊二化畿內泉州堺縣一、建二立精舍一、唱二淨土敎一、四遠鱗集檀越相、仍稱二旭蓮社一、一日出レ寺而遂不レ還、衆人遍尋、不レ知二行處一、時應安五年七月十七日也、嘗撰二淨土十勝論十卷一、松風論三卷一、今行二于世一矣」、

○律與要傳十卷、釋靈波撰　○五敎義解集三十卷、同

○五敎章鈔八卷、同　○五敎章二卷、同

○性通記鈔二卷、同　○五敎斷惑二卷、同

○分齊鈔二卷、同　○起信論私鈔十二卷、同

○戒壇系圖通詳記五卷、同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋靈波、號二性通一、足利氏、相州鎌倉人、隨二湛叡于稱名寺一、剃染肄レ業永和三年八月十五日化二于稱名寺一、壽米疆年、章述尤多、律與要傳十卷、五敎義解集三十卷、五敎章鈔八卷、五敎章、性通記鈔、五敎斷惑、分齊鈔二卷、起信論私鈔十二卷、戒壇系圖通詳記五卷、學者寶レ焉」、

○大疏百條論草十卷、釋聖憲撰

○自證說法十八段論草一卷、同

○釋論百條論草十卷、同　○阿字觀法同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋聖憲、字定林、泉州人也、憲晚年慮二泣場論題、事義繁多、初學望洋一、撰二定大疏百條論草十卷一、自證說法十八段論草一卷一、又釋論百條論草口授、左右筆成二十卷一、自跋二卷尾一、今密嚴下用爲二于鏡一、憲之從弟大徹禪師住二攝之護國寺一、唱二洞上之宗一、憲著二阿字觀法一篇一、以示二學侶一、乃呈二徹公一、徹雜二禪語一以加二雌黃一、明德三年五月晦日晏然而逝、行年八十有六、法臘若干」、

○觀心類聚九卷、釋存海撰　○正因果鈔二卷、同

○三重鈔三卷、同　○自心決疑字大意一卷、同

○直顯集一卷、同

本朝高僧傳(沙門師蠻)云、「釋存海、住二叡山東谷神藏寺一、某

年無レ病而化、嘗述二觀心類聚九卷、正因果鈔二卷、三重鈔三卷、自心決六字大意、直顯集各一卷一」

○行法要集釋賴譽撰　○論義私記同

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋賴譽、字定嚴、著二行法要集、論義私記若干部一、學者傳寫以爲二格式一、譽擬二妙音院一、傍有二小池一、時人呼曰二小池法印一」

○論義私記二十卷、釋玄性撰

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋玄性、字空深、不レ知二其產一、不レ詳二師承一、作二論義私記二十卷一、初學者以爲二矜式一」

○七帖見聞釋貞舜撰　○寶要安立同

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋貞舜、常歎二台教之衰一、有レ志二回瀾一、因草二七帖見聞四教條一、貫二五時法儀一、諸宗體裁撮レ要啓レ蒙、又於二慈慧僧正一九十餘算、作二問答鈔一、名曰二寶要安立一、應永二十九年正月上日化、年八十九、其後第十世住持眞海法師、一日窺前看二七帖見聞一、小蛇蟠レ几、拂レ之還來、怪而視レ之、「蛇瞥二一目一、海謂、傳聞舜師瞥於一目一、殫精二此書一、意以珍祕、以二一念一差受二孔醜一乎、我當二開濟一離二其纏報一、明日開レ卷、蛇復來矣、海乃誦二觀法一、雖レ正二著心一同二邪文一、以二梅楫一打二小蛇一、倏失後不二再來一云一」

○悉曇鈔釋宥快撰　○大日經鈔三十一卷、同

○宗義鈔二十二卷、同　○釋論決擇二十卷、同

○悉曇決擇鈔五卷、同　○悉曇字記鈔六卷、同

○悉曇考覈鈔六卷、同　○十住心論義林二卷、同

○心經祕鍵信刀鈔二卷、同

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋宥快、京城人、羽林次將藤實光子、應安七年住二寶性院一、至德年中禁中修法、後圓融上皇賜二御製和歌一、快卽應レ製奉二和作一、悉曇鈔有レ疑未レ決、一夕神女冠珮珊々、持レ燈來告曰、我此山神丹生津姬也、感二師之精勤一故來矣、快擧二悉曇一乞レ決二疑處一、神乃一々指授、快復問曰、既稱二明神一、何用レ燈耶、曰、實無二昏晤一、以二師挑一法燈一而示二其標相一耳、因詠二和歌一、忽失二所在一、晚老二于善集院一、應永二十三年七月十七日逝、享年七十有二、坐夏若干、所レ撰疏鈔凡數百卷、有二大日經鈔三十一卷、宗義鈔二十二卷、釋論決擇二十卷、悉曇決擇鈔五卷、悉曇字記鈔、悉曇考覈鈔各六卷、十住心論義林二卷、心經祕鍵信刀鈔二卷等、一家學者用爲二龜鏡一焉」

○口訣鈔二卷、釋聖圓撰　○糅鈔四十八卷、同

○直牒十卷、同　○二藏名目三卷、同

○二藏頌一卷、同〔頭書、聖聰傳云、「問授二圓頓戒一、附自撰二二藏義略頌一」〕

○二藏頌義三十卷、同　○二藏見聞三卷、同

○顯正記一卷、同　○淨土傳戒論一卷、同

○心具往生記一卷、同　○涇渭分流集一卷、同

○神道麗氣記鈔同　○和歌註解同

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋聖問、字了譽、本貫常州、父志摩守源某、佐竹義光之裔也、及二年志學一、附二大田蓮勝一見二其俊利一、曰、大象何可レ留レ兎、徑指赴二鎌倉定慧之所一、年二十一、述二口訣鈔二卷一、慧見而大稱、應永二十二年、相二所於小石川一結レ茅、專修二檀蹶如廩一、遂成二梵剎一、號二傳通院一、閉居六年、老病時至、澡浴新衣、書二辭偈一化、應永二十七年九月二十七日也、世壽八十、臘六十五、問宗學外、神籍和歌測レ微屬レ思、著述特多、糅鈔四十八卷、直牒十卷、二藏名目三卷、二藏頌一卷、二藏頌義三十卷、二藏見聞三卷、顯正記、淨土傳戒論、心具往生記、涇渭分流集各一卷、神道麗氣記鈔、和歌註解等行二于世一矣一」

○無量壽經要註記二十四卷、釋聖聰撰

○論註記見聞十卷、同　○大原見聞一卷、同

○萬德集一卷、同　○金明集一卷、同

○論藏集一卷、同　○徹髓鈔一卷、同

○二藏頌一卷、同

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋聖聰、字曾譽、下總人、千葉氏、貞胤之第四子、貞治五年誕、應永季於二武州貝塚一營二增上寺一、勸二弘淨業一、一日遘レ病、念佛坐寂、永享十二年七月十八日也、春秋七十五、夏臘六十一、述二作無量壽經要註記二十四卷、論註記見聞十卷、大原見聞、萬德集、金明集、論藏集、徹髓鈔、當麻曼陀羅鈔等各一卷一」

○二藏義見聞十卷、釋祐崇撰

本朝高僧傳沙門師鑾云、「釋祐崇、字觀譽、住二相之光明寺一、明應四年賜二香衣上人號一、永正六年十一月八日化、未レ詳二春秋夏臘一、著二二藏義見聞十卷一」

○舊事大成經

南嶺遺稿佳秋齋云、「大成經の神道者といふあり、美濃國黑瀧の潮音等が、何かいさゝか古く僞り傳へし物に取添へて、正部三十八卷、副部三十四卷、合て七十二卷として、これいにしへ聖德太子の著し給ふ眞の舊事本紀也など披露しけるが、仔細ありて僞書に極まり、公儀より此書の徘徊を禁止し給ふ、件の大成經幾所ともなく這箇の這の字を、この何々とこのと訓

じつかひたる文多し、這をこのとつかふ事は宋朝以後の俗語の字なり、聖德太子の時代を異邦へ當れば隋に當れり、よくおもふべし、七十二卷ともに僞撰の證論ありといへども、こゝに略しぬ、まどふべからず」

○職原鈔　○職原鈔大全

南嶺遺稿桂秋齋云、「准后大納言親房卿の職原鈔を始て版本にせしは、中原職忠（後號二のわざ也、是より前は小野富田などとて、地下の官人にも職原鈔よむものありし、其註本など見しに、一向不埒なるもの也、中原職忠中興のやうに成て門人多く、職原鈔大全編みたる植木氏を始、其比よりつゞいて此門流のみはびこりけれども、職原鈔限の取沙汰にて、令義解などは沙汰せざる事なり、加賀へ召抱られし平田氏も此例也」

○明月記和歌部類藤原兼良公撰

南嶺遺稿桂秋齋云、「一條禪閤、明月記全部の內より和歌の事にかゝりたる文ばかりをあつめ、上下二卷とし、明月記和歌の部類と稱し給ふ」

○辨道書　○辨辨道書

南嶺遺稿桂秋齋云、「太宰氏辨道書といへる書をあらはして、神道者をさん〳〵にいやしめたり、播州の誰とやらん神人と見えて、返答を書き、辨辨道書とて版行にあり、いかにしても太宰大器量ある論に、倭姫世紀也、吾垂加翁の說になどと小だてに取たり、小器量本書の足もとへもよりがたく、きのどく也、太宰は文章の鴻儒にして、辨道書悉く的論なり、たゞ其國に居て其國をそしる罪のがるべからず、辨道書版本にあり、大いに吾日本をいやしめたり」

○なぐさめ草松永貞德撰　○古源愚考多田義俊撰

南嶺遺稿桂秋齋云、「松永貞德翁はじめてつれ〴〵草の鈔を拵へて、なぐさめ草と號す、貞德の心に、古今傳、源氏物語の傳というては決していたすまじき事なれば、夫をはなれてつれ〴〵草の傳受と名附、我心得たる次第を人々にも傳へとんて、つれ〴〵草をよむに、三個の傳、五個の祕事といふ事を立られたる事と見えたり、此徒然草八箇の傳に、源氏と古今との傳受はすむ事のやうに書きたるものなり、そのこゝろえなき人、三箇五箇の傳をつれ〴〵の文面につきて考傳ふる故、貞德の本意とは相違せり、貞德も自按にて

立られたるものなれども、八箇の傳にて殘らずすむやうにはよく立られたり、これはよくおもき傳を一等も二等も引おろして仕立られたると見えたり、右貞德の考と予が考へしむねと引合て證歌を正し、本文に照らし合せて書記して、古源愚考と題しおきたるに、人の爲にかし失ひ侍りぬ、然れども記憶にあれば、又かさねて是ばかりは一冊にも成べきやうにすべし」

○桃華藥葉

南嶺遺稿桂秋齋云、「一條禪閤の遊されし桃華藥葉の奧に、胡曹鈔とて裝束の鈔あり、俗に胡曹鈔といふは非也、唐官儀に、堯の時烏曹造レ衣とあり、堯の臣下烏曹衣の製法を立たり、コとウと音通ず、ころんと書てうろんといふ類なり、しかれば烏曹鈔と云べし、何の故もなく胡曹鈔といふ題號を附らるべきやうなし、衣服を製し初めたる人の名をとつて、裝束鈔の題となしておき給ふ也、此胡曹鈔のわけしりたるもの稀なり」

○雪玉集

南嶺遺稿桂秋齋云、「雪玉集、もとの名は聽雪集といふなり、逍遙院殿をうやまひて、雪玉集と後より云ふなり、彼集は三條西逍遙院右大臣實隆公の集也」

○葬喪記

南嶺遺稿桂秋齋云、「古來葬喪記といふ古書二卷ありたり、是天武天皇の時分出來たる書なり、作者不レ知、貞觀式に見えたり、延喜式の中にも、事は葬喪記に見えたりとあり、四卷の中二卷なし、一と四と殘りてあり、攝州生田社に相傳のよし也、四禮雜記といふは、冠婚葬祭の儀式なり、是にも葬喪記生田社にありとあり、しかるに予が門人松崎氏かたに一と四とあり、別に一本、駿河吉原に二人二卷所持なり」

○法曹類林

南嶺遺稿桂秋齋云、「法曹類林百卷といふに、二百卷あるは、一の上、一の下とあるゆゑ二百卷あり」

○皇和通曆三卷、中根撰

南嶺遺稿桂秋齋云、「日本古來曆學くはしからず、故に干支も何も違ふところあり、末代の學者むかしの事を記するに、今の曆より推して記する故に、古來と干支不レ合事あり、理はよけれども記錄と合はねば役にたゝず、中根氏作皇和通曆といふもの三卷、印版にあ

り、古來の人は記錄にまかせて干支をたつ、山槐記など引けり、日本の古史を考へんとおもふものは、皇和通曆をもつて見るべし」

○本朝古今刀劒錄 壺井義智撰

南嶺遺稿（桂秋齋）云、「唐漢魏叢書の中に刀劒錄と云ふがあり、又壺井先生の本朝古今刀劒錄といふ書をせられたり」

○白圭文集十六卷、松崎堯臣撰　○正言同

○三勇傳同　○史材觀瀾同

○紀事五論同　○白圭和歌集同

○窻下草同　○君道最要鈔同

○岐岨紀行同　○白圭雜筆同

○中庸管見同　○乾坤小說同

白圭府君行狀（松崎惟時）、云、「府君諱某、（◎堯臣）字子允、又字二左吉一、號二白圭一、姓松崎氏、祖敎智府君、諱正平、稱二岡田五郎左衞門一、隱二居于河州稻田鄉一、考紹成府君、諱嘉言、官二篠山一、妣木村氏、以二天和二年壬戌五月十五日一生二府君于東都篠山邸一、元祿九年丙子、府君年十五、亮淸公擧二世子一、卽今公也、寶永元年甲申、府君年二十三、始賜二廩米月俸一、享保二年丁酉五月癸亥亮淸公薨、七月乙卯公卽レ位、公卽位八年、益勤二政事一、不レ近二聲色一、不レ事二宴遊一、元夫人薨、繼嗣未レ育、旁絕二妾媵一、群臣憂レ之、府君乃綴二近世君臣事迹一、作二窻下草一進レ之、因以二諷喩意一、專在下尙二寬仁一、親中士民上、其於下廣二繼嗣一、重二宗祧一之義上、三致レ意焉、後二十年頗有二增損一、今窻下草首卷是也、府君嘗曰、吾作二此書一、竊有レ感二於列子政說苑一、列女傳諸書一、讀二子政之書一、想二見其盡一レ心於國一、慨然廢レ卷、歎息者久レ之、延享三年丙寅秋致仕、年六十五、一切絕二人事一、專以二著述一自娛、寶曆二年壬申冬、府君寢レ疾、數旬癒、三年癸酉春疾又作、及二十一月初三一而疾病、命改二衣服一、顧命二後事一、二越二四日一而卒二於正寢一、五月十二日丁卯酉時也、享年七十二、所レ著有二集十六卷、正言、三勇傳、史材觀瀾、紀事五論一、又有二和歌集草下窻、君道最要鈔、岐岨紀行一、爲二國字一、又有二雜筆、中庸管見、乾坤小說一、爲二中年末之說一、並藏二于家一」

○實語敎

秉穗錄（岡田挺之）、云、「實語敎は近世の人の作れるならんとおもひしに、雜談集に、筥根山中菴河宿にて或旅人實語敎を誦して云、山高きが故に不レ貴、飯大なるを以て爲レ貴云々、家主とりあへず誦して云、人肥る故に不レ貴、以二貧多一爲レ貴と互に入興して、飯大にし隨て貧多くしたりけるといへりと、無住國師の時より以前の人の作れる物なり」

○伊勢物語註

小窻間語（鈴木忠侯）、云、「爲相卿の伊勢物語の註とて、或家の祕本あり」

○古今集

小窻間語（鈴木忠侯）、云、「古今集の假名序は奏聞の序なるべし、眞名序は奏聞の序にてはあらざるべし、いかんとなれば、花山僧正、在原中將、文琳、野宰相、在納言などとあればなり」

○徒然草

南嶺子（桂秋齋）、云、「徒然草、風流には書きたれども、文面に自慢あらはれ、わが才を飾る意多し、彼書に、頃日鎌倉の海よりかつをといふ魚を出して人々是を食すと、めづらしき樣に書きたり、延喜式に堅魚を供御にのせ、萬葉集にかつを釣りたい釣りとよみしは、食品にあてずして何ぞや、かゝる事一部のうちあげてかぞへがたし、東醫寶鑑に松魚とのせたるは、その比わたらぬ書なれば見ずもあらんかし、予兼好に恨なし、何を以あしくいはんや、徒然草をたしかなる書と、兒女の謬らん事をおそれて辨じぬ」

○神明憑談二卷、桂光樹撰

南嶺子（桂秋齋）云、「予少りし時、神明憑談といふ書二卷を著し、叔父にて侍りし坂口幸因翁に見せしかば、翁曰、汝近年の神學者の惑ひを闢かんとする、其志は叱るべき事にあらざれども、競角の情書のおもてにあらはなり、學問すゝむべし、おのづから貧なるべし、それ才に富むは貨に貧しく、貨に富むは才に貧しきは古今の通俗なり、故に財の字扁傍を兼備する人は稀なり、才に富んがために貨にうとく、一生を誤らん事おろかなるべし、古書を讀てたのしむべし、人と競爭ふべからず、終に窮の窮を求るたねとなるべしとぞ、翁溫柔和容、學をこのみ醫に長じ、有馬溫泉の邊に隱る」

○鹽尻

南嶺子（桂秋齋）、云、「天野氏鹽じりといふ書、およそ百卷におよぶ、杜撰の事なきにしもあらねど、世の重寶なるべき事も亦多し、天野氏は尾張の士にして、博達好事

の一人のみ」

○本朝文粹　○明衡往來

○新申樂記　○庭訓往來

南嶺子桂秋齋云、「藤原明衡は博達の人にて、本朝文粹を編集し、明衡往來を著して、中古書法を學ぶ人の文鑑とす、又新申樂記一卷をあらはす、其書を閱するに、十二人の男子を持てる人ありて、官人武士僧醫者より角力とりにまで、產業をわかち、其職分に附て器財伎能をしるしたてたり、今按ずるに、玄惠の編れし庭訓往來は、明衡往來と新申樂記をとりあはせて、文體を俗に通じやすき樣に書きたるものなり、庭訓往來さのみの事なき樣なる書なれども、容易くは解すべからず、諸道の事にわたらずしては得意しがたき事多かるべし、此書朝鮮へもわたりしにや、韓繼億等撰する所の經國大典にものせたり」

○とのゐものぶくろ牡丹花肖柏撰

南嶺子桂秋齋云、「先年大坂にて、牡丹花老人の自筆といへる祕事のみ書たる一卷を見たるに、直物の袋を第一に書きし故にや、その書の題號をとのゐものぶくろとしるし、卷末に大永七年四月廿日夢庵判とあり、牡丹花は大永七年四月四日に身まかりし事、二水記にのせて、四月四日夢庵肖柏法師、近年死去、八十有餘、號二牡丹花一云云、然れば牡丹花の名をかりて後人の僞作なるべしと申せし、かゝる僞書世に多くして、人を惑す事少からず」

○萬葉集代匠記　○古今集餘材鈔

○百人一首改觀鈔　○和字正濫

○源註拾遺　○川社

○雜記　○勢語臆斷

南嶺子桂秋齋云、「大坂に契沖といへる人ありて和歌の學に達し、萬葉集代匠集、古今集餘材鈔、百人一首改觀鈔、和字正濫、源註拾遺、川社、雜記、勢語臆斷を始め數部の書をあらはし、先達不勘の誤を正し、古人未發の義理を明にするに、舊文に徵を取、後學の龜鑑となす事多し、誠に千載の一人ならんのみ、然るにただ萬葉を以て主として、後世の歌を論ず、それ和歌には其時代あるものにて、當時新拾遺以後の風を用らるゝが如く、集を撰ばるゝ時、其時の人の歌すぐれたるがありても、時の風にあはざればその集に入られず、たとへ古歌にても、當時の風にかなへば入らるゝ

こととなん、何ほどよき歌をよみ出しても、時代の風をわきまへざるは用ひられざるを規とせらるゝに、太古の萬葉集を準繩にして後の歌を議するはいかん、杜預に左傳の癖あり、契沖に萬葉の癖あり、契沖は歌學の達人といふべし、歌道の達人とはいふべからざるか」

○裝束文飾推談一卷

秋齋間語桂秋齋云、「裝束文飾推談一卷あり、宜敷說々あり」

○◎缺ク書目壺井義智撰

秋齋間語桂秋齋云、「壺井翁撰述の書に井安義智著とあり、いかなる書式にや、安を字とはいかゞ、常に安左衞門と名のられし故にや、近代二字の姓を一字に切て書く事はまゝあり、是以て姓を私に切はいかゞなれども、唐人風に一字姓にしたき心より書くなるべし、可レ然事共不レ覺、いはんや名の字を切は一切論におよばず、察するに山崎嘉右衞門朱熹に習て、字似たるゆゑか山崎嘉と書かれしにもとづいて書かれしものか壺井翁程の達人に、かゝる誤あるにや」

○祕府略

秋齋間語桂秋齋云、「我國いにしへ今の間に、大部なる書は祕府略なり、天長二年滋野貞主奉レ敕、諸儒と共に撰する所、千卷と云々、今はたえたり」

○須磨記　○同首書

秋齋間語桂秋齋云、「去人申されしは、世に須磨記といふ物あり、菅公の御自撰といふ、いかゞといへば、予答て、ひさしく此書に疑ひありながら、首書をくはへしと申ければ、其人尤と同じぬ、其後くり返して見るに、うたがふべくもあらぬ僞書と見えたり、人の信ずる物ゆゑ、其心をくはへぬ」

○公卿補任

秋齋間語桂秋齋云、「京都に居し時、去る御方にて公卿補任を拜見せしに、いさゝか世の本よりはくはしき事見えぬ、官本にてうつせし物のよし、異本もある物か、但通用の本の省略ゆゑにや」

○五畿內志

秋齋間語桂秋齋云、「並河五一郎と云ふ人、公儀を經て五畿內志といふ書をあらはして版行したり、彼書誤あり、大和志吉野の條に、鰒を腹赤の奏の古事とす、腹赤は肥後より獻じて、吉野よりは獻ぜず、通說鱒なり

とあれども、師遠の年中行事によれば、鱒よりは大魚にして、原陪といふ魚ならんと壺井翁も論じおかれたり、いはんや鰊との說は論にたらず、攝津志に、僧日羅の墓在二天滿同心町裏一と云々、日羅は將軍めきたる職にて、僧にはあらず、日本書紀欽明卷にて見るべし、元亨釋書に僧とせしより、道春も僧の樣に神社考にかゝれしは、ひらがな太子傳二十卷あり、に申とはされたるか、太子傳も二卷の平氏傳には僧とは見えず、又同國名鹽の敎行寺といふ條下に、蓮如此寺にて敎行信證をあらはすとあり、敎行信證は親鸞上人にして、蓮如にはあらず、其後蓮如書寫の敎行信證こゝにある故、敎行寺とはいふめり、かゝるあやまり數々のべつくしがたし」

○十語　○五草

秋齋間語桂秋齋云、「竹取物語、うつぼ物語、世つぎ物語、いやよつぎ物語、大鏡とも云、ます鏡、榮花物語、狹衣、水鏡、伊勢物語、已上是を十語と云ふ、徒然草、枕草紙、少納言、四季、御飾の記、御湯殿の記、已上是を五草紙と云ふ、是十語五草とて嫁入の具なり、集棚にかざるなり、飾樣は小笠原の習とするなり」

○假字問答田安中納言殿御問、藤原美樹答、

呵刈葭本居宣長云、「田安中納言殿の御問、藤原美樹の答といふ物は、共に他人の僞作にはあらざるか、疑はしき事共多し、よく〳〵糺し給ふべし、本居宣長、假字問答は往年美樹子に遇し時借し與へられしを寫藏したる也、御問の起りは、魚彥が古言梯の發端に美樹のいはれし言を見そなはしての事なりと談せられき、更に他人の僞作にあらず、美樹かたじけなくも御名を犯すべからず、秋成また師名を僞はらず、是は問答共に淺學の所爲なりとの隱語なるが、直ぐあらはにこそうけ給はるべけれ、秋田秋成、おのれさきに僞作歟といへるは、さらに隱語にあらず、實にうたがはしくて僞作にはあらざる歟と問しなり、然れども美樹主の手より直に借りて寫せりとあれば、僞作にはあらず、今はいふべきことなし、本居宣長、」

○馭戎慨言本居宣長撰

呵刈葭本居宣長云、「さきつころ見せ給ひし往々笑解とかいふ物に、宣長があらはせる馭戎慨言を評せし論、みな例のなまさかしき漢意にて、普通の學者の常にひあへるこゝろばへのみなれば、更にめづらしから

ず、みづから漢意にあらずとおもふ人と、猶その染附たる習氣はしりがたき物也けり、とにかくに此からごころの淸くあらぬほどは、皇國の古意は得がたかるべし、あなかしこ、八月廿日、宣長、菊家ぬし」

○往々笑解上田秋成撰

呵刈葭本居宣長云、「往々笑解は上田秋成が作なり」

○舊事紀

呵刈葭本居宣長云、「舊事紀今は僞なる物に皆論定せり、然れども古書の殘簡、後人是を補ひなす歟、間々殊勝の事も見ゆるはと、師の談られき、上田秋成、」

○萬葉集

雜書燈下書伊勢貞丈云、「萬葉集、榮花物語月の宴の卷、むかし高野の女帝の御代天平勝寶五年には、左大臣橘卿諸兄諸卿大夫等集りて萬葉集を撰ばせ給ふ」

○中右記

雜書燈下書伊勢貞丈云、「中右記、作者右大辨宗忠、俊家公孫、中御門宗俊卿子、號二中御門一、嘉承元年十二月廿七日任二中納言一、後至二右大臣從一位一也、中右記作者也、見二于古事談卷二之註一、」

○源氏物語

信景隨筆天野信景云、「紫式部、世傳、昔者紫式部造二源氏物語一、其文詞雅麗、冠二絕古今一、後代雖レ有二作者一、莫二以加一焉、且謂二式部乃觀世音之化身一者、大非、蓋是經曰、以二婦女之身一而說レ法、或將二馬郎婦之事一附會而言也耳、余試問レ之、不レ知式部何說レ法否、不レ知有下如二馬郎婦導一人之事上否、曾無二僧史所一レ載、又不レ見二雜傳所一レ出、若如二光明皇后及舍利尼等一、吾乃恕レ之、不レ然悠々好色之一女人也、奚得レ言二大士之應化一乎、嗟吁痛哉、猥褻二式部一而不レ恐レ輕二黷大聖一、其罪豈淺少哉、有智請詳焉、源氏七論辨尤可也、沙門炬範記、右曼荼羅講寺炬範筆して予に示され侍る、げにもおもはえぬ誤をしるに足れり、紫式部をばさちのあらはれましたるなど云ふも、源氏物語をたとび過てかうぞいふめり、業平の朝臣をも同じさまに稱し侍るにこそ、陰陽の神などいふ、」

○舊事本紀

左右漫錄林子平云、「舊事本紀、聖德太子の作られし書と云こと誹り也、近世の人の僞作也、書中に記せることゝ、多は虛妄の說にて、信用するにたらず、」

○新字

左石漫錄(林子平)云、「和字は天武帝の御宇に始る、日本紀二十九云、天武天皇十一年、命二境部連石積一、更肇得レ造二新字一部四十四卷一とあり、其文字今の世にこれなし、纔に殘る文字は六七字也、扨、凩、麿、畠、杜、社の字也、愚按るに、日本紀を述べたるは元正天皇養老四庚申の年なり、天武天皇の十一年に石積に命じて文字を作られしより三十九年以後なり、爾らば舍人親王の日本紀を述給ふ時、何とて和朝の文字を用て書き給はざるや、一つの不審なり、新字一部四十四卷を造たるに、纔に六七字殘り、其餘の文字を滅したるは二つの不審なり、おもふに日本は和語を以て通じたる國なれば、文字はなくして口づから通用したるものなるべし、文字は定めてあるまじ、中古に好ことの者あつて、扨、凩、麿、畠、社、杜等の字を作りたるなるべし、如何に蘇我入鹿が亂に滅すればとて、四十四卷の文字の皆滅すべき樣なし」

○難太平記　○今川狀

和漢要說談(元散夫)云、「笠澤先生いはく、今川了俊は伊豫守貞世と號して、代々武勇の家なり、清和源氏の歷々にて、此時は九州の探題なり、世に行はるゝ處の太平記に多くの虛說を載て、父國範の事を書きけるを難じて、一冊の書を作り、難太平記といふ是あり、その奥書に、子孫の形をのせて一首の歌を詠ず、子よ孫よおのれさかしと思ふとも親のおろかに猶やおとらんとあり、誠に殊勝の歌也、了俊の息左衞門尉仲秋へいましめの書狀を今川狀と號して、兒童も是をよめり、了俊の父國範は駿河遠江を領す、長子範氏に駿河をゆづる、範氏卒して後、其子泰敎了俊と不和なるを以て、了俊九州に在る內に種々讒言をかまへけるゆゑに、應永の中頃は了俊本領を放されて蟄居せられしなり」

○日本紀纂疏

和漢要說談(元散夫)云、「善齋先生いはく、藤の兼良は神代の纂疏をあらはすに、佛氏老子の說を取て會解す、神祇の道、なんぞかの二氏にまじへて蹟亂するの甚しきや、本朝天地人皇の氣脈接續し、その道純粹明睿、一毫を加ふべからず、況やかの天の兒屋根の命、大織冠の元本宗源、猶こゝに存するをや、嗚呼學は博贍を尊ばず、たゞ精密をたつとぶ、然らざる時は則末に走り本を捨るの病ひあり、天の兒屋根の命は則春

日明神なり、是舊事紀の誤なり、日本紀に中臣の遠祖天の兒屋根の命と」云々、

○鷹三百首

千載瑞(不レ著二撰人一)云、「爲綱卿へ伺候覺書、定家卿の鷹三百首と申て、世上もてはやし候和歌御座候、無レ紛御作に御座候、卷頭、あら玉の年のこしばの雪きえてほことる鷹の跡や見ゆらん、卷軸、後よりもかた野に出るかり人の舟に立たるやかたをのたか、右之通に御座候、右之答御直筆にて、鷹三百首の事、定家卿詠歌の由世上に云傳候事に候、併慥成證本は一覽不レ申候、家にも傳來の本無レ之候、世間流布本一覽候計候、如レ是の書物類本在レ之、樣之少宛は相違在レ之物に候、家に正敷傳も無レ之候得ば、分明に定家卿詠歌とは難レ申候得共、世間に餘程久しく定家卿御詠歌の由申傳候」

○古歌仙　○中古歌仙

○新歌仙

千載瑞(不レ著二撰人一)同條云、「古六歌仙、右はいづれの御時誰人の撰にて御座候哉、古今の序より出し候事に御座候哉、中古六歌仙、其人の歌はいづれを書申候ても不レ苦候哉、中古歌仙、新歌仙いづれの頃誰人の撰にて御座候哉、古六歌仙之事、甚近代にもてはやし候事に候、誰人の選出し候事共不レ慥候、六人の作は古今の序より出候事勿論に候、其以前は沙汰なき事に候、古歌仙、定り候歌何れに書替候てもくるしからず候、乍レ去耳遠き歌は無用候、中古歌仙、新歌仙の事、是も甚近代作り出候事に候、慥に誰人の作と申事無二沙汰一候、去ながら施行いたし候物に候」

群書備考卷之十六

○竹苑鈔

千載瑞（不レ著二撰人一、）云、「（爲綱卿へ伺候覺書、）竹苑鈔と申書、御家之事筋分書候樣及レ承候、見申候て用可レ申物に御座候哉、竹苑鈔事、尤家筋の書物に見え申、可レ被レ用候、但歌可レ嫌病事など、其外事により近代不レ及二沙汰一候事共有レ之候」

○湖月鈔

千載瑞（不レ著二撰人一、）云、「（爲綱卿へ伺候覺書、）源氏をば見可レ申哉、源氏見よとも泯江入楚などはよきものなれども、大分ありて見にくし、彼季吟がした湖月鈔はよし、季吟は常憲院殿へ御奉公したげな、さりとてはよう物を覺えをつた、湖月の事は、御前にも調法な事しをつたと仰ある事じや」

○西宮記

千載瑞（不レ著二撰人一、）云、「（官職續浮說或問、）西宮記よみぐせの事、或問、記錄、日記等の名目いろ〳〵ある中に、西宮記といへる名目は、漢音に候哉吳音に讀候哉、曰、家々の習あるべければ、おしてよみがたく候歟、但山槐記治承四年四月廿二日の記に、清宮（西宮也、清の音を借る、）如レ此見えける間、漢音によまん」

○古本東鑑纂

別本白石退私錄（不レ著二撰人一、）云、「古本東鑑纂、（島津家本、）」

○鎌倉年中行事

別本白石退私錄（不レ著二撰人一、）云、「鎌倉年中行事、（源成氏臣秀高、）」

○（◎書目北條時賴撰脫ス、）

和事俗談正誤考（不レ著二撰人一、）云、「最明寺時賴諸國をめぐられしと云ふ、古へより評判のある事なり、所詮行脚の僧を目附に出して、いくたびも諸國をめぐられし也、それを時賴自身の事のやうにいひなしたる也」

○和漢三才圖會（寺島良安撰）

濟生寶（寺島良安、）自序云、「予先レ是著二和漢三才圖會若干卷一、約載二事物大要一、」

○磨光韵鏡（無相上人撰）

經史岳莊音（無相上人、）序（龍公美、）云、「無相上人之於二音韵一也、其猶二離婁之於レ明、師曠之於レ聰也哉、嚮者修二韻鏡一而排二張麟之之謬說一、新著二磨光之一書一、而韻鏡塵翳頓除、斯道之明也、彰々乎白日青天、俾三人亡二復有一レ所レ終焉、可レ謂二千古一大見識一也、豈不レ偉乎豈不レ偉乎」

非藥選（戸田齋撰）

醫家名數（草野益翁、）序（戸田齋、）云、「草野益翁嘗閱二予所レ著非藥選一、頗愜二其意一、乃介二書肆某一見レ寄レ書」

○鴿原遺稿（戸田齋撰）

醫家名數（草野益翁、）卷尾云、「鴿原遺稿、（先生有二所爲一、作二墓碣銘及追悼詩一附、）先生之門有二濃州人一、號二錦部一、性喜嗜レ詩、頗有二出群之才一也、初寓二居于張府一、學二醫於某氏一、不幸而師亡、爾後傾二慕先生之伎倆一、飄然浪華來、執レ贄以謁二先生一、略得二其家學一、而乃告レ辭約二復來學一、然未レ幾得二卒病一、客二死于張府一、有二二兄一、其仲者僧牧師、來乞二先生墓碣銘一、又欲下集二其遺稿一以鋟梓上、謀二諸先生一、遂乞二序蛻巖先生一、因題二鴿原遺稿一、先生仍亦及三命レ僕梓二行之一、於レ是乎預先記二其事一、敢祈二四方君子之賜顧一、浪華書肆田原祐常謹誌」

○用字格（伊藤長胤撰）　○文語解（竺顯常撰）

助語辨法（津敏、）序（天野爵、）云、「昔者東涯氏作二用字格一、大典師作二文語解一、以爲二初學之筌蹄一、」

○韻鏡開奩（法橋宥朔撰）

九弄辨（無相、）云、「寬永年中自等庵法橋宥朔なる者、韻鏡開奩を作れり、然れども此人も得と合點無レ之所は無理なる註相見え候、就レ中華音をしらざる故に、九弄紐字と錯雜せる事を、只書寫の誤とのみ註せられ候、又五箇の圓圖も會得無レ之故、方圖に作りかへて釋せられて候、重道と申事一切會得無レ之故、是を省き去り、改て逆反と申事を加へ置かれ候は、狼藉なる事に候」

○九弄和解（二卷、沙門盛典撰）

九弄辨（無相、）云、「近年沙門盛典の作れる九弄和解二卷、殊の外委細に註釋せられ候、是も大旨は開奩の模範を用ひ、其上自己（◎倒カ）の料簡を加へ、十紐をば十二紐有レ之由記され候、到反といへる事會得せられず、又九弄を作り改し所に、傍紐はもと助紐字なる事をしられぬ事と相見え、謬り多く候、其上雙聲疊韵の名目を引違へ、種々の理屈を弄せられ候へども、元來雙聲疊韵の字義をさへ辨へしられぬ事にて、是も指南に成がたく候」

○反切伐柯篇（無相上人撰）

九弄辨（無相、）云、「宋朝以來韵圖盛に世に行はれ、反切の術殊外六ヶ敷相成り候、委は予が反切伐柯篇に辨じおき候」

○度量考 物茂卿撰　○度量衡考 物叔達撰

權重標準 源九龍云、「度と量とは、近世物徂徠氏隋志の十五等の尺の說をとり、晉前尺を以て姬周の古尺とし、度量考を作る、其書を檢するに、古代の度量短小なるに似たり、因て按ずるに、晉前尺を以て周尺とするは先賢異論なし、これを長孫無忌が唐律および隋志に考るに、この尺唐の大尺の六の五にして、今の八寸三分三厘三毫三絲有奇なるを、徂徠却て宋の蔡元定が說を取て、律呂新書、後周の玉尺を大尺の六の五とし、これに由て周尺を求め、今の七寸一分九厘六毫三絲有奇を以て周尺とす、これ元定が誤りを承るなり、徂徠又元定が說によりて、隋志を魏徵が作とす、非なり、隋書八十五卷紀傳五十五は魏徵撰す、志三十は長孫無忌撰す、こゝを以て其の考する所の度量みな短小なるを致す、其說よるべからず、物叔達續て衡を考す、漢志および隋志の黃金方寸而重一斤の文につき、徂徠が定る所の晉前尺をとり、今の秤尺と乘除して其の說を證す、前書に附して度量衡考とも云、これそのよる所の尺既にあやまる、又諸書を引證するあひだ頗る謬解あり、通典に隋制前代三兩當今一兩と云ふを解して、前代を後周とし今を唐とす、これ上の隋制の二字應なし、非也、今按ずるに、前代は先代なり、古代と云ふ如し、魏晉宋梁陳をさす、前代を先代とするは古書に例あり、今は隋を云ふ、隋制の二字に應ず、これその義なり、衡考のよるべからざる、此類なり」、

○權重撥亂 山田宗俊撰

權重標準 源九龍云、「山田宗俊が權重撥亂、唐代諸儒の說によりて物氏の說を駁正す、論辨悉せり、其說をはかるに、度と量とはかなへるに近し、たゞ隋の度量を異とす、其の衡は信ずべからず」、

○今昔物語

事始雜書 不レ著二撰人一云、「今昔物語は、源隆國朝參の暇宇治におもむき、茶店を構へ往還の旅人をあつめて、和漢の古事をきゝ、草子となす、今昔物語、宇治拾遺物がたりなり、隆國治曆三年權大納言に任ず」、

○世繼の翁物語

事始雜書 不レ著二撰人一云、「世繼の翁物語又は大鏡とも名附、藤原の爲業法名笏然といふ、文德帝より後一條院まで十四代の間、帝王臣下等の趣意をしるせり」、

○歷代記

南畝莠言 太田覃云、「歷代記、自二天文十五年一至二同十七年一、號二日吉元服記一」、

○柯山隨筆 坂光淳撰

南畝莠言 太田覃、に柯山隨筆を引き、自註云、「坂將曹平光淳、號二靜山一」、

○歸藏鈔

南畝莠言 太田覃云、「足利學校にある所の歸藏鈔は、易の王弼註を片假名にて講義を書きしものなり、首に周易要事記といふ篇あり、諸式を細に誌し、和漢易學傳來の事など委く載たり、尾卷の末に文明丁酉十月廿一日始レ之、十一月廿一日終レ之、滴翠亭子としるし、莽萬と云ふ篆印あり、其講義の中に、間々當時の事を說きし所あり、需の上六の條に云、鎌倉に易を聞く時、我師をば喜禪と云たぞ、其師をば義臺と云たぞ、其喜禪の語られたは、我易を傳るときに鎌倉持氏の亂にわうぞ、其時撰レ著天下の亂を占ふ時、この需の上六にわうぞ、有二不速客三人一來云々、自レ爾以來不レ見二其可否一ぞ、後に鎌倉のなりを御らんせよと云はれたり、又其後重氏出頭の時、足利において易を講ずる時、持氏の時の筮のことをさたするに、其占符節を合せたるがごとし、其故は重氏出頭、兄弟三人不速來て重氏を扶たり、弟は美濃の土岐に養せられて、雪の下殿と云ふた一人也、聖道であつたぞ、又の弟は僧が一人あつたぞ、又重氏の一の兄が美濃にあつたぞ、其は俗人ぞ、以上三人來て重氏を扶たぞ、重氏つつしみて居られたによつて貞吉也、今まで無爲なるは奇特也、易を信じて著をとらば、違ふことばあるまいぞとあり、此たぐひなりと新樂閑叟の話なり」、

○和漢朗詠集

弘識錄 太田覃云、「西峯松下氏曰、和漢朗詠者、四條大納言公任卿以二和漢才士詩句一、採摘而爲二上下一、和歌者後人書加、江談鈔云、四條大納言者高相如弟子也、仍撰二朗詠集一之時、多人相如作所謂蜀茶漸忘二浮花味一、樵蘇往反之句、有二何秀發午一云々、十訓鈔卷六にも、たゞ朗詠上下卷をえらむ云々とありて、和歌のことなし、世尊寺行能卿自筆と稱する印本あり、いかに」、

○草廬集 龍公美撰

松屋叢話 高田興清云、「龍公美、字は君玉、號を草廬といひけるは、山城國伏見人なり、からうたに名高くて、草廬集七編を著せり、また歌よみ手かくわざにもすぐれてぞありける」、

○元明史略增補山本正臣撰

松屋叢話高田興清、云、「山本大膳權亮藤原正臣は、世々大炊御門右府の御館につかうまつれり、字欽若、號をば清溪とぞよぶ、和漢の學に心をよせて、また歌に名あり、後藤世釣と書きたる元明史略に增補をくはへて、めでたうつくりなせり」

○備急雄略高田友清撰

松屋叢話高田興清、云、「余が祖高田茂右衞門源友清といへるは都人なりけるが、江戸に廿六所の宅地さへありていと富さかえてぞおはしたる、友清和漢の學に心をよせて、かねて兵法算術にも通はれたり、備急雄略といふを書かれしに、その著稿やうやくちりうせて、わづかに殘りしをなほ祕したり、歌集も一卷ありつるを、いかゞしけん今は見えずなりぬ」

○琴後集森田興枝撰　○同拾遺五卷、同

松屋叢話高田興清、云、「伊勢國松坂森田興枝といへるは、本居宣長が門人なりけり、こは興清も相しりたる人にて、日本橋わたりなる船町にも家もたりき、それが許へみづからの歌ども書集めて、春海のおくられしに、いせをの海人のかひありてなどいひおこせたれば、春海の返しに、もしほ草かくもあやなし伊勢の海にひろふかひあるたぐひならねば、此歌琴後集にもれたり、これにかぎらずすべて集にのせざりし歌どもを、娘のたせ子が書きあつめて拾遺と題せしが、五卷なんありける」

○さほ川一卷、よの子撰　○木曾路の記同

松屋叢話高田興清、云、「よの子といへるは眞淵の門人にて、鵜殿孟一の妹也、紀の殿につかへまつりて瀨川とぞ呼ける、さほ川と號けし家集一卷あり、そは初に水上月と云へる題にて、古里の佐保の川水流れての世にもかくこそ月はすみけれ、といふ歌あるによれる名なり、また木曾路の記とて、寬保八年五月紀國へまかりける時の紀行一卷あり、江戸を出たつ時、人のもとよりことにしたはしうおもひて、君がゆくわかの浦わにゐるたづのたづきもしらずわれやなりなんといひおこせしに、その返し、世の中のたづ〳〵しくばおもひやれ雲井のよそにひとりなく音を」

○春卿家集一卷、村田春卿撰

松屋叢話高田興清、云、「村田長藏忠何は、春道の子にして春海の兄人なり、後に名を春卿とあらたむ、號をば顯

義堂といへり、眞淵の門人にして、歌よむわざにぞすぐれたりける、春卿家集一卷あり」

○六帖詠草小澤蘆庵撰

松屋叢話高田興清、云、「小澤蘆庵はいとやんごとなき歌人にて、高蹊、澄月、大愚法師など都にきこえたるが中にも、ことにすぐれてぞありける、さしもはかせなりける本居宣長も、都に歌人蘆庵あり、あづまに文人春海あり、わがくはだて及べきにあらずとて、常にほめたゝへしといへり、六帖詠草とて家集七卷あり」

○紀記歌集鹽瀨諸鳥撰

松屋叢話高田興清、云、「鹽瀨諸鳥は世稱を和助といふ、眞淵の門人にて、紀記歌集あらはせし人なり、江戸京橋わたりにぞすみける」

○あづまうた二卷、橘枝直撰

松屋叢話高田興清、云、「橘枝直は千蔭が父なり、はじめその名を爲直といふ、ふるごとまなびに心をふかめて、歌よむわざにもすぐれたり、家集をあづまうたと題せしが二卷あり、その序を平春海の書きたるに、とほつ祖のことどもさへつばらにぞいひたる」

○漫遊文草平澤元愷撰

松屋叢話高田興清、云、「平澤五助、名は元愷、字は弟侯、號をば旭山といひ、また兌道ともよべり、文かくわざにすぐれて、筆さしぬらしつゝ思ひめぐらすくまもなく書き出るに、たえてあやまれるふしなかりけり、おほよそ生涯の文章三千篇にやあまりぬらん、身まかりて後に一千篇あまりは、葛西質がひめもてり、一千篇あまりは中村佛庵がもとに殘れり、醫道の部は土田怨庵が得たりとなん、その外はみなちりばひうせて、今は漫遊文草のみぞ世にはしられたる」

○晴軒隨筆二卷、太田敦撰

松屋叢話高田興清、云、「太田魯三郎敦、字は叔復、號を晴軒といへるは、元貞が次の子なり、はやくより經學に心をひそめて、論語、孟子、周易の論議書きたる隨筆二卷をあらはせり」

○五山堂詩話菊池桐孫撰

松屋叢話高田興清、云、「菊池左太夫藤原桐孫、字は無絃、號を五山堂といへるは、八町堀坂本町になん家ありしたる、その高祖菊池玄春はじめて林道春の門にまなびしより、世々儒を業とす、桐孫幼少なりしほどは、明七才子をまねびてからうたつくりけるが、後にその

風を變て、古詩は蘇東坡、近體は范石湖、陸放翁によれり、その性諧謔を好ければ、楊誠齋にならへる詩も又おほかりけり、學問は柴野邦彥のもとにまなびて、これかれのむねをぞあきらめ得たる、號を五山堂と名づけたりしは、五山堂詩話に、余貧不レ能レ貯レ書、偶有二購得一、早已羽化去、篋中留二集五部一、一白香山、一李義山、一王半山、一曾茶山、一元遺山、外此無レ有、因以二五山一名レ堂、有レ句云、家徒四壁立、書僅五山存と書きたる心ばへ也、又の號を小釣雪ともいふは、楊誠齋が室を釣雪舟といひしをしたへるなるべし、五山堂詩話十六卷を著して陸續刊行せるも、隋園詩話の卷のついでにならへるわざにこそ」

○天竺佛像記 高田與清撰

松屋叢話 高田與清、云、「中村彌太夫蓮入道は、號を佛庵とぞいひける、世にまたなき佛學者にして、眞言密敎のむねをきはめ、かねて悉曇の義理にくはしく、先見未發の論をおこして、著稿已に堆し、としごろ天竺佛を見まくほりして、あまねく天が下を求しが、こゝかしこの靈場にいひつぎかたりづきつゝ祕けるも、こと〴〵く高麗の摹造にて、まこと西域の銅質にかなへるはなし、せんすべなくて、やんごとなき殿に事のよしなげき申しかば、かしこの船におほせて求させ給ひしに、六年へて僅に泥像一軀もてきたれるは、げに西域造のものから、これはた佛庵がかうがへし趣の古色のものにはあらざりけり、かくて今はとおもひたえにしに、一とせあやしき僧きたりて、あるじは天竺佛をたづね給ふとこそきけ、貧道みせまゐらせんにときこえければ、佛庵いらへけるやう、およそしきしまのやまとの國はいふもさら也、ことさへぐから國までもたづねわびて、今はその心をもおもひとどまりてこそ侍れ、師のもたらしゝも、はたして高麗摹造の佛なるべし、もろこしの地にては、隋の戴顒より以來正像を改て如意圓滿のさまにものせしかば、眞面目の存れるはなし、高麗の製像を見るに、その容貌天竺の眞像を摸せしなれど、なほ銅質は西域にことなり、されば世に天竺佛といひつたへしもみな高麗佛にこそあれ、まことなるはたえてなしとて、ほこりかにのゝしりいひけるに、かの僧それはともあれ、しばしこれを見給へとて、袂より紙に裹みたるをとり出せしを、佛庵打見てほくそゑみつゝ、この凡僧いかでかまことの物をばもてきなんやとて、しぶ〳〵手にとりて紙かいひらけば、こはいかに、佛庵がしばしばかうがへつる佛經のむねに露たがふふしなく、まさしき、閻浮檀金の尊像にておはしける、佛庵たふとさもあはれさもかた〴〵にて、心もくれまどひ、涙さへさしぐみていふやう、此御佛ぞまことに羅漢のつくり給へる正像なる、今は家の財はものかは、命にもかへてこそ賜はらめとて、うばふがごとくもてあつかひて、くらゐにまさせをがみぬかづきぬ、かの僧これを見て、さばかり御心なくるしめたまひそ、しばし預けまゐらせんとて、別れをつげてさりにけり、その後ほどへてくや〳〵とまちわびぬれど、かの僧たえておとづれだになく、こはわかれさりし後にかの僧身まかりけるにやあらん、さても此御佛にゆかりの者あるべしとて、佛像を摹刻して八千枚まで世にひろめけり、かくて六年になりぬれど、なほおとづれきこゆる人もなし、こゝに佛庵おもふやう、かの僧が御體の中に佛舍利ましますよしいひつるに、むべこそ音のきこゆなる、今はひらきて見んとて、法華經八軸を書寫し供養しはてゝ、次の年の春のはじめになんひらき奉りたる、御腹の中にはさま〴〵の機巧して佛舍利を納奉り、荼毘の灰をさへこめおきたり、そのあやしくたへなる事は、ことばにもいひつくすべからず、此ゆゑよしは入道がこへるまゝに、余別に天竺佛像記を書きておくりしことあれば、それを見てしるべし」

○柏梁餘材 物茂卿撰

詩筌 爽鳩、跋 物茂卿、云、「予嘗著二柏梁餘材一、稿未レ脫而燬二乎火一」

○憲廟實紀 物茂卿撰

徂徠集 物茂卿、云、「與二猗蘭侯一、藩侯奉レ敎、重修二憲廟實紀一、而謂不佞閑二其事一、以見レ委レ焉」

○護園隨筆 物茂卿撰

徂徠集 物茂卿、云、「與二藪震庵一、不佞始習二程朱之學一、時作二護園隨筆一、是不佞之學未レ成者也、夫程朱固豪傑之士矣、然吾所レ願則學二孔子一也、故亦不レ欲三足下之及二于是一焉乎、爾惟足下其亮鑒」又云、「與二縣次公一、護園隨筆梓未レ成、成當レ奉レ示」又云、「與二江若水一、護園隨筆今已布二寰宇一、揚二人醜一者、足下其張本邪、雖レ然藏二諸名山一、後世必有二子雲者一、亦何憾也」又云、「答二屈景山一、不佞往歲作二護園隨筆一、其時識見

不レ定、爭心未レ消、然隨筆之作、自書以自翫、聊以消レ閒、初非二以示一レ人也、獨奈誤墮二剞劂之手一、遂公二諸海内一、海内諸君子因謂二不佞好レ辯者一、非二不佞之心一也」、又云、「復二安濟泊一、如二蓑園隨筆一者、不佞昔年消暑漫書、聊以自娛、本非二以公一諸大方君子一、誤墜二剞劂一、遂背二本心一、且其時舊習未レ祛、見識未レ定、客氣未レ消、自レ今觀レ之、懊悔殊甚、忽承二獎借一、不レ啻二泚顙一、蓋不佞少小時、已覺二宋儒之說一、於二六經一有二不レ合者一、然已業レ儒、非レ此則無二以施一レ時、故任レ口任レ意左支右吾、中宵自省、心甚不レ安焉、隨筆所レ云、乃其左支右吾之言、何足レ論哉、何足レ論哉」、

○學則物茂卿撰

徂徠集物茂卿云、「與二藪震庵一、學則一篇、不佞昔年所レ著、亦學二古文辭一者、敢薦二之左右一、足下以爲二何如一、承問、學則誠類下煥圖送二香洲一序上者也、是古文中李于鱗體耳」、

○譯筆物茂卿撰

徂徠集物茂卿云、「與二江若水一、吳服街送二致足下書一、因審二足下安穩一、大足二欣慰一、不佞病嬾、依レ舊亦無二他異事一、而勞二遠想一、所レ諭譯筆一事、已屬二香洲盡力一、承レ當二乃不一レ容從旁掣肘一、但瀨尾者千里來索、其誠心何可二拒卻一、理當下與二香洲一一商量上、而香洲昨夜飄然奧州去也、奈何奈何、詩俗語等諸筆跡不レ留二稿本一、何以塞二來意一、雖レ然是皆我胸中所レ出、稿本雖レ失、舌尚或得二一二一、後生心慧筆敏堪二受寫一者、不レ過二一二月一、稿本失者不二追而得一也、不佞不敏、學乃日覺二少進一、則再成二之稿一、未二必不レ勝二舊日者一矣、獨苦下此方近來却少中聰慧堪二筆受一者上、已煥圖沒二工夫一、亦不レ能レ寫レ文、野作足下人情也、聞或人誚二予序中有二顛倒處一、此自下等人說話、無二足レ怪者一、就二此一語一尤見、其未レ到二田地一、字義誠多事、至二於語理一本有二天生自然之則一、一得二其緊一欲レ達、不レ能レ任レ口隨レ筆縱橫一、皆眞何擬二議安一排之一、有二其根本分岐處一、在下以二和語一推二漢語一、與丙以二漢語一會乙漢語甲也、或人所レ派、是近世精細學問、其於二讀書法一、亦搜抉無レ遺、但其所レ未レ達二一間一者、亦在下由二和訓一而入上焉、是以究下未レ離二和語一境界上也、蓋其作二文字一、一字一句皆將二古人文字一來爲レ例爲レ格、依レ樣畫二葫蘆一也、夫古人書不レ可二查盡一、今日事亦無二窮極一、畢竟學未レ到二放手處一、安得二語々無レ差邪、吾黨則異レ是、其法亦只以二漢語一會二漢語一、未下嘗將二和語一來推中漢語上、故不二但把レ筆始無レ誤、平常與二同人輩一胡講亂說、

語々皆漢語、莫レ有二一字顛倒差誤一者、侍史從旁二錄之一、燦然文章忽成二卷軸一、設使二或人輩視レ之、則當二愧死一耳、吾黨學者、雖二睡中寐語一亦不二顛倒一、而或人輩見以爲二大小大事一、豈不二憫笑一乎、然吾於二文戒中一、必諄々乎此者、此乃受レ學之基地、故設以爲二入門蒙生第一關一、透二得此閑一、纔得レ爲下無二學識一不レ會二文章一的華人上耳、如二年々一來二長崎一張二官李三官輩商客一、何足レ尚焉、若夫一派學問、雖下高二基址一不上立、如二陂陀地上建二九層浮圖一緣、何不二歪倒一乎、嗚呼吾豈但憫二笑夫輩一已哉、昇平百年、海内文章當レ興不レ興、此吾所二深憂一也、足下其爲下洛下留二心學問一者上、致二是意一可也、和韓唱酬錄未レ出、故未レ審二雨森何所レ道、別楮承レ慰多謝、日下暑甚自愛、不備」、又云、「與二江若水一、前書言、足下欲下以二譯筆一上仙洞上、是乃家塾中教二童子一語、口以上二于天威一、而能無二惶恐一邪」、又云、「復二安濟泊一、如二譯筆一書二不佞二十四五時、從學之士錄二不佞口語一、其後十年許、頗有二增損一、現今印行、若二夫寫本一則舊稿耳」、

○二火辨妄芳恂益撰

徂徠集物茂卿云、「與二江若水一、芳氏二火辨妄三本遠示、相反以弔二評訂一、是誠君子不レ恥二下問一之意、理當下細加二商量一酬中其來意上、道理言辭、固是二端、然欲レ修レ辭、須二先問一其理一、予未レ得二芳氏所レ言之理一、則茫難レ下レ手也、大抵素問說氣處、本自二他書攙入一、細玩二文辭一迥然不レ同、況素問雖レ祖二述聖人一、其言出二戰國時一、採綴緝成、有下如二百家衣體一者上、其理有口合二造化處一、語亦非下如二六經精粹一者上、今外二六經一而欲下一據二素靈一以斷中造化上、是難矣哉、如二火有二君相一、易範所レ不レ言、而方技家自有二深意一、但措語不レ瑩、竟招二紛紜一、不レ知二芳氏一於二其本原處一無二少疑一否、是其大本處、又觀二芳氏所レ論辨語意一、大闕二醞藉一、近年闇齋仁齋講二學洛下一、此風浹二人肝髓一、夫心淺者氣躁見狹者語激、理固要二明白一、論固要二正核一、而不レ可レ如レ是計二譏相尙一也、予每愛二薛立齋一、其與二丹溪一治法大殊、而其十六種中未二嘗一毫肆レ謗、可レ謂二方技中君子一也、今芳氏所レ著卷帙浩博、非二草卒所一能了一、且予心所レ未レ信、而勉强爲二其人一潤色筆語、此以レ予爲二譯胥一也、予雖二不敏一所レ不レ敢矣、且非レ極二惡口一則不レ慊二芳氏之心一、此予筆頭作二此無賴事一也、亦予所レ不レ敢矣、足下宜三將レ此語二芳氏一、是可也」、又云、「與二江若水一、芳子辨妄、予尙留在二几上一、此非レ無レ意者也、但非二彼人裁書一、自請決不レ能下二雌黃一矣、何者

其人盡ニ畢生力一作ニ是書一、豈可ニ容易改竄一、正慮ニ後禍一也」

○譯筌後編

徂徠集（物茂卿）茂云、「與ニ江若水一、譯筌後編、必當レ授レ子、夏梓既已分ニ咐澤田一、彼不レ可ニ更有レ言」

○文罫　○文變

○唐後詩

徂徠集（物茂卿）茂云、「與ニ江若水一、併求ニ文罫、文變二、二書失レ稿、唐後詩脫レ稿」

○二火辨妄　○憲廟實錄

徂徠集（物茂卿）茂云、「復ニ芳幼仙一（附ニ別幅一）、嚮因ニ江子徹一、以ニ二火辨妄一書ニ遠見質問一、尋承ニ手札一、兼惠ニ洞簫一、詞恭意懇、以ニ江山遙隔一、未レ接ニ清容一、而其肫然之情、一若ニ夾レ臂以談者狀一、況加レ以ニ嘉貺一、名工所レ製、珍玩如レ玉、不佞之於ニ足下一、其修何以答ニ此盛意一乎、及下披ニ其所ニ撰述一而卒ニ業也一、則擊レ節以嘆、足下博物精思、世尠ニ其倫一哉、不佞雖ニ亦醫人之子一乎、幼讀ニ其書一、壯廢ニ其學一、略窺ニ大意一、未レ達ニ奧徼一、是卒莫レ有ニ以稗一補於足下者之求一也、雖レ然京師人文所ニ薮澤一、碩儒耆世不レ乏ニ其人一、麗習切劘弗レ措、尙且不ニ自是一、而芻蕘之及、豈所謂好學之士、是其人乎、憶不佞嘗修ニ書伊仁齋一、而仁齋不レ報、予至ニ于今一薄ニ其爲ニ人矣一、今而不レ畢レ謦、其愚陋以酬ニ足下一、則足下其亦謂ニ之何一也、祇以ニ去歲一而還ニ舊朝一、諸公修ニ憲廟實錄一、屬レ予起レ草、刀筆紛拏、日不レ遑レ給、而高東閣上莫レ由ニ紬繹一、深嘆ニ其負ニ千里外曼領之望一已、是日偶値ニ史事稍暇一、則輒從ニ事丹鉛一、其辭語之或可レ議者、就註ニ於行間一、若或義理之所レ未レ信者、則條ニ列別幅一、夫學術不レ同、所レ見自殊、是足レ怪也、雖下則是何足レ怪也、亦未ニ必無ニ起レ予之益一者、乃以報ニ足下一爾、獨憾下閙忙之際作字鹵莽、卒看不レ易レ讀、遠慚ニ洙水一、近愧中足下上也、時下梅雨、病人萬惟自重、子徹書謂春令愛、患痘今全癒、不ニ頗無レ痛、不備」（◎別幅）、以ニ心包絡三焦一、定爲ニ有レ名而無レ形、以ニ相火一定爲レ非ニ龍雷之火一、此自足下卓見、深堪ニ敬服一、但心包絡爲ニ裏心脂膜一、古來相傳之說、似レ不レ可レ廢矣、何者擧レ人、一身總名ニ三焦一、則膻中亦爲ニ三焦一、全無ニ藏府表裏之別一、夫藏レ神曰レ藏、盛レ物爲レ府、則心包絡要當ニ於膻中一、別有レ所レ指、且包絡之名非ニ脂膜一、不可也、豈得ニ徒指（此力）膻中一哉、脂膜已非ニ他藏一、有ニ實形一者、比則其與ニ無形之說一、有ニ何空礙一也、至ニ於六氣相火之說一、不レ可下以ニ

一言ニ盡ニ之一、大抵君火相火、乃醫家所ニ獨言一、而儒者不レ言也、此必古昔神醫、就ニ人身上一立ニ此名色一、其實不レ可レ推ニ諸天地一、而天地本無ニ二火一也、天之六氣本止就ニ陰陽之流行一、而以ニ其始中終一立爲レ節者、而不レ可ニ配以ニ五行一也、蓋古今之言レ數者三家、一曰、五是天地之實數也、何則一二三四五六七八九十可ニ以包ニ抱萬彙一、無レ闕無レ餘、如ニ儒家五常一、醫家五藏一、以及ニ五色五聲五臭五味五志之類一、皆鑿々乎有ニ明驗實兆一、而非下徒有レ所ニ牽強配屬一而言ニ之矣一、但五行之名取ニ於五氣之流行一、於ニ三才一者而非下特指ニ地上有形者一以言ニ之一、世人多惑ニ於天六氣地五運之語一、而以爲レ指ニ地上有形者一、則火生レ土金生レ水、其說窒礙不レ可レ通矣、且五運亦以ニ運行一言レ之、豈可レ爲ニ有形之五物一哉、二曰、二四八是所ニ以向背從違一之幾也、孟子義利、程朱天理、人欲レ易ニ卜吉凶一之類、皆其權在レ人而不レ在レ天、而所謂四象八卦六十四卦皆假借、虛設レ之象ニ天下一、豈實有ニ此物一哉、三曰、三六九是所ニ以進退行止一之節也、六氣十二支六十花甲、及楊雄大玄、溫公潛虛、蔡氏洪範之類、皆天道流行之度數、已皆可下以竊ニ天機一占中便宜上者、而不レ可下以知ニ將來一決中從違上也、凡括ニ天下之數一、要莫ニ能出ニ於此三者一、而三者立數之源、本自判然不レ合、故五行自五行、四象自四象、六氣自六氣、不レ得ニ混雜一、六氣只當下以ニ三陰三陽一爲占言、不レ可ニ更粘ニ帶五行一、而寒暑燥濕風不レ容、更添レ火爲レ六焉、不レ知者則以ニ五行一配ニ六氣一配ニ八卦一、或以ニ洪範太玄一占ニ吉凶一、或慣ニ聞四象八卦之爲ニ假借虛設一、而謂下五行亦可中以ニ牽強一分配上者、皆非也、且如ニ十二支一、以ニ方位一言、則士居ニ其位一、十二經在ニ人身一、則反多ニ其火一、可レ見ニ牽強之有レ所レ不レ通也、如謂ニ君火在レ天爲レ日、則有下月與ニ辰星一在上何得レ謂レ火、唯有レ二哉、如謂ニ火之爲レ物隨レ觸而發一、無レ處レ不レ在、則水液亦爾、氣聚爲レ水、呵氣成レ液、何往無レ之、因旁考ニ左傳一、醫和六淫不下與ニ靈素一合上、而素難レ中、言ニ六氣之脈一者、亦有下但以ニ陰陽微甚一爲占象、而不レ關ニ寒暑燥濕一者、則天有ニ二火一者、必非ニ古昔神醫之言一焉、嘗玩ニ靈素一、其辭不レ越ニ周而上一、而以ニ難經金匱一、並觀反覺レ不ニ古奧且純駁一、參差似レ出ニ數人之手一者、而古書所レ援、醫經亦有ニ不レ載者一、則晉宋間攙入者、蓋爲レ不レ勘哉、至ニ人眞人義一原ニ老莊一、辟レ疫想レ日有レ類、抱朴是固亡論、乃若ニ五運六氣參錯相侵一、其在ニ四時一、以レ何

爲レ準、司天在レ泉、杳無二效驗一、是蓋古人設二此榜樣一、以使二學者略識一陰陽五行相倍蓰相什佰者狀一、已春秋戰國諸子之學、皆反切實、不レ似二此空疎一、何況岐伯扁鵲諸神醫之言乎、若夫所下以謂中二火就一人身一而言上者、舉二天地之間一、除二日與レ火之外一、唯人物爲二溫煖之物一、故五氣之在二人身一、唯火分二數所一占二最多一矣、不二但心火一、其他五藏六府皆溫煖物、動作瓠皆生レ火也、及二其感一傷外邪一、則寒暑燥濕風亦皆能變爲レ火、以二人身相火一鬱蒸而成故也、此素靈等書所下以謂二寒暑燥濕風火一爲中天之六氣上者、其實非レ天、有二此六者一焉、感二諸人一而後有レ火也、然其病非レ由二內傷一、乃本二外感一、則併歸二諸天一、謂二之天六氣一、而與二三陰三陽一本自不レ干耳、不レ然素靈醫書耳、非下陰陽曆術及二說天地造化一書上也、但就二人身上一起レ論、向二醫藥上一受用者、而何故更旁廉論二天地之理一乎、後來醫者妄誇、以爲二黃軒聖人書一、又妄推尊以爲レ經、遂謂與下周易論二造化一者上鼎峙而並行者、殊不レ知農黃皆吾儒所レ稱聖人、而豈容不下與二述疇贊易之聖人一一中其揆上也乎、或謂人與二天地一肖、相火天地所レ無、而人豈有レ之哉、此又不レ知二天人之大分一者也、夫天氣也、以レ地爲二其質一、地質也、以レ天爲二其氣一、氣質合而生レ人、是謂二之冲和一、冲和也者氣質渾融之名也、生也者氣質合媾之中、忽然生二此氣質渾融一之物也、非下直湊二合天地之氣一、以造中作此人上也、唯其本二諸天地一、是以肖也、唯其非二湊レ彼造レ此、是以雖レ肖實異也、故天能生而不レ能レ成、地能成而不レ能レ生、以二其純氣一不レ質、純質不レ氣也、人能裁成輔相而不レ能二生成一、以下其冲和與二天地之純氣純質一殊上也、不二但此已人頭肖レ天足肖レ地、而特成二一箇大字象一、未二嘗如二天地雞卵之形一、兩目肖二日月一、何不二一外景一內景一乎、人之五藏六府在、天地有レ之乎、天地之無心有二人之慧靈一乎、亦有二血肉之軀一乎、以レ此觀レ之、天地所レ無人亦有レ之、天地所レ有人或無レ之、而乃一々印定、謂下人全不中與二天地一異上可乎、故予斷以爲、相火天地所レ無唯人有レ之也、又如二相火爲一水中之火一、則先醫亦以二人身一言レ之、至二於旁一引龍雷火一、則立論之末美、其實天地所レ無而人身有レ之也、先儒曰、天地之初唯有二水火二者一、又曰、水火者天地之精也、天地以レ此精交媾化生二人物一、人物之生皆濕熱薰蒸而出、觀二於蟲蛆一可レ見也、濕爲レ水、熱爲レ火、是以人生之初、唯有二水火二者一、而先生レ腎、故腎中自レ元陽

相火也、夫三焦之爲二相火一、流二行乎一身一、雖レ流二行乎一身一、亦必以レ腎間動、氣爲二其根本一、豈非二水中有レ火乎、足下所レ疑者、蓋非レ以丙其在二天地一者水火不レ相容甲乎、此特地上有二形質一之水火耳、若二水火之氣一豈不二相容一乎、況人爲二陰陽五行妙合冲和之成一、則亦異二於是一耳、驗二諸醫方一、柱附腎氣類、補二腎中火一者爲レ不レ勘焉、嗚呼足下老二於醫一者、豈不レ知レ此乎、意者聰敏靈慧、有二能看破一、先醫云、謬誤者則不レ堪レ技、癢欲二悉拂而去一レ之、以三一歸二諸靈素一、間或能見二靈素之錯誤可レ疑者一、而捨レ此別無レ可三以爲二宗祖一、則遷移回互、以成二其是一、此見二一立亦不三自覺二其非一邪、夫一涉二回護一、其論不レ公、欲下以二不レ公之論一而號中令天下後世上、則必有下起而議二於其後一者上矣、且足下之過在三以レ醫爲二大道一、故以二靈素一爲二聖經一、以二仲景叔和一爲二聖人一、明二其宗旨一以爲二道統一、此何異二於夜郎王一邪、周之衰、管晏老莊申韓爭稱二大道一、雖レ爲二異端一、尙欲三以レ是治二平天下一、則吳楚僭王之類耳、如レ醫者實技也、非レ道也、本非レ有二治平天下之術一、其除レ病祛レ害、裨益雖レ大、亦猶如三耕織工賈爲二一生民之大業一者比耳、而以レ此比二諸聖王之道一、則夜郎王之喻、不二重誣一焉、雖レ然古之醫者、固有下爲二此言一者上、但博學聰敏如二足下一者而蹈二其覆轍一、不佞竊惜レ之、古君子仕則祿、隱則耕以代レ祿、隱而無レ田者、尙或爲二工商一而不レ爲二以羞一、如二太公望一是也、仕而立二於聖人之朝一、尙有下以二其所一レ長降爲二技藝之事一者上、后夔是也、足下苟以二君子一自處、則以レ醫爲レ生、或發二明醫書一以祛二生民之疾一、皆不レ害二於其爲一君子一矣、祇以レ此爲二大道一爲二聖學一、不二亦小一乎、坐二其小一、故回二護靈素一不レ忍レ斥、其誤一者深爲二足下一惜レ之、嗚呼予所レ見如レ此、不レ知足下以爲二何如一焉、交淺言深、古人所レ誡、雖レ然足下業已枉二書千里一、不レ恥二下問一、予豈容默々不レ言、自養二其高一哉、且予棄レ醫者久矣、今而爲二此馮婦之擧一、大方君子必將二壺盧一、況架上不レ蓄二一卷醫書一、所レ引所レ據必非二其語一、妄取二諸其胸中一、任レ筆云々、不レ知足下壺盧者更甚焉、夫吾之所レ言、未二必是一、足下之所レ言、未二必非一、古人云不レ有レ益二於彼一、則必有レ益二於我一、故其言云爾、高明其裁レ之、不備」

○大學定本 伊藤維禎撰　○語孟字義同

徂徠集物茂卿云、「與二伊仁齋一鄉憑子固通二慇懃于左右一、辱蒙二弗外一、允致二寒暄于左右一、幸其曷加、始不佞少在二南總一、則

已聆下洛下諸先生亡中蹤二先生一者上也、心誠鄉焉、後値レ赦東歸、則令下一友生新自レ洛來、語二先生長者伏娓々一弗レ置也、而益慕焉、迨レ見二先生大學定本、語孟字義二書一、則擊レ節而興、以謂先生眞蹤二時流一萬々、居一二歲、入仕二本衙一、乃獲下與二子固一友上也、則觀二其爲レ人、忠信可レ愛、歲壬午、來同レ局共レ事最熟、而益想二先生教誨之有レ在焉、子固亦時々與二不佞一討論、上二下語孟諸書一、則驚歎以謂、何與二吾先生之言一肖也、而一二有レ所レ聞二於子固一者、不佞斯未レ能二全信一焉、雖レ然不佞豈敢自信、亦思所二以質一於先生一者耳、烏虖茫々、海內豪杰、幾何一亡レ當二於心一、而獨鄉二於先生一、否則求二諸古人中一已、亦曰、不佞不二自揣一之甚也、先生或能思二其情一、豈不二大哀憫一乎、此不佞所下以神飛二左右一之久上也、山川千里所レ賴、斯文氣脈流通、惟先生恕二其狂妄一、而待レ以二子固之友人一、幸更甚、伏惟冰鑒、時下漸寒、千萬自重、不宣」

○明律國字解

徂徠集物茂卿云、「與二香國禪師一、嚮者報書未レ幾、荐辱二手教一、益審二尊者淸嘉一、深慰二遠懷一、千里之遙、往返如レ織、宛在二近境一、因知二薩埵大慈悲心如レ是其切一也、伏惟、尊者重レ諾、深堪二倚賴一、奈利二乎衆生一、曷憂レ不二解脫一乎、不佞亦爲レ之安レ心怙レ意、萬莫レ有レ所二孤疑一已、承教不佞書中通二曉明律一、與以二國字解一相附、此二句係二緊要一也、可レ謂二庖丁解レ牛中二其肯綮一、苟非二尊者慧眼一、通徹烏能若レ是乎、夫明律一書、盡二海內儒者一所レ難レ解也、而今渠以二靑年一通二曉其書一者、是雖二富春一亦當レ疑二其爲一虛獎一耳、故不佞明告、以別有二帳中祕一也、大抵明律之難レ解者不レ過、此方學者不レ諳二俗語一、而崎陽譯士如焉之輩、尙不レ能二通曉一者、以其爲二衙門中語一也、譬如二禪錄一雖二俗語一乎、然非二悉法門中語一者、終不レ能レ曉焉、祇佛道玄妙、法律明白、是其所二以殊一歟、不佞嘗讀二明律一、頗費二工夫一、後來廣搜二群書一、得レ通二曉明代官府中事體一、而後回レ頭以看、則律令之書、明如レ指レ掌、是國字解之所二以作一也、伏請、尊者以二此意一告二之富春一哉、萬惟玄鑒、頓首」

○峽中紀行物茂卿撰　○韓非子解同

徂徠集物茂卿云、「與二香律師一、峽中紀行、整理已完、將二鋟問レ世、韓非子解亦成」

○杣保隱遁鈔二十卷、釋印融撰

○釋論指南鈔十卷、同　○大日經指南鈔九卷、同

○釋論愚案鈔七卷、同　○古筆拾遺鈔六卷、同

○十住心論廣名目六卷、同

○大日經愚案鈔三卷、同　○金貽曼荼羅鈔三卷、同

○大日經奧之疏詮要鈔二卷、同

○諸眞言句義二卷、　○釋論名目三卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋印融、武州久保縣人、弱冠杖策、遍學二南北一、駐二高野山一、淬練業成、主二無量光院一、永正十六年八月中旬夜半取レ滅、壽八十五、平生撰述有二杣保隱遁鈔二十卷、釋論指南鈔十卷、大日經指南鈔九卷、釋論愚案鈔七卷、古筆拾遺鈔、十住心論廣名目各六卷、大日經愚案鈔、金胎曼荼羅鈔各三卷、大日經奧之疏詮要鈔、諸眞言句義、釋論各目各二卷等凡數十百卷一、學者爲レ珍行二于世一」

○夷希集十卷、釋實海撰　○徹塵十卷、同

○鹽味集二卷、同　○敎觀大綱見聞鈔三卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋實海、武州川崎人、或曰二品川一、自レ幼俊利、思出二群童一、早入二敎寺一、剃髮肄業、嘗在二檀越大田道灌宅一、呼二僕夫一曰、將二盥水之水一來、俗語洗顏謂道爲二水手一灌在レ傍曰、盥レ水而足矣、將レ非二剩語一乎、海曰、若唯盥水、或持レ湯來、道灌動レ容、深服二敏捷一、長涉二論場一、員魁博レ名、住二星野山喜多院一、關左台徒負レ笈、逼塞化レ衆之暇、著二述夷希集、徹塵各十卷、鹽味集二卷、敎觀大綱見聞鈔三卷一、天文二年示寂、壽八十八」

○正法眼藏釋道元撰　○永平淸規同

○學道用心集同　○廣錄十卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋道元、平安城人、源亞相通志久我之子、其先村上天皇九世之孫也、母某姓、貞應二年隨二明全禪師一、入レ宋、達二明州界一、以二寶慶丁亥年一駕二商舶一、洋中濤平、著二太宰府一、本朝安貞元年也、寬元甲辰、雲州太守波多野義重慕二其道價一、創二精藍於越前州志比一、號二吉祥山永平寺一、敦請レ元爲二開山始祖一、其淸規復如二興聖一、後嵯峨上皇聞二元道化一、賜二紫方袍幷禪師號一、建長五年中秋二十八日端坐而化、世齡五十有四、法臘四十有一、平生著述有二正法眼藏若干卷、永平淸規、學道用心集等一、又廣錄十卷、寒岩尹持入レ宋、瑞岩無外遠靈隱退耕寧經山虛堂愚諸老爲二之序跋一焉」

○心書十卷、釋了心撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋了心、號二大歇一、入レ宋徧遊二禪林一、精二于楞嚴一、撰註十卷、曰二心書一、本朝禪苑、雖レ始於明庵一、衣服禮典至二於心一備焉」

○眞心要訣釋頁遍撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋辨圓、字圓爾、俗姓平氏、駿州蓁科人、竹林寺良遍撰二眞心要訣一、呈レ書乞レ跋」、

○四會語錄釋普寧撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋普寧、號二元庵一、某氏、宋國西蜀人、偶本朝道舊、每レ逢二商船一寄レ書聘招、遂以二景定庚申一錫浮レ海、俄乘二順風一達二博多津一、後復二宋國一、至元十三年十一月二十四日寂二于龍翔寺一、敕謚二宗覺禪師一、寧有二四會語錄若干卷一、侍讀尤跋焉二其尾一、盛行二于世一矣」、

○御對面記

廢具一簀本多忠憲、云、「御對面記、伊勢貞知記也、天正八年十一月十七日」、

○京極大雙紙

廢具一簀本多忠憲、云、「京極大雙紙、佐々木家書也」、

○馬具寸法記

廢具一簀本多忠憲云、「馬具寸法記、伊勢貞爲記也」、

○馬屋道具法量物

廢具一簀本多忠憲、云、「馬屋道具法量物、記者不レ知、天正年間之書也」、

○大坪流馬諸事

廢具一簀本多忠憲、云、「大坪流馬諸事、古書也、記者不レ詳」、

○御內書引附

廢具一簀本多忠憲、云、「御內書引附、伊勢貞助記也、天文年中之書也」、

○馬見參入記

廢具一簀本多忠憲、云、「馬見參入記、記者不レ詳、古書也」、

○用害記

廢具一簀本多忠憲、云、「用害記、河村誓眞正秀記也、永祿八年書也」、

○高麗流八條家騎書

廢具一簀本多忠憲、云、「高麗流八條家騎書、中出下野守直好記也」、

○弓馬聞書

廢具一簀本多忠憲、云、「弓馬聞書、細川藤孝記」、

○諸曲直之書

廢具一簀本多忠憲、云、「諸曲直之書、遠江入道沙彌心宗正鐵」、

○馭馬古實

廢具一簀本多忠憲、云、「馭馬古實、記者不レ詳」、

○返答

廢具一簀本多忠憲、云、「返答、伊勢三郎貞助錄」、

○寸法雜々

廢具一簀本多忠憲、云、「寸法雜々、伊勢因幡如芸記レ之」、

○諸書當用鈔

廢具一簀本多忠憲、云、「諸書當用鈔、北畠家書」、

○的場出次第

廢具一簀本多忠憲、云、「的場出次第、記者不レ知」、

○長基聞書

廢具一簀本多忠憲、云、「長基聞書、小笠原家記、應安永和之書也」、

○弓法萬聞書

廢具一簀本多忠憲、云、「弓法萬聞書、多賀高忠記」、

○馬之本地

廢具一簀本多忠憲、云、「馬之本地、記者不レ詳」、

○風呂記

廢具一簀本多忠憲、云、「風呂記、伊勢因幡如芸記」、

○古實條々

廢具一簀本多忠憲、云、「古實條々、伊勢貞順記」、

○貞順古實集

廢具一簀本多忠憲、云、「貞順古實集、伊勢駿河守記」、

○馬法聞書

廢具一簀本多忠憲、云、「渡邊彌三兵衞尉記レ之」、

○馬引次第

廢具一簀本多忠憲、云、「馬引次第、伊勢貞助記」、

○異本古實條々

廢具一簀本多忠憲、云、「異本古實條々、記者不レ詳と云ふ、疑らくは伊勢貞順にや」、

○家中竹馬記

廢具一簀本多忠憲、云、「家中竹馬記、伊豆守利綱記」、

○武雜記

廢具一簀本多忠憲、云、「武雜記、伊勢貞孝記」、

○的出張之記

廢具一簀本多忠憲、云、「的出張之記、伊勢貞久記」、

○笠懸日記

廢具一簀本多忠憲、云、「笠懸日記、細川澄元也」、

○射手方聞書

廢具一簀本多忠憲、云、「射手方聞書、小笠原山城守記レ之」、

○上賢鈔

廢具一簀本多忠憲、云、「上賢鈔、上原賢家記」、

○馬方幷馬具其外記

廢具一篋本多忠憲、云、「馬方幷馬具其外記、伊勢貞爲記」、

○馬具寸法記

廢具一篋本多忠憲、云、「馬具寸法記、伊勢貞孝記」、

○岡本記

廢具一篋本多忠憲、云、「岡本記、岡本緣侍記」、

○天和問答

廢具一篋本多忠憲、云、「天和問答、伊勢貞衞答書」、

○弓書異本

廢具一篋本多忠憲、云、「弓書異本、記者不レ詳」、

○御對面記

廢具一篋本多忠憲、云、「御對面記、記者不レ詳」、

○大坪雲霞集

廢具一篋本多忠憲、云、「大坪雲霞集、大坪道禪記」、

○故實雜集

廢具一篋本多忠憲、云、「故實雜集、記者不レ詳」、

○相傳條々

廢具一篋本多忠憲、云、「相傳條々、伊勢貞孝記」、

○弓馬故實

廢具一篋本多忠憲、云、「弓馬故實、伊勢貞順記」、

○出陣聞書

廢具一篋本多忠憲、云、「出陣聞書、小笠原持長記」、

○弓馬祕說

廢具一篋本多忠憲、云、「弓馬祕說、伊勢貞孝記」、

○延寶問答

廢具一篋本多忠憲、云、「延寶問答、問有川仁內、答伊勢貞衞」、

○書札幷雜々聞書

廢具一篋本多忠憲、云、「書札幷雜々聞書、河村正秀記」、

○八廻日記

廢具一篋本多忠憲、云、「八廻日記、小倉實澄記」、

○弓法私書

廢具一篋本多忠憲、云、「弓法私書、小笠原家書」、

○式部少輔聞書

廢具一篋本多忠憲、云、「式部少輔聞書、一色藤長記」、

○萬祕傳

廢具一篋本多忠憲、云、「萬祕傳、小笠原長時記」、

○物具鈔

廢具一篋本多忠憲、云、「物具鈔、士御門大納言通方卿撰」、

○布衣記

廢具一篋本多忠憲、云、「布衣記、齋藤助成其餘數人議二定之一」、

○安元御賀記

廢具一篋本多忠憲、云、「安元御賀記、藤原隆房記」、

○藻鹽草

廢具一篋本多忠憲、云、「藻鹽草、宗碩記」、

○高忠聞書

廢具一篋本多忠憲、云、「高忠聞書、多賀豐後守記」、

○好玄記

廢具一篋本多忠憲、云、「好玄記、齋藤左衞門尉記レ之」、

○弓矢條々

廢具一篋本多忠憲、云、「弓矢條々、多賀高忠記」、

○的出張記

廢具一篋本多忠憲、云、「的出張記、伊勢貞久記レ之」、

○廢之次第

廢具一篋本多忠憲、云、「廢之次第、記者不レ詳」、

○兵要錄 近松茂矩撰

○兵略答問同

○軍語摘要同

○武門童蒙須知同

○其日守草同

○長篠合戰按考同

○士風輓回附錄同

○用間傳解同

○步射祕解同

○騎射祕解同

○戎馬祕訣附錄同

○田獵射同

○銃訣同

○甲冑古傳同

○同附錄同

○同傳解同

○儭追問答同

○稻荷社傳同

○源語祕訣校正同

○茶湯古事談同

○開城記同

○未盡鈔同

○神軍辨疑同

○武訓拾遺同

○兵法矩訓同

○教制司附錄同

○士風輓回同

○同附尾同

○射術正己錄同

○合併訂錄同

○戎馬祕訣同

○鐵砲茶話附尾問答同

○田獵銃同

○鍊兵目錄同

○同深祕古傳同

○故實十卷書訂考同

○本朝正教傳同

○神武初學須知同

○和歌詞筆撰同

○古今和歌集相傳辨同

○名字說同

○尾張昔咄同

○尾張昔咄後編同　○長齋話同

○和書讀範同　○關原軍記大全同

古鐵圖鑑（近松茂矩）、跋（橘正矩）云、「蓋吾先生奉二先侯遺命於兵法一、行年十九歲、自二開レ門集二徒弟一以來、居レ業四二十二年于今一矣、其間漁二獵諸家一、而拔二其萃一、摘二撥瑕疵一、楊雄無レ遺、口纚々不レ知二自倦一也、而平生留レ意於述作一、所レ著兵要錄、中略、和書讀範、其他古事小說私記之類許多、要レ之莫レ非下敷二衍其旨一、稗中益晚進上也、頃年奉レ命校二正關原軍記大全一、草稿將二百有餘卷一、就レ中有二群書不レ錄之說、先人未レ發之批評一、特如二石田三成忠義之說一者、水戶黃門西山卿之後言レ之者、吾先生一人耳」、

○正續華押藪（丸山可澄撰）　○古押譜七卷、（松崎祐之撰）

華押譜（檜山義愼）、凡例云、「元祿年間、常陸丸山可澄撰二華押藪正續二編一、爾後龜山侯使二其臣松崎祐之撰二古華押譜七卷一、共摹二眞押一、於二考古之學一其益最鴻矣、」

○草名苑

華押譜（檜山義愼）、凡例云、「一侯家有二草名苑之精撰一、纂下集慶長以後至二于今時一諸侯大夫押字上、其所二採擷一最爲二博該一、」

○和名類聚

本朝食鑑（野必大）、序云、「能州源刺史集二和名一、類聚以及二草木禽獸鱗介一、而載二崔禹錫食經一、辨色立成、楊氏漢語、深江博士本草、田山州私記等書一、以證レ之者多」、

○語錄（釋祖元撰）

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋祖元、字子元、別號二無學一、宋之明州慶元府人、世姓許氏、父伯濟、曾祖皆爲二高族一、祥興三年夏五月離二太白山一、六月晦日著二太宰府一、卽弘安三年也、九年九月三日寂、報年六十一、坐夏四十九、有二語錄若干卷一、盛行二于世一、敕謚二佛光禪師一、」

○四會語錄（釋靜照撰）

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋靜照、號二無象一、世系平姓、相州鎌倉人也、德治元年五月十五日化、壽七十三、臘五十五、有二四會語錄一、敕謚二法海禪師一、」

○興禪記（釋靜照撰）

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「贊曰、文永末台徒奏レ朝、將レ破二吾宗一、照公作二興禪記一、入レ都上進、於レ是橫議自寢」

○語錄二卷、（釋慧曉撰）

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋慧曉、字白雲、不レ詳二其氏族一、讚州美濃縣人、永仁五年臘月二十五日寂、閱世七十五、坐夏五十四、有二語錄一卷、存二于世一、敕謚二佛照禪師一、」

○四會語錄三卷、（釋覺圓撰）

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋覺圓、自號二鏡堂一、宋國蜀人、詩儒玉蟾之後也、祥興二年春、年三十六與二無學元禪等一同船東渡、德治元年九月二十六日唱滅、敕謚二大圓禪師一、有二四會語錄三卷一、」

○語錄三卷、（釋紹明撰）

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋紹明、號二南浦一、藤姓、駿州安部縣人、延慶戊申臘月二十九日逝、閱世七十有四、坐夏六十、敕謚二圓通大應國師一、有二語錄三卷一、明之經山及憑庵、天界、泐季潭題二其首一、俊明、極曇、西磵跋二其尾一、」

○法華要鈔（釋大慧撰）　○枯木集同

○十手訣同

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋大慧、號二癡兀一、勢州人、大相國平淸盛之胤也、初號二平等一、正和元年仲冬二日示寂、滅後三十三年、敕謚二佛通禪師一、所レ著有二法華要鈔、枯木集、十手訣一、」

○沙石集十卷、（釋一圓撰）　○聖財集三卷、同

○雜談集十卷、同　○小鑑一卷、同

坐夏五十四、有二語錄二卷一、存二于世一、敕謚二佛照禪師一、」

○四會語錄三卷、（釋覺圓撰）

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋覺圓、自號二鏡堂一、宋國蜀人、詩儒玉蟾之後也、祥興二年春、年三十六與二無學元禪等一同船東渡、德治元年九月二十六日唱滅、敕謚二大圓禪師一、有二四會語錄三卷一、」

○語錄三卷、（釋紹明撰）

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋紹明、號二南浦一、藤姓、駿州安部縣人、延慶戊申臘月二十九日逝、閱世七十有四、坐夏六十、敕謚二圓通大應國師一、有二語錄三卷一、明之經山及憑庵、天界、泐季潭題二其首一、俊明、極曇、西磵跋二其尾一、」

○法華要鈔（釋大慧撰）　○枯木集同

○十手訣同

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋大慧、號二癡兀一、勢州人、大相國平淸盛之胤也、初號二平等一、正和元年仲冬二日示寂、滅後三十三年、敕謚二佛通禪師一、所レ著有二法華要鈔、枯木集、十手訣一、」

○沙石集十卷、（釋一圓撰）　○聖財集三卷、同

○雜談集十卷、同　○小鑑一卷、同

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋一圓、號二無住一、相州鎌倉縣人梶原氏、其先世仕二源將軍一、文永初、尾州木賀崎揪二長母寺一、禪敎兼弘、正和元年十月十日終二於桑名蓮華寺一、嘗著二沙石集十卷、聖財集三卷、雜談集十卷、小鑑一卷一、今皆行二于世一、」

○五處七會語錄（釋顯日撰）

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋顯日、號二高峯一、後嵯峨帝之子、母藤氏、仁治二年誕二于城西離宮一、正和五年丙辰十月三十日坐化、報齡七十有六、僧臘六十有一、敕謚二佛國應供廣濟國師一、有二五處七會語錄若干卷一、元之鳳翥古、林茂公、鷄足、淸拙、澄公、本覺、靈石芝公爲二之序跋一、見今行レ世、」

○七會語錄（釋德儉撰）

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋德儉、號二約翁一、相州鎌倉縣路傍之棄孺子也、始縣著姓見拾歸乳養、元應二年夏五月十九日化、閱世七十六、坐夏六十又一、有二七會語錄一、元圓通、笠田、心道場、月江印作レ序、淨慈、靈石芝跋、」

○正法服藏語一卷、（釋紹瑾撰）　○坐禪用心記同

○淸規二卷、同

本朝高僧傳（沙門師鑾）、云、「釋紹瑾、號二瑩山一、俗姓藤氏、越前

多禰郡人、正中二年八月十五日寂、世齡五十八、法臘四十六、瑾著二正法眼藏語一卷、清記二卷、坐禪用心記二、敕謚二佛慈禪師一、」

○語錄釋道生撰　○外集同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋道生、號二鐵庵一、不レ詳二姓氏一、羽州人也、生以二元弘元年正月初六一、寂二于東山瑞應庵一、敕謚二本源禪師一、有二語錄一、外集若干卷一、元之育王、月江印、雪峯、樵、隱逸四明、東陵璵、本朝乾峯曇等諸老爲二之序跋一、」

○語錄一卷、釋本元撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋本元、號二元翁一、正慶元年七月四日安祥就化、春秋五十有一、敕謚二佛德禪師一、有二語錄一卷一、傳二于世一矣、」

○語錄七卷、釋正澄撰　○大鑑清規同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋正澄、號二清拙一、元之福州連江邑劉氏子、泰定丙寅夏六月、受二我國之請一、與二神足、永鎭等一浮レ海、至レ秋著二博多濱一、乃嘉曆元年矣、曆應二年正月十七日逝、世齡六十有六、僧臘五十又三、賜二謚大鑑禪師一、有二語錄七卷幷大鑑清規一、共行二於世一、」

○佛祖直傳一卷、釋祖一撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋祖一、號二峯翁一、不レ記二其姓黑一、一嘗上自二七佛一下至二密庵咸傑一、列二臨濟下正傳之大較一、編二佛祖直傳一卷一、當時鋟梓、行二于世一矣、延文二年三月某日化、壽八十四、敕謚二正宗大曉禪師一也、」

○東歸集釋慧廣撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋慧廣、號二天岸一、世姓伴氏、武州比企縣人、建武二年三月八日寂、行年六十三、戒臘五十、敕謚二佛乘禪師一、所レ著偈讚曰二東歸集一、」

○語錄釋妙超撰　○夜話記一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋妙超、號二宗峯一、族姓紀氏播州揖西縣人、建武四年冬臘月二十一夜逝、世齡五十六、法臘三十四、有二語錄若干卷一、夜話記一卷一、盛行二于世一、貞享三年聖旨加二謚大慈雲匡眞國師一、」

○諺草貝原好古撰

回芳漫錄本多忠憲云、「諺草、貝原好古撰、元祿十四年辛巳春四月印行、」

○火打袋伊勢貞丈撰

回芳漫錄本多忠憲云、「火打袋、貞丈隨筆、」

○二上峯伊勢貞丈撰

回芳漫錄本多忠憲云、「二上峯、貞丈隨筆、」

○江北記

回芳漫錄本多忠憲云、「江北記、佐々木京極之家記也、」

○諸編拔萃伊勢貞丈撰

回芳漫錄本多忠憲云、「諸編拔萃、貞丈筆記也、」

○位袍伊勢貞丈撰

回芳漫錄本多忠憲云、「位袍、貞丈隨筆也、」

○長烏帽子伊勢貞丈撰

回芳漫錄本多忠憲云、「長烏帽子、貞丈筆記、」

○桂林漫錄桂川中良撰

回芳漫錄本多忠憲云、「桂林漫錄、桂川中良虞臣父著、」

○無名隨筆

回芳漫錄本多忠憲云、「無名隨筆、憲云、一名聽見集、作者不レ明、」

○屠龍工隨筆伽羅庵百萬撰

回芳漫錄本忠多憲云、「屠龍工隨筆、伽羅庵百萬記レ之、」

○樋口祕記樋口宗氏撰

回芳漫錄本多忠憲云、「樋口祕記、樋口宗氏と言ふ人、公家の古實をしりたる人なり、」

○叔廬翁隨筆多賀常政撰

回芳漫錄本多忠憲云、「叔廬翁隨筆、多賀中原常政記、」

○大坪本流武馬必用齋藤定易撰

回芳漫錄本多忠憲云、「大坪本流武馬必用、齋藤主稅定易撰、享保二丁酉正月印行、」

○後院全伊勢貞丈撰

回芳漫錄本多忠憲云、「後院全、貞丈隨筆、」

○日陰之蔓伊勢貞丈撰

回芳漫錄本多忠憲云、「日陰之蔓、貞丈筆記也、」

○舳艫訓伊勢貞丈撰

回芳漫錄本多忠憲云、「舳艫訓、貞丈隨筆、安永九年庚子記レ之、」

○信長記小瀨道喜撰　○太閤記同

史略不レ著二撰人一云、「小瀨道喜、上野人也、初堀尾氏に雲州に仕ふ、堀尾氏絕し、易を江都に教授し、號して甫庵と云、會水道新成、明曆三年正月朔、道喜雲氣を望むに、祝融の禍西北に起り、四方に散ず、聞者以て狂となさざるはなし、未二旬、火果て起り、人馬死すること十餘萬、道喜織豐の間の事を聞知す、著す所信長記、太閤記、」

○選擇本願念佛集

古刻書跋近藤守重、栗原信充、附言栗原信充云、「貝原氏、以二選擇集一

爲二刻本一、始按、選擇集成在二建久九年一、山門請燒二印版一者元久三年也、此際僅九年、其後建暦辛未冬、平基親序以刊行、然則建暦距二建久一、不レ過二十四年一、蓋原版燒失、再刊也、」

○太平記

若水館雜々集（不レ著二撰人一）云、「太平記、始記二幷作者一、安危來由記、國家治亂記、國家太平記、太平の號は南朝之作者如レ是稱、又延文の比改て右之通號す、△天下太平記とは細川武藏入道常久、應安中に改む、△蒙レ敕北畠玄惠、義貞に會て鎌倉滅亡を記し、亦尊氏直義に會して彼隱謀六波羅を亡すことを記、今九十の卷是也、又楠武功、藤房卿に會て笠置の戰を記す、四五の卷是也、南都芳野十津川等の戰、赤松が戰功は、則祐に會て記す、七八の卷是なり、初二卷は山門の成賢法師、玄惠會して記、都合十卷なり、題號（◎本書數字缺ク）、義貞鎌倉物語、六波羅物語、赤松合戰記抔と不レ定故、玄惠、知教、圓國等命じて初の如く號す、楠死せし爲體叙感の餘りに、穴智坊法印に被レ仰て記二十一十六卷一、南岸僧正、顯信、義貞奏狀、尊氏隱謀、直義惡逆を記す、十三十四也、義貞の鷺坂箱根自記、去十四也、正平頃備後三郎高德京中合戰を記す、十二卷は直義玄惠に談、十卷後は悉燒失はんと云ふ、玄惠止る故直義不レ燒、大友、少貳、五大院事を山門護正院命に依て記す、玄惠元弘の事不レ記、正しからず、十二十七十八廿三、高經入道越前合戰義助敗北、尊氏直義一代惡逆を記す、二十二卷也、後武州入道無念の事に思ひ、一天下の內を尋、是を燒失す、今十二卷に續ず、當代に有所又二十三より集二出之一、南都口圓上人、高德入道儀、清十郎郡人、玄惠弟子壽榮、北畠顯安、成顯、入道行意、日禪寺住僧證法儀、日野入道道秀、和州兩峯にて此書記を十二卷作者也、永德年中山谷卷者右作者十四人、」

○兼好家集（室町兼好撰）

護園遺編（物茂卿）云、「兼好伊賀にあり、伊勢神官常直來る、同國の佛性寺の弘融僧都又歌の友なり、されば弘融、成忠、常直抔とつねに歌を讀けり、又常詠ずる歌共に物に書とゞめしを、集て一卷とす、兼好死後、今川了俊命松丸が物語を聞て、家の子元貞を庵室に遣しけるが、散々になりぬるを持來れり、命松丸が許にありしを、二條爲世の方によみ遣はされしなどに集て一卷となしける、是今の世にある兼好家集なり、」

○綺語鈔

護園遺編（物茂卿）云、「綺語鈔は仲實朝臣の作なり、」

○五家髓腦

護園遺編（物茂卿）云、「公任新撰髓腦、俊賴無名鈔、仲實綺語鈔、清輔奥儀鈔、能因歌枕を五家髓腦と稱して、世に重んぜらる、」

○徒然草

本朝蒙求（菅茶亭）云、「兼好者鎌子之苗裔、以二卜部一爲二其姓一、父兼顯、世爲二吉田神官一、兼好嘗官二仕于後宇多帝一、官至二左武衛次將一、追二後宇多帝之崩一而離レ家逃レ世、爲二隱逸之徒一、所レ著書自扁曰二徒然草一、」

○方丈記

本朝蒙求（菅茶亭）云、「鴨社氏菊太夫長明者、家世祠官、好吟二倭歌一、膾二炙世々一、常與二搢紳家一交接、所二著述一書編亦不レ少、願レ爲二社中之總管司一而不レ被レ許、一旦謝レ榮遺二世々一、終身無二妻子宦祿之累一、性耽二淡閑一、平素靜居、卜二幽於大原山一、隱栖幾二許于玆一、順德帝建暦中、齡及二耳順一、誄二茅於洛南日野之外山一、以結二小庵一間一、然亦不レ定二其居一、恆以二車二輛一載二其竹木一、隨二心所一レ之構二結之一、以爲レ居、其廣方丈、高不レ過二七尺一、不レ定二其所一レ居、若其地有二不レ稱レ意者一、則移去而之レ他、因自作二倭字之記一、曰二方丈記一也、」

○職原鈔　○元々集

本朝蒙求（菅茶亭）云、「親房者、姓源、父曰二師重一、其家系出二於具平王一、少抱二奇才一、讀レ書廣探二群記一、仕於後醍醐帝一、夙夜不レ怠二于事一、帝之所レ幸、無レ不レ扈二其蹤一、及二帝病不一レ起、而皇子尚幼、附二囑親房一以二託孤之命一焉、帝崩後輔二佐幼君一、能行二其政一、人皆以爲二賢佐一、皇子卽位、（後村上帝）而以二其有一勳勞一、進昇二從一品一、蒙二准后之詔宣一、可レ謂二並浴一寵榮一、値二南北分裂之日一、恐二官職之弊一、探二纂前記一、綴二輯所一レ聞、著二職原鈔二卷一、亦著二元元集一、以崇二尊皇統一、顯二明神德一、布二之後世一、傳二萬口一也、」

○玄々集

本朝蒙求（菅茶亭）云、「永愷者、姓橘氏、父曰二元愷一、任二肥州牧一、永愷受二父蔭一、繼二刺肥州一、以レ學補二文章生一、人稱曰二肥後々進一、又以二能詠一倭歌一、聲名冠二於一時一、其吟詠、爲二後世所一レ知賞一、是故登二名於歌仙籍一、一旦解レ組棄レ仕、擯二去聲色一、斷二髮入一緇門一、改レ名易曰二能因一、隱二攝州古曾部邑一、嘗著レ書曰二玄々集一、蓋述二倭歌之奥

義云、又著奧州八十島作之記、將死自採多年吟稿埋於土中也、

○千載倭歌集

本朝蒙求菅亭云、「藤俊成、黃門俊忠之子、初金紫光祿大夫藤顯輔養以爲子、名曰顯廣、素嗜倭歌、後從左金吾藤基俊探其奧義、故改名俊成、自崇德帝至後鳥羽帝、仕朝爲長秋監、文治中奏撰千載倭歌集、或謂曰、集中何入不善人之歌耶、俊成答曰、余撰倭歌、豈取人之行乎、唯取其咏吟耳、蓋以爲君子不以人廢言、土御門帝建仁二年九十一歲而卒、」

○中華歷代紀略竹牖林子撰 ○本朝王代一覽同

桑華紀年人見友元、序竹牖林子、云、「余嘗纂中華歷代紀略、本朝王代一覽、」

○河海鈔

桑華蒙求豐公定、云、「辻此字音十、町十字街也、左府善成、順德帝曾孫、學才敏贍、手註光源氏物語、號之河海鈔、辨說精細、援據詳明、其爲書名、取諸佛書、所謂四河入海之語、蓋此物語者、寬弘始上東門院侍女紫式部所著述也、世稱我朝彤史之最者云、」

○連歌新式藤原夏基公撰 ○同追加藤原兼良撰

桑華蒙求豐公定、云、「從一位相國藤良基公、謚號普光園院、左府道平公長男也、事後光嚴、後小松兩帝間、歷任攝關、雅有才識、乃作連歌新式、至享德中、一條禪閤兼良公作新式追加、敷衍相國公餘意、自作跋云、應安新式者、此道之龜鑑也、蓋連歌格式、命意造語、用事托物、無不具載、禪閤褒詞實不誣焉、」

○後撰和歌集

桑華蒙求豐公定、云、「村上天皇天曆五年、詔石見守坂上望城、近江少掾紀時文、能登守源順、讚岐大掾大中臣能宣、河內掾清原元輔、於昭陽舍處講萬葉集、因同撰後撰和歌集、凡歌一千四百二十首矣、相國謙德公藤伊尹、時以藏人少將爲撰集之總裁、天皇自揮宸毫寫詔書褒賜焉、卽順所製也、載于本朝文粹云、右親衛藤亞將當世賢士大夫也、雄劍在腰、拔則秋霜三尺、雌黃自口吟、又寒玉一聲逮于跪彼仙殿之綺筵、銜此神筆之綸命、天下彌知忠鯁不朽、艷情相兼之臣、昔雖柿本太夫振英聲於萬葉、花山僧正馳高譽於行雲、而亦傳人間之康詞、未賜聖上之眞迹、見今思古、尠哉希哉云々、昭陽舍又號梨壺、故世稱梨壺五人、」

○中和集說 ○仁說問答

○玉山講義附錄 ○性論明備錄

○朱易衍義 ○洪範全書

○小學蒙養集

和韓文會留守友信、云、「與製述官朴鬧齋山崎先生、識者號稱日本朱子、其學問之純粹、造詣之卓越、可謂下繼往聖開中來學上矣、其所著述編輯之書數十百卷、梓行于世、使弟子治經、專熟者於正文朱註之意、而不注目於元明諸儒之末疏、嘗言、釋詁訓解彌多、正文大註彌闕、實甚於洪水猛獸之災也、著中和集說、以發明未發已發之微旨、撰仁說問答及玉山講義附錄、以推演仁愛之親切、成性論明備錄、以開示氣質本然之性、又於周易則有朱易衍義、於洪範則有全書、於小學則不取陳克庵句讀、其意謂不翅刪本註、而亂成書、且其註釋亦失朱子編輯之旨矣、然弊邦無朱子原本、因就貴邦所印小學集成中、鈔出正文及本註、以上梓、別著小學蒙養集、以培其根也、又云、「與海皐季書記書、吾邦闇齋山崎先生復古易、一用本義、而不混程傳、更著朱易衍義三卷、其上卷明古易今易之別、中卷發明啓蒙本義、則庶幾有之旨、下卷泛說易道之要領、學者先讀此書、而後及啓蒙本義、則庶幾有得朱易之旨矣、」

○祭祀來格說三宅重固撰

和韓文會留守友信云、「括囊本裏頃得東武山宮雪樓書、致意於諸公、連日得接見、渥荷盛眷、永矢無諼、且僕師三宅尚齋所著祭祀來格說、公在東武、經電嘱否、濟庵復、來格說、果入槖中耳、括囊本裏聞、雪樓請足下以序文、有許諾而未成焉、僕亦誠切傾倒之念、是以願得公之一言、以壯此書、取信於朱裔也、必賜巨作、濟庵復目今行李忽卒、恐難草草、草了當舡上、或覃思附諸蘭庵、如何、括囊再復、鼎言一吐、惠澤永傳于海內、吾黨諸生爲道珍重、聞明朝發行、辨嚴忽劇、若果無餘暇、則必書於舟中、他日託蘭庵而轉達、爲幸甚萬萬敢請」

○雍州府志黑川道祐撰

夏山雜談秋山色樹云、「雍州府志といふ書物を人のもてるを借受して見るに、山城の國の事を記したる書物にて、おもしろきものなり、雍州府志といふ題名は、はやくより聞し事なれども、異邦の書とおもひて今まで見ざることのおかしき」

○江家次第

夏山雜談秋山色樹云、「古書の題號は、あしきことありともあらためず、そのまゝに用る事故實なり、假令江家次第は江帥の書きたまひたる書にて、後人江家次第と題號をつけたり、是江家帥の次第にはあらず、全書と題號と齟齬したるやうなれども、古くよりある題號を妄りに改る事なし、さるに依て江家次第の四字を、江次第と三字によむことならひなり、猶是等の類多かるべし」

○伊呂波韻

夏山雜談秋山色樹云、「今世に行はるゝ伊呂波韻と云ふ書を見るに、伊爲の假名を同部に入れ、江惠乎於を混雜し、此外一部の中多く誤りたり」

○徒然草

玉石雜記不レ著二撰人一云、「徒然草は松永貞德より始て講ず、後水尾帝徒然草の古實を臣下へしらしめんために、御講じありしとなり」

○實世記

玉石雜記不レ著二撰人一云、「實世說は四十卷ほどあり、此記を撰ぶの時分は、太平記に書く無禮講の節なり」

○南朝紹運圖天野信景撰

はなさく松保己奥書太田章云、「尾州天野信景、著二南朝紹運圖一、引二度會延經說一、以二寬成、熙成同訓一爲二一人一者亦誤」

○楞嚴蠡測十卷、釋交易撰　○楞伽蠡測十卷、同

○心經蠡測一卷、同　○寒山詩集管解七卷、同

○管見錄二十卷、同　○歸藏稿一卷、同

○歸藏采逸集六卷、同

大中連山禪師行實釋圓性云、「禪師諱交易、字連山、歸藏其庵號也、父岸氏、母圡氏、以寬永十一年乙亥歲八月十五日夜半子刻、生師於常州水戶上伊勢邑沼上里、中略、退公之暇、應六和之需著四家頌古管見錄、壬申春因水戶中納言源君之招、采隱於新宿古禪刹、作楞嚴蠡測、自壬申秋至甲戌夏、著楞伽蠡測、心經蠡測、十一月二十二日泊然而化、師世壽六十、僧臘四十又五、所著者、曰楞嚴蠡測十卷、曰楞伽蠡測十卷、曰心經蠡測一卷、曰寒山詩集管解七卷、曰管見錄二十卷、曰歸藏稿一卷、曰歸藏采逸集六卷、作訓點事義者、曰永明心賦、曰智證傳、曰二家評唱、曰博山禪警語、曰鼓山禪餘集、曰鼓山勉錄、曰鼓山纂言等、併行乎世、質實稜證脫壽梓者、曰楞嚴合轍、楞伽合轍、金剛略疏、起信捷要、百法明門論纂釋、八識規矩纂釋因明論直解、外道鈔等、其餘內外之書校讎者甚夥、不盡記焉」

○性靈集

寂照堂谷響集泊翁和云、「客曰、性靈集序敍大師在唐之事云、詩賦往來動剩篋笥、而不見大師在唐之作、答、彼集在昔廢絕者久之、今流行者、後濟暹僧都拾遺篇補之、而不得唐作、還有下非大師之作者上而已、按、本朝一人一首載、在唐之日、觀祕法和尙小山詩云、看竹看花本國春、人聲鳥呀漢家新、見君庭際小山色、還識君情不染塵、於經國殘編一載唐之作一首云」

○心經祕鍵

寂照堂谷響集泊翁和云、「客問、般若心經祕鍵跋語、古來有疑、謂非大師之筆記、師以爲若何、答、後人杜撰者、如對臺鏡、何以云爾、曰、筆力甚拙、非表曰上表、足可一笑矣」

○三敎指歸

寂照堂谷響集泊翁和云、「問、聞國史稱三敎論信宿所撰、爾耶、答、爾類聚國史四十七云、大法師空海慧解日新下筆成文、世傳三敎論是信宿間所撰也、在於書法最得其妙、與張芝齊名、見稱草聖」

○正法眼藏語　釋運良撰　○禪戒正傳同
○血脈相承說同　○見性鈔同
○語錄同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋運良、字恭翁、不レ詳二姓氏鄉邑一、或曰羽州人、曆應四年八月十二日化、報齡七十五、夏臘五十六、所レ著述作、有二正法眼藏語、禪戒正傳、血脈相承說、見性鈔、幷語錄若干卷一、」

○元亨釋書三十卷、釋師鍊撰　○佛語心論十八卷、同
○十禪支錄三卷、同　○禪餘或問二卷、同
○禪儀外文二卷、同　○正修論一卷、同
○禪戒規一卷、同　○聚分韻略五卷、同
○濟北集同　○宗門十勝論同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋師鍊、號二虎關一、俗譜藤姓、平安城人、父左金吾校尉、母源氏、生二于弘安元年四月既望一、貞和二年七月二十四日逝、世齡六十九、法臘六十、鍊比レ壯逢二一山寧公于建長一、雜二儒釋古今書一、紬繹審詢、山因問二本朝高僧事蹟一、鍊不レ記者多、山田公之博辨、涉二異域事一、章々可レ悅、而至二本邦事一、頗澀二于酬對一何哉、鍊慙二服其言一矣、於レ是遍考二國史幷雜記等一、著二元亨釋書三十卷一、其餘述作有二佛語心論十八卷、十禪支錄三卷、禪餘或問、禪儀外文各二卷、正修論、禪戒規各一卷、聚分韻略五卷一、又所レ著文集二十卷、名二濟北集一、共盛行二于世一、贊曰、鍊公生稟二天地靈粹一、年登弱冠、八宗之奧祕、百氏之經書、卷二納丹府一、鼓二學海波瀾一、照二其清襟一、暨二乎出一臨二大刹一、把二佛祖鉗鎚一、換二人天眼目一、常蔑二視皎宣寧一、而不レ屑レ法二曇靈一、遂撰成二釋書三十卷一、爲二本朝僧史之權輿一也、至レ著二宗門十勝論一、諸家宗旨問難蜂起、一當二其雄辯一、皆陣靡二旗披一、凡佛註東漸已來、集大成者、無レ盛二於鍊公一也、」

○語錄釋友梅撰　○岷峨集四卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋友梅、號二雪村一、別號二幻空一、越後州白鳥縣源氏子、母須田氏、年十八渡二海南一、詢天曆元年夏、附二商舶一而歸、貞和二年臘月二日化、閱世五十有七、坐夏若干歲、有二語錄幷岷峨集四卷一、」

○新羅箭釋良緣撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋良緣、號二無著一、南遊入レ元、凡在レ元二十餘年、還二本國一、有レ集曰二新羅箭一、」

○少林一曲釋居中撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋居中、號二嵩山一、世姓源氏、遠州吉最縣人、延慶二年春泛レ海入レ元、稽止不レ久、偕二鄉友一回、文保二年再遊、元國至治三年秋東還、貞和二年二月初六化、春秋六十九、坐夏五十一、有二語錄外集一、曰二少林一曲一、」

○天龍一指釋志玄撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋志玄、號二無極一、平安城人、順德帝四世裔也、延文四年中春十六日坐逝、享年七十八、坐臘六十六、有二語錄一、曰二天龍一指一、」

○見性義記釋士曇撰　○拔關要同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋士曇、號二乾峯一、一稱二少雲一、筑前博多人、康安元年臘月十一日化、世壽七十七、法臘六十四、敕謚二廣智國師一、著二見性義記、拔關要一、」

○南遊集釋圓旨撰　○東歸集同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋圓旨、字別源、自稱二縱性一、越前平氏也、永仁二年冬十月生、貞治三年十月十日坐化、閱世七十有一、坐夏五十有六、以二作者一鳴、有二南遊、東歸二集一、天童、雲外、岫南禪、清拙澄、竺仙々及東明著レ語稱レ讚、今傳二于叢林一、」

○元亨釋書釋師練撰　○釋疑論釋令淬撰
○松山集三卷、同　○海藏紀年錄一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋令淬、號二龍泉一、後醐醐天皇子也、其在レ胎時、帝賜二母於源氏某一、生二於尾之海東郡一、父知二是有二夙緣一、乃投二虎關和尚于濟北庵一、執二童役一、建武元年首衆二于濟北一、帝召二于便殿一、問二宗要一、厥後寵遇益渥、帝寫二疑難數條一問レ淬、淬造二釋疑論一以進呈、帝大喜、虎關順世、淬居二海藏一、元亨二年虎關和尚撰二述釋書一、請入二藏函一、兩回上表、朝議飢骸而不レ行、延文五年淬償二先志一、詣レ闕表奏、聖主有レ簡、敕許二入藏一、貞治四年臘月十一日示二寂海藏一、著二松山集三卷一、海藏紀年錄一卷一、共行二于世一、」

○旱霖集釋祖應撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋祖應、號二夢岩一、雲州人、應安七年十一月二日告レ滅、敕謚二大智圓應禪師一、有二語錄幷外集一、曰二旱霖集一、」

○東海一漚集釋圓月撰　○日本紀同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋圓月、號二中岩一、相州鎌倉人、姓平、土屋之族、桓武天皇之遠孫也、永和元年正月初八日逝、春秋七十六、越レ月朝廷賜レ謚曰二佛種慧濟禪師一、所レ著有二語錄、文集若干卷一、併一曰二東海一漚集一、贊曰、慧濟禪師、曆應年中撰二日本紀一、暨二已寖梓一、有レ敕不レ行二於今一、操觚之士憾レ不レ見レ之矣、」

○元亨釋書

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋圓月、元亨初上レ京、見二闡提具公一、寄二錫南禪一、時虎關和尚退二濟北庵一、撰二元亨釋書一、掩レ關謝レ客、獨許二月參叟一、」又云、「釋存圓、字天鑑、嘗賀二釋書入藏一曰、敕レ自二延文天子一承二元亨釋史一、有二規繩一、瞿曇不レ說、此經卷留レ與二扶桑五百僧一、」

○無規矩釋靈致撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋靈致號二天境一、未レ詳二姓氏一、甲州人也、康曆三年十一月十八日化、閱世九十有一、有二諸會語錄幷外集一、曰二無規矩一、敕謚二寶鑑圓明禪師一焉、」

○空華外集釋周信撰　○日用工夫集同

○貞和類聚祖苑聯芳集十卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋周信、字義堂、號二空華道人一、平姓、土州長岡人、母藤氏、嘉慶二年四月四日示滅、享年六十四、坐夏五十矣、其所二著述一語錄及空華外集、日用工夫集若干卷、又選二取宋元二代禪林偈頌一、以作二十卷一、曰二貞和類聚祖苑聯芳集一、共行二于世一、其餘記鈔等最多矣、」

○隨得集釋周澤撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋周澤、號二龍湫一、姓源、氏武田、甲州人、嘉慶二年九月九日終二于西山壽寧院一、春秋八十有一、有二外集一曰二隨得集一矣、」

○謄隱集釋支山撰　○西岩集同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋支山、號二雪溪一、濃州太守源賴清土岐氏子、明德二年十一月十四日坐蛻、壽六十二、有二謄隱、西岩二集一、」

○菩薩蠻釋法序撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋法序、字不遷、姓平、二階堂氏一、相州人、永德三年十二月四日化、有二行卷一、曰二菩薩蠻一、敕謚二佛照慈明禪師一、」

○了幻集釋妙快撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋妙快、字古劒、光明上皇在二伏見大光明寺一、召レ快詢レ法、賜賚相續、快終二於西山壽光庵一、有二了幻集一、」

○石屏集釋靈見撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋靈見、字性海、號二不還子一、姓橘、生二于信州橫山縣一、應永三年春三月二十一日化、語錄偈頌等極多、曰二石屏集一、贊曰、石屏集者澤沒、不レ傳二于世一、惜乎、」

○萬松稿釋德俊撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋德俊、字伯英、號二青丘遺老一、武州人、應永十年八月十二日寂、行卷曰二萬松稿一、」

○蕉堅稿釋中津撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋中津、字絕海、號二蕉堅道人一、世姓藤氏、土州津野人、母惟宗氏、以二應永十二年四月五日一歸寂、俗齡七十、僧臘五十六、有二外集蕉堅稿一、僧錄司左善世道衍大師題二卷首一、共行二于世一、滅後五年、後圓融上皇敕謚二佛智廣照國師一、相尋後小松帝加二謚淨印翊聖國師一、」

○青嶂集釋中諦撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋中諦、字觀中、日奉氏、阿州人也、應永十三年四月初三日逝、壽六十五、臘五十三、敕謚二性眞圓智禪師一、有二青嶂集若干卷一、傳二于叢林一矣、」

○佛祖歷年圖二卷、釋一麟撰　○藏箋十卷、同

○語錄二卷、同　○龍涎集一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋一麟、字天祥、別號二一庵一、京兆華產、藤姓、右溪生二於攝籙九條家一、應永十四年臘月初二日就化、壽七十九、臘六十七、所レ著有二佛祖歷年圖二卷、藏箋十卷、語錄二卷、龍涎集一卷一、」

○高園集釋良佐撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋良佐一作周、字汝霖、姓藤、遠州高園人、應安元年與二絕海津公一俱入二大明一、翰羽林學士宋景濂見二佐文稿一而大賞、跋二其尾一焉、洪武九年春、同二絕海一歸、康曆二年丞相義滿源公建二覺雄山寶幢寺於城西一、請二普明一爲二開山始祖一、仍命レ佐補二處住持一、無何遷化、其所レ著併二儼遺稿一曰二高園集一、」

○稟明鈔一卷、釋周及撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋周及、號二愚中一、濃州岐阜人、藤姓、應永十六年八月二十五日化、保齡八十有奇、歷臘七十有坐、有二稟明鈔一卷一、敕謚二佛德大通禪師一、」

○代語錄二卷、釋慧明撰　○宏智小參鈔二卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋慧明、字了庵、俗姓藤氏、相州糟谷縣人、應永十八年三月二十七日化、春秋七十五、有二代語錄二卷、宏智小參鈔二卷一、」

○龍石稿釋健易撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋健易、號二東漸一、姓藤、遠州人、母源氏、夢二龍石一娠、卽名二龍石子一、應永三十年四月十七日示滅、壽齡滿二八十一、有二諸會語錄、龍石稿等若干卷一、」

○琴川錄釋方香撰　○不二遺稿同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋方秀、字岐陽、號二不二道人一、佐

伯氏、讚州人、母源氏、應永三十一年二月三日卽世、春秋六十二、有二琴川錄一、不二遺稿一、行二于叢社一矣」

○聽雨集釋清播撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋清播、字心田、別號二春耕一、文安年中某月日遷化、年七十三、有二聽雨集、春耕集一」

○東海瓊華集釋得岩撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋得岩、號二惟肖一、備州人也、大將軍義持源公招居二相國西堂一、後構二雙桂院於龍山一、謝レ事燕居、有二語錄外文若干卷一、曰二東海瓊華集一」

○五燈會元鈔二十卷、釋宗播撰　○曇華集三卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋宗播、字叔英、不レ知二氏族一、播州人也、嘉吉元年九月十九日化、播著二五燈會元鈔二十卷一、復纂二自レ唐至レ元尊宿入寺之語一、隨レ類分レ部、編成二三卷一、曰二曇華集一、而便下于位二諸刹一者之龜鏡上焉、屬二黃檗山之徒一、添二頃世僧之語年題號一、而爲二己作一、好事之弊、甚以可レ笑」

○江湖集鈔釋龍派撰　○天馬玉津沫同

○續翠稿同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋龍派、號二江西一、別稱二豕庵一、京兆人、平姓、總州太守東師氏子也、晚退二居東山之繙翠軒一、文安丙寅八月五日寂、未レ詳二壽臘一、平日述作有二江湖集鈔一、天馬玉津沫一、續翠稿若干卷一」

○晦夫集釋以篤撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋以篤、字信中、姓三善氏、淡州三原人、寶德二年十月一日化、所レ著疏稿曰二晦夫集一」

○五位祕訣釋謙宗撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋謙宗、字南英、姓藤氏、薩州人、寬正元年五月十九日取二滅於牛頭山一、壽七十四、臘六十一、宗精二于洞曹宗旨一、作二五位祕訣一、具竭二玄鎖一、學者傳而爲レ珍焉」

○流水集釋周巖撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋周巖、字東沼、號二留月道人一、不レ詳二本產一、寬正三年正月二日化、遺稿若干卷、曰二流水集一」

○鴉臭集釋眞玄撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋眞玄、號太口、不レ詳二姓氏一、後寂二于龍山之大周軒一、有二鴉臭集一」

○蘇詩脞說二十五卷、釋周鳳撰

○蘇詩脞說補遺一卷、同　○人天眼目批卻一卷、同

○竹藪集一卷、同　○夢語集一卷、同

○善鄰國寶記一卷、同　○日件錄六十卷、同

○刻楮集二百卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋周鳳、字瑞溪、號二臥雲山人一、泉州界縣人、明德三年佛成道日生二于伴氏一、文明五年五月初八日卽化、春秋八十三、僧臘六十八、鳳壯年精二于蘇詩一、會萃二諸說一、作二脞說二十五卷一、補遺一卷一、或者詰曰、佛氏鈔二儒詩一、非二相詩一乎、鳳曰、坡翁五祖再生、而照覺爲レ師、佛印佛慧爲二方外友一、如二文關西夫鐵腳一、肩拍袂把、以レ要言レ之、則曰レ釋曰レ儒假也妄也、不二一境中何異之有、其餘著述乍多、人天眼目批卻、竹藪集、夢語集、善鄰國寶記各一卷、日件錄六十卷、刻楮集二百卷是也、後土御門帝追二崇鳳道望一、敕謚二興宗明敎禪師一」

○狂雲集釋宗純撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋宗純、字一休、號二狂雲子一、母藤氏、南朝簀纓之女、爲二後小松帝愛幸一、逮二其有レ娠、所レ謚二后宮一、出二產民間一、文明十三年十一月二十一日化焉、壽八十八、平生偈語、門人編輯曰二狂雲集一、盛行二于世一」

○東遊集釋景三撰　○閨門集同

○京華集同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋景三、號二橫川一、不レ得二俗譜一、京兆人也、明應二年十一月十七日寂、壽六十五、著二東遊集、閨門集、京華集十卷一」

○禿尾鐵苔帚釋龍統撰　○禿尾柄帚同

○禿尾長柄帚同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋龍統、字正宗、別稱二蕭庵一、山城州人、姓平、野州太守東益之子、明應七年正月二十三日化、所レ著語集曰二禿尾鐵苔帚一、禿尾柄帚、禿尾長柄帚一」

○萬壽語錄一卷、釋梵暄撰　○萬壽寺記一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋梵暄、字天祐、夢窓國師四世之孫也、寬正癸未春、依二鈞命一出二世洛之萬壽一、所レ著有二萬壽語錄一卷、萬壽寺記一卷一」

○翠竹眞如集釋龍澤撰　○默雲集同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋龍澤、字天隱、播州揖西郡路傍子也、慈恩寺僧收而鞠養、後退居二大昌院一、逼レ老而化、著二翠竹眞如集、默雲集等若干卷一」

○西源錄釋禪傑撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋禪傑、號二時芳一、不レ審二姓系一、尾

州熱田人、永正三年九月十日化、壽八十八、有二西源錄一、敕謚二大寂常照禪師一、」

○正燈錄二十卷、釋英朝撰　○無孔笛十卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋英朝、號二東陽一、土岐氏、濃州賀茂郡人、永正元年八月二十四日化、壽七十七、坐六十四夏、朝著二正燈錄一、二十卷一、八會法語、門人編輯爲二十卷一、曰二無孔笛一、賜二謚大道眞源禪師一、」

○代語錄一卷、釋明慶撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋明慶、字快庵、薩州生、緣以二明應癸亥臘月二十六日一謝レ世、春秋七十二、有二代語錄一卷一、」

○角虎集釋龍崇撰　○寅闇稿同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋龍崇、字常庵、自號二角虎道人一、不レ詳二其姓其許一、師二建仁正統和尙一、有二角虎集、寅闇稿若干卷一、共傳二于世一矣、」

○翰林葫蘆集釋周麟撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋周麟、字景徐、別號二宜竹一、嗣二法萬年用堂材公一、麟常投二閑萬年之宜竹軒一、年過二古稀一、終二于軒中一、外集若干卷曰二翰林葫蘆集一、」

○仙館集釋景茝撰　○雪樵獨唱集同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋景茝、字蘭坡、夢窓國師四世之孫、謝レ事居二正因庵一、文龜元年終二於庵中一、有二仙館集、雪樵獨唱集一、後柏原帝追褒賜二謚佛慧圓應禪師一、」

○青松錄釋德昌撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋德昌、字桂林、又號二葬庵一、住二建仁十回一、終二於江州山上石頭庵一、有二青松錄一、行二于叢林一、」

○幻雲集釋壽桂撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋壽桂、字月舟、別號二幻雲一、江州人、視二豪建仁二十五回一、晩居二一華庵一、天文二年臘八示寂、有二幻雲集一、」

○五派一滴圖釋一東撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋一東、字日庵、一色持勝之子、嘗依二虎關和尙五家辨一、作二五派一滴圖一、擧二道原、夢堂、虎關之所レ系、分爲二三段一、便二于學者捷覽一、相國橫川三公作レ序以稱レ之、年七十四終焉、」

○緇門寶藏註垂誡釋文守撰　○佛祖百首頌同

○童行談苑同　○狐涎五葉同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋文守、字一絲、工部尙書源具堯第三子、母藤氏、正保二年三月十九日化、保年三十九、

坐夏二十、撰二述緇門寶藏註垂誡一、幷有二佛祖百首頌、童行談苑、狐涎五葉等集一、延寶六年春賜二謚定慧明光佛頂國師一、」

○厚草紙一卷、釋元海撰　○玄微鈔一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋元海、藤亞相雅俊之子、京兆人也、保元初年八月十日卒、壽六十四、海著二厚草紙、玄微鈔各一卷一、」

○野月新鈔釋覺性撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋覺性、鳥羽帝第五之子、母藤皇后璋子、大治四年七月二十日生、嘉應元年十二月十一日寂、壽算四十一、性氣質至誠、好レ道進レ學、招二酬醍寺賴賢僧正一受二密乘一、每二賢公至一、自起揚レ簾、慇懃接レ人、賢感二篤情一、盡レ底傳レ之、依二其口訣一製二野月新鈔一、」

○愚管鈔釋慈圓撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋慈圓、大承相忠通藤公之子、嘉祿元年寂、行年七十一、法臘五十九、梵學外粹二和歌一、著二愚管鈔一、仁治三年賜二謚慈鎭一、」

○日本世記釋道顯撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋道顯、高麗人、聞二日本君臣崇二信佛法一、附二貢船一而來、敕住二大安寺一、教授之暇撰二日本世記若干卷一、」

○三聚戒釋要釋慧猛撰　○六物圖略釋同

○敎誡律儀鈔同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋慧猛、字慈忍、河州秦邑人、大臣秦川勝二十八代孫也、延寶三年二月二十一日示滅、世壽六十有二、法年三十有三、著述有二三聚戒釋要、六物圖略釋、敎誡律儀鈔等若干卷一、」

○修善要法三卷、釋圓忍撰　○觀行要法集三卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋圓忍、字眞政、窪田氏、賀州石川郡人、母長谷氏、延寶五年十二月二十五日化、享年六十九、坐臘三十三、所レ述書有二修善要法、觀行要法集各三卷一、」

○扶桑略記三十卷、釋皇圓撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋皇圓、大相國藤道兼四世之裔、參河權守重兼之長男也、圓有二史才一、自二欽明帝一至二堀河帝一五百五十年間朝廷政蹟、釋氏之事、皆悉撰述、繫二年月日一、成二扶桑略記三十三卷一也、論曰、圓公內優外博、撰二國記若干袠一、東略扶桑可レ謂二僧中遷固一也、」

○五佛頂法訣一卷、釋永忠撰

本朝高僧傳沙門師蠻云、「釋永忠、姓秋篠氏、平安城人、弘

仁七年某日逝、壽七十五、著五佛頂法訣一卷、」

○觀心論註釋成尋撰　○法華經註同

○法華實相觀註同　○觀經鈔同

○普賢經科善財同　○童子知識集同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋成尋、參議藤佐理之子、延久四年乘商舶入宋國、當熙寧五年矣、尋蒙宋帝優遇、不許歸國、元豐四年化、齡七十一、尋著觀心論註、法華經註、法華實相觀註、觀經鈔、普賢經科善財、童子知識集等若干卷、」

○梵網經註釋法進撰　○沙彌經鈔同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋法進、支那國人、王氏之子、本朝天平勝寶六年達于南京、聖武上皇特加寵遇、寶龜九年九月二十九日示寂、春秋七十、平生述作、多爲烏有、今有梵網經註、沙彌經鈔等、」

○佛法宗旨論一卷、釋俊芿撰

○念佛三昧方法一卷、同　○坐禪事儀一卷、同

○三千義備檢二卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋俊芿、字我禪、自號不可乘、肥後飽田郡人、母藤氏、仁安元年八月十四日生、嘗爲大相國道長藤公撰佛法宗旨論、念佛三昧方法、坐禪事儀各一卷、三千義備檢二卷、嘉祿三年閏三月八日逝、享年六十有二、坐臘四十有四、應永年中、後小松帝敕賜大興正法國師之號、」

○比丘鈔序解一卷、釋道玄撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋道玄、字自性、某年附舶入宋、歸來首衆于東山、著比丘鈔序解一卷、」

○梵網經述迹二十卷、釋覺盛撰

○表無表章文集七卷、同

○菩薩戒通別二受鈔一卷、同

○菩薩戒遣疑鈔一卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋覺盛、字學律、後號窮情、和州服部人、不詳姓氏、建長元年五月十九日化、俗齡五十有六、僧臘若干年、纂述最多、大概零失、梵網經述迹二十卷、表無表章文集七卷、菩薩戒通別二受鈔、菩薩戒遣疑鈔、各一卷裁行于世、後醍醐天皇敕諡大悲菩薩、旌其戒德矣、」

○梵網古迹文集十卷、釋睿尊撰

○表無表章文集三卷、同

○菩薩戒本釋文鈔一卷、同

○應理宗戒釋文鈔一卷、同　○別受八齋儀一卷、同

○授菩薩戒儀一卷、同　○感身學正記三卷、同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋睿尊、字思圓、和州添上郡箕田縣人、父源氏、母藤氏、以建仁元年生、正應三年八月二十五日化、世齡九十、法臘五十四、其述作有三十餘卷、梵網古迹文集十卷、表無表章文集三卷、菩薩戒本釋文鈔、應理宗戒釋文鈔、別受八齋儀、授菩薩戒儀等各一卷、感身學正記三卷也、正安二年後伏見帝敕諡興正菩薩、」

○懺六聚篇鈔一卷、釋幸圓撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋幸圓、明冰毘尼、開遮持犯、能分節目、著懺六聚篇鈔一卷、」

○三論玄義檢幽鈔釋澄禪撰

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋澄禪、號中觀、姓秦氏、城州小栗栖人、德治二年二月二日寂、世齡八十一、僧臘五十一、所著有三論玄義檢幽鈔、」

○眞心要決釋良遍撰　○通受文理鈔同

○止防用心同　○別受行否同

○通受懺悔法同　○苾蒭略要義同

○表無表章鈔同　○念佛往生決心記同

○法相大意鈔同

本朝高僧傳沙門師蠻、云、「釋良遍、號信願、不詳其本貫、嘗謁聖一國師于東福、咨詢禪要、寬元四年春、論本宗極致、著眞心要決、副呈書簡、以需國師之跋語、其略曰、依他離言、眞如離言、其義有異不異、其有異者、事是相、故有假似相、理非相、故都無其相、所以名、言有順不順、其有不異者、假似生滅、全不違於不生滅、不生滅法、全不違於假似生滅、生滅假似、故眞不生滅、不生滅、故生滅假似、如是假似法、豈有定相、豈無其相、如是無生法、豈有實性、豈無其性、今此假似、今此無生、互相攝歸、都無障隔、事中有理、理中有事、由此義故事々無礙、理々無礙、事理無礙、如此三門更互相望、亦復無礙、謂事望理、不卽之中事々無礙、不離之中事々無礙、以理望事、亦復如是、以事望理、不卽之中事理無礙、不離之中事理無礙、以理望理、亦復如是、今此一切不卽門中、建立性相、決判諸法、然此不卽、亦不卽離、如幻事故、因果性故、今此一切不離門中、萬理無隔、融通自在、然此不離、亦不卽離、非一定故、存性相故、然於此中事々相望、不卽不離爲本、理々相望、不卽不離爲本、事理相望、不卽不離二門均等、故諸性相都

不二離亂一、當レ知一念一刹那中、定與二不定一、俱句俱非皆具足一也、所レ執四句、一切皆遮、非レ執四句、一切皆存、含無拘故、當レ知諸法一切性相一切無レ礙、如是一切性相決判、令レ知二法之不思議一、我宗意也、如是知已即絕二思議一、可レ修二此法一、何學二此法一、卻增二思議一、一期執レ海梯レ水、求二知識於異朝一、斜通傍度、訪二道風於他域一、粗忘二世上之是非一、猶如二久遺之履一、頗棄二人間之寒暑一、恰似二已朽之材一、又恐學業道殊、各隨レ所レ習、自相是非諍論、豈異二矢人函人之術一乎、嗟呼參禪問道之輩、不レ揆二管見一、美二其大猷一、聊述二愚懷一、更以加二乎日一耳、遍以二建長四年某日一化二於竹林寺一、春秋六十九、臘夏二十有一一、所二其著述一通受文理鈔、止防用心、別受行否、通受懺悔法、蕘蕪略要義、表無表章鈔、念佛往生決心記、法相大意鈔凡若干卷矣一」

○往生論註鈔 釋眞空撰　○十因文集同

○三廟鈔同

本朝高僧傳沙門師蠻云一「釋眞空、字廻心、自號二中觀一、衣笠亞相定能之孫、親衞少將軍藤定親之子也、文永五年七月八日化、報齡六十五、僧臘四十二、所レ著有二往生論註鈔、十因文集、三廟鈔等一」

○尼鈔資行錄 釋總持撰

而校中正之上、束レ敎者、不レ知二佛微旨妙一乎言外一、語レ禪者不レ知二佛所詮緊一見乎敎內一、雖二一圓顱方眼之屬一、而紛然自相二是非一、如レ是者古今何嘗稍息、圓爾學稼之愚、難レ知二聖賢之趣一、刻舟之見、莫レ酬二魚魯之分一、航

本朝高僧傳沙門師蠻云一、「釋總持、號二日淨一、源景親子、和州人、睿尊之姪也、嘗報二母恩一、撰二尼鈔資行錄一、自作レ跋曰、睿尊和尚嘗謂レ持曰、按二撰集鈔一、僧尼並有二含註戒本一、僧戒見行、尼本未レ傳、恆思二搬造一、無レ遑二操觚一、持承二芳志一、薰種年尙矣、遂以二建長辛亥仲春一、俄有二惟忖一、持幼而喪レ母、欲レ酬二其德一、孝心最薄、既說一切女人皆是母、只是過現異時而已、恩育不レ可レ局、今生報謝、何不レ及二往世一邪、今依二律本一、敬隨二佛解一、重加二余註一、以濟二此世他世之母氏一、及二草就日一、感二設利羅二十餘顆一、現二尼鈔中一、與正嘉歎、孝心所レ感一」

○梵網古迹鈔十卷、釋英心撰　○補忘同

○行事鈔資覽訣同　○表無表章顯業鈔同

○菩薩戒洞義鈔同

本朝高僧傳沙門師蠻云一、「釋英心、號二如空一、自レ幼事二慈眞和尙一、延慶二年一、以二二十一一從二師兄定泉一受二滿分戒一、嘗著二梵網古迹鈔十卷一、自書二其跋一曰、此戒本者、運善之初章、止惡之前陳、舍那於二華藏界一、僅啓二毛端一、釋尊於二有頂天一、廣供二身華一、五位賴レ此因圓、三佛由レ斯果滿、道場之直路、正覺之良規、故本朝異域之宗匠、窮二智辯一而疏述、末世邊夷之學者、探二幽旨一而講論、正和初曆、憑二青丘釋一、致二數日談一、和尙開講妙、牽自二心地一適レ機、爲二要泉公後談一、併引二他文一證、決疑爲レ懷、幷記二簡牘一、以備二廢忘一、題以二補忘一、意在二于玆一焉、別有二行事鈔資覽訣、表無表章顯業鈔、菩薩戒洞義鈔等一」

○補忘鈔 釋定泉撰　○三聚淨戒通受懺悔同

○三聚淨戒四字鈔同

本朝高僧傳沙門師蠻云一、「釋定泉、號二堯戒一、西大寺慈眞和尙之門人也、述二師說一、著二補忘鈔一、又著二三聚淨戒通受懺悔一、三聚淨戒四字鈔等若干卷一、學者祕珍焉、某年九月二十一日寂一」

○三宗綱義 釋清算撰　○三寶綱義同

○持犯綱義同　○梵網古迹綱義同

○菩薩戒綱義同　○三聚綱義同

○四藥綱義同　○戒體章綱義同

本朝高僧傳沙門師蠻云一、「釋清算、字彥證、貞治元年中冬十四日順世、春秋七十有五、生平著述、扶二樹宗猷一、有二三宗綱義、三寶綱義、持犯綱義、梵網古迹綱義、菩薩戒綱義、三聚綱義、四藥綱義、戒體章綱義等若干卷一」

○南山敎觀名目二卷、釋聖皐撰

本朝高僧傳(沙門師鑒)、云、「釋聖皐、字竹岩、出二京兆官族藤氏一、正中元年生、應永九年六月二十七日化、俗齡七十九、僧臘五十六、著二南山敎觀名目二卷一遺二於後學一矣」、

○狹衣

本朝列女傳(黑澤弘忠)、云、「紫式部女曰二大貳三位辨局一、後一條帝之乳母也、善二倭歌一、且撰二狹衣一、」

○名詮(龍公美撰)　○典詮同

○論語詮同

典詮(龍公美)、後序(岡崎信好)、云、「彥藩文學伏水草廬龍先生、始姑忻二物徂徠之學一、中知二其不可一、殫信、而研二究論語暨六經一者十有餘年、幡然改而終成二一家之說一、著二名詮、典詮、論語詮等之書一、以述二其旨一焉」、

○學原一卷、松下見林撰

學論(松宮俊仍)、云、「見林松下子、著二學原一卷一、以記二和學所レ由、亦有レ志二於國忠一者也」、

○聖敎要錄(山鹿義矩撰)

學論(松宮俊仍)、云、「甚五左衞門山鹿子者、(名義矩、號二素行子一、)出レ自二我先師之門一而成二一家一、著二聖敎要錄一梓二行于世一、非レ陸也非レ朱也、此方破二宋學一者素行子其嚆矢也、世人皆以二原佐伊藤子一爲二破理學之魁一、不レ知二素行子在二其前一也」、

○萬葉集　○二十一代集

學論(松宮俊仍)、云、「今以二詩調一視二和歌一、如二萬葉所レ載、則兼二風雅一、而下二漢魏古詩一、稍胚二胎乎盛唐詩一者也、古今所レ載、正是盛唐之詩也、後撰拾遺二集者、盛唐雜二初唐一者也、自二後拾遺一至二新古今一、似二乎中唐晚唐雜二宋詩一也、新敕撰而下不レ足二以言一焉」、

群書備考卷之十八

○立正治國論一卷、本法寺日親撰

雍州府志云、「日親、元洛陽人也、赴二上總國埴谷妙宣寺一、事二權大僧都日英一、十四歲登二正中山一、拜二日暹上人一爲レ師、中年開二法筵於本法寺花園院一、永享十一年諫二將軍義敎公之疎二日蓮宗一、公大怒曰、此度不加レ罰、吾未レ下レ命也、汝若再諫、必當レ斬、于レ時於二相國寺一有二鹿苑相國之追薦一、日親又作二立正治國論一卷一、獻レ之、謂、君公信二邪法一、爲下亂二天下一之本上、於レ是囚二日親一、被二禁獄一、逢二幾許之呵責一、然不二少動搖一、遂燒レ鐺紅レ色、蒙二頭上一、皮肉雖二爛燒一、忍受レ之、自レ是世稱二鐺蒙上人一、遂被レ赦」、

○寶物集(平泰賴撰)

雍州府志云、「平判官泰賴入道、號二性照一、曾歸レ自二鬼界島一、後隱二東山雙林寺山莊一、於レ玆撰二寶物集一、今大德寺山門西南一堆墳上之松、亦是康賴之跡也」、

○感身記(興正菩薩撰)

雍州府志云、「感身記、興正自錄二一生事業一、至二八十五歲一絕レ筆、然與正年九十而卒」、

○日本紀(中岩圓月撰)

雍州府志云、「中岩圓月、嘗撰二日本紀一、然有二朝議一不レ行」、

○東征傳一卷、支開撰

廣大和名勝志云、「宋高僧傳卷十四、唐揚州人大雲寺鑒眞傳曰、(上略)、相次達二於日本一、其國王歡喜、迎入二城大寺一安止、初於二盧舍那殿前一立レ壇、爲二國王一授二菩薩戒一、(中略)、彼國號二大和尙一、傳二戒律一之始祖也、以二日本天平寶字七年癸卯歲五月五日一無レ疾辭二衆座一、亡身不二傾壞一、乃唐代宗廣德元年矣、僧思託著二東征傳一、詳述焉云々、按、高僧傳所謂城大寺、城當レ作レ東、思託鑑眞之弟子、台州開元寺僧也、東征傳有二思託五言一、初謁二大和上一二首幷序一、東征傳一卷、寶龜十年二月淡海眞人支開撰、今行二于世一矣、思託著二東征傳一者謬也」、

○曼陀羅鈔(酉譽上人撰)

奧儀鈔云、「應永二十四年十月十四日、酉譽上人極樂坊に詣でて淨土曼陀羅幷に佛舍利等など拜禮有て後、曼陀羅鈔を述作せらる」、東國高僧傳云、「釋聖聰、字酉譽、俗姓千波氏、卯歲離塵、初學二密敎一、後遇二常福

田公鍼芥、相投學淨業、爲採薪執役弗辭勞倦、冏憐其志、述二藏義併略頌授之、聰嘗就武江創增上寺、宏其敎、四方雨笠雲包、至者憧々弗絕、遂成法席、後於應永二十四年七月十八日順寂」

○法華經義疏四卷、聖德太子撰

和州法隆寺靈寶目錄云、「法華義疏四卷、太子御自筆、是本朝佛書製作の始なり」、太子傳曆云、「推古天皇二十二年甲戌春正月八日、始製法華經疏」、又云、「二十三年乙亥夏四月十五日、製法華經疏竟、此經疏者自前製了、傳於漢土、而今復爲製釋、諸蕃法師等義理妙說、幷夢金人所授不可思議之義、以問惠慈法師、法師亦領悟、發不思議、歎未曾有、故稱上宮後疏」、同書首註云、「今此疏籠夢殿、以御魂取寄せ給ふ御經に據て令草給也、七卷二十七品也、无提婆品與觀音品之世尊倡釋、此御草本疏、于今在法隆寺舍利殿、名後疏」

○三敎指歸弘法大師撰

和州舊跡幽考云、「廣瀨郡[illegible]の三池は、弘法大師ほらせ給ひしなり、三敎指歸を聖述ありて、池の中に三敎島をつき給ひしも、今にあり」

○松蔭硯記一卷、月舟和尙撰

廣大和名勝志云、「松蔭硯は京師知恩寺百萬遍にあり、硯記は南禪寺月舟和尙、享祿二年所作、一卷、後柏原院此硯御叡覽の時、內侍敎書一通あり、共に知恩寺什寶の隨一にして所知世也、然ば則當麻寺にありと云もの未審、待後考」、大和寺社記云、「松蔭の硯、是は平相國淸盛宋朝へ黃金を渡し、彼國より得たりし硯なりしが、頭中將重衡に傳り、重衡一の谷にて囚人となり給ひ、鎌倉へ御下向の砌、都にて法然上人を戒師とたのみ、法然上人へ御布施に給はりし硯なるらし」

○吉野山圖茨城信淸撰

廣大和名勝志云、「坊間に印行する吉野山圖と云ものあり、正德年中京師の書肆茨城信淸と云ふ人、貝原篤信所圖吉野山圖と、また當山所藏の圖を索綜し、且貝原翁所著大和巡覽記の中より、彼地にあづかる名所考も後に附して印行す」

○益田池碑銘一帖、沙門遍照金剛撰

廣大和名勝志云、「坊間に益田池碑帖とて黑字の印本あり、又高野山明王院所藏の摸寫を、和田氏の許より借出し互見するに、大抵印本の如しといへども、頗異同あり、また益田碑石は高田城の石垣に積込み有と云ふ事、古く云ひ傳へたり、近頃柳里恭郡山家士、俗名權太夫、善書畫、も專ら是を云へり、和田某高取城主植村出羽守近士、稱金平、云、此地にても此をいへり、仍之多年意をこめて窺ひ見るといへども凡七里に廻る山城、何方に在りといふ事をしるものなし、尤見たると云ふ人もなし、又或老人の寬文の頃出生にて、享保の末に輯置し草稿に、高取城の艮隅に四寸四方の楷書、風西◎本書二字カク、の四字を彫たる石を見たりと云々、今是を和田氏に尋るに、曾て不知と云々、按、此則益田碑石の殘りならん、惜むべし」、又云、「益田池碑銘一卷、在高山南谷釋迦文院、此寺の什物なりと、一無軒道冶が通念集にあり、明王院の寶物になし」、觀鵞百譚云、「益田池の碑の眞迹は讚岐の國に在りといふ、今摸して傳ふるは是也、試に連續して見るに、許多大なる石也、殊に碑文末に至て、縱橫放蕩なる大字等も樣々有、石に刻まんために書きたる字體はなし、察するに、故ありて別に卷軸に書きたるもの也、有眼の人は見て知るべし、大師再生し給はゞうなづきぬべし、碑石今はなし」

○源氏物語紫式部撰

名葦探杖云、「源氏の事は、紫式部が作り物語にして、無き事をこと〴〵しく書き出せる假名書きたりといへども、たやすくうかゞふ文にあらず、大旨四規漢書天台四規の類をひようして、中寓言を書き集めたる書なれば、夫と指すべき古跡なし」

○寬永大系圖三百七十卷、官撰

天正以來年代記云、「寬永十八辛巳、諸家の系圖三百七十卷成就する、是を寬永大系圖と云ふ、日光山へ御奉納」

○本朝通鑑官撰

天正以來年代記云、「寬文十庚戌、本朝通鑑の編集被仰附、成就する」

○宇治拾遺集十卷、大納言源隆國卿撰

菟道舊記云、「或記曰、大納言隆國、七十一歲而致仕、閑居宇治、來訪者令爲昔物、書集爲十卷草子、名云宇治拾遺集、又宇治大納言物語」

○源氏物語紫式部撰

菟道舊記云、「彼物語五十餘帖は、なべて世の好める所にしたがひ、表には好色を本としはんべれど、裏に

は五倫道をすゝめ邪をいましめ、ひとへに讃佛乘の因、轉法輪の緣とす、假に詞をまうけし作物語とかや」

○花實庵甘露百首 花實庵貞富撰

難波名所蘆分船云、「花實庵貞富は、やさしくも敷島の道に心をよせ、滑稽はいにしへの守武、宗鑑の古風を學び、歌は貞德翁、雄長老のあとをしたひ、寛文のはじめつかたに、ざれうたの百詠をつらねしにも、松江維舟法橋より花實庵甘露の百首とえぼうしを著せられ、世上に流布して皆人の慰となれりとかや」

○玉造弘法大師撰

難波名所蘆分船云、「玉造の文の事、高野大師の御作ならざるやうにいへり、尤時代相違せりといへども、大師御製作の目錄九十二番目にいれりとあれば、疑心をなすべからず」

○和漢朗咏集 四條中納言公任卿撰

京師巡覽集云、「長谷と岩倉の間に朗咏谷あり、一條帝の御宇に、四條亞槐公任卿こゝにすゝみて、和漢の詩歌を摘てあつめし處なり、凡朗咏はその風催馬樂風俗の後に起し、我が邦中世より以來、上朝廷より下鄉黨に至るまで節をつけて歌謠せり、實に高咏する時は心思澄徹するものなり」

○選擇集 法然上人撰

山州名跡志云、「東山大谷寺吉水東新坊、今小方丈の地なり、傳書に大谷の草庵に住して選擇集を撰すと云、此所也」又云、「善惠上人傳云、上人諱證空、世姓源氏、天曆帝之皇胤、賀州刺史親季子也、治承元年冬十一月九日生焉、是日家多祥瑞、久我內大臣通親嘉兒聰敏、乞爲養子、既而暨乎冠禮之儀、童辭以出塵志、以其嫡子、父母愛惜、弗肯聽之、執志固請、母憂試占于一條堀川還橋上、適值有一僧過西、誦中眞觀清淨觀廣大智惠觀悲觀及慈觀常願瞻仰之偈、因想其法器、且以志之不可羈絆、遂許諾之、猶選入室于南都北嶺諸官寺、童耳之曰、吾弗欲其顯名、所貴特在吉水上人、願恃怙爲謀焉、父母世情雖猶快快、一從童意、篤禮贈于吉水源空上人、曰、今時雖入遁世之門、或非無所期、然吾黑谷經藏已屬法運、此吉水坊亦盛附眞觀、汝雖歸我、奈無當附之地何、童曰、吾今歸師、唯爲出離、無復餘望、上人感童稚發心、且昌其言、卽日度之、授沙彌戒、爲名解脫、以笠置上人之諱、改名善惠、剃髮之際、金色觀音影現盆水之中、建久九年春、源空上人因月輪禪定殿下之請、編著選擇、偕惠考定文義、殿下曰、至師滅後、倘有不審于玆書者、諮決誰、乃曰、淨土與旨、這書要義、罄附善惠、聽我弗異、殿下崇信惠倍前時焉、惠自建久庚戌迄建曆壬申、栖遲吉水之邊小坂、親炙空師二十三年、生日創建伽藍於都鄙一十二區、寶治元年十一月二十六日午後卒于白川遣迎院、年七十一也」

○法然上人行狀四十八卷、舜昌法印撰

山州名跡志云、「伏見院、後伏見院、東山大谷寺七代如一國師を召て、淨土三經五部九卷、選擇集講演を御聽聞あつて、叡感のあまり山門功德院の舜昌法印に敕して、上人行狀の舊記を撰述し、兩上皇、後二條院の宸筆、又尊圓法親王幷世尊寺家の良筆に書かしめ給へり、全篇四十八卷、畫圖は土佐の吉光にして、今寶庫にありと」

○世諺一統三百卷、菊岡宣撰

墳墓圖誌云、「天正中菊岡丹波行任なるもの、伊賀國粟の郡の主たり、行任の子を行宣と云ふ、隨性軒如幻と號し、和歌を善す、世諺一統三百卷を著し、其外述作あまたあり、松尾桃青と同國の因あるをもて、行宣を導いて北村季吟の門に入らしむ、行宣の子を行尚と云ふ、また風流あり、豐程舍と號、註に行尚はすなはち沾涼が養父なり」

○本朝俗諺志五卷、菊岡沾涼撰

○諸國里人談五卷、同　○江戸鹿子同
○江戸砂子六卷、同　○奈良土產同
○同續編同

墳墓圖誌云、「菊岡沾涼、名は光行、初名房行、南仙と號、後南仙齋、獨南齋、又崔下庵、活劒子、米山翁等の諸號あり、本氏飯束氏、父を三悅、享保八年七月十二日卒、母を於仙と云ふ、元祿十二年九月三十日卒、三悅の父を喜三と云ふ、沾涼延寶八年庚申を以て生れ、菊岡行尚の養子となる、行尚に實子二人あり、行重、記之と號し、いづれか有憐と號、沾涼の義弟とす、沾涼神田に住し裱背を業とし、また金工の業を柳川直光に學んで、笄目貫および緣頭の彫をなすに工なり、性俳諧をこのみ、芳賀一晶の門に遊んで、遂に家業を廢して後、內藤露沾公の敎を受てより沾涼と改む、其時の句、十分に沾ふ空や夏筑波、また地

理をたしみ、本朝俗諺志、諸國里人談、江戸鹿子、江戸砂子、奈良土産および續編を作る、今都下の地理をいふもの、或はその麤漏を議すといへども、實に地誌の嚆矢とすべし、沾涼延享四丁卯十月廿四日歿す、法名民竈院南仙沾涼士、淺草誓願寺塔頭林宗院に葬る、辭世の句、葉は口はみし枯るとも薄の根、寛政八年丙辰十月下旬、石に勒し是を墓側に建てぬ、妻を美保と云ふ、沾涼に先だつて死せり、二子あり、晴行、藤右衞門と稱し、布仙と號す、俳諧を業とし、俳諧をもてあそび香道をよくす、某年九月某日九十九にして卒、葉譽布仙居士と戒號す、次を梅五と衞す、是も俳諧をもてあそぶ、晴行一女三男あり、長子吉右衞門、次は光行、沾涼の名を嗣ぐ、彫物を業とし、神田玉ヶ池に住す、次は光政、左門次と稱し、神田田町に住す、吉右衞門延享元年甲子をもて生れ、故沾涼卒する年には、僅に三歳なりき、菊岡の家方に女寶丹といふ藥あり、今吉右衞門は神田鍛冶町一丁目の家主にて、かたはら此藥を鬻ぐをもて產とす、文化十五年に吉右衞門七十四歳、其妻七十三歳、子皆死せるにより、某の子を養て家をつがしむ」

○和語記日與上人撰　○筑波集同

山城名勝志云、「本說寺中與日與、權大僧都、筑波集作者、著二和語記一、」

○松下鈔聰雪撰

山城名勝志云、「磧礫集云、豐原樂人統秋蹇驢嘶餘云、豐筑後、正四位下、と云ふ者あり、忝も後柏原院御師範たり、又歌道も無下ならず、逍遙院實隆公の高弟なり、風流の者にて隱者なりしが、吾家の奥に山里と號して、大松の下に庵をつくりて住けり、永正の比實隆公より三十首の歌の題を給て、巧を盡して讀みたり、其中に山里と云ふ題あり、山にてもうからむ時の隱家やみやこのうちの松の下庵、我が住む所の心を讀みたり、蹇驢嘶餘、云聽雪逍遙院、此歌を感じて松下鈔を作也」

○千載集俊成卿撰

山城名勝志云、「自讚歌宗祇註云、俊成卿千載集を撰しける時、てづだひしたる人は、さがの禪尼と申、通具の妻也云々、又井蛙鈔云、中野禪尼云々」

○梅城錄天章撰

綿谷慥禪師行狀周鳳瑞溪、曰、「天章、居二西山保宗院一、葛野郡閉レ門謝二絕賓用一云々、天章青天章、自撰二梅城錄一、」

○峯定寺緣起入道信西撰

山城名勝志云、「大悲山號二峯定寺一、在二鞍馬山乾五里許一、寺僧云、緣起少納言入道信西代西念法師所レ作也」云云、

○東大寺緣起琳賢撰

山城名勝志云、「或記云、琳賢號二芝法眼一、草二東大寺緣起一也、藤光廣卿百人一首鈔曰、琳賢者橘義濟男也、異本年代記云、琳賢入二定高野山一、經二六十年一見レ之、舊然晏座」、

○釋氏通史通禪寺住持某撰

園太曆云、「平安城廣脇山通禪寺住持臣僧令淬、謹昧死上二書皇帝陛下一、中略、令淬之先師、童而習、長而博搜二教乘一、旁究二儒術一、優柔厭飫、以作二釋氏之通史一、以爲二本朝三光華鳥例一、以欲下入二之大藏一、行中之天下上、延文三年十二月八日、」

○草根集釋正徹撰

朝野藝苑高名集云、「正徹書記、字清岩、世稱二山階之清岩一、因二名歌一號二招月庵一、氏族備中國小田也、詠草名二草根集一、兼良公製レ序、今川了俊、爲尹卿二人門弟也云々、門弟正廣、正般、正周等、同時遊二敷島道一者、無レ不レ問レ津、唯有二雅世、堯孝、姤二忌徹之天才一、故詠歌不レ入二新續古今一」云々、

○勸修寺緣起

元長卿記云、「永正九年五月四日勸修寺緣起出來、繪光信、」

○萬葉代匠記二十卷、釋契沖撰　○同總釋三卷
○古今餘材鈔　○漫吟集二十卷
○厚顏鈔三卷　○勢語臆斷四卷
○百人一首改觀鈔三卷　○源註拾遺八卷
○勝地吐懷編三卷　○河社二卷
○類字名所外集七卷　○名所補翼鈔八卷
○和字正濫鈔五卷　○宗門疏鈔同
○萬葉纂註水戸侯源義公撰

攝津名所圖會云、「僧契沖遺跡、東高津餌刺町にあり、圓珠庵と云ふ、此阿闍梨契沖は國學博く、和書の數編を著す、元祿十四年正月廿五日此地において寂す、年六十二、碑銘を立、其文曰、圓珠庵契沖阿闍梨碑銘、師諱契沖、字空心、俗姓下川氏、其先住二江州馬淵邑一、至二祖父又左衞門元宜一仕二肥後守加藤清正一、加藤氏國除、季子元全仕二攝州尼崎城主青山幸利一、師卽元全之子、寬

永十七年庚辰誕二于尼崎一、甫五歲、母間氏口二授百人一首一、旬日能記、父亦試讀二實語教一、不レ日又記、父母駭異、殆非二庸兒一、七歲患レ疫、巫醫不レ驗、在レ牀密書二天滿天神號一、每日百遍、至三二七日夜一、夢異人來現曰、吾是菅神、憐二汝至誠一、除レ病延レ命、他日爲レ僧自勗、覺後病瘳、師告二父母一、以二夢中事一、懇乞二出家一、父母不レ可、於レ是自絕二腥葷一、常唱二佛號一、父母不レ得レ奪レ志、遂許焉、受二業州之今里妙法寺手定密一、師時年十一歲、手定始授二般若心經一、讀四五遍、背誦手書、十三歲薙髮、登二高野山一、謁二東寶院左學頭快賢師一、賢加レ意誨誘、屢稱以爲二法器一、授二五部灌頂一、許二可兩部大阿闍梨位一、勵精益修、一山推レ之、寬文二年、依二檀越請一住二攝州生玉曼荼羅院一、既而厭二其鄰城市一、題二倭歌二首於壁間一、以寓二其志一、一笠一鉢隨レ意周遊、詣二和州長谷寺一、絕レ食念誦一七日、登二室生山一、董修精練三七日、吉野葛城已下凡山川靈異者無レ不二跻攀一、又登二高野山一、受二菩薩戒於圓通寺快圓、比丘一、持律益苦、掛二錫泉州久井里一、愛二山水幽奇一、居數歲矣、該二三藏一、通二悉曇一、旁窺二諸宗章疏一、至二十三經史漢文選白氏文集一、無レ不二跋涉一、名蹟稍顯、從遊日多、於レ是屏二居州之池田川側一、讀二日本紀以下國史舊記一、專好二倭歌一、博採二歌書一、延寶五年、就二河州鬼住延命寺覺彥師一、受二安流灌頂一、彥以爲レ得二其人一、師寫二儀軌二百餘卷一、納二和州生駒寶山寺一、八年妙法寺手定寂、遺命屬レ師住持、非二其所一レ好、以二老母在一レ今里一、不レ得レ已而住焉、寺傍構二一室一、移レ母孝養、水戶侯源義公、方撰二萬葉纂註一、欲レ致二之府下一、固辭不レ就、而感二公志一、作二萬葉代匠記二十卷、總釋二卷一上レ之、如二第一所レ載雄略帝御製一、援二神代卷無日籠一訓二籠字一、夫雄略去二神代一未レ遠、則師所レ訓前人所レ未レ發、蓋得二其旨一、義公見レ之嘉二其卓見一、且奇レ合二素意一、賜二白銀一千兩、絹三十匹一、師以充二寺院修造費一、且贍二貧乏一、一不二以蓄一、又著二古今餘材鈔一、人麻呂明石浦倭歌舊說以爲二眺望一或爲レ送レ行、師以爲二人麻呂自述一旅懷一也、故紀氏收二之羇旅部一、所謂島陰行者、猶二萬葉集防人得大理歌曰一、島陰漕舟一也、不レ可二必論一島之有無一也、其落句古註曰、惜二行舟將レ陰也、師以爲二自憐一舟中伶俜一、猶二業平八橋歌思レ旅之句法一也、言下人麻呂過二明石浦一、家山日遠、前程無レ期、漂二漾乎朝霧朦朧之間一、則其羈思如何上、義公讀レ之、抵レ掌以爲二千古發明一、賜レ書欲二一來見一、辭曰、林壑之性、不レ慣レ謁二公侯一、

遂不レ應、至二母歿一、退レ院卜二居難波東高津一、號二圓珠庵一、屏二謝俗客一、清修自適、義公施二菜資一、音問不レ絕、元祿十四年正月徵恙、二十四日告レ徒曰、永訣在レ邇、有レ所レ疑則質正、涌泉問曰、師今住二阿字不生之域一乎、答曰、然、凡人當二平等而差別一、泉曰、平等差別無レ異乎、曰、心雖二平等一、事有二差別一、差別之中、心當二平等一、老僧之言記レ之、二十五日結二定印一跏趺而化、年六十二、臘五十、附二庵於弟子智耀一、遺稿二十卷曰二漫吟集一、隱士長流爲二之序一、平日所レ著有二厚顏鈔三卷一、勢語臆斷四卷一、改觀鈔三卷一、源註拾遺八卷一、勝地吐懷編三卷一、河社二卷一、類字名所外集七卷一、名所補翼鈔八卷一、和字正濫鈔五卷一、皆上二義公一、宗門疏鈔有二若干卷一、師寬厚愛レ人、恭謙能下、然有下造二爲密法邪說一者上、果然闢レ之無レ所回避一、當時有識無下當二其鋒一者上、嗚呼師之歌學一、卓絕二古今一、人不二得而知一レ之、然是其餘事焉耳、以二歌學一論レ師一、亦非二知レ師者一也、爲明嚮欽二義公一命一、就二師之庵一親受二其說一、情誼親密一、聞レ訃嗚咽一、因錄二事實一、據二景慕之萬一一云爾一、元祿壬午正月十一日、水戶府下安藤新介爲明拜撰」

○川老金剛頌評龍谿和尙撰　○虛堂語錄事義同

○心經口譚一卷一、同　○請益錄同

攝津名所圖會云、「攝津州島上郡富田莊祥雲山慶瑞禪寺開山特賜大宗正統禪師龍谿大和尙御葬塔銘、住佛國禪師支那高泉熏沐拜撰、其略云、師姓奧村氏、京兆人云々、慶安四年、朝廷賜紫、住二妙心寺一、承應三年再住、嘗述二川老金剛頌評、虛堂語錄事義一云々、丁酉明曆三年、夏法皇召レ師入二內殿一問レ法、奏對稱レ旨、龍顏大悅、賜二頌德山入門便棒之歌一云々、明年寬文六年、十一月法皇問二心經要義一、乃撰二心經口譚一卷一、戊申寬文八年、四月、詔入二大內一、親受二菩薩大戒一、一日法皇咨二詢禪要一、師擧二柏樹子公案上一、頓二除知解洞徹根源一、錫以二大宗正統禪師之號一、敕改二所レ著請益錄一爲二宗統錄一、賜二刊版一、流通、併親二御宸翰一、其略云、令下人成二不見之見一、得中未聞之聞上、至二其以レ機奪レ機、以レ毒攻レ毒一、何止下削二圓方竹杖一、輓郤紫茸氈上、直得下鉗二鎚古今一、烹中煅佛祖上、朕纖毫頓斷大活現成、須彌不レ高、洋海不レ廣、覺圓裹二三世光一、通二徹大方一、始知二古佛心宗大而無レ外、師實得二其正統一者也」云々、

○伊勢物語伊勢撰　○伊勢集同

攝津名所圖會云、「伊勢寺島上郡古曾部村、は伊勢の御の舊樓な

り、後に寺とし、此人を開祖とす、祥忌は毎歳十一月廿一日を以て法筵を修す、抑伊勢の御は、大織冠九世の孫式部大丞兼木工頭藤原繼蔭が女なり、父繼蔭は伊勢大和薩摩隱岐等の任に補せられ經歷す、當に伊勢守たりし時かれを誕めり、號て伊勢と呼ぶ、宇多帝東宮にましまします時御息所となり、絶世の博覽にして和歌を善し、名歌數々ありて叡感に預る事あまたゝびなり、便ち伊勢物語、伊勢集あつて世に行はる、宇多帝崩じ給うて後、こゝに隱遁幽棲して終をとり給ひしとぞ、其より草堂を伊勢寺となづけけり、註に、伊勢物語の作、古來より分明ならず、一說業平の作なりとぞ、又賀茂の眞淵が說には、伊勢とは僻言てふ事也、官女伊勢の御の書き給ひしにはあらずとぞ、名におふ此伊勢寺は、その人雲の上の遊びをなん厭ひ遁れ給ひて、此山里に閑居をしめ、終には身まかり給ひしふるき跡なればにや」

○須磨記菅神撰

攝津名所圖會云、「世に須磨記といふ書あり、菅神の御作とて、世に久しく傳はれり、或曰、これは菅公の御作にはあらず後世の作なりとぞ、其眞僞の論は後考を俟」

○思出草似雲法師撰　○年並草同

○似雲聞書同　○葛城百首同

近世畸人傳云、「僧似雲、始の名は如雲、安藝國廣島の人なり、歌を好み、都にのぼりて儀同三司實陰公に學ぶ、（後ゆゑありて參らずなりぬるとぞ）名山靈地こゝかしこにあそび、住所を定めざれば、世に今西行といへるを聞て、自も、西行に姿計は似たれども心は雪と墨染の袖と戲れける、されば此上人の墓所さだかならぬを歎きて、石山の救世菩薩に祈り、其靈告によりて河內國弘川寺をもとめ得たり、そこにて唯行塚といひならはして、其よしもさだかならざりしかど、石のしるしを建、はた其寺に有ける肖像を搜し出て堂を造立し、自も山中に庵を結びて、住り春雨亭と云ふ、其時の歌に、並ならぬむかしの人の跡とめて弘川寺にすみ染の袖、その庵のひろさ疊一ひら二ひらに過ざれば、人々見て、今少しひろめよといひければ、我庵はかたもさだめず行雲の立居さはらぬ空とこそ思へ、此山にあるほど、又いづこにまれ一人住る時は、搔餠といふもの二ひらを舌にのせて、一日の粮に充、飯炊ぐ煩を除きける

とぞ、こゝにあまた櫻を栽ゑさせて後、所の山人へ申すとて石に彫るうた、折添てあだにちらすな山柴にまじる櫻の下枝なりとも、須磨の浦に有ける時、久しく絶たる鹽竈を興して、しほやきそむるとて、（是延享四年卯正月十五日と自記に見ゆ）絶て見ぬもしほの煙立かへり昔にかすむ鹽竈のうら、しほたれし昔の人の心までけふ汲てしるすまの浦なみ、我再興せし鹽竈も又けぶりの絶え侍りければとて、身にぞしむ又こりずまにやく汐の煙も絶し跡の浦風、あらし山のふもと大井の川邊には、弘川とまたく同じきさまの庵をつくる、住かへん秋はもみぢのさがの山春はよしのの花の下庵、よしの苔清水の奥にしばし住ける跡あり、其外高野の奥龍門の瀧の邊など、世離し所々に往けるおもむき、其自記おもひ出草、年並草などに見ゆ、八旬にあまりて、和泉國蹲尾の豪富北村氏に身をよせて、そこにて歿す、體は遺言して弘川におくる、西行と同じさまの墳を築く、著す所右の二記の外、似雲聞書と題して、儀司（◎儀同ノ略カ）三公の御說をたゞごとに書きつけたるものあり、雜話もまじれり、耳底記の體にならへる歟、葛城百首といふものは弘川に有てよめる所にして、信仰の人梓にのぼせり、その外ありやえしらず」云々、

○金蘭方敕撰

攝津名所圖會云、「菅原峯嗣、初は姓を出雲といふ、攝津權守と成、豐島郡山莊に退居して、藥を製し性を養ひ、流俗に交らず、十年の後姓を菅原とあらたむ、土師出雲の同祖によつてなり、嘗て詔を蒙りて、諸名醫と共に金蘭方を撰定す、又針艾の方を加ふ、後進の備今に至つて妙醫と稱す」

○俳書獨言鬼貫撰　○鬼貫句撰太祇撰

○によつぽり集半化房撰

攝津名所圖會云、「河邊郡墨染寺に鬼貫墓あり、鬼貫は加樂井氏の支族なり、故に上島と號す、元文三年八月二日歿す、仙林則翁居士と墓面に鐫す、此苗孫今に存在す、鬼貫は正風俳諧一方の豪傑なり、俳書獨言をあらはす、鬼貫句撰は太祇撰す、によつぽり集は半化房撰む、生涯名句多し」

○延喜格

攝津名所圖會云、「此書十二卷あり、上貞觀十年に起り下延喜七年に至る、今は亡びてなし」

○大和物語花山院御撰

攝津名所圖會云、「此書は花山院御作とも、一說には在原業平朝臣の三男在原滋春朝臣ともいふ」、

○善隣國寶記瑞溪和尙撰

和泉名所圖會云、「瑞溪和尙、諱は周鳳、泉南堺津の人なり、臥雲山人と號し、又北禪と稱す、僧祿司なり、善隣國寶記を撰んで世に行はる」、

○花論文阿彌等六人奉二義輝公一命一撰

江源武鑑云、「文阿彌は堺の人也、性質瓶花を嗜む、將軍義輝公妙手六人に命ぜられ、花論二十箇條を編輯せしむ、此人其一人なり」、

○太田文鎌倉時命二諸國守護一撰

甲斐國志云、「筑前風土記云、貞應中、武藏前司入道造レ之と聞ども、今不レ傳、但馬考云、弘安中、守護人太田左衞門尉政賴所レ造者、全然として今存する趣なれば、追年其國々の守護人に命じて造らしむるものと見えたり」、東鑑云、「承元四年三月十四日壬寅、被レ造二武藏國田文一、國務條々更定レ之、當州者、左大將家御代初爲二一圓朝恩一、所下令二國務一給上也、仍建久七年雖レ被レ遂二國檢一、未レ及二目錄沙汰一」云々、又云、「建曆元年十二月廿七日乙亥、明春駿河武藏越後等國々、令レ作二整太田文一之由被レ仰行光淸定」云々、又云、「正治元年十二月廿八日庚戌、金吾仰二政所一被レ召二出諸國田文等一、令二源性算一勘之一、治承養和以後新恩之地、每レ人於二五百町一者召放、其餘可レ賜二無足近仕等一之由、日來內々及二其沙汰一、昨日可レ令二施行一之旨被二仰下一」云云、大輔房源性者無雙算術者也、加レ之見二田頭里坪一、於二眼精之所一覃不レ違二毫少一」云々、（量令曰、大輔房以下原書低二一字一而書レ之、）

○松風論十卷、澄圓上人撰

和泉名所圖會云、「大鳥郡旭蓮社（寺地町東にあり）開山澄圓上人は、何國の人といふ事をしらず、世人當國家原の文殊菩薩の化現なりと申ける云々、崇光帝貞和元年、淨土敎を以て小乘部と謂なせる編書、世に行はる、是に於て松風論十卷を述作して大に淨敎頓大の旨を著す云云、應安五年七月廿七日上人忽焉として見えず、今其日を著して寂日とす」、

○契丹國圖

和泉名所圖會云、「西本願寺御坊信證院、（大島郡神明町の東にあり、）はじめ蓮師當院に僑居し給ふ時、契丹國の詹仲和といふ者、觀音の示現を蒙り渡海し、此津に來り、蓮如上人の法水に歸入し、德澤を仰ぎ、是ぞ大悲の靈告なり

とて歡喜し、歸國の後謝恩のため芳書を貽る、（今西本願寺にあり、）又彼國の畫圖を獻ず、（隣寺同宗眞宗寺の什寶とす、）」、

○更級記菅原孝標女某撰

和泉名所圖會云、「更級記は菅原孝標の女の著す文也、卽祐子內親王の侍女なり、兄定義は和泉守に任じて和泉の國府に居す、京北野本殿七座の內の和泉殿にして、從五位下菅原定義なり、菅神六世の孫、從四位上孝標の子にして、紀傳の道を業とす、令聞祖に恥ぢず」、

○後鳥羽院御幸記定家卿撰

和泉名所圖會云、「此記は定家卿の草稿なり、愚歌といふは、定家卿みづから宣ふなり」、

○本朝天文志十卷、佐々木慶安撰

都名所圖會拾遺云、「享保年中、佐々木源慶安といふ人あり、和歌を善し又天文に精し、嘗て聖德太子錬達し給ふ本朝天文の奧儀を傳へ、景を測り、左旋右旋の運光を形にあらはし、渾天儀を本朝に移して、是を三天儀と號す、慶安述作の書、本朝天文志十卷あり、世に行はる」、

○新拾遺集爲明卿撰

都名所圖會拾遺云、「皇太后宮俊成卿五條室町の舊館を、貞治の頃にも爲明卿傳領し給ひて、新拾遺集を撰し給ひし也、今の玉津島社俊成卿社は其殿內ならん歟」、拾芥鈔云、「新拾遺集（撰者爲明、）敕撰之事治定、貞治二年三月十一日內々被レ仰二武家一事、同十五日和歌所五條室町、自二武家一以二行忠三品一被レ送二綸旨於撰者一」云云、

○新玉津島祖記北村季吟撰　○源氏物語註同

○枕草紙註同　○八代集註同

○土佐日記鈔同　○伊勢物語拾穗鈔同

○源氏湖月鈔同　○萬葉集拾穗鈔同

都名所圖會拾遺云、「新玉津島社に北村季吟翁六年の間住給ひ、社記を自筆に書き給ふ、今社家にあり、其記の末に季吟翁曰、古鈔をえらびとりなどして、源氏物語、枕草紙などをはじめ、八代集をさへに註し侍りしに、其中に土佐日記の鈔と伊勢物語の拾穗鈔は、寬文のはじめつかた、後水尾院の帝に叡覽にそなへ侍り、源氏の湖月鈔は延寶の二とせばかりにや、萬葉集の拾穗鈔は天和三年の頃也」、下略、

○梶の葉梶女撰　○早百合葉百合女撰

都名所圖會云、「こゝに今よりはいそじの春秋のむかし享保の頃、下河原に茶店をかまへし女あり、名を梶といふ、容顏おのづからの美艷ありて、つねに粧粉をほどこさず、ゆきの人は目を送りけるとぞ、和歌をこのむ、梶の葉といふ集あり、雪ならば楢にとめてあすや見ん夜のあられの音計して、梶、此梶の跡を嗣で、又百合といふ女あり、夫と共に東武より來り、漂流して眞葛原に茶店をいとなみなりはひとせり、此女も和歌を嗜みて、早百合葉といふ集あり、百合の女にまちといふあり、是大雅堂貸成が妻なりけり、畫は大和の柳里恭に學んで、夫の風流に從ひ、玉瀾といふ、和歌は夫婦共に冷泉家の門につらなりける、或としの春のあした、若葉に梅をおりそへて攜へ殿參し上りける時、爲村卿御歌を賜ふ、摘む若菜おりそふ梅の色もかも春の心のはながたみ哉、又ある日殿參しける時、まち女に遊可といふ名を賜はり、其うへに白き手巾、赤き蔽膝を賜ふ、これより年のはじめのおほんよろこびには、手巾をかしらに冒、膝蔽を腰に絡うて參りけるとなん、此人も三とせのさき辰のとしの末の秋下の八日にはかなくなりにける、今はむかしとなりて、是等の品も大雅堂に藏めありけるとなん、娘のもとへまくずの花を送りて、眞葛葉の色しあせずよやしなひし親の守りの花の一とふさ、百合、櫻花色うつろはで古への春のまゝなるかに匂ふらし、遊可玉澗」

○擧白集 長嘯子撰

都名所圖會云、「擧百堂舞跡は、靈山寺總門の外、東の上壇の地なり、是長嘯子が閑棲し給ふ所にして、擧白集を撰し給へり、故に名とす、擧白堂のまへなる櫻を擧集年へたる宿の櫻のおもはくにちらずば外の花も尋ねじ、長嘯、東山に鳥羽觀と名づけける庵にて、見渡せば鳥羽田の面の霧の海に沖の小島は秋の山かな」同

○峯定寺緣起 少納言信西撰

都名所圖會拾遺云、「當山の緣起は、少納言信西入道の撰にして、文藻燦然たり」

○林逃鈔 鹽瀨宗二撰　○節用集 同

大和名所圖會云、「鹽瀨宗二跡は添上郡林小路町にあり、宗二は原と中華の產にして、宋の林和靖の裔にして林淨といふ、本朝光明帝曆應四年に、建仁寺の龍山禪師宋より歸朝の時、相從うて日本にわたり、姓を鹽瀨とあらたむ、初めは南都に住し、饅頭を製して賣ふ、是奈良饅頭のはじめなり、其子宗二連歌を好て源氏談鈔を編む、名づけて林逃鈔といひ、是を世に饅頭屋本といふ、又節用集を撰す」雍州府志云、「古建仁寺第二世龍山禪師入レ宋、于レ時中華人林和靖末裔林淨因、執二弟子禮一、元順宗至正元年、龍山歸二本朝一日、林淨因相從來、在二本朝一、改二氏鹽瀨一、曾鹽瀨淨因有二數子一、其內一人爲レ僧從二龍山一、則建仁寺中兩足院祖無等以倫是也、故到レ今鹽瀨一家、悉爲二兩足院之檀越一云々、一說、淨因晚年歸二中華一云」廣大和名勝志云、「饅頭屋宗二者、號二方生齋一、姓林、原宋人、當二曆應四年辛巳一、就二建仁寺原西自一レ宋歸之時一、相從來二於此一、在二日本一而姓改二鹽瀨一」云々、

○柿本人麿事跡考 竺顯常撰

大和名所圖會云、「相國寺の大典禪師、近年人麿事跡考を著す」

○竹取物語

大和名所圖會云、「高市郡竹取、今は高取と書けり、詞林採葉曰、竹取の翁の舊跡は、大和國に竹取の城とてをどろ〳〵しく聞えし、是なりといふ、竹取物語の翁駿河國八綱の里に住みし人なれば、別の人にぞ侍りなん、むかし竹取翁といふありけり、季春の月に、岡にのぼりてながめけるに、九人の仙女に逢ひけり、翁、死なばこそあひ見ずあらめ生てあらば白髮子等に老ざらめやも、又をとめのよめる歌九首あり、委は萬葉集に見えたり」

○新葉和歌集 勅撰

大和名所圖會云、「芳野郡實城寺、又は金輪寺ともいふ、建武三年より後醍醐天皇皇居にさだめられ、北朝と南朝と相分かれ、年號も兩朝よりぞ出されける、天皇敕して新葉和歌集をえらばせ給ふ」

○職原鈔 二卷、源親房撰

櫻雲記云、「南朝興國二年、北京曆應三年、新帝後村上、吉野を帝都とすといへども、行宮殿閣なし、月卿雲客微少にして昇進除目殆斷絕せんとす、於レ是二月下旬、源親房常陸小田城に居して、職原鈔二卷を作りて吉野へ獻じ奉る、百官諸位職掌を指すが如し、末代に至つて帝都の龜鑑といひつべし、親房卿博識宏才にして、今東國にあつて文藻一軸に不レ從して、輒く是を著す事、只凡慮のおよぶ所にあらずなん」云々、

○經國集 敕撰

山城志云、「良峯安世、桓武天皇之子、延曆二十一年

賜二姓良峯朝臣一、貫二右京一、少好二鷹犬一事二騎射一、自餘伎藝皆稱二他不一レ能比一、及二成立一始讀二孝經一、捨レ書而歎曰、名教之極、其在レ玆乎、能レ書解二音字一、累二歷顯要一、弘治五年任二參議一、六年任二左京大夫一、十二年爲二中納言一、敍二從三位一、天長四年敕二安世與一滋野貞主等一、撰二近代詩人所一レ作之詩一、勒成二兩帙一、名曰二經國集一、南淵弘貞、菅原清公、安倍文繼、安部吉人亦預焉、五年拜二大納言一、七年薨、年四十六」

○治瘡記大村直福吉撰

山城志云、「大村直福吉、承和二年十月、賜二姓紀宿禰一焉、福吉妙二得療瘡之術一、天皇寵愛、賜二之宅居一、遂據二其口訣一、令レ撰二治瘡記一、」

○姓氏錄敕撰

山城志云、「萬多親王、桓武天皇第五子也、敍二四品一任二中務卿一、弘仁中奉レ詔、與二藤原園人、藤原緒嗣、阿部眞勝、三原第平、上毛野穎人等一、撰二姓氏錄一、」

○攝養要訣廿卷、物部廣泉撰

山城志云、「物部廣泉、左京人也、少學二醫術一、多見二方書一、天長初爲二醫博士一、兼二典藥允一、遷爲二侍醫一、兼二內藥正一、累二遷三河權守一、廣泉藥石之道、當時獨步、齡至二老境一、鬚眉皎白、皮膚悅澤、體氣猶強、貞觀二年十月卒、年七十六、撰二攝養要訣廿卷一行二於世一矣」

○續日本後紀春澄善繩撰

山城志云、「春澄善繩、本姓豬名部造、伊勢國員辨郡人、字達、賜二姓春澄朝臣一、移隸二左京一、弱冠入レ學、耽二讀群籍一、未二嘗輟一レ手、博涉多通、妙二於藻思一、夙所二閱覽一、多誦二於口一、有レ兼二人之敏一、時之好一、學無二能及者一、天長之初補二文章得業生一、累遷爲二東宮學士一、尋任二文章博士一、貞觀二年拜二參議式部大輔一、六年兼二近江守一、先レ是奉レ詔撰二修續日本後紀一、迄二于十一年一筆削甫就、詣レ闕獻レ之、是年授二從三位一、十二年二月薨二東京里第一、年七十四」

○貞觀式藤原氏宗等撰

山城志云、「藤原氏宗、累二歷顯要一、官至二右大臣一、爵進二正三位一、貞觀十三年六月、氏宗與二南淵年名、大江音人、菅原是善、紀安雄等一、撰二定貞觀式一、貞觀十四年六月薨」

○世要動靜經三卷、滋岳川人撰

○指掌宿曜經一卷、同　○滋川新術遁甲書二卷、同

○金匱新註三卷、同

山城志云、「滋岳川人、作二世要動靜經三卷一、指掌宿曜經一卷、滋川新術遁甲書二卷一、金匱新註三卷一、任至二從五位上陰陽頭兼安藝權介一」

○群籍要覽四十卷、敕撰　○弘帝範三卷、同

○貞觀格式同

山城志云、「大江音人、仁壽二年任二民部少輔一、累遷爲二參議左衞門督一、音人別奉レ敕撰二群籍要覽四十卷一、弘帝範三卷一、又敕與二菅原是善等一撰二貞觀格式一、其上表幷式序、皆是音人之辭也、元慶元年十一月薨一、又云、「紀安雄、父本姓宿田、讚岐國人、至二于安雄一賜二姓紀朝臣一、爲二左京人一、安雄幼以二學行一見レ稱、性寬綽柔順、訓物始補二得業生一、天安二年爲二大學直講一、貞觀初、渤海國王遣レ使朝聘、以二安雄一爲二存問兼領客使一、九年轉二助敎一、此時敕擇二有識公卿大夫一、撰二格式一、安雄預レ之、累遷爲二武藏守一、政績簡重、吏民安レ之、仁和二年五月卒、年六十五」

○都良香集六卷、都良香撰

山城志云、「都良香、貞觀中爲二文章博士兼大內記越前權介一、元慶三年二月卒、年四十六、有二集三卷一、」

○文德實錄十卷、菅原是善撰　○東宮切韻二十卷、同

○銀牓輸律十卷、同　○律韻詩集十卷同、

○會分類集七十卷、同　○菅原是善家集十卷、同

山城志云、「菅原是善、嘉祥三年授二正五位下一、累遷爲二大學頭一、尋拜二參議刑部卿一、是善撰二文德實錄十卷一、都良香預レ之、又自撰二東宮切韻二十卷一、銀牓輸律十卷、集韻律詩十卷、會分類集七十卷一、又有二家集十卷一、元慶四十年八月卒」

○古今和歌集紀貫之等撰

山城志云、「紀貫之、望行之子、少有二異才一、歷二內外一、天曆九年卒、職紀友則、凡河內躬恒、壬生忠岑、紀貫之已下四人、延喜五年俱撰二古今和歌集一、」

○延喜式五十卷、敕撰

山城志云、「藤原忠平、時平之弟、累二歷顯官一、承平六年拜二太政大臣一、天曆三年八月薨、年七十、贈二正一位一、封二信濃公一、謚二貞信一、嘗奉レ敕、與二藤原清貫、大中臣安則、伴久永、阿刀忠行等一撰二延喜式五十卷一、」

○西宮鈔源高明撰

山城志云、「源高明、延喜帝之子也、稱二西宮一、諳二誦朝廷故事一、著二西宮鈔一、」

○倭名類聚鈔源順撰　○源順家集一卷、同

山城志云、「源順、擧之子、聰明博覽、最能屬レ文、兼善二

和歌、累自二東宮學士一遷二能登守一、嘗著二倭名類聚鈔一、又有二家集一卷一、」

○後撰和歌集源順等撰

山城志云、「源順、大中臣能宣、清原元輔、紀時文、坂上望城、源順已下五人、俱撰二後撰和歌集一、」

○萬葉集訓解坂上望城撰

山城志云、「坂上望城、敕令レ侍二昭陽舍一、訓二解萬葉和歌集一、」

○新國史藤原實賴撰

山城志云、「藤原實賴、忠平之子也、稱二小野宮一、有二賢才之譽一、奉レ敕撰二新國史一、天祿元年五月薨、年七十九、贈二正一位一、封二尾張公一、謚二清愼一、」

○本朝麗藻高階積善撰

山城志云、「高階積善、成忠之子、好レ學善レ詩、寬弘中撰二本朝麗藻一、」

○拾遺和歌集藤原公任撰　○和漢朗詠集同

○金玉集同　○深窓祕鈔同

○新撰髓腦同　○北山鈔同

山城志云、「藤原公任、實賴之孫、賴忠之子、累遷大納言一敍二正二位一、爲レ人博識、尤好二詩賦一、兼善二和歌一、撰二拾遺和歌集一、又著二和漢朗詠集、金玉集、深窓祕鈔、新撰髓腦、北山鈔等一、」

○後拾遺和歌集藤原通俊撰

山城志云、「藤原通俊、經平之子、累二遷參議治部卿一、性好二和歌一、應德三年撰二後拾遺和歌集一、」

○江家次第大江匡房撰

山城志云、「大江匡房、音人六世、舉周之子、幼而入レ學、博覽多識、而能屬レ文、尤巧二詩賦一、兼善二和歌一、自二大藏卿一遷二太宰權帥一、尋爲二中納言一、嘗著二江家次第一、其子隆兼亦能屬レ文、家聲彰聞、」

○小右記藤原實資撰

山城志云、「藤原實資、實賴之孫、稱二小野宮右大臣一、作二小右記一、」

○本朝文粹藤原明衡撰

山城志云、「藤原明衡、宇合之後、好レ學善二文章一、撰二本朝文粹一、」

○朝野群載三善爲康撰

山城志云、「三善爲康、好レ學屬レ文、永久中著二朝野群載一、」

○金葉和歌集源俊賴撰　○無名鈔同

○散木髓腦同　○源俊賴家集一卷、同

山城志云、「源俊賴、經信之子、累二遷木工頭兼越前守一、尋爲二左京大夫一、性好二和歌一、弘雅秀才、兼善二筆策一、大治年中撰二金葉和歌集一、嘗著二無名鈔、散木髓腦等一、又有二家集一卷一、」

○新撰朗詠藤原基俊撰　○悅目鈔同

山城志云、「藤原基俊、右大臣俊家之子、爲レ人率直、頗涉二書記一、尤善二和歌一、累二遷左衞門佐一、著二新撰朗詠、悅目鈔等一、」

○四季法禮水島之成撰　○女子輯禮同

○水島記同

墳墓圖誌云、「水島之成の墓幷碑、麻布芋洗坂常住山長耀寺にあり、之成元祿十丁丑天八月十四日歿、法名龍賢院一雲日近居士、之成著二述四季法禮、女子輯禮、水島記一、碑銘、水島之成者、不レ知二何許人一、稱二卜也一、先父川崎主水始仕二北條氏直一、又仕二筑前黃門一、後仕二秀賴公一、大坂之役在二城中一、城陷戰歿、而先生孤身流離、及二清平一官一于東武一、辭而學レ禮業成、名聲藉甚、弟子萬數、俊傑百餘人、入レ室者亦不レ少、先生老而矍鑠、誨不レ倦、侍來門至二白屋一、皆得二其歡一、車馬輻二湊其門一、不レ遑二自導一、使二高弟傳レ之、有レ子、名之董、繼二其業一、先生嘗受二摩訶衍法法華傳一、常誦二梵經一、有レ暇乃圍レ棊茶談、以爲レ樂焉、壽九十視聽不レ衰、一日無レ病而卒、時元祿十年八月十四日也、遠近愛惜、不二唯門人一也、嗚呼先生游レ藝、德行君子也、於レ是乎略二記其始末一、以傳二不朽一焉、銘曰、業日積盛、德月富有、講レ禮傳レ禮、名聲不レ朽、元祿十年九月十四日伊藤甚右衞門幸氏謹誌、寬政八年八月十四日因二百年忌辰一再建焉、」

○落穗集十六卷、大道寺友山撰

○靈岸夜話十一卷、同　○武道初心集五卷、同

○落穗集追加十卷、同　○大將傳同

○五臣論同　○雷鳴論一卷、同

○岩淵夜話集同　○岩淵夜話別集一卷、同

○靈岸夜話大意辨同

山城志云、「大道寺友山の墓は、芝切通シ東雲寺にあり、右墓銘文、先考知足軒先生者、大道寺氏、平姓也、諱重祐、稱二孫九郎一、老而號二友山一、其先出レ自二內府重盛一、壽永中平氏亡滅、其裔匿二於城州綴喜郡大道寺邑一、因氏焉、中葉有二大道寺太郎重時者一、長享中親族伊勢氏倔二起於東方一、稱二北條氏一、居二城於相州小田原一、方二

此時一也、重時最有二汗馬之功一、歷二事北條氏一、遂居二於武州川越一、其子駿河守政繁繼レ業、蓋與遷二於上州松井田一、兼統二兩城之兵一、天正十八年、會豐臣秀吉攻二小田原一、躬自勒レ兵而據二松井田一、此年秋七月北條氏悉滅矣、於レ是自殺、葬二于松井田補陀寺一矣、政繁之長子孫九郎直繁在二川越一、聞二小田原之急一、而俾二弟隼人守一川越城一、單騎而赴二於小田原之難一矣、城陷、至二於城主氏直入一レ于高野山一、直繁從レ之、氏直薨後奉二仕東照神君一、慶長七年四月十二日卒二于城州伏見一、其男繁久蒙二台命一、屬二于越忠輝公一、寬永十八年卒二於越後州一、此時先生三歲、而承二其系統一、九挑燈之纏大文字旗今尚傳焉、母曾我氏、先生及レ長、去二古鄉一來二于武城一、隨二小畑景憲一、北條氏長一、且學二於遠山信景一、大原吉德一、山鹿高祐一、而窺二甲陽機變之蘊奧一也、夫於二人倫之交一、修齊治平之理一、則厚信二聖教一、不レ惑二于異端邪學一、年壯寄二于淺野家一、行爲二會津侯之客一、成二隱勳數回也一、有レ故見レ疎、遂居二于武州岩淵一而經レ年、前先生去時有二倭歌一、其言切直而無二怨悔一、則侯一見而感焉、復接遇如レ舊、及二晚節一而應二我越前侯之招一、充二賓位一、恩遇甚篤、去年九十一歲、登二于日光山一拜二神廟一、且拜二戴神盃一、生涯之榮

何以加レ之、娶二中西氏一、有二五子一、三男二女一、一曰二風山一、五歲夭、次曰二胤昌一、義二子于德永氏一、次曰二繁鄉一、適予也、繼二家系一、稱二孫九郎一、今仕二越前侯一、一女嫁二津輕氏一、二女嫁二大久保氏一矣、先生自レ少迄レ老、以二兵法一鳴レ世、洽遊二說諸侯一、能談二故事一、又著二岩淵夜話、落穗集一、且述二大將傳一、五臣論一、遺稿亦多矣、先生爲レ人節儉強直、而有二大度一、主二忠信一、知二義命一、善容レ衆貴レ賢、平日詠歌儘有二逸作一、又自好畫二壽星像一、倣レ事雖レ不レ足二以言一、毫端解明尤可レ愛、但常樂レ遇レ老於太平之時一而已、寬永十六年己卯生二于越後州村上邑一、今玆享保十五年庚戌冬十一月二日歿二于武州江戶靈巖島之邸舍一、年九十二矣、一言不レ老、以二天年一終焉、葬二于城南愛宕山下青龍禪林一矣、和南謚曰二壽德院殿節忠友山居士一、古人有レ言、先祖無レ美而稱レ之、是誣也、有レ善而不レ知、不明也、知而不レ傳、不仁也、不肖子繁鄉本レ禮意考二譜表事一、哀慕悲泣、謹述二其梗槩一、以備二不朽一云爾、友山壯年浪人の時に、江戶の北方王子村の邊岩淵といふ所に寓居して、東照宮御代の御事實をかながきの文章もてしるす、是を岩淵夜話といふ、

落穗集追加、友山著述、落穗集、十三、靈岸夜話、十一、武道初心集、五、落穗集追加、十、雷鳴論、一、岩淵夜話集、同別集、靈岸夜話大意辨一、

○四戰紀聞三卷、根岸直利撰、木村高敦訂正
○武德安民記三十一卷、木村高敦撰
○武家閑談二十七卷、同
○武德編年集成九十三卷、同

墳墓圖誌云、「木村高敦が墓、高輪萬松山泉岳寺にあり、墓銘、君諱高敦、字世美、號二毅齋一、武州豐島人也、本姓根岸氏、親父營繕官暫軒翁諱直利之第三子也、親母一色氏、以二延寶八年庚申十二月二日一生レ君、元祿十五年壬午、大衞騎郎木村翁義久無レ子、乞レ君爲レ嗣、因以二其妹一妻レ之、寶永四年丁亥木村翁歿、君嗣爲レ後、享保四年己亥爲二大衞騎郎一、九年甲辰爲二親衞騎郎一、十八年癸丑、擢爲二世子營大官一、奉レ職克敬、寬保元年辛酉、遷爲二世子宮內給事一、命二六品一、君先世未レ有二位六品者一、君乃如レ是、又以爲二寵君一、親父暫軒翁好二紀載一、因稍々纂二神祖事實一、君童齔亦好レ之、及レ長讀二其父書一、始覺下世之紀載者多雜二俗說一、殆失中其實上、慨然志二於編纂一、暫軒翁嘗著二四戰紀聞三卷一、四戰謂二姉川三方原、長篠、長湫四處之役一、神祖之大事也、君從加二訂正一、纂二武德安民記三十一卷一、錄二關原之役神祖受レ命之事一、又記二神祖時人美言偉行一著二武家閑談二十七卷一、又更博訪旁搜、得二神祖一世之事實一而著二武德編年集成九十三卷一、書成而進二之於朝一、賜二時衣二領一、以賞レ之、時辛酉夏也、尋又進二四戰紀聞一、皆副二上意一云、君又博綜二武藝一、最善二擊劍騎馬一、自二諸郎朝士一以下從學者無慮數百人、然君之所レ好在二紀載一、雖二直宿官曹一、必以書策、紙筆自隨、曹事小暇且鈔且筆其退食在二私家一、夜獨坐二一室一、篝燈炯々、事二於撰著一、倦則臥一睡、而覺則興復執レ業、家人莫レ知二其臥起一云、其精苦如レ此、爲二內給事一歲餘、壬戌秋忽寢二病疾一、不レ起、冬十一月一日丙辰終二於家一、年六十三、無レ子、前乞養二淺香氏子一以爲レ嗣、名高章、亦習二擊劍騎馬一、皆熟、自二君內官一、而後命二高章一代レ己教二授門人一、君臨レ終謂二高章一曰、吾受二親母之恩一殊深、願從二其柩於地下一、吾死葬二於其塋側一、故葬二於芝浦原泉岳寺親母一色氏塋側一、太宰純前以二君請序編幷集成一、於レ是高章使二人致一書具レ狀、稱二先君子遺命一以乞二墓銘一、純既受二君知愛一、不二敢拒一其請一、遂爲二之銘一、銘曰、嗚呼世美、生二于羽林一、孤兒孽子、克操二厥心一、出爲二人後一、保レ祿守レ祀、奉レ公無レ私、居

レ家亦理、紀載是好、文史自娛、國初之事、大小必書、成レ卷成レ袠、藏二于祕府一、龍門如レ作、其將有レ取、嗚呼世美、材官之傑、博綜二衆技一、武術最絕、乃如レ之人、埋二骨山原一、不朽惟業、終榮二其門一、信陽太宰純撰、右墓碑正面に、智博徹眞居士木村彌十郎源高敦墓とあり」

○藩翰譜新井白石撰　○東雅同　○南島志同　○蝦夷志同　○孫子兵法擇同　○本朝軍器考同　○方策合論同　○鬼神論同　○停雲集同　○白石詩草同　○白石餘稿同　○北海隨筆同　○同文通考同　○古史通同　○文字考同　○行賞錄同　○骨董錄同　○列祖成蹟同　○讀史餘論同　○折たく柴同

墳墓圖誌云、「白石先生姓は新田の族、源君美、筑前守、はじめ勘解由と稱す、大儒なり、木下順庵の門人、初名璵、字在中、白石は號なり、享保十年五月十九日卒、年六十九、淺草門跡脇高龍山報恩寺塔頭高德寺に葬る、著述書目云々、本朝軍器考、一說に朝倉氏述云云、家の記錄に折たく柴あり」

○詞華和歌集藤原顯輔撰

山城志云、「藤原顯輔顯秀之子、累二遷左京大夫一、敍二從三位一、天養元年撰二詞華和歌集一」

○奥儀鈔藤原清輔撰　○初學鈔同　○袋草子同

山城志云、「藤原清輔、顯輔之子、累二遷長門守一、尋敍二正四位下一、穎悟博古、尤善二和歌一、著二奥儀鈔、初學鈔、袋草子等一」

○中右記藤原宗忠撰

山城志云、「藤原宗忠、稱二中御門右大臣一、好レ學博覽、著二中右記一」

○千載和歌集藤原俊成撰

山城志云、「藤原俊成、俊忠之子、累二遷皇太后宮大夫一、敍二正三位一、英敏宏雅、幼好二和歌一、師二事金吾基俊一、文治四年撰二千載和歌集一、元久元年十一月薨、年九十」

○新古今和歌集九子同撰　○新敕撰和歌集藤原定家撰

山城志云、「源通具、通親之子、累二遷參議一、尋任二大納言一、弘安元年撰二續拾遺和歌集一、九年九月薨、年三十五」

○新後撰和歌集藤原爲世撰　○續千載和歌集同

山城志云、「藤原爲世、爲氏之子、累二遷大納言一、敍二正二位一、性善二和歌一、正安三年撰二新後撰和歌集一、文保二年撰二續千載和歌集一、延元二年八月薨、年八十九」

○玉葉和歌集藤原爲兼撰

山城志云、「藤原爲兼、爲敎之子、累二遷權大納言一、敍二正二位一、正和元年撰二玉葉和歌集一」

○續後拾遺和歌集二子同撰

山城志云、「藤原爲定、爲通之子、累二遷權大納言一、敍二正二位一、元亨二年俱撰二續後拾遺和歌集一、又風雅集則萩原法皇自製作、延文四年、爲定又撰二新千載和歌集一」

○職原鈔源親房撰　○神皇正統記同

山城志云、「源親房、師重之子、任二大納言一、執レ政無レ私、敕爲二准后一、涉二獵群籍一、綴二拾其要一、作二職原鈔及神皇正統記一」

○新拾遺和歌集藤原爲明撰

言一、性善二和歌一、藤原有家、藤原定家、俊成之子、累二遷權中納言一、兼二民部卿一、敍二正二位一、率性穎悟、博覽多通、尤善二和歌一、述作頗多、仁治二年八月薨、年八十、藤原家隆、光隆之子、累二遷宮內卿一、尋敍二從二位一、英敏秀拔、尤善二和歌一、人稱二當世人麻呂一、藤原雅經、通具已下五人、元久三年撰二新古今和歌集一、又源家長、藤原清範、鴨長明、藤原秀能亦預焉、後定家獨撰二新敕撰和歌集一」

○山槐記中山忠親撰　○水鏡同

山城志云、「中山忠親作二山槐記及水鏡一」

○續後撰和歌集藤原爲家撰

○續古今和歌集三子同撰

山城志云、「藤原爲家、定家之子、累二遷權大納言一、兼二民部卿一、善繼二家業一、建長三年十一月撰二續後撰和歌集一、文永二年又與二藤原行家、藤原光俊等一、俱撰二續古今和歌集一、建仁元年五月薨、年七十八」又云、「藤原基家、良經之第五子、累二遷內大臣一、性好二和歌一、文永二年預二知撰一續古今和歌集一」

○續拾遺和歌集藤原爲氏撰

山城志云、「藤原爲氏、爲家之子、性善二和歌一、累二遷大

山城志云、「藤原爲明、爲藤之子、累ニ遷權中納言一、敍ニ正二位一、貞治三年撰ニ新拾遺和歌集一、」

○新後拾遺和歌集二十同撰

山城志云、「藤原爲重、爲冬之子、權大納言、永德二年、俱撰ニ新後拾遺和歌集一、」

○愚問賢註藤原良基撰　○百寮訓要鈔同

山城志云、「藤原良基、兼實七世、道平之子、崇光帝時任ニ左大臣一、爲ニ關白一、尋拜ニ太政大臣一、敍ニ從一位一、能居ニ亂世一、盡レ忠所レ事、著ニ愚問賢註一、百寮訓要鈔等一、」

○河海鈔源善成撰

山城志云、「源善成、順德院第三世孫、號ニ四辻左大臣一、好レ學、著ニ河海鈔一、」

○新續古今和歌集藤原雅世撰

山城志云、「藤原雅世、中納言、永享十年撰ニ新續古今和歌集一、」

○蜻蛉日記道綱母撰

山城志云、「道綱母、藤原倫寧之女、關白兼家妻、著ニ蜻蛉日記一、」

○源氏物語紫式部撰　○紫式部日記一卷、同

山城志云、「紫式部、藤原爲時女、事ニ上東門院一、著ニ源氏談一、又有ニ日記一卷一、」

○榮花物語赤染衛門撰

山城志云、「赤染衛門、時用之女、事ニ上東門院一、著ニ榮花談一、」

○枕草子清少納言撰

山城志云、「清少納言、清原元輔女、事ニ一條帝皇后一、幼而好レ學、頗通ニ史漢一、著ニ枕草子一、」

○諸經註釋六十三卷、釋常騰撰

山城志云、「常騰、姓高橋氏、京兆人也、道業純淑、博究ニ經論一、決ニ擇義理一、獨ニ步一時一、嘗著ニ諸經註釋六十三卷一、學者傳誦、弘仁六年九月卒、年七十三一、」

○大經要義七卷、釋實範撰

山城志云、「實範、姓藤氏、諫議大夫顯實弟第四子也、初投ニ興福寺一學ニ相宗一、又如ニ醍醐寺一、稟ニ密法于藏覺範一、博搜ニ索諸宗一、而歎ニ律幢之傾頹一、乃加ニ心披一、尋感ニ靈夢一、赴ニ招提一、已得ニ戒傳一、卽歸ニ中川寺一開ニ律講一、行ニ羯磨一、自レ此戒法亦興、初範在ニ忍辱山一、採レ花至ニ中川山一、見ニ地勝形一、申レ官建ニ伽藍一、名曰ニ成身院一、移ニ居光明山一而終、嘗述ニ大經要義七卷一、貞慶法師稱レ之一、」

○續日本紀淡海三船撰

大和志云、「淡海三船、皇子大友曾孫、修ニ撰續日本紀一、才學冠ニ一時一、」又云、「中科巨都雄、當麻永嗣、俱預レ撰ニ續日本紀一、」

○民部省例二十卷、和氣清麻呂撰　○和氣譜同

大和志云、「和氣清麻呂、高野天皇愛ニ信之一、此時僧道鏡得ニ幸於天皇一、出入警蹕、號ニ法王一、慶雲三年、太宰主神阿蘇麻呂媚ニ道鏡一、矯ニ八幡神託一曰、令ニ道鏡卽ニ帝位一、天下太平、道鏡聞レ之情喜、天皇召ニ清麻呂一曰、夢有レ人、來稱ニ八幡神使一云、爲レ奏ニ事情一、下ニ尼法均一、朕答曰、法均軟弱、難レ堪ニ遠路一、遣ニ清麻呂一、汝宜ニ早參聽ニ神之敎一、道鏡復喚ニ清麻呂一、募以ニ大臣之位一、先レ是路眞人豐永爲ニ道鏡之師一、語ニ清麻呂一曰、道鏡若登ニ天位一、吾以ニ何面目一可レ爲ニ其臣一、吾與ニ二三子一、共爲ニ今日之伯夷一耳、清麻呂深然ニ其言一、往禮ニ神宮一、歸來奏以レ實、天皇不レ忍レ誅、流ニ大隅國一、于レ時藤原百川愍ニ其忠烈一、制ニ備後國封戶鄉二十戶一、送充ニ於配所一、寶龜元年敕復ニ本位一、至ニ從三位民部卿一、清麻呂練ニ於庶務一、尤明ニ古事一、撰ニ民部省例二十卷一、奉ニ中宮一、又撰ニ和氣譜一奏レ之、帝甚善レ之、大學南邊以ニ私宅一置ニ弘文院一、延曆十八年二月薨一、」

○删定令橘入居撰

大和志云、「橘入居、延曆中屢上書、言ニ便宜事一、多ニ補益一、徵爲ニ右中辨一、所レ言政務多被レ納、奏撰ニ删定令一、十九年二月卒一、」

○凌雲集小野岑守撰

大和志云、「小野岑守、博學善屬レ文、嵯峨帝朝奉レ敕撰ニ凌雲集一、」

○文華秀麗集仲雄王撰

大和志云、「仲雄王、嵯峨帝朝奉レ敕撰ニ文華秀麗集一、」

○弘仁式藤原冬嗣撰

大和志云、「藤原冬嗣、內麻呂第二子、器局溫裕、識量弘雅、才兼ニ文武一、道叶ニ變諧一、賓レ客接レ物、能得ニ衆人歡心一、分ニ封戶一以賑ニ諸貧弱一、建ニ學館一而勸ニ子弟一、延曆二十年任ニ大判事一、累ニ歷顯官一、大同二年爲ニ參議左衞門督一、弘仁三年任ニ左近大將一、尋敍ニ從三位一、七年除ニ中納言一、九年轉ニ大納言一、加ニ正三位一、十二年拜ニ右大臣一、敍ニ從二位一、天長二年轉ニ左大臣一、三年七月薨、年五十二、詔贈ニ正一位一、嘗奉レ敕撰ニ弘仁式一、藤原葛野、秋篠安人、藤原三守、橘常主、物部敏文等預焉一、」

○令義解清原夏野撰

大和志云、「清原夏野、小倉王第五子、累遷參議中大納言、尋拜右大臣、承和四年十月薨、年五十三、嘗奉勅撰令義解、南淵弘貞、善道、眞貞預焉、」

○日本紀舍人親王撰

大和志云、「舍人親王、天武天皇第三子也、博識宏才、善熟古事、文武天皇授二品、養老二年爲一品、四年五月奉勅修日本紀、八月知太政官事、天平七年十一月薨、贈太政大臣、天平寶字三年、淡路帝追尊曰崇道盡敬天皇、」

○一乘要訣釋源信撰　○往生要集同

○阿彌陀經疏同　○大乘對同

○俱舍鈔同　○因明相違註釋同

大和志云、「源信、姓卜氏、葛木郡人也、父名正親、母清氏、上叡山事慈覺、天性聰明、究顯密敎、五種法師、四種三昧、無不薰練、過壯歲、忌榮名、屛居橫川、專以著述爲己任、所謂一乘要訣、往生要集、阿彌陀經疏、大乘對、俱舍鈔、因明相違註釋等也、台嶺敎法此時爲盛、負笈承業者多、時號慧心院僧都、信作二吾宗二十七疑問宋國南湖智禮法師、寬仁元年三月十日、結定印端坐遷化、壽七十三、」

○律令敕撰

大和志云、「忍壁皇子、一作刑部、天武天皇皇子也、文武天皇敕皇子及藤原不比等、下毛野朝臣古麻呂、伊吉連博德、伊奈部連馬養等、撰定律令、大寶三年爲知太政官事、慶雲二年五月薨、」又云、「藤原不比等、一作史、鎌足之子、持統天皇十年授直廣貳、任中納言、大寶元年敍正三位、爲大納言、和銅元年加正二位、拜右大臣、養老四年八月病革、天皇甚愛惜、大赦天下、以禱焉、壬申薨、年六十三、敕贈太政大臣正一位、謚文忠公、公博學雄文、嘗與刑部親王等、俱奉勅撰律令、中興國典、朝廷無事、四海平治焉、天平寶字四年追封淡海公、」

○和歌式藤原濱成撰

大和志云、「藤原濱成、麻呂之子也、略涉群書、頗習

大和志云、「清原夏野、小倉王第五子、累遷參議中大納言、尋拜右大臣、承和四年十月薨、年五十三、嘗奉勅撰令義解、南淵弘貞、善道、眞貞預焉、」

○一乘要訣釋源信撰　○往生要集同

○阿彌陀經疏同　○大乘對同

○俱舍鈔同　○因明相違註釋同

大和志云、「源信、姓卜氏、葛木郡人也、父名正親、母清氏、上叡山事慈覺、天性聰明、究顯密敎、五種法師、四種三昧、無不薰練、過壯歲、忌榮名、屛居橫川、專以著述爲己任、所謂一乘要訣、往生要集、阿彌陀經疏、大乘對、俱舍鈔、因明相違註釋等也、台嶺敎法此時爲盛、負笈承業者多、時號慧心院僧都、信作二吾宗二十七疑問宋國南湖智禮法師、寬仁元年三月十日、結定印端坐遷化、壽七十三、」

○初瀨寺緣起一卷、菅相公撰

大和志云、「城上郡初瀨寺、一名豐山寺云々、寺有本緣起文一卷、傳云、菅相公所記、」

○新字四十四卷、境部石積撰

大和志云、「境部石積、天武帝十一年、奉勅著新字四十四卷、」

術數、以宰補胤、職歷內外、性率直、吏民甚憚焉、寶龜中至參議從三位、歷彈正尹刑部卿、天應元年坐事左遷太宰帥、延曆九年薨、年六十七、或云、嘗好和歌、著和歌式、」

○續日本紀菅野眞道撰

河內志云、「菅野眞道、山守之男也、其先百濟國人、寶龜九年二月爲少內記、自是累官、延曆四年爲東宮學士、八年正月從五位上、三月爲伊豫守、七月上表、請改連姓賜朝臣、於是賜菅野朝臣、延曆十六年兼伊勢守、二月加從四位上、依撰續日本紀之勞也、三月任右大辨、七月爲伊豫守、九月拜勘解由長官、十七年十月爲左衞士督、二十年正月兼相摸守、二十二年正月任參議、二十五年正月兼太宰大貳、任山陰道觀察使、五月敍正四位上、大同二年六月兼刑部卿、十一月遷民部卿、三年三月任左大辨、十一月兼大藏卿、四年三月授從三位、六月任宮內卿、五年七月爲常陸守、弘仁三年正月十日致仕、五年六月薨、年七十三、」

○二諦義一卷、釋隆海撰　○方言義一卷、同

○四諦義二卷、同　○二智義二卷、同

○比量義二卷、同　○因明句義二卷、同

攝津志云、「隆海、姓清海氏、攝州人、承和十三年爲維摩會講、師生平勤述作、二諦義、方言義各一卷、四諦義、二智義、比量義、因明句義各二卷、」

○徒然草吉田兼好撰

兼好傳記序云、「吉田兼好者、卜部兼顯子、大織冠十八世孫也、仕後宇多院而爲武衞次將、正中元年帝崩御後、截髮入修學院、以俗名卽爲法名、其爲人博覽而探儒入佛、識公事、且好元莊詩家集、倭歌者二條家之門葉、而入五代敕撰、世稱四天王、所著徒然草、家集、憤世俗觀如幻、有逝水不舍晝夜一嘆、而與感人情抒我見、所謂華人筆隨筆類也云云、抑寂寞草傳世久矣、古往今來爲註解之、十有餘書、觀爲其書者猶頗爲歌書之見、或浸淫釋氏之道、未能得兼好骨髓者乎、」同書序云、「吉田の兼好が書けるつれ〴〵草なん、こと葉ゆたかにたけたかくして、この國もろこしの文の道をしたひ、しかの園わしの峯の御法をうかゞひ、飛鳥河の淵瀨つねならぬ世を悟し、鳥邊山のけぶり立さらぬを明して、一向身の安からんことをねがふ、」下略、

○新拾遺集頓阿法師　○井蛙鈔同
○草庵集同

兼好傳記序云、「愚鈔に、頓阿者小野宮大納言能實後胤也、二條爲世卿の門弟にて、古今傳受の一流なり、爲明卿新拾遺集撰び給て、未〻終でうせ給ふに、頓阿續〻之といへり、所〻著井蛙鈔あり、家集を草庵集といふ、時代後宇多院、後光嚴院之頃法師也、至二貞享二乙丑年一三百餘年一」

○徒然草吉田兼好撰

本朝遯史釋元政云、「兼好者、兼顯子也、後宇多院北面之臣也、任二左兵衞佐一、帝崩之後出塵嘉遯、有二文才一善二倭歌一、當時與二頓阿淨辨慶雲一其名相比、世稱二和歌四天王一也云々、曾過二木曾路一、有二詠歌一、且暇日作二倭語草子一號二徒然草一、其憤二世俗一、觀二生死一、感二時序一、摸二風景一、說二人情一、抒二私見一、固是倭文之尤者也、又贊云、吁徒然之草、乃華人筆二隨筆一類也」、內裏雛云、「神恩院山の內、兼好法師世をのがれて此所にすみ、つれ〴〵草を書きし跡なり、兼好は云々、觀應元年四月八日六十八歲にて卒せり」、

○草庵集頓阿法師撰

本朝遯史釋元政云、「頓阿者小野宮大納言能實後胤也、二條爲世卿の門弟にて、古今傳受の一流なり、爲明卿新拾遺集撰び給て、未〻終でうせ給ふに、頓阿續〻之といへり、所〻著井蛙鈔あり、家集を草庵集といふ、時代後宇多院、後光嚴院之頃法師也、至二貞享二乙丑年一三百餘年一」

○徒然草吉田兼好撰

本朝遯史釋元政云、「兼好者、兼顯子也、後宇多院北面之臣也、任二左兵衞佐一、帝崩之後出塵嘉遯、有二文才一善二倭歌一、當時與二頓阿淨辨慶雲一其名相比、世稱二和歌四天王一也云々、曾過二木曾路一、有二詠歌一、且暇日作二倭語草子一號二徒然草一、其憤二世俗一、觀二生死一、感二時序一、摸二風景一、說二人情一、抒二私見一、固是倭文之尤者也、又贊云、吁徒然之草、乃華人筆二隨筆一類也」、內裏雛云、「神恩院山の內、兼好法師世をのがれて此所にすみ、つれ〴〵草を書きし跡なり、兼好は云々、觀應元年四月八日六十八歲にて卒せり」、

○草庵集頓阿法師撰

本朝遯史釋元政云、「頓阿法師は、其頃和歌の四天王といはるゝ程の歌人なり、草庵集とて、一生のよみし名歌をえらみてつくり給へり」、

○元亨釋書釋虎關撰　○濟北集二十卷、同

○三十韻同

本朝遯史紀元政云、「東福寺寺中の海藏院は、世にもてはやす虎關和尚の寺なり、虎關の作は元亨釋書、濟北集、三十韻なり」、

○弘仁格十卷、冬嗣公撰　○弘仁式四十卷、同

次嶺經云、「勸學院、今の雀森、其名殘る也、嵯峨天皇御宇弘仁十二年に、閑院の冬嗣公此院を建て、藤原の氏人の學問所とせり、此冬嗣公弘仁格十卷、弘仁式四十卷、敕をうけ給りて學生におほせて撰ばせ給へりとぞ」、

○伊勢物語伊勢撰

次嶺經云、「伊勢家、二條南東洞院にあり、伊勢は大和守繼蔭のむすめ、七條の后宮の女房、伊勢物語を作りて后宮へ奉れる人なり」、

○和語記日與上人撰

次嶺經云、「本能寺日與上人連歌を好めり、和語記を述作して經文の歌を書きつらねて、法華經の旨を說けり」、

○枕草子清少納言撰

次嶺經云、「誓願寺に清少納言の墓あり、少納言の局は清原元輔のむすめ、一條院の后宮定子の女房、風流優美の人なり、枕草子を作る、文體紫式部の源氏物語にならび用られて、清紫の二女と世に稱す、父兄にわかれて後阿波國にたゞよひつゝ尼になれりしを、一條院尋ねめぐませ給ひて都にのぼり、此寺にて終りをとれりと緣起にあり」、

○古今集敕撰

次嶺經云、「壬生の北の里ばなれに、忠岑屋敷とて田畠の中に有り、一とせこゝより古硯をほり出たり、忠岑の名あり、その硯のさま珍奇にして、世にうつしもてあそびて忠岑硯の形といひあへり、今地藏院の寶物となれり、忠岑は泉大將定國の隨身なりし、和歌にあやしくたへなるによりて、延喜五年古今集をえらばれし時、四人の撰者に召くはへらる」、

○源氏辨引鈔切臨撰　○伊勢物語集註同

次嶺經云、「七條道場、號二金光寺一、此寺內乘阿號二一花堂一、和歌の人にて、古今和歌集を傳授し、源氏物語を講談する聞えありて、後陽成院のみかどにめされて源氏をかうせち仕れり、其弟子切臨、源氏辨引鈔を作り、伊勢物語集註等を述作して世におこなへり」、

○三敎指歸弘法大師撰　○祕府論同

○性靈集同　○祕藏寶論同

次嶺經云、「空海は佐伯道長の子、俗名直實といひし、母は從五位下阿刀宿禰大足の妹、讚岐國多度郡の人也、十二歲にて外典をまなび、十八にして石淵の勤操僧正の弟子となり出家して、延曆廿三年に入唐し、青龍寺の惠果和尚に眞言の密法をうけ、大同元年に歸朝して高野山をひらき東寺を給はり、仁明帝の承和二年三月廿一日、高野山金剛峯寺にて入定せり、六十二歲、醍醐帝延喜廿一年に弘法大師と諡號せり、平生の著述三敎指歸、祕府論、性靈集、祕藏寶論などあり」、

○逍遊集松永貞德撰

次嶺經云、「貞德、名乘は勝熊といひし、剃髮して勝遊軒と軒號に用たりしを、妙寺院逍遊軒と改めしめ給へり、延陀丸、長頭丸などもいへり、攝州高槻の城

主入江五郎政次の孫、松永永種子也、母は冷泉の明融の息女ぞかし、政次討死の年、永種四歳にて龜松丸といひしを、松永彈正一家の故に養子として、生長の後本國寺の僧となせり、落墮して貞德をうめり、貞德和歌をこのみて東光院殿に扈從仕り、源氏物語、百人一首、詠歌大概、この御說を傳受せり、和歌の御引直しをもかうぶりぬ、中院殿也足軒、に徒然草の御說をうけたまはり、飛鳥井殿にもまうでかよひて、歌道の執心年をへし事、戴恩記にしるせり、三條衣棚寶幢坊に住、五條稻荷花咲の宿にも居して、月次の和歌兩度十八日、廿日、俳諧連歌などの會して、京師の數奇者に風雅を習はしむ、今都鄙に此道の盛りにおこなはるゝは、みな貞德が餘流とかや、承應三年霜月十五日、九十餘歲にてうせぬ、鳥羽の實相寺に葬れり、和歌集四冊逍遊集とて世におこなはる、一子昌三號尺五堂、妙壽院の弟子にて、公家武家衆に儒書詩文等の講談したりしに、板倉周防守黑門の西の傍に家を給りて住ぬ、其子永三加州太守につかへて國に下る」

○草山集元政法師撰　○元々唱和集同

○本朝遯史同

次嶺經云、「元政法師、深草の瑞光院といふ所にすみて、霞谷山人といへり、亦不可思議とも名づく、逍遊軒貞德和歌の門人にて、花咲宿の廿日の月次の衆なりし、詩に工みに文をよくす、草山集、元々唱和集、本朝遯史等世におこなへり、一とせいなりにまうでしついでに彼舊跡をとぶらひしに、ちひさき堀の板ばしをわたりて、竹をしるしの墓のさまあはれなりし、湖春伴ひしに、ともに歌よみてかへりぬ」

○和歌式喜撰法師撰

次嶺經云、「喜撰法師の事は、佐々木尊秀の古今序鈔云、橘諸兄の孫、奈良丸の子、醍醐の法師といへり、十吟鈔云、光孝天皇の時、敕をうけ給はりて和歌式を作ると云々、喜撰式、濱成式、孫姬式、是を和歌の三式とて、四病七病八病などを沙汰し、古歌の註など少々あり、花鳥餘情に、喜撰は宇治山に隱居して、密呪を持し、松葉食て仙道を祈り云々、元亨釋書に窺仙とあり、同じ人なるべし」

○鴨長明家集鴨長明撰　○海道記同

○道記同　○四季物語同

○無明鈔同　○方丈記同

○發心集同

次嶺經云、「長明、父は鴨の禰宜長繼なり、應保元年十月十七日中宮叙爵、出家して法名蓮胤、千載集より新千載集の頃まで歌數多く入りたり、家集あり、海道記、道記、四季物語、無明鈔、方丈記、發心集など述作せり」

○拾玉集吉水和尚撰

次嶺經云、「吉水和尚は慈圓、法性寺關白忠通公子、山門六十二代の座主、東山の吉水におはします、嘉祿九年九月廿五日滅、七十一歲、慈鎭と諡す、和歌の集を拾玉集と云、六家集の一なり」

○河海鈔四辻左大臣善成公撰　○細流鈔西三條殿撰

次嶺經云、「河海鈔は、四辻左大臣善成公の述作、源氏物語の正義として西三條殿細流鈔なども此流なり、朗詠集に河海不レ厭二細流一といへる詞によりてなるべし」

○源氏物語紫式部撰

次嶺經云、「紫式部は越前守爲時のむすめなり、御堂殿の北方鷹司殿倫子、の女房、打つゞきて上東門院に候す、源氏物語をつくりて紫上の事をよく書けりとて、紫式部といへり、母は一條院の御めのと也ければ、一條院わがゆかりの者と敕言なりし故、武藏野の心にて紫式部といふともいへり」

○私語二卷、心敬僧都撰

次嶺經云、「橫川十住心院心敬僧都、私語とて連歌の鈔物上下卷述作せり」

○令義解清原夏野撰

次嶺經云、「雙岡仁和寺の前にあり、南より一ノ岡二ノ岡三ノ岡とみつあり、よりてならびの岡といふ、むかし右大臣清原夏野の山莊ありしとぞ、天長十年正月に敕をうけ給りて、令の義解を撰びて奉りし人なり」

○遺心集高辨上人撰

次嶺經云、「高辨上人の歌新敕撰より風雅集まで五六代の集にあり、自遺心集とて歌をあつめられし書あり」

○犬筑波集宗鑑撰

次嶺經云、「宗鑑はもと志那孫三郎とて、公方家の右筆なりしが、出家して山崎にすむ、離宮の一町北の竹の中其舊跡にて、今にあり、平生儒書して業とす、隣

家より油筒とて、宗鑑が竹をこふ事度かさなれり、よりて壁書云、一紙十錢、油筒禁制、俳諧を好みて犬筑波集を撰す、連歌は宗祇弟子にて、其十三回忌をとぶらへる句犬筑波に見ゆ」

群書備考卷之十九

○國本論松平樂翁撰　○求言錄同

平安鬱攸記註云、「白河侯篤好ノ學、其所ニ嘗著一國本論、求言錄等書、流ニ布民間一、競相傳寫、余亦奉ノ閱、皆切ニ世要一、」

○廣大和名勝志植村禹言撰

大和河內旅路の記荒木田久老著云、「二日、けふは疋田村に行んとて、その道のあないよく聞てやどりを出づ、そもそもこの疋田村なる植村禹言といふ人は、いとみやびたる人にて、大和くぬちの事らよく見よく尋て、古きあと所などつばらに明らめしれる人也しが、おとどしまろが許に尋來まして、ひと日ふた日もしたしくかたらひあひしに、かならず倭に來ましなばわが家に來たりませ、奈良のほりは吾里近ければ、くはしく案內せんといひ契り給へりしを、こたびのよすがと思ひたのみて、こゝにも見まくほりする所々おほかれど、彼鹽筒の翁を得て後にこそ見めとて、まづこの疋田村へとはいそぐ也、中略、疋田村にいたれり、かの植村氏を尋てその家に行て、禹言ぬしをとふに、このきさらぎの廿日まり七日の日に、やめる事もなくて俄かに身まかれりといふに、いとかなしく、道の長手をはろ〴〵におもひ恃みて尋來つるも、かひなくく口おしきに、此家の主なりける宗十郎といふ人出きて、けふは五七日にあたりて、あととふ法のわざなどせしと語れるを聞ば、いよ〳〵涙せきあへず、さきに契りし事らおもひ出るにも、うつしみの常なき世とはおもへどもなほはかなきは君にぞありけるといひつゞけらる、かのぬしの書き給へるもの、何くれと取出て見せ給へり、そも廣大和名勝志三十冊まり、伊勢に來ませしおり、そのかへり路に木の國の熊野を經て歸り給へる日記三卷、すべて繪にうつして名だたる所々のゆゑよしは、それが上下に書きしるし給へり、また東海道木曾路などの事をも書き給へるあり、いづれも〳〵つばらに記しおき給へり、かゝる物ら見るにつけても、かへす〴〵うらがなしく、いはんすべなし」下略、

○善隣國寶記釋瑞溪撰

泉州志云、「瑞溪、諱周鳳、堺人也、號ニ臥雲山人一、又號ニ北禪一、僧錄司也、曾撰ニ善隣國寶記一行ニ于世一、」

○擧白集十卷、長嘯撰

洛陽名所集云、「靈山、中略、近頃若狹京極少將入道長嘯此處にすみ給ひしなり、長嘯ことさらに歌道にふけり、世人の口碑にのこる歌おほかめり、すなはち擧白集とて十卷あり」

○古今軍林一德鈔十八卷、山本泰順撰

洛陽名所集、八幡山の條云、「余もとより武學軍道にこゝろざし、おり〳〵和漢の軍書をうかゞひ、往のとし古今軍林一德鈔十八卷をあらはし、去歲の冬十月より茅元儀が輯著せる武備志二百四十卷に訓點し、世に行はれんことを希へり、大かたは和軍に鍛鍊し、おほく漢書にわたらざれば、往々に事理かひなき人もありけり、余いまだ二十に三をくはへし年なめれば、さらに博厚の才學ならねど、性意のいと強きにまかせ、駑鈍をわすれ、經史子集の數百部をたしめり、十が一にだも眼をいれざれば、たゞ來年來日をのみたのみ、かならず朱文公の詞にあたり愆たんこと猶口おし、いらざる事ながらも、今年明年の內一切藏經をくらんため、とある寺に閑寓し、晨晡に筆硯案燈

をやとはんとぞ思へる、尤今後の誹笑さしてしれるなれど、少しはゆるしたまへ、昔晉書をよむものの、額の名につくらん字を覺えざるに同じ、拙きならし」

○五畿內志並河永撰

菅笠日記本居宣長云「さいつ頃並河のなにがしが五畿內志といふ書をつくるとて、おほやけにも申して、その國々所々をこまかに巡りありきて、かゝる事もいとねんごろにたづね奉りし事、げにかの書には何の跡はその里のそこにあり、その村に今は何といふ塚なん、その陵なるなんどやうに、いともさだかに記したるは、何をしるしに定めつるにか、むげにちかきことなれど、その世まではなほ里人もよく辨へしりてかたりけるにや、またおしあてにも定めつるにやと疑はしきこと、はた多かるを、此度かくこゝかしことかつ〳〵も尋ぬるに、とかくさだかならぬにつけては、さまでもつまびらかにはいかにして尋ねえたらんと、いさをの程はおぼろげならず思召しらる」

○三代集　○後拾遺集
○金葉集　○詞花集
○千載集　○新古今集

○新敕撰集　○後撰集

越部禪尼俊成卿女、消息云、觀應二年九月九日頓阿奥書云、此文者續後撰之時、越部禪尼消息先年書置之處、爲權家被借失之間、上略、此撰集量令曰、指此續後撰言、のことがらたゞありのまゝにをそれをはゞからで、詞をませかざること候はず候、申候はゞ、目に及び候にとりては、第一とこそ覺え候へ、その故は、三代集は事たかく世もあがり、昔もとをくへだたり候て、詞のおよぶ事にさふらふまじければさしおき候ぬ、その後後拾遺はよき歌あまりこぼれて候ける世なれば、撰びたてられたるやうげすしく候、金葉集詞花きやう〳〵なるやうに候、千載おちしづまり、まことに敕撰がらはめでたく候、序などもよく候へど、何とやらん大やうにおぼえ候、歌もいたうとゝのひたるらんとも覺え候はず候、新古今、又春の花秋の紅葉をひとつにこきまぜて、鳳池の秋の月、梁苑の雪の夜とかやうたひし心地して、御手づからなる詞づかひまで、めづらしくけだかうおもしろく、京極殿のかんな序など、心詞およびがたく候、ほどよりはみだれたる所も候やうに候、新敕撰はかくれ事候はず候、中納言入道殿ならぬ人のして候はゞ、とりて見たくだにさふらはざりし物に

て候、さばかりめでたく候御所たちの、一人もいらせおはしまさず、その事となき院ばかり御製とて候事、目もくれたる心ちこそし候ひしか、歌よく候らめど、御つま黒あはされたるはいださんとおぼしめしけるとて、入道殿のえり出させ給ふ歌七十首とかや聞え候し、かた腹いたやとうちおぼえ候き、是は皇太后宮大夫俊成のまごにて、定家の子にて、えりいだせ給たる歌のめでたき次第、書きまじへられて候、その世をしらぬ人のときゞ〳〵打まじりて候、まじはりをき所おどろかるゝげもなく、めでたし、あまる所なくたらぬ方なく、左へもかたぶかず右へもたわまず、姿うつくしき女房のつま袖かさなり、唐ぎぬのすがた裳のすそまで、びんひたいがみのかゝり、すそのそぎ美しう、裳のこしひかれたるまで、あなうつくしやとおぼえたるを、南殿の櫻さかりにたてなめて見る心ちし候て、歌も上﨟しくもけだかくも、なつかしうたをやかに、かけたる方なく覺え候、もとよりことばの花の色、匂こそ父にはおとりておはしませど、歌のたましゐは勝りておはしますと申候つる事、あらはれて撰しいたさせ給ひて候、敕撰命いきて見えぬる、返々うれしく候、天暦四年とかや、後撰の後にて序の候はぬもよく候、いかなれば、序に申所かた腹いたき事も、いでき候へば、それに又御鳥羽院の御孫土御門院の御子にてわたらせおはします院の御覽じさだめられ候と承り候へば、ちやわんの物になりをかけて候やうに、きよくうつくしうかたじけなくあふぎて、信もおこりておぼえ候」下略、

○續後撰集

越部禪尼俊成卿女、消息云、「まづいそがれ候ける御心ざしあらはれ候て、集め給はりて候事、かへすゝうれしう悦び見候へ、いたづらごとと覺し候つるながきためしの命も、みたびまでみ候ぬる、歌にとりては、あへ物の方にめでたく候けると覺候、さて此御撰集のことがら、たゞありの儘に恐をはゞからで詞をませ飾ること候はず候申候はゞ、目に及び候にとりては、第一とこそ覺え候へ、其故は、この間、上に出る歌の事とも申度候事、おほく候にこそけざんもしたく候へ、世のつねはまたれし人も此春やのきばの梅のかこたれもせん、色々にさき候へど、にくいけしてうときも人はなどおりても申候ぬ、かやうにそゞろ事いくらも

〳〵申度候、そらもおそろしく、天地四方の耳もおそろしくうつゝましく覺え候へども、思ひ候事かたはしかき散して候、よみとかれぬ物に事よせて、とく〳〵けぶりにませさせおはしませ、命候てかゝる御事をみきゝまいらせ候ぬる、かつ〴〵阿彌陀佛の御むかへのちかづき候とたのもしく候、雲の色のうす紫にひかりさすにしのむかへのおひ風やふく、秋風にみだれし露にぬれわかできえなましかば思ふさへこそ、淺ましく候、今は思ひなかるゝうらみも候はず、我君の御代を見まいらせ候ぬれば、空きよくあふぎし月日そのまゝにくもらざりけるかげのうれしき、又々びんことに申まいらせべく候、のこりおほく候」

○有馬山私雨鈔平子政長撰

有馬大鑑迎陽鈔跋云「いにし寛文壬子の年の暮、平子氏政長入湯の序に、神社佛閣幷に名刹のあらまし尋書き集めつゝ、予にあたへしまゝに、人々の詠めに、そこ〳〵に詞をくはへ、愚詠をもまじへ、有馬山私雨鈔と名附しを、政長梓にちりばめさせ侍り」云々、

○勝尾寺古緣起一軸、淨道上人撰

勝尾寺續緣起云、「古緣起一軸、寶龜十一年淨道上人誌焉」、

○靈夢記一軸、淳空上人撰

勝尾寺續緣起云、「靈夢記一軸、淳空上人誌レ之、此記來由、昔日寛喜後堀河院御宇、元年十二月十日、本州御牧村民俗强欲レ冒二奪山林一、斬伐無二忌憚一焉、山侶忍俊不レ禁、而頗拒レ之、民輩兇狠、凌二辱僧侶一、甚至二刖レ之劓レ之、諍論浹旬、勿レ可二奈何一、時有下僑二居山中一道人號二淳空一者上、頗有二德行聲名一、遭レ人知也、山侶剛欲、託レ空訴二官府一、遂レ怦藉二力於外護檀那一、然空舊韜レ光晦レ跡了、無レ意レ辨二覈其是非一、同月念七日空就レ寢夢、至二一玉闕國脫カ殿上一、有二二官人一、其一爲二一條大相公經一、其一者爲二土御門亞相定通一、各著二衣冠一、相國眠、亞相醒、空亦近臥、而亞相召レ空、空諾、亞相云、儞速須レ稟二山中諍論之儀一、我必加レ力焉、空覺後不レ勝二奇異之想一、方議二告訴之儀一、同二年正月廿七日一撰レ狀、具白二官府一、閏正月念七日特遣二實檢使左金吾景基一、仔細檢察、明二知村民暴虐一、四月廿日忝賜二官府宣一、永定二四至界畔一、其官府宣狀傳至レ于レ今尚存矣、空嘗著二靈夢記一」云々、

○古流記一軸、沙彌心空撰

勝尾寺續緣起云、「古流記一軸、寛元後嵯峨院御宇、元年、老沙彌心空述二此山之緣由一」

○往生要集惠心僧都撰

京童跡追云、「本朝惠心僧都は、往生要集をえらびて漢土まで名をほどこせし、めでたき往生人なり」、

○源氏物語

京童跡追云、「源氏物語に好色をいへるも、人のこのむ所よりして道にひきいれんの方便なり、色慾とのみの管見はあやまりなるべし、易は乾坤をはじめ陰陽男女の事をしるなり、人倫のはじまりは夫婦なればなくて叶はぬ道なり、されども婬するは人倫をみだる、色をいへるは色をいめしまんためなり」、

○御傘松永貞德撰

京童跡追云、「上鳥羽木井郡正覺山實相寺、此所に先師松永氏長頭麿を葬る、今の世に俳諧もてあそぶ輩京師も遠つ國々も、誰か此翁の掟にしたがはざらんや、御傘といふ書は、翁齡の後、道の法を世にあまねくひろめられしなり」、

○奈良刀中川喜雲撰

京童跡追云、「予央すぎ侍る比、奈良にまかり、春日の禰宜高畠に侍り、渠がもとに宿さだめ、日を經てこゝもかしこも見めぐり、日記つくりて外題を奈良刀と云ふ、わざの鈍ければなり、此奈良刀の草稿は、若かりし時も、たび〳〵薪の能など見にまかりける比、發句つかうまつり、長頭麿添削の上にて函底に打おきしまゝ、あつめて一小冊となし侍る」云々、

○みちぐさ　○赤手拭中川喜雲撰

京童跡追云、「武陵に赴きし時、みちぐさと名づけし一冊、又赤手拭といふ草子、これは宇治見物のころ書つゞりしを、袖中に携へ翁のもとにゆき、一返直に讀て老耳をかたぶけられ、再三は小姓によませられ、附墨慈斤ありしも、今ひらきぬれば、此比の人の述作に似かよひたるのみ也、いづれかさきいづれかのち、互にしらず、人の句を犯し侍らぬ理りしかなり、愚句は廿年あなたの事にて侍る也」、

○十因永觀律師撰

京わらべ云、「永觀律師の作の物に、十因といふ書物あり」、

○忠度家集一卷、薩摩守忠度撰

京土產云、「平家の一門都を落て西海に赴かれしに、薩摩守忠度は歌道に數奇の人にて、日ごろ俊成卿に指南をうけられしに、狐川より卿等六騎にて引かへ

し都へのぼり、夜半ばかりに俊成の家の門をたゝき、藻鹽草書おく末のことの葉は後の世までも朽ぬかたみにのこれかし、浮身とゝもに西海の浪のそこに、水くずとなさん事の遺恨なれば、此思詠一卷をまいらせおくなり、敕撰の事あらば思ひ出し給へとて、鎧の引合より卷物一卷取出し、俊成卿にわたされしかば、三位なく〳〵うけとり、御詠一卷あづかり候、敕撰の事あらば思出しはべらんとのたまへば、忠度今は思ひ殘す事なしとて馬にうちのり、前途程遠、馳二思於雁山之暮雲一といふ朗詠を打あげ〳〵うたひて、南をさして落行ける、俊成もあはれに思はれ、後に千載集を撰せられしに、忠度の心ざしを思出で、故郷花と云ふ題にて、さゝなみやしがの都はあれにしをむかしながらの山ざくらかなとよまれし歌、たゞ一首を入られ猶世を憚りてよみ人しらずと書給へるとぞ」

○日本紀三十卷　○紹運系圖一卷、舍人親王撰

京土產云、「元正天皇の御宇養老四年四月に、一品舍人親王敕を奉はりて、日本紀三十卷、紹運系圖一卷を修して奉らる、天平寶字三年六月に舍人親王に崇道盡敬皇帝といふ追號あり、親王の妃當麻夫人を大夫人と贈追あり」

○喜撰式喜撰法師撰

京土產云、「鴨長明が無名鈔に、御室のおく廿餘町ばかり山中に入て、宇治山の喜撰がすみける跡あり、家はなけれども、堂のいしずへなどさだかにあり、これら必ず尋て見るべき事なりといへり、喜撰は仙人にて有けるにぞ、元亨釋書に、窺仙に宇治山に居て密呪を持し、兼ては長生をもとめ、穀を避け服餌して、一旦雲にのりて去きとしるせり、喜撰式とて歌の道しるせる書あり、されど喜撰は唯、我庵は都のたつみ鹿ぞすむよを宇治山と人はいふなりといふ歌より外に、又歌ありとも聞えずとぞ」

○明月記定家卿撰

墨江紀略云、「中納言定家卿、欲レ立二和歌之功業一、以二某歲九月十三夜一參二籠于當社一、夢中有二神託一、曰、汝心月明也、夢覺歡喜躍踊、因倣二明月一記、今其記無レ有二其全本一云」

○楠氏書目一卷、田德本撰

○觀心寺緣起文一卷、後小松帝御撰

蘊古齋磬谷紀行、觀心寺の條云、「僧引二入後廊一、擧二寺寶一置二放格上一、後醍醐帝御手印縅物數十種、又楠河內守及正行正儀正時四賢手書數十通、多綸命副帖也、隻牘片簡、寶二蓄乎好古藻鑑家一者、嘗聞經レ眼、未レ見二如レ此多幅且文富者一也、披二閱之一、頃頗疲二卷舒一、惟忠烈之心、晝墨瀋琳琅、數百歲之下、英氣凜々乎、飛二動于運畫間一、使二人每レ幅悚二體讀一焉、綸命與二手書一、合爲二十卷一、又有田氏手簡十二卷、總會二闔軸二十二卷一、裝褫一樣、標首皆有二書目一、押二縫檜尾山章一、圓徑寸許、篆形端正、俱盛二黑漆方匣數重一、其書當時單軍國機密事、關二繫于本寺一者畢見焉、田德本恐二其散逸一、乃作二楠氏書目一卷一寘二本寺一、今藏在二寺庫一、于二當時一所二貴重一如レ此、後小松帝御製緣起文一卷、近衞藤公書、金題玉躞背裝巨麗、一山所二崇奉一、」

○國符記七卷、行基菩薩撰

豐山傳通記云、「吉田目錄云、長谷寺國符指南記者、行基菩薩受二金剛守護童子之敎一所レ記、有二七卷一、」

○長谷寺勘出緣起文釋智照撰

豐山傳通記云、「行仁上人記云、宇多天皇御宇寬平七年七月二十七日、下二宣旨於長谷寺幷七大寺等一鎭護國家伽藍十八所一、尋二其緣起由來一、爰當寺俗別當左大臣藤原朝臣良世奉レ敕、傳二附別當傳燈大法師位智照一、照依二詔敕一奉レ請二菅相府一、而從二行基菩薩國符記幷寺家流記一、本願上人上表狀等十一卷中一、令レ勘二出當山建立緣起一、則令二長谷寺司等加二署判一、奏二聞公家一、于レ時寬平八年二月五日、菅相府詣二長谷寺一、而向二聖跡一、渴仰無貳、乃至感二靈夢一、倍歡喜、歡喜餘載、位署、製端作成二一卷緣起一、自手染レ筆而書二於紙一、奏二天皇一、又書二於紙一書二於板一、留二寺內一、其板二板、各一丈三尺、懸二于一面堂正面東脇一、云々、

○亮汰口授四卷、亮汰會正撰　○純祕鈔三卷、同

○理趣般若通解二卷、同

豐山傳通記云、「師名亮汰、字俊彥、後改二淨泉一、姓鶴氏、薩州田布施高橋人、延寶甲寅夏洛西大疫、師命二剞劂氏一、印二溫神呪經一、廣與二里邑一、收二經於竹筒一、以掛二門戶一、人僉免二疫氣一、顯證和尙永思二利濟一、俾二師製一之鈔一、上足隆光適到、欣聽二藏疏一起レ信、師爲講レ之、未レ經二旬日一、通篇備畢、光親記二口授四卷一、世以傳焉、洛邑英哲子集、深饑二玄提一師顯二揚密藏一頤二適化無レ方、講二理趣般若一者、前後凡三十七遍、製二純祕鈔三卷一、科二節宗祖文句一、而訂二先蹤謬解一、對二揚薩埵釋經一、而便二後昆涉

獵、加レ之測二聽徒巨レ襲、學業易レ迷、又述二通解一卷一」

○阿字註訓一卷、英岳大僧正撰

○雜章問答三軸、同　○理趣純祕講義六卷、同

豐山傳通記云、「師法諱英岳、字宜春、父宇都宮氏、母多田氏、伊州上野人、誕二于寬永庚辰年一、製二理趣純祕講義六卷一、流二行于世一、且仰二密嚴門宇義一著二註訓一卷一、又記二雜章問答三軸一、集二乎眞俗二諦要津一、與レ遺レ弟焉」

○慈怒鈔二卷、隆光大僧正撰

豐山傳通記云、「師法諱隆光、字榮春、世姓河邊、和州添下郡二條邑人、慶安己丑二月八日誕矣、寶永丁亥草二慈怒鈔二卷一、流二行于世一」

○養生和歌百首賀島道圓撰

尾張名勝志云、「永壽院賀島道圓、號二東和一、近二習瑞龍公一、最達二醫藝一、老後所レ錄有二養生和歌百首一、行二于世一」

○駿河風土記

駿河國志凡例云、「凡世有下號二駿河風土記一一書上、此書者、元明帝之世、令二別國一、集而日本風土記成、其書久遠、數係二回祿一、全書遂沒、或曰、殘編有二十七冊一、駿河風土記其一也矣、故閱レ之、讀レ之數回、而可レ疑者有二八條一、頗非二古典一、爲二姦人欺一レ人、無稽之書一明也、跡部光海翁无評レ之、爲二好事家所一僞作一」

○安國論釋日蓮撰

豆州志稿云、「日蓮在二鎌倉一而著二安國論一、弘長元年夏、上二諸大夫乎時賴一、時賴以謂、斯書通篇、莫レ非二衿伐慢罵、揚レ己抗レ物、且有下誹二謗國政一之意上焉、嫉二其傷一世敎一、卽譎二於豆伊東一、使二朝高監一レ之、居三年、得レ宥而還」

○江戶砂子菊岡沾涼撰

南向茶話云、「菊岡沾涼は字藤右衞門と申候、予も酒井忠昌、知人にて、篤實なる老人にて候、砂子編集は、八年の間江戶中致二往來一、所々にて承合、委く書記致候也、然ども傳說相違有レ之由にて、又々後編を相記す、是に依て當府の地名小說委しければ、予も彼書に有レ之候分は相記さず、菊岡子の功大なりといふべし」

○廻國記釋宗祇撰

南向茶話云、「宗祇の廻國記は、實書ならぬやうに被レ存候、宗祇にては無二之樣沙汰有一レ之候」

○四帖鈔玄賓僧都撰

伊水漫故云、「玄賓僧都は河內國弓削鄕の人、後に備中國湯門寺を開基して入寂、弘仁九年六月なり、世壽八十歲、此海東寺山田郡坂下村、にして編書の物四冊あり、後世に弘まる、四帖鈔と云ふ」

○大西要錄山村昌永撰

邊要分界圖考云、「此書は、和蘭のアムステリダムに於て、レグネルエンヨシェ、オッテンスと云ふ人の所レ刻の萬國全圖中に所レ載なり、山村昌永譯」

○采覽異言新井君美撰

萬國夢物語自序云、「往年新井筑後守君美の著述ありし采覽異言といふ書あり、その書の成し由來を尋るに、寶永戊子の秋の頃、薩州の管內多禰が島の海上に忽一艘の大舶あり、波にあらはれ浪にかくれ、出沒已に數日を經て竟に西を指て行去ぬ、是の島中に一人を見る、被服我邦の人のごとし、語言通せず、これに依て薩州より長崎に報ず、それより長崎の官舍に送り到り、有司その由を問尋すれども、辭通せず皆よく其意を曉ることなし、獨和蘭人いふ、これ邏馬國の人ならんと、其後命ありて其人を東都に送る、和蘭通事又これに從ふ、是歲己丑冬十一月、命せられて筑後守君美其事の由を驗み糺さる、先試に其本國を尋れども、其辭辨ずべからず、他日和蘭人および通事と俱に、地球の圖を出して是を糺す、後いまだ幾ばくならずして、彼も日本の語に通じ、君美も又大西の語を知る、略滯疑なし、これによつて神に領し意に得て、響の應じ鏡の照すがごとく、坐ながら萬里の絕界をして、起然として遠覽歷々眉睫の間にあらしむ、彼一人はこれ實に邏馬國の人なり、和蘭人と俱に地球の圖を糺して成る所の書なり、まことに蠻國の旨趣、萬里の波濤坐ながら見るが如し、然れども其書の內、明人の誤を議し、或は其地の古名を糺し、元明の史書を參考し、世俗の觀覽紛々然たるものあり」、新製地毬萬國圖說凡例云、「官庫の藏むる處、和蘭鏤版萬國輿地全圖、全幅廣さ一丈二尺、長さ七八尺、平圓地毬圖を中にして、四邊に天毬口耀の高下、日月の文食および四行喜形の圖等を列し、下方に萬國の地志ならびに各土產物の圖を附す、此正德中新井白石の邏馬人に示す所にして、卽ち采覽異言の繇て成る所のものなり、當時既に彼すら猶これを驚歎して、吾西土といへども亦得易からず、是の圖と與に、唯三たびのみこれを見ることを得たりと稱する時は、そ

の希世の珍たること、言を待ずして知るべく、但異言に載する處の說、此圖に記したる說と同じからず、意者彼人和蘭の語に通せず、故に此圖の說を讀むこと能はずして只その臆記する處のみを說きたるなるべし」

○北槎聞略十卷、桂川國瑞撰　圖二卷、同

神昌丸源氏御覽記奧書寬政六年甲寅四月篁墩野史、云、「右漂民紀事一卷、桂川國瑞法眼記する所なり、名二吹上秘鈔一、今改二題此名一云、蓋當時訪問の事條等、猶これに限るべからず、此記は法眼自尋訪せし事ども、且切要の事件を摘て載せたるなど、余嚮に永壽院法印の、其時の槩略を語られしを誌せしものあり、夫と併せ讀むべし、徒爾國瑞法眼奉レ旨て、漂人の者に詳聞查訪して、北槎聞略十卷圖二卷を撰して、旨を余に屬して、竊に文詞を刪潤せしむ、および其家に留むる副本に緣起を序せしむる事あるによりて、秘記をし出し視されたるを、請得て寫しおけるなり」

○四季物語賀茂長明撰

溫泉名勝志云、「近世もてはやし侍る長明が四季物語といへる書、疑ふらくは僞書ならむか、筆力もをとり侍り、事實もたしかならぬ事おほし」

○人麿集柿本人麿撰

伊豆勝覽云、「世に人麿の集とて、諸集の和歌を記せるあり、その歌詞風調古に似ざる多し」

○南方海島志秋山章撰

伊豆勝覽云、「伊豆に屬する島々は內地と隔遠なれば、諸事につけ古風の存する事頗る多し、余曾て海島志を編て詳にす」

○正福寺緣起一卷、釋尊海撰

志陽略志云、「正福寺號二靑峯山一、在二松尾村一、有二緣起一卷一、紀南山僧尊海記レ之、事實詳悉也、世稱二大珠一」

○遠江誌藤原重道撰

遠江國風土傳記序云、「近有二藤原重道者一、記二遠江誌一、惜乎不レ果而下世矣、誌亦從亡焉」

○新葉集宗良親王撰

南朝紀傳云、「弘和元年冬十二月、南朝にて宗良親王新葉集を撰奏し給ひ、元弘元年より弘和元年の間、南朝三代幷に月卿雲客男女諸官の和歌を此集にのせて、北朝の臣をのせず」

○宗良親王家集二卷、宗良親王撰

遠江國風土傳記奧書云、「遠江風土傳記を撰み侍るとき、宗良親王の御歌ありぬべしと、引佐人に尋しかば、彼親王の御歌集二卷を示さる、是をひらき見るに、此國に忍ばせ給ひしさまもつら〳〵思ひやられて、年月地名しかきを採出で、引佐郡のおくに書載す、みよし野の花もうき世としのばまし昔をのこすことのはぞ是」

○夫木和歌集藤原長清撰

遠江國風土傳記云、「夫木和歌集者藤原朝臣長清自撰也、或書曰、藤原長清遠江國住人、勝田越前守也、此書蓮昭存生之間者、祕藏而不レ及二外見一、逝去之後、高駿河守依二所望一一本書寫、其後武藏守師直一本書寫」云云、

○神境雜話度會延良撰

神境紀談凡例云、「凡世間所レ藏之神境雜話者、卽此書之草稿也、編纂未レ就、爲二好事者所一寫去一、遂致二廣于世一、自レ今而後、棄二彼雜話一、用二是紀談一可」、

○拾芥鈔

古今常陸國志云、「拾芥鈔作者不レ詳、天正年中所レ撰」、

○神祇寶典尾張敬公撰　○尾張國志尾張誠公撰

○神名式註解度會延經撰

尾張國神名帳集說序天野信景、云、上略、「本州八郡、神祠一百二十一座也、其後國衙錄下國帳所二奠幣一神祠九十餘前上、其係二國典一、官有レ人焉、氏社有二氏人一、國社有二其地祇部一、儀有レ制焉、而恭饗之禮尤盛也、及二皇綱解レ紐、祀典不レ修、其氏人散亡、而爲二兆族私祭一、神祠亦荒蕪四至泥犂、擢二其舊墟一、希存矣、甚者至レ失レ號、無レ由レ訪二其地一者、豈進二于得レ董乎、我敬公國務之餘、記二式內神社之故名神祇寶典一、以藏二祕府一焉、元祿中試公吏有興繼二台旨一、使者司撰修國心、然至二封內神社一者頗不レ甄者多矣、故吾儕等考二諸舊卷雜錄一、略所レ傳梗槩一、撰定未レ畢之間、公家有二不諱一、而諸生終閣レ毫、可レ不二亦哀惜一乎、丁亥仲春正四位下度會神主延經、偶訊二弊廬一、神主曾有レ志二于神名式註解一、而以二其稿一示レ僕、幸一二閱之一、實先人未發之說、而徵者著、失者以足レ解二千古之疑一、其博也其勉也、可レ謂二竹祕書漢一也」、

○尾張風土記

尾張國神名帳集說序天野信景、云、「按、所レ行二于世一本州風土記殘篇一、可レ疑者尤多矣、蓋杜撰僞書歟」、

○日本總國風土記

甲斐名勝志凡例云、「風土記は全く傳はらず、一說に今所〻存風土記は僞書なりと云ふは、誤りなるべし、往昔民部省にて、風土記の中より見安からんために大槩を拔書したる書なるべし、朝野群載曰、延長三年十二月十四日、太政官符曰、五畿七道諸國司、應二早速勘二進風土記一云々、日本總國風土記六十餘卷、元明天皇和銅の頃より集られて、醍醐天皇延長の頃全部す」、

○甲斐風土記

甲斐名勝志凡例云、「今甲斐風土記殘冊、纔に七八葉を存す、その中にも分明ならざる事少からず、然れども鄉名等、和名鈔所〻載不〻異」、

○太田文

甲斐名勝志凡例云、「東鑑に、貞應の頃鎌倉執權北條氏、六十餘州の莊鄉を分ち、太田文と云ふ書を作る、意に此時郡鄉往昔に違しこともありしならん」、

○道草 中川喜雲撰

鎌倉物語云、「一とせ花の都より月のむさしにくだりし時、かまくらにも立寄り、帝都より大樹のおほん許まで、道すがら名所々々を狂句につらね詞につゞけ、一部のさうしとなして、外題を道草といへり」、

○駿河風土記

駿河名所志凡例云、「世にある所の諸州の風土記、おほくは後の人の僞れるもあり、本州にあるもさだかならず」、

○鴨長明海道記

駿河名所志凡例云、「鎌倉志にいへるは、世に鴨長明海道と云ふは非也、歌枕名寄に、海道記載る所の和歌をもて鴨長明とす、歌は長明にして、詞は後の人の贊する所かといへり」、

○藥師如來瑞應傳 比丘尼性撰　○同塵露集 同

掃塵夜話 釋善慧著、云、「客の云はく、藥師如來瑞應傳、同く塵露集はありがたき書なり、口〻見て信ずるや否や、予が云し、瑞應傳は去冬始めて一見し、塵露集は今春江府において始めてこれを見たり、一違へば萬惑ふ、信ずるにもあらず又捨るにもあらざるなり、客叱して云はく、此書は是れ和泉國大鳥郡八田莊平井邑寶林山安樂寺通受比丘超海通性の筆記なり、持戒清淨の人豈虛誕の說を記せんや、何をか一違ふと云ふや、予が云く、他山の事と利益を得たる人のことは、いまだしらざることなり」下略、

○伊豆海島風土記三卷、秋山章撰

南方海島志云、「天明壬寅春三月、典農司史をして諸島および小笠原島までを檢尋せしむ、恨くは已に小笠原島に近く成て、潮流汎疾なるを以て、上島探索するを得ず、外九島は其形勝風俗氣候產物等詳に錄し、又草木鳥魚は別に圖三卷を爲し、名曰二伊豆海島風土記一、予嘗て傳聞の說に比するに、殊爲二詳實一、但惜らくは山泉古跡墳墓流寓等猶錄するにおよばず、又古書において都て考合せなし、是風土記の體において尙闕る事あり」、

○世代記 釋浮迹撰

伊豆國海島風土記云、「八丈の宗福寺に世代記と云ふ古書あり、天文の頃の住持浮迹と云ふ僧の記したる也と云、」

○法華祕略要鈔 淨嚴初尙撰

江戶總鹿子名所大全云、「祕略要鈔は、靈雲の淨藏和尙の作なり」、

○古今序註十卷、了譽上人撰

江戶總鹿子名所大全云、「了譽上人、姓は源、本國常陸國久慈郡岩瀨の城主白吉志摩守義元の子なり、其母州の岩瀨の神に祈りて、曆應四年正月廿五日に生る、廿五歲におよんで吉水の宗義奧訣殘らず傳ふ、しかのみならず諸州を經歷して、一時の明哲に參じ、密敎は法幢院祐存に受、台宗を眞深法印に學び、禪は但馬の月寮、天命二老師に參得し、神道を治部大輔某に習ひ、和歌は頓阿法師にしたがひ學び、古今序註十卷を著はす、應永廿七年八十歲にて遷化、世に云ふ三日月上人はこれなり」、

○孚信錄千卷、佛元和尙撰

江戶總鹿子名所大全、信康山龍泉寺〔木氷川下〕の條云、「當寺の住職佛元和尙は、扶宗の志厚き人なり、曾て孚信錄千卷を著し、印行して學僧に施す、本國尾州の產なり」、

○北條五代記 三浦某撰　○見聞軍鈔 同

江戶總鹿子名所大全云、「北條五代記を書きし三浦氏が集めし見聞軍鈔とて、假名書の記あり」、

○水鳥記 伊舟城春朔撰

續江戶砂子云、「地黃坊樽次の塔、小石川祥雲寺にある碑の表に不動の像、右に酒德院醉翁樽枕居士、辭世二首あり、みな人の道こそかはれしでの山打越見れ

ばおなじふもと路、南無三ぼうあまたの橋をのみほして身はあき橋とかへかふる里、樽次は本名伊舟城春朔と號、酒井河州侯の儒醫として歌よみなり、水鳥記と云ふ自編の書あり、我は武州江戸大塚に住居して、六位の大酒官地黃坊樽次と名乘、吾の劉伯倫が再來なりとみづからたはれぬ、かの水鳥記は、大師河原の池上太郎左衞門底深と酒合戰の戲書なり、樽次遺骨を葬りし所は谷中妙林寺なり、法名信善院日宗と號、日蓮宗なり、妙林寺は改宗ありて今天台に轉ず、此祥雲寺の塔は、酒門高弟菅任口（本名和良屋左助、播州明石の産、といふ）者、芝居の棧敷にて蜂龍の大盞を附屬せし人なり、後に桑門となり、淺草すわ町に庵を結び、義三坊と號す、その頃の院主に任口因あつて、酒門人をかたらひ、建たる塔なりといへり、かの義三坊は近き世まで存命、享保十四のころ七十餘にして卒す」

○寛永大系圖三百七十卷

江戸名勝志云、「寛永十八辛巳年、諸家系圖三百七十卷成就す、是を寛水大系圖と云ふ、日光山へ御奉納」

○釋氏廿四孝 釋日政撰　○本朝法華傳 同

○扶桑隱逸傳 同　○小止觀鈔 同

○食醫要編 同　○草山集 同

○霞谷山人傳 同

身延道の記序云、「元政、姓は菅原、氏は石井、父道種は洛陽の人、母は江州石山の産なり、元和九年癸亥二月廿三日洛の一條に生る、小字を俊といふ、岐嶷聰明、普通の倅子に異なり、六歳にして初て書をよむ、兄元秀江北彦根の城主中將井伊直孝に事ふ、俊八歳、兄の家にあそび、武の業を講ふ、十三歳直孝招て左右に侍せらる、然れども性多病なるが故に、療養のため鄉里に歸る、于時十九歳、母堂とおなじく泉州和氣の道場に詣て、日蓮上人の影像を禮して三つの願を發す、一つには我必出家せん、二つには父母の壽長うして我孝順を竭さん、三つには法華の三大部（玄義文句、摩訶止觀、）を閲ん、慶安元年戊子歳廿六、素懷を遂て剃髪す、法名は日政、字は元政、（以二俗名一則爲レ字、）泰堂妙子、不可思議などとも稱す、洛北妙顯寺の大僧都日豐を師とし、天台法華の奥旨を受、明暦元年の秋、深草寶塔寺の麓に一宇を創して居を占む、瑞光寺と號す、常に法衣を脱ず、長時持律の勤おこたる事なし、稱心庵をかまへて雙親をやしなひ、竹葉庵を設けて禪坐嘯詠す、もとより内外の學

に熟し、和漢の史譜に通ひ、風雅の道を得たり、陳元贇（大明浙江人、來居二尾鵜石齋氏鵜飼、一號二既白山人一、）のごとき、時に鳴るの文人みな方外の交りをなして、千里を遠しとせず、いはんや緇徒においてをや、逐一に記しがたし、萬治元年の冬嚴父八十七歳にして卒す、寛文六年の冬母堂又八十七歳、天年を終ぬ、孝心の至り哀戚推て量るべし、先妣二七日の冥福を修しての後俄に病に臥し、遂に快復の驗を得ず、曼荼羅を書して附弟惠明に囑し、寛文八年戊申二月十八日、歳四十六、和歌一首を綴り、正念に終りを執れり、遺言の旨にまかせて稱心庵の側に葬ると云々、其述作釋氏廿四孝、本朝法華傳、隱逸傳、小止觀鈔、食醫要編のたぐひ、僧俗採用ゆる處のもの少からず、此餘詩賦文章載せて草山集に在り、又陶潛の五柳先生傳に記して、みづから霞谷山人の傳を作れり、なほ行狀事跡仔細多ければ略之、ただ大槩を擧るのみ」

○扶桑隱逸傳

身延道の記首書云、「政公の扶桑隱逸傳を編れしにも、役優婆塞を卷頭とし、釋妙旨を大尾とせらる、偏に慈母孝順の感得と見えたり」

○榮花物語赤染右衞門撰

身延道の記云、「赤染右衞門、大隅守赤染時用女、實は平兼盛の女といへり、事は袋雙紙、袖中鈔に見えたり、上東門院の女房、榮花物語の作者也、大江匡衡の妻にて、擧周、江侍從などの母なり」

○十六夜日記 二卷、阿佛尼撰

身延道の記云、「阿佛の尼、平度繁女、安嘉門院の女房右衞門佐、後に四條と號す、冷泉大納言爲家の妻にて、爲相卿の母なり、歎訴の事有て、永仁の頃鎌倉へ下向、十六夜日記は其時の紀行なり、二卷あり」

○富士山記 都良香撰

身延道の記云、「都生記、都は氏也、文章博士正五位下腹赤男良香也、生は生員とて學生也、儒士の義也、記は良香の筆作富士山記也、本朝文粹十二に見えたり、良香は文章博士大内記たり、聖廟の師なり、事跡三代實錄に出たり、文粹卷七、江匡衡奏狀、都良香者文章之規模、詩人之藝旌也」云々、

○歌枕

身延道の記云、「能因歌枕、範兼類聚、顯昭歌枕など、皆諸國名所を記して古歌を集たるものなり、今の世流

布の歌枕名寄は、沙門澄月の編なり、三十八卷あり」、

○萬葉集

身延道の記云、「孝謙の朝敕を奉て橘諸兄公是を撰ばる、一世に首尾せずして、五代の皇曆を經て桓武の御宇、大伴家持卿以下全部の功を終らる、村上の朝源順點を附らると云々、此事和歌家に口訣ある事にて、袋雙紙、續世繼、八雲鈔などに沙汰あり、古今に、貞觀の御時萬葉集はいつ計作れるぞと問せ給ひければ、文屋有季、神無月しぐれ降おけるならのはの名におふ宮のふることぞこれ、

○鳴立澤緣起一卷、大淀友翰撰

和漢田鳥集云、「拾玉集に、上人は西行、文治六年二月十六日往生とあり、則定家卿、公衡卿、慈鎭などの家の集にも侍りし、ことに悔の歌にも、花の本にて春死なんの歌をひかれしが、此歌たしかに辭世の歌とは見えず、葬場も分明ならず、又本朝年代記には建久九年二月十五日とあり、八年の相違なり、且又深草の元政と云ふ修錬者は、隱逸傳にも建久九年と記せり、時こそあれ予が此澤再興を思ひ立し翌年、此鍮造の西行の像を求めし元祿十年丁丑は、建久九年より五百年に相當せり、然れば後の十五日に法事を執行せし、さりとて彼をすて此をとるにはあらねども、此幸なる故に吾は十五日を用ひ侍るなり、いかさまにも撰集鈔などを見るにも、跡をかくし、たゞ八をうらやみ給ひし文法まゝ見え侍れば、此人かならず跡をかくし給ふと見えたり、猶諸國に西行塚限りなし、げにも分明ならねば、何國の塚も舊跡なれば所々面目なり、かならず一所にさだまらぬが上人の高德なりといふ人も多かりき、此外俗性の傳記、剃髮の來由、一生のすさび殘らずさがし、當所の緣起一冊に記し侍れども、古書に侍ることなれば略す、」

○柳風集安嘉門院四條撰　○阿佛坊道之記同

東海道路譜云、「安嘉門院四條は、徐五將軍平の維茂八代の後胤左衞門尉平の度繁が娘にて、安嘉門院に宮仕せしが、後に爲家卿の後妻となりて爲相を生めり、爲家卿の薨せし後、爲相卿舍兄の爲氏卿と、播磨國の越部下の莊の事にて爭あり、訟のため鎌倉へ下られ、母子ともに東行せらる、其時は四條も出家して阿佛坊とぞ云ける、母子ともに歌道において逸才なれば、爲氏卿の家風を守り給ひけるを非として、二條

家の正風を變じて冷泉家の異風をたてられける、鎌倉逗留の中に柳風集をあみて、故郷の月の題にて、爲相卿、すみはてゝ出し空とはおもへども月にはこひし故郷の秋、とよめり、此等ぞ冷泉家の異風の基本なるべきか、故郷の秋と云る詞ぞ連歌めきたり、阿佛の道の記は此時の紀行なり」、

○源氏物語

東海道路譜石山寺の條云、「紫式部爰に籠り居て、八月十五夜湖水に移たる月をみて水相觀を悟り、源氏物語一部の趣向うかびて、先須磨明石の卷より書き始けるとぞ、本堂入口の局を源氏の間と云、瓦燈組入天井なり、式部所持の硯あり、紫石八寸四方にて、兩方に海あり、一方は水入の所、一方は龍を彫る、式部自筆の大般若經も三百卷ほどあり」、

○竹取物語

伊勢參宮名所圖會云、「いにしへの假名書は、唐の故事又は小說などを摸して作りたる事多し、既に竹取物語は後漢西南夷傳に、三節の大竹を流れに得て、其中に一男兒あり、歸てこれをやしなふといへる故事をたねとして作れりと見えたり」、

○源氏物語

伊勢參宮名所圖會云、「源氏物語は、兒女子の口にも唱ふるものなれど、又學ずして易くはこゝろえがたし、文筆凡作の物にあらず、其才においては和漢女のうへにして、是が右に出るものなし、儒學史漢の類、此物がたりに書きたる所あげて云ひがたし、其外佛書は天台一心三觀の血脈をつぎ、又日本紀をよくこそ見たりけれとて、日本紀の局とも云へり、又いはく、石山にて經卷の裏に須磨明石の卷よりかきはじめたるとは、式部が心の內なりけるを、後の人いかにしり侍りけんと獨笑せられ侍る、たゞ桐壺より次第に書き下したると見るべし、わかき時は河海の說を信じ、彼自筆の大般若見まほしくて、石山にて相しれる坊に逗留して、其事をたづね搜り侍りしが、はやくも空言にて侍りきと」云々、又云、「紫式部は閑院左大臣冬嗣公の末裔越後守爲時が女なり、始鷹司殿從二位倫子の官女たり、中年左衞門權佐宣孝に嫁す、長保三年に宣孝におくれ、早く寡と成り、また上東門院に宮仕し奉り、萬壽元年の頃まで存生の事舊記に見ゆ、しかれども卒去の年記詳ならず、紫式部始めは藤式部

といひけり、また系圖に御堂關白道長公の妾なりといへるは、大なる妄說なり、尙日記の文を見てもしるべし」

○世中百首荒木田守武撰

伊勢參宮名所圖會云、「大永天文の頃、內宮薗田長官荒木田守武神主あり、其頃までは俳諧式といふ事なし、上下の句を二人して附合連歌といひ、句の數も定る事もなかりしなり、此長官獨吟の千句に始て其式備り、宗祇へ書通ありしかば、此事は足下より定め給へとの返書有しといふ、其後貞德に再興して、はなび、おからかさのたぐひ規矩と成れり、世人伊勢俳諧と呼べるは、彼千句を權輿となせる故なり、守武連歌の家にして歌道に通じたり、世に流布せる世中百首の狂歌、俗語鄙語といへど、每言に世中の字意を轉變して百體とする事、奇なりとかや、宇治浦田の某世に施せしとて、此百首千卷を書寫せり、今遺れるを見れば、延寶八年八月廿八日、千卷之內、藤原長次七十二歲と記せり、近頃享保年中梓行して畫本となれり、また寶曆年中宇治岩井田山に彼靈廟を建てたり、所以有て山田の祠官千賀良珍（俳諧號なり）發起して、實は宇治の鄕に此道を好めるものと、守武の末葉の人建るなり、前に記するがごとし」

○八代集鈔北村季吟撰　○萬葉拾穗鈔同
○伊勢拾穗鈔同　○百人一首拾穗鈔同
○源氏湖月鈔同　○枕草紙春曙鈔同
○朗詠和歌集註同　○增補題林鈔同
○土佐日記鈔同

伊勢參宮名所圖會云、「北村季吟は北村（江州）の產なり、拾穗軒或は呂庵と號す、國學を貞德に受、和歌連歌を善くし、餘力俳諧を翫ぶ、平安五條後成卿の御跡玉津島の社の廟祝なり、後に台命によりて東都にうつり、歌學所と成りて法印に敍せられ、再昌院と號す、兼て古書に註解を加へて著述せるもの多く、八代集鈔、萬葉拾穗鈔、伊勢拾穗鈔、百人一首拾穗鈔、源氏湖月鈔、枕草紙春曙鈔、朗詠和歌集註、增補題林鈔、土佐日記鈔、右印版として行所、不レ殘一子湖春の書なり、假字眞字ともに賞するに堪へたり、同じく父の職を紹げり」

○土佐日記一卷、紀貫之撰　○古今和歌集同
○萬葉和歌集鈔五卷、同　○新撰和歌集同

伊勢參宮名所圖會云、「貫之は中納言長谷雄の孫なり、父望行と共に和歌をもつて稱せらる、貫之尤妙に入れり、初め延喜中御書所預となりて後土佐守となる、此任滿て歸京の紀行一卷を著す、是を土佐日記といふ、天慶九年木工權頭に遷て卒す、延喜中敕を奉りて、從弟友則及凡河內躬恒、壬生忠岑と共に古今和歌集を撰す、貫之かなの序を作る、擧世これを稱す、又萬葉和歌集鈔五卷を撰す、後又敕を奉りて新撰和歌集を撰す、此時土佐に任ず、書成て京に歸り、未レ進に帝崩じ給ふ、是において貫之序を作り、此書不レ奏の詞甚哀切なり、嘗て紀伊國に赴きし時蟻通の歌あり、是人のよくしる所なり」

○宗祇回國記

江府名跡志云、「宗祇回國記といふもの、和歌においては信用しがたし、古歌なども見ゆ、僞書ならんか、道すぢの地名等はとるにたれり」

○水鳥記

江府名跡志云、「樽次は本名茨木春朔といふ、そのさき林家の門人にて儒醫なり、たる次に至て酒井家の扶持をかふむり、雜聲が窪に居住す、平生酒を好て樽次と號し、交友多し、世に知る所なり、水鳥記といへるは自編の書なり、大師河原池上太郎左衞門底深と酒合戰の戲書なり、甚鐵といへるは鐵砲師國友某として、生涯富家にて鎌倉に住、後に一向宗の桑門となる」

○往生要集明譽上人撰　○指麾鈔同

江府名跡志云、「光蓮社明譽、遊安廓榮和尙は一宗の英傑、行德世にしる所にて、著す所の往生要集、指麾鈔さかんに世に行はる」

○日本水土考西川如見撰　○長崎夜話草同

宮川夜話草序云、「近頃友どちのもて來りて、西川如見の水土考および夜話草を見せけるに、こよなう有がたく覺ゆる事あり、實や此翁は、もろこし船の入津とへる長崎の產にして、ことすべてからの文より、目ならふ市もののわかちをも聽とりて、おほやけ人に告しらす譯人なれば、宮川五十鈴の流を汲むからは、そのこゝろざしの淺からむに、我日の本をわすれぬ人なむめり」

○兩宮案內記秦忠治撰

宮川夜話草序云、「父忠治が兩宮案內記の草稿をおこ

せしに倣ひて、神風伊勢のものがたりをかい集め、濱荻のよしあしをも大かたにつかねて、おこがましくも宮川夜話草と號せり」

○宮川日記多田某撰

宮川夜話凡例云、「近頃多田某といふもの、神都にて聽る事を書き集しとて宮川日記と號す、是を見るに、齟齬空談多し、此書中所々に是を辨じ、其妄談を詆く事數有、或草書といふは是なり」

○神名帳考證再考秦忠告撰

宮川夜話云、「近頃度會正身神主の口授をうけて編述せし神名帳考證再考」下略、

○神都考三卷、度會正身撰　○中臣祓辭古訓同

○日本紀古訓同

宮川夜話云、「今亦橋村氏度會正身神主在て、近頃尾州の祠官吉見左京幸和といふ人、神書の難文數卷を述るを排して、神都考三卷を著し、又中臣祓の辭古訓、日本紀古訓の著述あり」

○名所歌合定忠朝臣撰

宮川夜話云、「伏見帝の御宇永仁正安の頃、祭主定忠朝臣荒木田姓の神人釋門を雜へて、新に神都の名所を題し、和歌八十首を番へり、判者は前大納言爲世卿、畫圖は土佐某が筆なりしとかや、所謂櫻木里、泉水森、岩波里、三津湊、打越濱、河邊里、藤波里、大沼橋、岡本里、關河凡て十箇所なり、內岡本河邊三津打越の四箇所は、現にしれて餘はしれがたし、說あれども定かならず、中にも關河は詠歌ども散失して傳はらず、新名所歌合といふ小冊傳へたり」

○肉食辨度會正身撰　○藥選香川某撰

宮川夜話云、「神都肉食の觸穢甚嚴密なり、近頃肉食辨といふもの出で、且香川氏が藥選にも其意を述べたり、我正身神主辨肉食辨（辨肉之辨恐衍）を著し給へり、其大意は、三の非をして七つの是を掩むとするを憫めり、心を用ひて見るべし、或草書に、宮川日記、藥選にいふ事、みな古今を混じて備不備の時世をわきまへず、譬ば大古火食を不レ知して長壽なれば、肉類菜蔬も生にて食し、木綿は後世蠻國より渡り、其まへはなきものなり、五十の老は帛を著し、其餘は麻布を用ひて足れりといふとも、今の世人古風尊しとて改むべきにや」

○勅制軍法結城上野入道撰

宮川夜話云、「結城上野入道が自筆軍中の日記、勅制軍法と標題せり、近世水戸黃門光圀卿へ寫しを獻じ、卽參考太平記に、伊勢光明寺の殘編に云ふと記し給ふ、此書全部有しかど、惜哉一代の住僧反古にせし殘なりといふ、其時延經神主の改正を得、軸ものとなれり、水戸侯より紬二疋、名酒一樽を謝儀として給へりといふ」

○世寶鸚鵡鈔百卷、堤盛徵撰

宮川夜話云、「此書堤家（山田西川原町）の祕書にして、全部百卷、寬文の頃、此家の一代盛徵といふ人歌學に富て、今印本の類字かな遣其外歌書を編述し、此鸚鵡鈔に、古語の證となる和歌を擧げ、且かな遣の例を記して草稿を發し、三代に及て全書なれり、近頃烏丸光榮卿の命に依て京都へ持參せしが、靈元帝の叡覽に備はり、三とせ留置き給ひ、叡感有て、實に世の至寶なりと御褒賞なし給へるより、世寶と冠らしむ」

○富士登山記山本季鷹撰

中谷顧山登二富士一記奧書云、「山本季鷹富士登山記、假名、片面十行、用紙五十張、寬政二年七月十八日江戶發足、同廿三日自二甲州口一登山、廿四日甲州歸著、八月十二日江戶歸著、往還凡二十日」

○千載集

湯澤紀行云、「千載集の頃、西行東國にありけるが、勅撰ありと聞て上洛しける、道にて登蓮にあひにけり、勅撰の事尋ねけるに、はや披露して御歌をも多く入たるといひけり、鳴立澤の秋の夕暮といふ歌入たるやととひければ、見えざりしとこたへければ、さては見て用なしとて、それより又東國へ下りける」

○上水記十卷、石野廣通撰

別本上水記奧書云、「右上水記十卷あり、此一卷なり、此一卷のはじめ總目錄に見るべし、第二卷より以下は御普請方の記錄にして、他に見すべきにあらず、他もまた見て用なし、役所に納置くものなり、上覽獻納一部、松平越中守定信朝臣に進達一部、これはひかへといひて、何事も御勝手掛りの老中に進達する例なり、御普請方役所一部、以上三部は廣通みづから校合す、外に稿本一部あり、其外書寫なし、たゞ此一冊は別本なり」

上水記一部、役所に置くべきため書つゞる所に、おもひかけず上覽に入て御感あり、御とめおか

るゝよし、かづけもの侍りて、加納遠江守よりうちうちの仰をつたへられければ、從五位廣通、
玉川やわが手づくりのふみにかく御代の光りを受しかしこさ」

○和歌世々濃志遠利六卷

武野遊草云、「杉本氏に宿し、和歌世々濃志遠利といふ歌書を見るに、これは一に名所題林和歌集とて六卷あり」

○尾州年中行事小林某撰

張州年中行事鈔凡例云、「先に小林氏の撰する所の行事、僅に一小冊にして、載る所社號寺號のみにして社傳寺記を記さず」

○舊事大成經林子撰

張州年中行事鈔云、「舊事大成經は僞書にして、林子著なり」

○三芳野天神緣起林道春撰

武藏三芳野名所舊跡云、「天神緣起、林道春撰、書は本阿彌光悅、畫は織田仲之進、松平伊豆守信綱侯の寄進」

○伊勢物語　○源氏物語

古鄕歸の江戶咄云、「伊勢は在五中將の一生涯を記し、伊勢物語とて今の世までももてあそぶ、紫式部の源氏六十帖を筆にまかせ、石山の觀世音の化女なりと世に云ひ傳へたり」

○寬永諸家大系圖

張州年中行事鈔云、「寬永中、幕下諸家の系譜を錄せしめ給ふ、林道春等儒士および五山僧侶に命じて修撰有けるに、儒士の方より僧徒を以て次座にせんとす、僧等いかつて爭論におよびなんとせしを、年老の大夫是を和して、左右對座して可なりとてしづめられしとなん、或僧富田の普門寺に來りて此事をかたり、道春驕慢にして沙門を下に置かんとせしといひしに、龍溪聞て曰、道春が事非と云ふべからず、唐土名有る沙門といへども朝廷官家の下につく事常の事なり、道春は關東の儒臣にあらずや、僧其下座に列して何の恥る事有べきと云ひしとかや、僧といへども博洽にして我執なきは、かくめでたし、唐土官人僧家に打まじり撰せし書をみるに、佛言にあらざれば、皆儒士の次に僧名を著せし」

○鴨長明道之記　○同海道記

○同無名鈔

○同四季物語

東海道名所圖會云、「按るに、海道記のはじめに貞應二年とあり、東鑑には建曆元年鎌倉に下向し、將軍實朝に謁すとあり、然らば十三年後なり、方丈記に建曆二年醍醐日野山の奥に山居し、方丈記をかゝれし事顯然たり、且海道記の文章の風調相違にして、他人の作なり、又長明道の記といふものあり、これも僞書なり、多田滿仲五代の孫伊賀守從五位下源光行の紀行など、惟中續無名鈔云、賀茂長明道の記、世擧て長明が作なりとおもふはいぶかしき事なり、夫木集の中ふじの白雲の詠、かれこれ數首みな源光行が東行の詠とす、後の歌人考へ見るべしと云々、然らば長明の實記は無名鈔、方丈記此二書の外正しきものなし」又云、「此海道記は、印本に長明としるし侍りけれども他人なり」又長明道の記といふ印本あり、これも光行の紀行なり、同書凡例云、「世に鴨長明道之記、同海道記といふ二書あり、予是を校ふるに、長明は承元五年十月十三日鎌倉に下向し、將軍實朝公に謁し、法華堂にて懷舊の和歌を詠みし事東鑑に見ゆ、厥後五年を歷て建保四年六月八日、春秋六十四歲にして卒す、此事方丈記詞說に詳に錄せり、初め長明道之記に仁治三年八月十日京を出るとあり、長明示寂の後廿六年を歷たり、正しくこれは多田滿仲五代孫從五位下伊賀守源光行の紀行なり、和歌は夫木集に入つて光行と記せり、扶桑拾葉には此書を源親行と署す、親行は光行の長子ならん歟、又海道記には貞應二年卯月上旬花洛を出立と書けり、これも長明入寂の後七年を歷也、此譯鎌倉志にも、和歌は長明にして詞は後人の贊する所ならんと書けり、眞に辭の風體黑白にして、長明にあらざる事明らけし、長明は無名鈔、方丈記の二書より外なし、又兼好のつれ〴〵草に長明四季物語を引けり、其頃の書は亡びたるならん、今世にある四季物語の二書は、後人の准へ作れる僞書なり」

○源氏物語

東海道名所圖會云、「順德院記曰、源氏は第一詞つゞき非二人間之所一レ爲、不レ可レ說之事也、第二歌秀逸、是又何人及レ之、我朝之最上也」又云、「硯石、源氏の間靈寶とす、式部が所持の硯にて、源氏をかけりといふ、此石は原名山の石にて、紫色瑪瑙のよし、又彫刻を石

山形といふ、都て一面の硯に海二つあり、額に牛鯉の形を彫て左右にわかつ、海の二面あるは日月陰陽の象を顯し、鯉の方は濃し、牛の方は淡なり」、

○雲根志木内重曉撰

東海道名所圖會云、「江州栗太郡山田渡口の村中に、木内小繁俗稱、とて家久しき村翁あり、「此人生得若年より和漢の名石を好んで、年來諸國より聚め、これを翫ぶ事數十年に逮べり、住居の軒端風流にして、庭に松櫻を樹、いさゝめなる書院に、石談より外雜話を禁ず、席上より遙に見わたせば、湖水滊茫として、日枝の高根、唐崎の松、眞野、堅田、志賀の都の跡、湖てる沖には山田矢橋のわたし、船片々として、みな此亭石亭と號せりをもてなすかと思はる、石は神代の勾璁をはじめ、我國諸州の產、人の國の產、奇石化石、天狗の爪、水入の紫水晶まで、あるは臺に飾り又は小笥に入て、錦を敷て塗籠に家藏する事、都て二千餘石ありとぞ、所謂晉の石鼓を叩き、陶潛が醉石に臥、李德が醒石に起て、月に日に朝に夕にこれを愛す、海內其名高し、四方好事の輩貴となく賤となく、こゝに鴈を枉て、數の石を見る事多し、予も巡行の序に立寄りて、石を觀る人の員に入りぬ」、

○波合の記

東海道名所圖會云、「波合の記は、井谷の記、櫻雲記などいふものと同じく、街巷の談を擧たる小說にして、據がたきなるべし」、

○津島祭の記伴蒿蹊撰

東海道名所圖會云、「津島祭の記は、洛の伴蒿蹊子の撰なり、予さいつ頃吾妻の方見にめぐりありきし時、津島なる堀田氏の許にいきけり、あるじ云、蒿蹊のぬし日外此まつり見にまかる、其頃書かれしものあらんとおぼゆ、京にかへりてこれを乞需と」云々、

○暮京集太田道灌撰

東海道名所圖會云、「太田道灌は和歌の達人にして、暮京集をあらはさる」、

○伊勢物語

東海道名所圖會云、「在中將の吾妻下りを此物語に編集す、原と此書は古今說々多し、世に業平の自記といひ、あるひは寬平の官女伊勢の御の作、又は諸冊の尊のみとのまくはひより男女物語といふを、伊勢の二字に妹背を略訓して含めり、又清輔の袋草紙には、

業平の作れる也、歌は自他を論せず便に從うて、同じ人の和歌の樣に云ひつらね、多くは萬葉集の歌を入る也とぞ、一說には、齋宮の事を詮とするゆゑに、伊勢と號す、和泉式部が本には、齋宮の事を初に書けりといふ、賀茂の眞淵は、古歌によりて伊勢は僻物語といふ說に一決せり、業平の自記といふ說も謬ならん、仁和の御門芹川行幸の事を書けり、これ業平歿後の事なり、服元喬は在中將の論を著して、其人の風流と行事と一ならざる事を論ず、愚按るに、かの卿の風流を體にして古歌をゑらみ、往昔の詼達なる文をつらね、語は嫺婉に基きて、後人艷文家の作なり、必しも盡く在氏に出でず、或は云、二條家三代集傳授にも、まづ此物語を初に讀しむとなり、源氏物語は虛を實に書きたり、此物語は實を虛に作れり、然るを俳案に虛を實にするゆゑに惑說多し、實を實にし虛を虛に見れば紛る〻事なし、これ伊勢物語を讀む口傳なり、業平朝臣一期の間の事を書きあらはし、それに古歌を書きくはへ、あるは上の句下の句などを取かへたる所は、物語のならひとしるべし」、

○遠江記幻阿法師撰

東海道名所圖會云、「幻阿法師が遠江記は、天明六のとし、入野の竹村氏が案內にて浦めぐりの時かけるなり」、

○新筑波集

東海道名所圖會云、「明應四年、宗祇法師に敕有て新筑波集を撰す、其中に宗長の吟二十八句あり」、

○春曙記烏丸光廣卿撰

東海道名所圖會云、「此紀行は、寬永十二年の頃、二條殿の左相府若公、烏丸亞相光廣卿など、おほやけの御使に吾妻へ赴き給ひし紀行を、春のあけぼのといふなるべし」、

○竹取物語源順撰

東海道名所圖會云、「源順が竹取物語は、寶樓閣經に比して書かれしと、契沖あざりは宣ひけり、竹取の翁が娘は美顏雪肌の麗人なれば、後宮に入內いたすべしと、雲客月岩笠といふが來り給へども、これにもしたがひ奉らず、不死の藥を捧げて上天し給ひける、これぞふじの山といふ緣といへり、王元之が竹樓記に、琴を鼓するによろし、琴調和暢也、又咸平二年八月十五日に記すとかゝれしも、月夜を賞しける歟、此赫奕

姬を竹樓記に書き遺されしは、大いなる憾ならずや」、又云、「此物語は源順の作なり、詞幽玄にして古代より世に賞する事久し」、

○白隱和尚行狀一卷、釋遂翁撰

東海道名所圖會云、「白隱禪師蹟(◎原本缺字)原の驛鶴林山松蔭寺といふ禪宗濟家、此僧は當驛中長澤氏の子にして、叡智聰明の奇童なり、十五歲の時松蔭寺にて得道し、京師に登り諸山に亙り、又尾の名護屋に止まりて菩提の妙理を究め、三界門を出て四衢の道に至る、近世の智識なり、終に明和五年十二月十一日寂す、年八十四、謚を神機獨妙禪師と號す、寺に肖像あり、存日の時編述の書多し、世に行ふ、第二代遂翁和尚も亦博識の名僧なり、謚を宏惠妙順禪師と號す、白隱和尚行狀一卷を書けり」、

○槐安國語釋白隱撰　○闡提記聞同

○息耕錄普說同　○荊叢毒藥同

○國字法語同　○遠羅天釜同

白隱和尚行狀云、「駿州原驛松蔭寺、敕謚神機獨妙禪師白隱略行狀、御諱惠鶴、號白隱、駿州原驛人也、俗姓長澤氏、以二貞享二年臘月廿五日一生、幼而穎達、年甫十一、隨レ母聽二僧談一地獄苦報一、忽發二求法之願一、十五歲辭二父母一出家、因二松蔭寺單嶺傳公一薙染、十九歲參二問于諸州老禪一、二十一歲歸レ鄉、嗣二法於透鱗承公一、遂住二于松蔭寺一、元文五年庚申春、評二唱虛堂錄一、妙機英發、名聞二于海內一、參學之徒數百、後應二四方之請一、講二評經錄一者凡五十、會二帝子諸侯一、延レ師聽レ法、無二虛歲一、明和元年甲申春、就二本院提唱大應錄一、參徒以レ千數焉、五年戊子冬罹レ疾、端然而寂、實十二月十一日也、享年八十四、瘞二遺骸於寺巽隅一、扁レ塔曰、荊叢嗣二其法一者、龍澤東嶺延慈松蔭遂翁元廬也、所レ著槐安國語、闡提記聞、息耕錄普說、荊叢毒藥、及國字法語、遠羅天釜等若干卷、行二于世一、明和六年六月八日、敕謚二神機獨妙禪師一、」

○職原鈔別勘立野春節撰

二蒙集云、「一日友人來、問二官與レ職之差別一、且告レ之、聞大將中將非レ官、唯爲レ職如何、余雖レ答二其不一レ然、未レ能二以言一詳焉、故出下余往日所二編集一職原鈔別勘上令レ見二閱之一、此書中有二頗記一官職愚案一也」、

○常磐記

世田谷私記云、「世田谷の里氏、常磐記とて一冊を傳へあるよし、隆彥はいまだ是を不レ見」、

○廻國雜記

三芳野名勝圖繪云、「廻國雜記は、聖護院宮准后道興、文明十八年東行之御紀行也」、

○河越記僧西脇撰

三芳野名勝圖繪云、「河越記、僧西脇作、天文六丁酉年七月十五日の軍を、傍にありて見聞し、同年八月の筆記也」、

○六丘神祠記青陵皐鶴撰

三芳野名勝圖繪云、「六丘神祠記は、寬政五癸巳年、高澤之里正井上信磊之應レ需、青陵皐鶴之撰也」、

○江戶砂子

武江披砂序云、「凡江戶を記するものおほかる中に、菊岡沾涼が砂子の一書、いかなる故にや世こぞりてもてはやし、遠き境までも、此都の事を諳ずる人をば仇名して江戶砂子とはいふとぞ」、

○武藏風土記

武藏演路云、「按るに今世に傳ふ處の武藏風土記といふもの、後世に作れる僞書にして、證とすべきにあらずといへども、世に久しく行はれ、何れにも舊記によりて書きしものと見れば、又捨べきにもあらず」、

○碎玉類題太田持資撰　○暮景集同

武藏演路云、「道灌、扇谷上杉修理大夫定正家臣、而武江戶城住、世稱二左金吾一、二千石、幼名源六郎、薙髮號二道灌一、春花香月靜勝、永享四壬子生二相州一、其性幼雄、不二嗜文武兼備一、軍法達道、而能知二城壘之地一、自二若年一攻城戰功多、好二和歌一、平常所二賦詠一、家集分二其類題一、號二碎玉類題一、又平素詠草在二暮景集一、文明十八年七月廿六日、相陽糟屋於二定正館一、卒、歲五十五、則其地洞昌院葬、法號香月院殿春花靜勝道灌大居士」、

○阿憶編纂阿頑和尙撰　○奧澤敦化物語同

武藏演路、世田ヶ谷奧澤村九品佛の條云、「大蓮社阿頑和尙は武州人、父は野村氏、幸山家に仕へ、故有て自殺す、上人幼稚の頃、後年生實大巖寺に入て隨流上人の門下阿山師の弟子と成り、寬永十三年阿山靈巖寺に入院、阿頑師に隨て靈巖にあり、明曆の砌災有て後、寺を江東海濱にうつさる、中略、延寶六年奧澤に行、于レ時六十一歲、此地を終焉の所とし、其後九品の像靈岸より移し、草堂に安ず、是より九品佛の名起る、上人元和四年正月朔日生、元祿七年十月七日入寂、世壽七十七歲、上人行狀記に委し、阿憶編纂、又奧澤敦化

物語世に行はる」

○嘉文亂記六十卷、垂水廣信撰

伊勢參道里程鈔、たるみ村の條云、「垂水河内守廣信朝臣は此所の人なりけり、吉野の先主につかうまつりて、省中恩意ありし、曾て大宮の大納言恆通卿によりて諫疏を上りしが、言報ぜざりしかば、致仕して爰に歸り、嘉文亂記と云ふ書六十卷を著し、畔の柳に伴ひ、自耕して竟に延文元年三月下世せられし、九十六歳なりけるとかや、朱子の書はじめて吾國に來りしを、廣信深く尊信し給ひけるよし、長濟草にくはしく載せ侍る、今は所の人だにかばかりの事をしらず」

○神名略記度會延經撰

伊勢參道里程鈔、内宮の條云、「度會延經神名略記をあらはし、末の代までの惑を解かしむ、是治世の餘澤にして、神宮萬歳を祝するに堪へたり」

○筑波問答二條良基撰　○新筑波集宗祇法師撰

筑波山名跡誌序云、「日本武尊蝦夷を征治に下り、歸り上り給ふの道、此山より甲斐國酒折の宮に至り、新治筑波を過ての御連歌あれば、宜哉連歌をつくばの道といふことや、其後二條の良基筑波問答を著し、宗祇法師は新筑波集を撰めり」又云、「此山を連歌の權輿とし、兩大權現を其祖神と崇ることは、神書云、二神天降礙凋島云々、雄神曰、吾者自左、汝者自右、正禮、夫云、人婦昆如斯約束、巡行天柱而會逢同處也、陽神尊進唱曰、于我妍矣珍哉、遇乎可愛少女、又陰神尊待和曰、于於妍矣珍哉、遇乎可愛少男、是を古今集の序に、天のうきはしの下にて女神男神となり給へることをいへるかた也といへり、又享德年中の事とかや、筑波權現旅人の姿を現じ、八九十歳の老翁と成り、左大臣二條良基の館に立入、昔がたりの序此事におよび、連歌の德幷古今の體を語りければ、二條良基是を聞書して筑波問答と題する書あり、是連歌肝心の書なり」

○寶物集三卷、平康賴撰　○草庵集頓阿法師撰

都名所圖會、金玉山雙林寺の條云、「性照の塔は平判官康賴入道なり、此ほとりに山莊ありて、遠流より歸洛の後、やがてこゝに籠居して、うかりし昔を思ひやり、寶物集といふ物語を書けるなり、康賴浮世に尊む寶をあつめて辨じ、眞の寶は佛の道より外なしと、諸

經を引て佛敎に入らしむるの書なり、三卷あり、頓阿の塔あり、はじめ四條道場金蓮寺にすんで、後に雙林寺に閑居し寂し給ふ、草庵集は此地にて撰し給ひしといふ」

○明月記京極黃門定家卿撰

都名所圖會云、「此書は黃門著はし給ふなり、和歌庭訓に曰、去る頃元久、住吉參籠の時、汝明月也と靈夢三夕まで感じ侍りしによりて、家風に備へんために、明月記を草し置侍る事も、身に過分のわざとこそ存候へと」云々、

○小倉山百人一首藤原定家卿撰

都名所圖會云、「小倉山百人一首といふは定家卿の作にして、古今の歌仙百人をえらび、花實相應じて秀逸なる和歌を一人に一首づつ選出し給ふ、一說には、新古今撰集の歌黃門の心に叶はず、故に此百首を選すとなん、又一說に、唐の滕子京が岳陽樓に詩賦をきざめる事、また道雅三位の八條の別莊に歌合かゝれし事になぞらへ給ひしにや、此百首、世々を經て鈔物あまたあり、宗祇法師、玄旨法印、貞德老人、北村季吟、圓珠庵契冲など家々の說多くあり、百人一首に其人の繪姿を書く事は後世の作なり、黃門眞筆の色紙には作者の名だにおほくはなし」

○孟津鈔

都名所圖會云、「貞德翁、童名勝熊といひし時、九條殿へまゐり、源氏物語を讀せられ、孟津の御鈔書寫御ゆるし、御口にて全部功終ければ、御序跋かしこき御筆を染られける、源氏のよみぐせすみにごり、三箇の大事、止觀の御說まで相承して、後妙蓮寺にて竟宴の連歌執行しに、殿下ならせおはしまして、御發句に、

花に猶道分そへんゆくへかな　九條殿下
春はかすみにひかれぬる袖　勝熊
鷹もはふすへ野のきゞす鳴すてゝ　玄旨法印」

○俳式御傘松永貞德撰

都名所圖會云、「實相寺は上鳥羽西側にあり、法華宗にして、開基は大覺上人なり、本堂の脇壇に松永貞德翁の像あり、手に蘆の葉を持、長頭麿又圓陀麿とも稱す、松永彈正久秀の落胤とぞ、天正五年大和國信貴城滅亡の時六歳なりしが、母方の親族に養はれ、成長の後武道を捨て、細川玄旨幽齋を師とし、長嘯翁を友と

し、和歌連歌をよくし、俳諧を以て世に鳴る、俳式御傘を著す、本堂の巽に蘆丸屋あり、貞德翁閑居し給ひし所なり、蘆丸屋のうしろに貞德翁墓あり、塔の銘には逍遙軒明心居士とあり、承應二年十一月十二日卒、八十二歳」

○甲陽隨筆　○甲州噺

甲斐國志云、「二書、採二里人浮說一草レ之、未レ歷二陶汰一ものなり」

○奥谷氏聞書

甲斐國志云、「上野左近藏書云、享保十七年六月、爲二新田檢地一御勘定衆廻村あり、奥谷半四郎の聞書なり、紙數五十五枚寫レ之云々、蓋甲州噺、甲陽隨筆の原本これなるべし」

○甲州記追加釋綜譽撰

甲斐國志云、「寶曆七丑年、板垣村善照寺綜譽、號二中軒一者所レ著云、天正後鑑追加也」

○奉使小錄青木敦書撰　○甲州略記同

甲斐國志云、「二書、元文中、青木文藏敦書使來二本州一所レ記也」

○峽中紀行荻生茂卿撰

甲斐國志云、「寶永中、荻生惣右衛門記、松平美濃守吉保儒臣」

○乙黑村孝女傳林信光撰

甲斐國志云、「元文己未八月、國子祭酒林信光撰」

○甲斐御牧考加賀美光章撰

甲斐國志云、「小柄山王神主加賀美光章著」

○本朝世紀

甲斐國志云、「本朝世紀、舊名史官記」

○椿葉記入道無品親王道欽撰

甲斐國志云、「椿葉記、入道無品親王道欽自記也、尊號後崇光院殿、紹運錄に御諱貞成親王とあり」

○日本名所千句宗祇法師撰

甲斐國志云、「宗祇の連歌百韵十卷あり、天和二年季秋に、難波城北如是庵隱士桑門西順書寫して、駿州駿東郡桃園定輪寺に納む、此寺は洞家にて、開山春屋宗能と云ふ、相州早川村海藏寺末、御朱印五石餘、山林境內諸役免除なり、宗祇終焉の處也、墳墓在二寺中一」

○菊隱集釋瑞潭撰

甲斐國志云、佛寺部第二云、「龍石山永昌院、山梨郡萬力筋落合村、二世瑞潭字菊隱法を一華に嗣ぐ、菊隱集あり、世に

行はる、大永四甲申十二月八日化す」

○和泥合水三卷　○拔隊語錄六卷

○假名法語一卷

甲斐國志云、「鹽山向嶽寺、山梨郡栗原筋、開山拔隊得勝和尙、敕賜二惠光大圓禪師一、拔隊語錄載二傳略云、師諱得勝、號二拔隊一、相州中村縣人、姓藤原氏、嘉曆二年丁卯十月六日生、歲二十九而落髮、未二習被一緇、有二得瓊侍者一爲レ友、中略、因鎌倉青山和尙更レ衣爲レ僧、三十二歲の二月也、往二雲州雲樹寺一、參二禪于孤峯和尙一、號二三光國師一、永和四年自二武州一到二甲州一云々、師先到二高森一今云二竹森村一、樹レ庵、三年僧尼悉來問レ道、輻湊如レ雲、有二一老宿一、昌秀庵主寶珠寺住持也、寶珠寺在二窪平村一、松巖昌秀云、最初來爲二弟子一、一日語レ師云、此地險僻、學徒每勞二于往來一、南方有二福地一、曰二鹽山一、移二居焉一可矣也師從レ之、於レ是昌秀請二山于太守信成一、開レ地樹レ庵、寶康曆二年正月廿日也、翌年營二佛殿及僧堂一、信成乃納二坐像之釋迦佛一、以爲二本尊一、運慶作、西北隅築二長巒一、栽レ木成レ林、學侶雙レ屋、追隨者千餘輩、安禪靜慮、如レ無レ入境一、而未レ著二寺號一、師前在二江州一、有レ夢下對二富士山一問上法、因二此瑞想一、號曰二向嶽庵一、師住二于此一八年、至德四年二月廿日逝也、壽六十一、法臘三十一、塔名二眞身臺一、上足十一人、各於二駿豆相武之間一開二諸刹一、大興二宗風一云々、所レ著和泥合水三卷、拔隊語錄六卷、假名法語一卷、已鏤レ梓、一說、阿保肥前守忠實者、好修二禪學一、覩應二年與二秋山新藏入光政一力二戰於四條河原一之後、落髮爲レ僧、拔隊和尙者乃忠實也、按に非なり、阿保氏は武州七黨之一、丹治姓也、忠實采邑於本州一事、記二土庶部太平記一、忠實後入道名二信禪一、延文康安頃、但馬播磨邊に於て戰爭の事を載す、拔隊も延文の初爲レ僧、同時代の人なれど、語錄に所レ記行狀に隨て、爲二別人一事を是とすべし、忠實本州有二采邑一、且那たりし故に誤れるにや」

○絕海集釋中津撰

甲斐國志云、「絕海、名中津、夢窗之嗣法、絕海集行レ世、宗門に名ある僧なり」

○立正安國論

甲斐國志云、「年譜攷異に載す、延山日要題二祖書一曰、諸山所レ藏凡有二四本一、一在二洛本國寺一、是爲二廣本一、一在二身延山一、是略本也、又在二總州正中山與一眞間山一、四本、皆宗祖親書也と」云々、

○聖教要錄山鹿義矩撰

甲斐國志云、「山鹿甚五左衞門義矩は、始め氏長の家人、秀二文學一、達二兵法一、後浪人して起二一家一、世云二山鹿流一、嘗著二聖教要錄一、有レ罪謫二播州赤穗一、於二彼地一死す、凡排二宋儒說一、唱二古學一事、以二義矩一爲二先鞭一と云ふ、世に山鹿流十八部と云ふ書名ありと聞けり」

○甲陽軍鑑二十卷　○信玄全集

○兵書龍虎豹

甲斐國志云、「小幡勘兵衞景憲は昌盛の三男なり、幼名熊千代、改二孫七郎一、後稱二勘兵衞一、天正壬午十歲にして幕府に拜謁す、信玄全集卷尾に記云、尾畑勘兵衞尙繩（後改二景憲一）とあり、武者修行の志あり、文祿四年截レ髮書置して出奔す、武田の舊臣遺老今在二他家一者、或は潛二居草間一者に諮問し、其祕奧を學び獲て、遂に武田流の兵學を興復せり、信玄全集云、「天文十七年癸卯七月、武田晴信被レ定二軍師之作法箇條一云々、傳授、一は廣瀨鄕左衞門景房、二は辻彌兵衞盛昌、三は小宮山八左衞門昌久、四は三科肥前入道形幸物語を聞傳る、就レ中備を早く定る事は小宮山八左衞門、押太鼓は辻甚內盛次に傳授す、慶長四己亥年三月也、又云、景憲傳授の師は益田民部少輔秀成なり、元和四戊午年正月廿四日如レ件、秀成は上杉景勝軍配者也、又高坂彈正が遺稿を輯補して甲陽軍錄二十卷とす、按に、信玄全集は、蓋し甲陽軍鑑の原本か、每卷に尾畑勘兵衞書レ之とあり、軍鑑には高坂彈正書レ之とす、其文略同じく、全集には末書二十卷添たり、軍鑑中に有二石水寺物語一、公事卷等一、實に當時所レ記にや、高坂遺稿者蓋謂レ之ならんか、軍鑑に云、高坂彈正死後は春日惣次郎書二續之一、又高坂同心外記孫八、信州人西條治部、小幡下野三人、在二越後一書レ之ともあり、或人云、軍鑑梓行甚多し、嘗て校二合十八種一、各少異なり、但し明曆版なる者を爲二上古一由なれば、後世兵學の盛なるにおよんで、其書の行レ世事知ぬべし、而其書雖レ多レ違二事實一、今容易に可否を論ずべきに非ずと云々、景憲が所レ著の兵書龍虎豹の三品、結要本末書等あり、兵法海內に行はれ、從學の者擧て計べからず、北條安房守氏長、山鹿甚五左衞門義矩の輩傑出して、遂に景憲が名を唱揚せり、慧林寺に有二景憲石塔一、銘二倍曹院無角道牛居士一、寬文三年二月十五日、孝子又兵衞建レ之、（田野景德院に立牌、此には殊光院とあり、）景憲弟藤十郎昌重、文祿元年被二召出一、同二年於二肥州名古屋一夭す、年十六、傳五郎

繩松、實は橫田甚右衞門の末子なり、景憲無レ子故に養レ之と、橫田は景憲の從兄弟なり、按に、小幡氏の事、古人云、本州に一種の小畑氏ありと、景憲の家譜、武家閑談等に所レ記は、上州の小幡氏來り屬せし時、信玄命じて改二小畑一爲二小幡一、然ども軍鑑等始めより小幡日淨日意と記して、無二一小畑字一、所在に藏むる文書に、小幡又右兵衞と記たる者間々見えたるに、寬永中景憲が景德院に往復の手簡數通、皆尾畑と記したり、信玄全集に記するも同レ之、然して子孫は卽小幡の字を用ゆるなれば、小畑、尾畑、小幡共に異義なし、通訓の故にして、他に云ふ例の如し、必ず泥むべき事に非ずと見えたり、小幡上總介等の事は先方部にあり」

○梅花無盡藏甲斐德本撰

甲斐國志云、「甲斐德本は古に所謂醫隱なり、姓氏及鄕里を審にせず、自以二甲斐一爲二稱號一、府中上一條町に居る、（甲州古老物語には橫近習町一丁目に居るとあり、）野田紹安の家に隣れり、紹安は了存の孫、紹哲の子、本と松本氏、改二野田一、稱二七郎兵衞一、寬永頃爲二御代官一、治二所在上一條町一、金の交をなすと云、德本爲レ人磊落不羈にして、人口に膾炙すと雖も、得て可レ記こと傳はらず、梅花無盡藏、（明和中加州人荻野子元刊行、德本醫書、）慶長十六年辛亥二月廿六日、知足齋德本、（花押、）政貞公へ此書を授與すと記せし文書を、卷尾に載せたり、例言に德本氏、家居二于信一、嘗遊二於甲武一、又濃人長田德本云々と識すに至ては、其說信じがたし、美濃に長田忠致の輩あるに依て如レ斯云へるにや、德本本州の人たる事は明けし、近世崎人傳には、德本は永田氏、伊豆武藏の間を行めぐり、藥籠を負て、かひの德本一服十六錢と呼て賣あるく、江戶に有ける時大樹君御病あり、典藥の諸醫手を盡せども驗しなかりけるに、誰か申けん德本をめして療せしめ給ふに、不日にして平がせ給ふ、されば賞としていろいろの物を下賜りけれども、敢てうけず、たゞ例の一貼十六文に限る藥料をのみ申下したりければ、其淸白を稱しあへり、上みにも知しめされ、何にまれ願ふ事あらば申べきよし頻に命ぜられしかば、さらば我友のうちに家なきを悲しむものあり、是に家を賜らば猶吾に賜る如くならんと申し候ほどに、卽甲斐國山梨郡の地に金を添へて賜りぬ、やがて其ものを呼てとらせ、其身はまた藥を賣りて行衞しらずなりぬ、彼地に德本屋敷とて今も殘れりとぞ、此老の著述梅

華無盡藏と號す、近年刻に升り、藥方古によらず頗る奇なり、藥名も一家の隱名をもちゆとあり、無盡藏の原本は一にあらず、橋本外記と云者の藏本二卷、外記は古府の人、要法寺、妙音寺等の過去帳に、同氏の人多くみゆ、今市川村にその孫あり、世々業レ醫、紹春と云ふ者所レ寫、慶長二年六月八日渡邊重房、同兵左衛門重吉、各印せり、橋本外記へ授與する趣卷末に記しあり、刊行の本と異也、按に、紹春未レ審と雖も、德本所二友善一紹安、家世々以二紹字一爲二法名一、されば其黨の人なるべし、渡邊は德本の門人也と云傳ふ、古人云、此時代には梓書少なれば、傳授の事皆如レ斯、德本は寬永正保の頃盛んに、明曆萬治の間に終ると見えたれば、慶長の始め少壯にして自家の藥方を建ることは如何あらん、思ふに、此書は師家より入門の者に所レ與の方書なる故に、傳寫の違も間々多かりしにや、かならず口授の祕と云ふにはあるべからず、又市川村の醫所レ藏當流相承次第の記に、僧明監と云ふ者、入レ明學二醫術於月湖老人一、在レ明十二年、傳二授全九集一而歸、監居二住鎌倉一、圓覺寺內江春庵弟子助書記受二其術一而傳レ之、玉鼎鼎は助の弟子、皆居二江春庵一、後玉鼎棄二浮屠氏一、生二男三人一、周琳藏主、頤生軒、田代法眼是也、皆爲レ醫、其所レ傳各少異也、頤生名三喜、爲二之當流祖一、雖二知若齋道三之師也一、知足齋德本受二業道三一とあり、下岩山專福寺に藏むる八宮良純法親王の中村玄種に與へらるゝ手簡に、大乙丸の藥法云々、とくほんの書いま一冊もかり度候とあり、親王は寬永中より萬治二年まで在國なり、此書何れの歲にか有けん、德本既に去レ世人の樣にも聞えたり、一說に、慶安二年死す、年凡九十餘、又云、其知已紹安死後、德本出本共に終に不レ詳二死所一、古老物語にも紹安重病の時、德本來診レ脈、大哭不レ投レ藥、後日□家類放聲謠歌、有レ人告二紹安計一、不二敢顧一、其後擧二家財一與二諸僕某一、不二敢止一二本一、自負二藥囊一出遊、所無レ方云、大樹君の御脈を伺ひし事は、本州古老も云ひ傳へたり、賜二屋敷地一授二友人一、某云へるは、今斥云、其地處は見えざれども、上一條の橫町に來迎寺の抱屋敷一所三十間、十三間、の除地あり、吉川三秀本居レ之、德本の知友たりし由なれば、彼拜領の屋敷と云ふは卽この處なりや否、吉川後には、一條の町並に移居れり、來迎寺の檀那なる故に、此地は寄附せしと見えたり、□領田村百姓の宅地に、德本所レ產なりと州人も廣く言ひ傳る所あれども、今獲て可レ記こと無ければ、實否を知らず」

○甲州古老物語一卷、福與一峯居士撰

甲斐國志云、「元文中、福與一峯所レ記時年八十」、又云、「福與一峯居士は府中人、壯歲より仕官して、元文五年歲八十に及んで歸隱し、甲州古老物語一卷を

記す、中に自敍行狀あり、一峯舊甲府伊勢町に家す、今云二山田町一、御代官岩波七郎右衛門抱屋敷也、本宅は拜領地、代官町にあり、岩波は一峯が母の叔父なる故授レ之なり、親戚皆仕官して江戶に在り、一峯が父某は浪人にて居レ此、一峯十三歲の時、石氏某を師とし爲レ醫、十七歲にして粗其術に達し、廿一歲にして業成る、乃還レ家養二父母一、一峯は孝子なり、州閭に稱せらる、元祿九丙子十二月七日父八十二歲にして逝し、翌丁丑八月朔日母逝す、誓願寺中先塋の側に葬る、次年正月京師に遊て、夫より姬路に行て本多侯に仕へ、後於二古河一浪人し、又加藤出羽守に仕へ、七十五歲におよんで乞レ老て遯る、猶扶持を與へ退て養レ老しむ、遂に府中に終る、其子は福與右衛門、按ずるに、福與は信州伊奈郡箕輪の莊の地名なり」

○忠女傳源益之撰

甲斐國志云、「忠女福、未木村、都留郡忍草村の產なり、幼にして本村五郎右衛門の下婢となる、後五郎右衛門癩を患て家產を失ひ、奴婢皆離散せり、只福のみ舊恩を忘れず、善く保護す、又幼子あり、福是をも養育せり、實に力を竭すと謂ふべし、福が子六右衛門、本村又兵衛が養子と爲るに及んで、福五郎右衛門および幼息を携來て同居し、日々傭作して、寒暑風雨を避けず、食を求て養へり、病者所レ乞あれば一も虧く事なし、天明七未年十月、御代官武島左膳上聞に達し、同八年申二月十六日褒賞として、福に白銀二十枚、六右衛門に同拾枚を給ふ、本村の處士源益之、忠女傳を著し世に梓行せり」

○神學指要一卷、源光章撰　○神學持衡同

甲斐國志云、「源光章、下小河原村、族は加賀美、字は大章、號は櫻塢、始稱二河上一、本村山王權現の神主なり、享保中京師に遊び、風竹亭誠會姉小路頭中將實紀卿の隱名、に師事して歌道を學び、烏谷長庸俗稱三藏、に國學を受け、三宅重固俗稱丹治、號二尙齋一、に漢學を受け、延享二年十二月十九日、敍二從五位下一任二信濃守一、又東儀兼連に從ひ古樂を學び、綾小路亞相俊宗卿、に謁して郢曲を受け、座田成章能登守、に有職の事を學び、曾我式部元寬字苞卿、俗稱式部、に天文曆術を學び、遂に塾を設け書藏を營み、州里に敎授す、山王社募書疏附錄に載す、從學の者多かりしと云ふ、天明二壬寅年五月廿九日死す、年七十二、所レ著神學指要一卷、神學持衡および詩歌文章若干卷、藏めて其家にあり」

○白斂傳源忠告撰

甲斐國志云、「源忠告、西條村、字元道、號二西河一、加賀美忠久（畔村住吉明神神主、）の庶子なり、本村若宮八幡宮神主山木氏の後となる、爲レ人眞率豪放、好レ學好レ歌、當時有名の士を友として切磋不レ怠、其他劒槍鼓吹の伎に至るまで、蘊奥を極めざるはなし、遂に負レ笈て京師に適き、風竹亭に從學し、勵精有レ年、詠歌頗る入二佳境一と云、晩年に及て從五位下攝津守に敍任す、所レ著白薇傳、風竹亭跋レ之、詠草及所二手寫一韓柳文集、二十一代集、類題和歌集、國朝典故の書等若干卷、今藏二于其家一、」

○澤水法語一卷、澤水和尙撰

甲斐國志云、「澤水和尙、越後人、平子氏の子なり、爲レ僧汲二拔隊法流一、來二住鹽山一、嘗著二澤水法語一卷一、行二于世一、元文五庚申七月廿三日寂、百八十歲一、」

群書備考卷之二十

○諸國繪圖官撰

信府統記云、「凡官庫に納まる所の國々の繪圖は、大猷院殿の御代正保二乙酉年に、諸國へ命せられて改め正し、悉く官庫に納められし後、五十餘年を經て常憲院殿の御代に至りて、元祿十丁丑年、再國繪圖改のこと國々へ命せられし中にも、信濃國の圖をば、同國の城主眞田伊豆守信房、仙石越前守政明、松平遠江守忠喬と忠直公と四人に命せられて、同年閏二月四日に、右四人の留守居役たる者共、評定所へ召し呼ばれ、仙石伯耆守を以て仰渡さる、

一、公儀より仰附られし國繪圖大奉行は、永井伊賀守尙庸、井上大和守正岑、仙石伯耆守久尙、川口攝津守、井戸對馬守、

一、公儀より國繪圖小屋建て置かれ、役人等を定められ、國々の繪圖仕方內意窺等を宰どらしむ、

一、國繪圖見合せのため、正保年中に改められし古圖を借し渡さる、

一、此時國々の圖は、各其所の諸城主へ命せらるといへども、河內、武藏、相摸、安房、上總、伊豆、佐渡、飛驒、隱岐の九箇國は、御勘定方幷御代官中へ仰附られしなり、

一、右仙石伯耆守を以て仰渡されし中に、領分堺の繪圖、山河共に古圖に違ひし所を、審かに改め替へ記すべき旨あり、又國中領主の地入り交りし所は、書附を以て役人へ達すべし、公儀より其領主へ各仰附られ、其領々の圖を記さしめ、四人に渡さるべき由なり、又新繪圖成就の後、鄕村の帳面を添て指上べし、兼て意得あるべき旨命せられしなり、

一、國圖分間は、一里六寸の積りに作るべき旨仰渡さる、一里塚其所々にこれを記す、但し國々三十六町を一里と定むといへども、或は其國の古例として長短ある所少からず、都て古繪圖に記する一里塚の所を改めず、載せ記すべき旨なり、

一、國圖村形枝村の分、其所に書入べし、但し村形迫れる所は少づつはゆり合せ、枝村方角大抵違はざるやうに記すべし、枝村家數二十五六軒ほどでは書き載するにおよばず、三十軒に及べる枝村は、悉く著はし記すべしとなり、

一、村の名これなく、石高ばかりこれある地は、松本領の分と記し置くべしとなり、

一、新川新道新村又は新池沼等は、悉く改め記すべしとなり、但し古來の川筋違へる所少づつのことは、古圖の通にこれを記すべし、大に替れる所をば改め載すべき旨なり、新道も押し立したる通路は載せ記すべしと云へども、勢子道の分明ならざる類は記すに及ばずとなり、

一、新田開發の村、又は本村より切ひろげたる田地の石高幷見出しの地は、領主の意にまかせて書き著はすべし、本田石高ばかり書上ぐべきも、其所の領主に任せらるゝ旨なり、

一、往還の道路は、國境より國境まで道程幾里と改め、古圖の違あらばこれを正して、一定せる道程を新圖に載せ記すべき旨なり、

一、古來より有來れる村の內退轉せる所の田地、他の村へ配分して耕作すといふとも、先規の村の名、石高ともに是を記すべしとなり、

一、右の趣、公命に依て信州の國圖を正し書し、元祿十四辛巳年九月出來して、官府へ指上げられしなり」、

○源氏物語

淡海地志云、「不可思議曰、紫式部入二於石山一、草二光源氏六十帖一、八月十五夜對レ月起レ筆、卽反二大般若一書二之背一也、不レ知式部亦知レ之耶、或又偶然耶、大師式部俱般若用何哉、蓋聞、式部嘗見二覺運僧都一、受二三觀徵旨一、遂以二彼文一竊比二天台六十卷一、借二筆於司馬史法一而取二意西天敎法一、古人稱、不レ可レ說、未二曾有一也、意謂式部、蓋見二佛法大意一乎、其螢卷云、佛之善巧方便、隨レ機不レ同、迷者之所レ疑、方等經之中惟多、而究二其旨一、種々說レ法、終歸レ一矣、唯菩提口煩惱之分而已、讀二源氏一者、仰可レ見レ之耶」、

○宗久紀行宗久法師撰

封內風土記云、「宗久者、平吉氏、筑紫人、其所レ詠和歌見二于新拾遺以下三代敕撰集一、宗久紀行行二于世一」、

○光堂物語

平泉舊蹟志云、「友直嘗得二此一冊於俗間一、而後問二虛實於關山僧某一、某曰、此說當レ有二取捨一焉、思有二西京雜記一、酉陽雜俎一、輟耕錄等類之事一、則奇怪、亦不レ忘二捨之一、故今載而以助二同志之談柄一矣」、

○平泉雜記相原友直撰

平泉舊蹟志云、「平泉雜記は、余が嘗てあらはす所なり」、同書跋曰、「岩井は予が祖先、膽澤郡內の采地に併せて宅地を國君より給りし郡にして、先老の故鄉也、村は平泉に隣りて赤萩と號す、故に予幼年の頃より、彼の地に遊ぶことあまた度なりし、予山水の僻有て、あまねく勝地佳境を尋ねあそぶ、嘗て平泉達谷の遺蹤を訪ふの日、人のもとめに應じて、古史舊記等に散見せしを輯めて平泉實記を著し、又僧徒村老の口碑に求め、世父先老の譚話にもとづきて此書を草稿せし、實記は昔の盛衰を述べ、此書は荒廢の今をきたえ著はす、憶ふに予が固陋なる、博く群籍に求むるのちからなく、又僻地書典に乏しければ、多くの事を考漏して誤多かるべし、唯昔の迹の殘れる百分の一つをもしるしとめて、後の志を同うずる人の一覽に供ふるの微き志なり、又事繁くして二書に漏せし事と、惟異にして兒輩の談話等にもならざるをも捨るにしのびず、別に五冊となし、平泉雜記となづけて家僮に授けし、此二書を著さんとして搜り索たる

草稿の餘りにして、別に力を用ひたるにはあらず、是等を見む人杜撰の笑ひをなすべけれど、それをしもかへり見ざるは、是亦僻のいたす所なれば也、嗚呼後の今を見んこと、亦猶今の昔をみるが如しと悲める、古の人のことばに感せざらめや」、

○佛祖直傳一卷、釋祖一撰

巖邑府誌云、「按、僧史曰、釋祖一別號二峯翁一、不レ記二其生出里居一也、初游二西筑一、聞二紫野宗峯國師之名一而來學焉、聲傳二播遠近一、美濃郡守某具レ禮招致、建二寺於遠山一、號二明覺山大圓寺一、所レ編有二佛祖直傳一卷一、行二於世一、延文二年三月日寂、歲八十四、敕諡二正宗大曉禪師一、今以二紀年一考レ之、所謂美濃郡守者、蓋建武中遠山氏也」、

○倭名類聚鈔源順撰

四隣譚藪云、「能登守源順朝臣、倭名類聚鈔を延長□年に奉る」、

○氣仙風土草相原三畏撰

封內風土記云、「氣仙風土草、高田邑人相原三畏所レ著」、

○詩傳膏肓太宰純撰

上毛山吹日記云、「太宰德夫は、みづからに書たる詩傳膏肓あり」、

○上野國神名記

上毛山吹日記云、「又この神宮寺甘樂郡の什物に、この國の古き神名記有ることを聞ければ立寄りて、住持の法師に見んことを乞ふ、いみじくよまはりうやまひ、心經などずしつ、かうなどせさせて見せつ、延喜式の神名帳に載せられしは元よりにて、式外の古き社あまたを記し附たり、群馬郡はことに多し、西東にわかちたり、西郡而已にも百五十餘座なんおはしける、奥書に、永仁六年十二月廿五日、古本のそこなはれたれば、總社德藏寺衆觀心が寫したる由をしるせり、今の本は萬治三年にうつし傳へたるなりけり」、

○七經孟子攷文山井鼎、根本遜志同撰

○七經孟子攷文補遺物觀撰

上毛山吹日記、足利學校の條云、「七經幷孟子の鈔寫の本幾通りあり、毛詩一本に周詩と題して、終に慶長二十年茅席鐵子寒松林士釋誌とかけり、禮記のをはりには、永和五年五月三日以二此本一候二禁裏御讀說一、清原良賢と記せり、此人は時の名だたるはかせ也けるよし、後深心院關白記に書置給ふ、至德二年の侍

讀をもつかうまつりけると、皇年代略記に見えたり、七經の内にも論語は、分て鈔本おほく、五六部もやあるらん、此外に古き六行の活字本あり、これにもなべてには見えぬなりけり、先に或人のかり納めもたるを見しは、此本なり、正德の頃西條侯の儒臣山井惠彝鼎、此學校の事を傳へ聞て、其友がき根本伯修遜志は此國の人なれば、伴ひあそびて、此鈔本幷宋版の正義を見て、讀合せむことをおもひ立て、其外活字の本、明の正德嘉靖萬曆の註疏本幷永懷堂が註本を集め、汲古閣崇禎の本を主となして、それにあはせたして七經孟子攷文と名附けたりけり、然るに其比ほひ公方家こよなく書典を好ませ給ひければ、西條侯やがて是を奉あげ給ふに、いみじくめでおぼしめしける餘りに、物叔達觀等に仰せごとありて、再びよみたゞし、漏たりしを更にましくはへて、七經孟子攷文補遺と名づけ、官刻になぞらへて世にながく傳へさせ給ふ、誠にありがたく、行末にもたぐひすくなき書なるべし、其後美濃國にてものする紙を、殊さらに十文字にすかせさせ給ひ、それに摺て細井廣澤におほせて、其箱の上書をものして、瓊浦より清朝にわたしやらしめ給ひけるとぞ、是を見て我國の世々守りつたへし尊さを、かしこの人も知りぬらんかし、かくて乾隆帝の集め給へる四庫全書に、其攷文補遺を納入れ給へりしとこそ世に聞ゆめるは、誠にかゝるめでたき事のいでこしも、併しながら學校のいさをしならずや」

○經國集滋野貞主撰

奥羽觀迹聞老志云、「按、經國集、淳和帝天長四年丁巳、令下滋野貞主撰、自二慶雲四年一至二天長四年一之詩文上」

○奥州名所歌合

奥羽觀迹聞老志云、「按、奥州名所歌合者、想夫方物之雅宴、地理之證蹟也、可レ謂二東奥勝地便覽之一珍書一也、惜乎哉、如今不レ傳二于世一焉」

○日本總國風土記

鹽竈社考云、「元明和銅六年、敕二京畿七道諸國一、撰二風土記一、天平初書成奏上、而其所謂殘編載二多賀城碑事一、碑者天平寶字六年十二月、鎭守將軍藤原惠美朝臣朝獦所レ建、相二去風土記奏上一無慮三十餘年、安有二預記一是事一乎哉、其餘則亦可レ知也、據二僧仙覺萬葉集註釋一、文永弘安間、風土記全書猶存、自レ是之後其書散亡、

於レ今則僅存二一二一、美嘗觀二所謂殘編二十餘卷一、其書體裁與二原本一不二甚相似一、且其文字鄙陋、實是兎園蠹冊耳、其中一卷跋云、右加賀國之小帳也、可二以證一已一、

○陸奥國神社考新井君美撰　○松島記同

奥羽觀迹聞老志云、「公元該博、能通二古今一、而精二密于本朝之事一、想當二必有レ所レ受矣、矧又如二其德義才識一、實海内之文宗、神州之鴻儒、其高名學術、唯非レ稱二之本朝一、雖二他邦異域一亦能識二其人一、而稱二風藻一服二強識一焉、殊於二唐詩一則豐腴馴雅、與二開元諸名家一相頡頏、由レ是四方爭傳、以逮二海外之國一、其詩名擅二天下一、爲二明邦任鈐一甚見二稱譽一、誰又得而間然耶、今幸得二封内社考及松島記等于公大手筆一、而爲二吾州之珍一、載レ之以備二文獻之徵一云一」

○都產釋宗久撰

奥羽觀迹聞老志云、「崇光帝朝觀應中、丹州人釋宗久者、東行吟二咏于路次之佳境一、輯爲二一篇一、名號二都產一」

○日本總國風土記

近江輿地志略凡例云、「元明天皇の風土記、應仁の兵火にかゝつて今人間になし、たま〳〵淺井郡の脫簡、水戶の史館にあり、亦近江風土記と號し、二冊紙數六十葉ばかりある書、先年般舟院の役僧持來せり、古昔の風土記にあらず、後世の僞作なり」

○淡海錄原田藏六撰

近江輿地志略凡例云、「大津の商賈原田傳兵衞藏六が輯する淡海錄十冊、世間に流布す、此書前代舊事本紀を本立とし、江源武鑑等を必要とし、眞僞をわかたず、辨論なく、きくまゝに書集めたる書なり、一向採用にたらず」

○求中集　○祕極集

○三燈集　○町見集

○家寶集

近江輿地志略云、「田付兵庫助景澄、父を美作守景定と云、神崎郡田付村の人なり、鐵砲の達人なり、景澄が子兵庫助景治、その子四郎兵衞方圓、御旗本にあり、子孫相續す、是を田付流の鐵砲といふ、その最祕する所の書七冊あり、求中集、祕極集、三燈集、町見集、家寶集等なり」

○政要簡編熊谷直純撰

近江輿地志略云、「熊谷備中守直純は鹽津の產士なり、義政將軍に仕ふ、應仁亂の前、政要簡編を著述し

義政を諫む、義政諫をいれず、却て追放せらる、其館壁に書して去る、其詩にいはく、是非世間許多事、出ㇾ家端的是安住、今日委ㇾ恩入ニ此境一、從前不ㇾ踏來時飴、うき世にもすむ人あらば思ひ出もあらしの庭のはなの名ごりを、是後直純京極家の扶助を蒙る」、

○撮要集十卷、宗伯撰

近江輿地志略云、「宗伯は三雲氏の子なり、全宗嗣なきを以て宗伯を養て子とす、宗伯始め禪僧月舟等と方外の交をむすび、詩文を以て樂とす、後關左の醫一狛に見え、方脈を學び得るに勵み、東照神君に仕ふ、江州に采地を給ひ、施藥院に任じ法印に敍し、頗其名を施す、著す所の書撮要集十卷あり」、

○有唐巡禮記五卷、智證大師撰

○入唐求法目錄一卷、同 ○唐國師友唱酬詩集同

近江輿地志略、園城寺寶物の條云、「大師有唐巡禮記五卷、入唐求法目錄一卷、唐國師友唱酬詩集十二册等、將來の寶物不ㇾ可ニ枚擧一也」、

○藤川百首定家卿撰

近江輿地志略云、「定家卿寓居跡は、坂田郡藤川村にあり、今本陣林氏が家是なりといふ、藤原定家卿近流にて、三年この地に寓居なり、定家梅、定家石などいへるもこの所にあり、世に所謂定家の藤川百首といへるも、この地にて詠じ給ふ所なり、世間流布の藤川百首差誤多し、いま藤川林兵左衞門家藏の本を以て書寫す」、

○近江風土記

近江輿地志略云、「近江の風土記、今人間になし、わづかに淺井の一鄉脫簡紙六葉ばかり、水戶の館庫にあり、漸淺井一郡の境界および竹生島のことすこしくしるせり、その餘の神社佛宇山川行路等のことなし、全書を見ざればそのこともはかりがたし、歎惜するにたへたり、梨本三位祐之の大八洲の記に、當國のことをすこしくしるせども、淺井郡のみ風土記を引用し、他郡におよばず、世間流布の近江風土記といふ書あれども、一事のとるべきなし」、又云、「頃日近江風土記と云ふ書二册あり、全文了得せざる事多し、其上水戶の御文庫に近江風土記の脫簡あり、史館の總裁安積覺大兄によつて研窮せるに、彼二册の文法にも似ず、疑らくは此二册の書は僞書なるべし」、

○滋賀六覽最勝院主某撰

近江輿地志略云、「滋賀六覽は、臣が方外の友最勝院主の滋賀に修行の日、其土人舊蹟を能く知者とともに遊覽して、賦する處の詩にして、其書實記なり」、

○日吉記禰宜行丸撰

近江輿地志略云、「按ずるに、此日吉記は禰宜正四位上大藏卿祝部の行丸が作にして、實記なりと稱す、然れども書中悉く兩部習合にして、信用しがたきこと多し、今日吉祭禮に栗の御供を膳所より奉ㇾ備も、かかることゝ故にや、行丸が此書の後序に曰、元龜二年未の年九月十二日早旦、織田彈正忠信長山上坂本を燒、社中の記錄悉く灰燼となる、然して後天正五丁巳の年三月中旬、伊香達の鄉において新に是を記すと云云、是を以て見れば、新調の記錄にして旁信用しがたしといへども、暫これを記して後考に備ふるのみ」、

○源氏物語

近江輿地志略云、「源氏物語は紫式部が寓言にして、實事なし、源の高明公などを光源氏になぞらへ思うて作りしなどといへども、實に光源氏といふ人はなし、然るに攝津國須磨に光源氏のやしきといふ處あり、京師堺町通り松原の北に夕顏の塚あり、石山に夢の浮橋あり、みな後世好事の者のなす所にて、信用すべきにあらず」、又云、「光源氏を左大臣になぞらへ、紫上を式部が身によそへて、周公旦、白居易の古をかんがへ、在納言、菅丞相のためしを引出て書出しけるなるべし、その後次第にかき加へて、五十四帖になしてたてまつりしを、權大納言行成卿に淸書させられて、齋院へまいらせけるに、法成寺入道關白與書をくはへられて云、この物語世にみな式部が作とのみおもへり、老比丘筆を加ふる所なりと云々、誠に君臣の交、仁義の道、好色の媒、菩提の緣に至るまで、是を載せずといふことなし、其趣莊子の寓言におなじき物か、詞の妖艶更に比類なし、一部の內に紫の上の事をすぐれて書出したる故に、藤式部の名を改て紫式部と號せられけり、一說に云、藤式部の名幽玄ならずとて、後に藤のゆかりによせて紫の字にあらためらるゝと云々、或說に云、一條院の御乳母子なり、上東門院へまいらせらるゝとて、我ゆかりの者なり、あはれとおぼし召せと申させ給ひけるによりて、この名あり、武藏野の歌の義ともいへり、水鑑曰、紫式部が源氏物語作出して侍るは、さらに凡夫の所行と

はおぼえ侍らず、日本紀を始として諸家の日記に至まで、あきらかにさとり得て、時の人日本紀の局と號し侍りけりとあり、およそ物語の中の人のふるまひを見るに、たとき賤きにしたがひ、男女につけても人の心をさとらしめ、その趣ををしへずといふことなし、又曰、相傳、式部心に物語の趣興出來しまゝ、佛前にありし大般若經をひるがへして、草稿を書せり、其後罪障を滅せんために、大般若經六百卷書寫して奉ると、弄花鈔曰、大齋院所二望上東門院一之時、式部卽作二進之一、連々用意乎、詣二石山寺一得二趣向一之由、見二河海鈔一、在二緣起一、但飜二般若書之說一、無レ實乎云々、是等をもつて見れば、般若經の裏に書きしといふはあやまりなるべし、又曰、蓋西天祖師四門を立て諸經論を判釋す、これを龍樹の四敎と名づく、所謂有門、空門、亦有亦空門、非有非空門なり、式部これによつて卷の名を立、故に標レ之、夫以二佛敎門一出二三界苦一、群機の所趣一佛にあらず、一佛乘において種々の門をまうけ、群機を誘導す、靈旦小釋迦以二藏通別圓一、俱立二四門一、十六の門あり、若方便門をひらきて眞實相をしめすときは、種々みな權門たる事をしる、作者の意蓋在二於玆一、源氏を讀者談何ぞ容易ならん、或謂、源氏は好色の書なり、よむべからず、或謂、源氏は和語の書なり、和歌をまなぶものよまずんばあるべからず、或謂、源氏は世敎の書なり、五倫の品、五常の道そなはらずといふことなし、且本朝の古を覽んと欲するには、この書にしくはなし、紫式部を日本紀の局といふことも、能この物語に經緯の卷をかきたるがゆゑなりとかや、或はいへらく、源氏物語は佛敎の書なり、四門幽致、三諦奧旨、しめさずといふことなしと、臣曰、往々寓言にして婬佚の事を以て可とし、悠艶のことをもつて專とし、よく人情のおよぶ所を記す、筆力甚柔にして女子の書たり、和文の髓にして班馬が筆にはぢず、或云、源氏物語よむべからず、人をして婬風をおこさしむと、臣曰、不レ然、よくよみあしくよむとの二にあり、前車の覆を後車の誡とすれば、惡も善の敎なり、三綱の於レ禮、男女の交情そのよきものにおもひては周召の正風をおもひ、その不レ善ものには邪衞の變音を刺れり、その意見つべし、修者には命途差ひ多き事を示し、憂者には遇合時有る事を喩す、花の晨には霞を隣て、春日の永しがたき事を愛み、

月の夕べには露を悲て秋山の落やすきことを傷、嗚呼善惡は讀人の意にあつて其書にあらず、又云、紫式部は越前守爲時が女なり、母は常陸介爲信が女なり、上東門院に相ともに陪侍す、明星鈔及諸系圖を按するに、其祖先は閑院左大臣冬嗣公の六男勸修寺の元祖内舍人藤原良門、其子右中將利基、その子中納言兼輔、その子因幡守惟正、その子越前守爲時、其女式部なり、式部後に左衞門權佐宣房に嫁し、大貳三位辨局を生、元より藤原氏なる故に藤式部と號せしに、源氏物語をつくり、一部最奇勝なるに、就レ中若紫の卷の詞絕妙なるによつて、名を紫式部と賜へり」

○先代舊事本紀

近江輿地志略云、「前代舊事本紀、尙以僞書なり、一名は大成經と號す、印版にありしかども、故あつて版を滅す」

○近江國栗太郡建部大明神緣起 春原信直撰

近江輿地志略云、「此緣起一冊は、京師下御靈の神主春原信直が編纂する處なり、權中納言藤原の公通卿の跋あり、其跋曰、大已貴命者全德全備之神、而其威振二于天下一、故號二葦原醜男一、號二八千戈神一、且其祠云二建部一、良有二所以一哉、嗚呼講レ武治レ邦之人、豈夫不二尊信一耶」云々、

○近江國栗太郡阿彌陀寺略記 卽譽和尙撰

近江輿地志略云、「是阿彌陀寺の二十四世卽譽和尙の筆記なり、臣寺の事を問ふに、卽譽これをおくれり」

○義人錄 室直清撰

○太平義臣傳 片島武矩撰

近江輿地志略云、「大石良雄は内藏助と號す、秩千五百石、播磨赤穗の城主淺野内匠頭長矩の國老なり、父は權内、母は池田氏、備前國岡山の國老池田出羽が女なり、初良雄、曾祖及祖父皆内藏助と號す、世々赤穗の國老たり、祖父内藏助權内を生、權内良雄を生、權内早く卒す、良雄嫡孫を以て祖の嗣を承、其人となり簡靜にして威望あり、甚國人のために重んぜらる、元祿十四辛巳の年、敕使江戸に來り給ふ、淺野長矩館待のことを領す、吉良上野介良英事を侈り無禮なり、長矩と隙あり、長矩怒にたへず、刀を以て頭に中つ、座中みな是を抱きとゞむ、私の怨を以て公法をみだると云ふをもつて、罪に死す、讐敵吉良良英自若たり、是に於て良雄等四十七人の義士、心を一にして晝夜力をつくし、つゐに讐敵吉良良英の首を得て、長矩泉下の

恥をすゝぐ、忠臣といひつべし、親族赤坂重賢義士の列にあり、不幸中の幸なり、室鳩巣先生義人錄をあらはし、片島武矩太平義臣傳をあらはし、世に流布す」

○近江國甲賀郡油日神社緣起

近江輿地志略云、「按ずるに、油日社の緣起は、僞說のみにて論ずるにたらず、勝照といへる年號日本になし、何れの年號にや、太子を行幸としるす、笑べし」

○御手印記聖德太子撰

近江輿地志略云、「御手印記とは、一に本願緣起と名づく、聖德太子の作書なり」

○佐々木氏家譜佐々木定賢撰

近江輿地志略云、「佐々木氏家譜は、佐々木二十四世の嫡孫左兵衞定賢が撰して、蒲生郡佐々木の社に奉納する處の實錄なり」

○石塔寺記野矢某撰　○石塔寺物語同

近江輿地志略云、「蒲生郡石塔寺の住侶覺澗阿闍梨、寺記幷石塔寺物語と云ふ書を臣におくれり、阿闍梨の云、此書は野矢氏の者書記して寺におくれり、考合のためにおくると」

○近江國郡分十二卷、木村某撰

近江輿地志略云、「神崎郡新海村の鄕士木村源太が郡分の書十一卷あり、松居親久が跋ある書なり、實錄にあらず、信疑半せる書なり」

○三國傳記

近江輿地志略云、「三國傳記、怪異の說多し、採用にたらざる書なり」

○賀茂社歷代舊記

近江輿地志略云、「賀茂社歷代舊記は、賀茂祠官七家の內岡本氏の祕記なり」

○寺門傳記補錄

近江輿地志略云、「寺門傳記補錄は、三井寺の唐院所藏の實錄なり」

○關寺緣起十卷、菅某撰

寺門傳記補錄云、「菅氏所レ錄關寺緣起十卷、文筆誤脫落甚多、讀レ之、或有下不レ堪二訓讀一而義旨未レ通者上」

○梁塵愚按鈔

飛州志云、「梁塵愚按鈔は、一條禪閤の御作なり」

○棘門集釋集九撰　○梅花無盡藏同

○天白下同　○帳中香同

○曉風集同

飛州志云、「叢林才子傳曰、萬里、諱集九、號二漆通道人一、稱二江左梅庵一、住二相國寺一寮舍一、有レ集、曰二棘門集一、曰二梅花無盡藏一、又當レ釋二東坡詩一作二天下白一、解二黃山谷詩一撰二帳中香一、說二三體詩一造二曉風集一、後還俗生レ男、其名曰二千里一云々、才子傳は、日本の禪宗濟下の僧の學識文章のあるを、百人選み載せたる書なり」

○飛州千光寺記釋玄海撰　○飛州軍亂記

○飛州三澤記

飛州志云、「本土の民間に飛州軍亂記、飛州千光寺記、飛州三澤記と云へる三書あり、按ずるに、是往古の說話を、後世の國人、其事實をも不レ糺、猥りに誌せしものと見えて、來由年代等甚だ符合せず、見るに益なしと云へども、此國の書と稱して來る事久し、故に今止事を得ざるものをば、聊か頭書に記して知らしむるのみ、詳なるには不レ及」

○人國記

飛州志云、「傳說云、北條相摸寺平時賴最明寺道崇撰レ之」云々、

○奧州安積郡伏龍寺緣起滿月上人撰

續會津風土記云、「伏龍寺、在二福良村一、寬元年中、滿月上人考下弘法所二自筆一之書上、著二當寺緣起一、」

○伊奈郡鄕村記

伊奈郡鄕村舊事記序云、「爰に予が門葉の方に、伊奈鄕村記と題せし書物有、見るに、言ならはせる靑表紙の帳面を種として、其村その地高を書寫し、古き城跡の武士の名も、有增は書き傳へたり、是や壁の內より出たる書と云ふ物ならんと、予が聽傳へ書置し事共を追加して卷をなす」

○民部省圖帳

千曲之眞砂云、「職原鈔引事大全曰、民部省云、周禮地官、大司徒之職也、邦國土地之圖、戶口八民之數、此官之所レ知也、本朝又如レ此、天下戶口皆掌レ之、又有二圖帳一、國郡牓示載以明白也、謂二之民部省圖帳一、註曰、上略、孝德天皇大化元年八月詔、始而定二天下戶籍、田畝園地、水陸之利、百姓之數一云々、是民田之圖帳也」

○諸國繪圖

千曲之眞砂云、「古老隱士傳曰、近代日本國中分間繪圖者、正保二年乙酉、大猷君依二台命一、日本國分間、制二於繪圖一、以二曲尺七寸一爲二一里一、其後元祿十四年辛巳、再常憲君依二台命一、日本總繪圖改二正之一、諸國地頭蒙

台命、地頭無レ之國者御旗本町野新兵衛奉レ之、其外者其國々之頭奉レ之、信州者、松代城主眞田伊豆守幸道奉レ之、御料私領國圖總奉行井上大和守正道奉レ之、右繪圖以二曲尺六寸一爲二一里一、謂二之官庫之國圖一也、私曰、井上大和守正道後改二河内守正岑一、爲二老中職一、常陸茨城郡笠間城主、領二六萬石一、又曰、右圖長八間餘、廣大也、又不レ及二鄙賤手一、」

○國史實錄羅山林子撰

千曲之眞砂云、「國史實錄者、林羅山子蒙二嚴有君命一、寛文十年撰、右續日本紀拾芥鈔所レ載、譯而文義明白也、」

○日本風土記

和漢歷代備考曰、「四十三代元明天皇和銅六年癸丑、詔撰二日本風土記一、諸國郡縣土產草木鳥獸國風載備二是記一、」

○元祖一遍上人繪詞傳十卷、眞教上人撰

千曲之眞砂云、「元祖一遍上人繪詞傳、元來十卷有レ之由、今紛二亂諸國一、二卷目金臺寺佐久郡野澤村、有レ之、遊行二代他阿彌陀佛眞教上人自筆記之所、而所々有二細繪一、其畫圖至て古雅なる物にて殊勝也、筆跡は似二尊圓法親王御筆一、甚精妙也、今世者曾而不レ可レ及、表紙古金襴、梅模樣、水晶軸、紙古代の物にして、何とも不レ知、如二木漉紙一、誠稀代寶物、不レ可レ不レ有二信仰一、」

○蘆田日記松平康勝撰

千曲之眞砂云、「蘆田日記は、駿河大納言忠長卿依二御尋一、康國弟松平右衞門大夫康勝爲二書上一實錄也、文段の中に拙者又は私と有レ之は、康勝自分の事なり、或曰、此日記忠長卿へ書上ると云ふは非也、家光公未大納言の時、依二御尋一書上也と云、」

○參河後風土記平岩親吉撰

○德川歷代記大須賀康高撰

千曲之眞砂云、「或人難曰、後風土記は平岩主計頭親吉爲二見聞所一、少も不レ諂不レ飾書ける趣、序文に述レ之、實錄也、如レ此書を、今年隔り世移りて後、以二推量一難レ之事、甚可レ謂二僻事一歟、答以二外書一非レ難、其一書の內相違多し、都て不レ限二此一事一、諸記の趣と甚相違也、親吉實に以二見聞一記レ之、加樣に一書の內不レ可レ有二齟齬一、按に、序文は親吉實作にして、後人以二利口一推量、色々爲二增補一、親吉の盜レ名作レ之書と見ゆ、識者能々考閱て、余の愚考を改正せん事を願ふ而已、

又編年集成凡例、木村高敦子が說にも、德川歷代記は大須賀康高が名を僞りて書く也、參河後風土記は平岩親吉が名を借て作レ之、全く僞書也、必用レ心事莫れと書けり、太宰春臺先生も說同じ、然れば余が愚考も不レ可レ笑、又或人曰、參河後風土記と云ふ書は、文盲成る書也、先其標題難二心得一、此書始終風土之事不レ見、往々日本風土記の補闕、參河一國の事跡、或寒暖風土或草木產物等載レ之、續集以レ心可レ號二後風土記一事也、御當家之事跡、編述して如レ此稱レ之事、不レ及二論書一也、不レ堪二一笑一書也と云へり、」

○寶永文正立羽某撰

千曲之眞砂云、「勝俣氏守鎌子余に謂て曰、國中の怪談奇語の實說を筆記せる中に、三塚村子安寶珠靈石の事はいかにしてか書きもらせると、余答て、是は下官先祖の事にして、おこがましく書記さんは、他人の褒貶をおもふ故記さずと、又曰、虛說をなして自を慢じたるこそあしけれ、これほどに憚なる事を記さず、年換り星移りて後代は人知ずして、此事未レ審ば、却て汝のつみたるべしと、只管にすゝめらる、よりて筆記せるもの也、少しにても虛談なき事は、神佛に誓ひ奉りてこゝに記しぬ、中略、また曰、正德年中江戶平松町書肆立羽氏、此事を編述して寶永文正と題し、梓行して世にあり、年代其外文勢の花をかざらんがため、相違の事多し、大同小異あるものなり、」

群書備考 終